

令和三年六月 八 日開会
令和三年六月二十三日閉会

令和三年第二回定例会会議録

西之表市議会

令和三年第二回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 六月八日（火）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	七
一、提出議案の一括上程	七
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	七
八板市長	七
一、議案審議	一
報告第二号 専決処分の承認を求めるとについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）	一
柳田税務課長説明	一
報告第三号 専決処分の承認を求めるとについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）	一
柳田税務課長説明	一
報告第四号 専決処分の承認を求めるとについて（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	一
柳田税務課長説明	一
報告第五号 専決処分の承認を求めるとについて（西之表市介護保険条例の一部を改正する条例）	一
柳田税務課長説明	一
一、休 憩	一
一、再 開	一
一、議案審議	一
報告第六号 専決処分の承認を求めるとについて（令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十三号））	一

奥村財産監理課長説明	一八
長野広美さん質疑	二一
下川福祉事務所長	二一
高石経済観光課長	二二
橋口美幸さん質疑	二二
報告第七号 専決処分の承認を求めることについて（令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））	二三
長野健康保険課長説明	二四
橋口美幸さん質疑	二五
長野健康保険課長	二五
報告第八号 専決処分の承認を求めることについて（令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第三号））	二六
川畑市民生活課長説明	二六
長野広美さん質疑	二七
川畑市民生活課長	二七
報告第九号 専決処分の承認を求めることについて（令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号））	二七
下川高齢者支援課長説明	二八
報告第一〇号 専決処分の承認を求めることについて（令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号））	二九
長野健康保険課長説明	二九
一、休 憩	三一
一、再 開	三一
一、議案審議	三一
報告第一一号 令和二年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	三一
奥村財産監理課長説明	三一
報告第一二号 令和二年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について	三三

奥村財産監理課長説明	三三
報告第一三号 専決処分承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第一号））	三四
奥村財産監理課長説明	三四
長野広美さん質疑	三五
下川福祉事務所長	三五
報告第一四号 専決処分承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第二号））	三六
奥村財産監理課長説明	三六
報告第一五号 専決処分承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第三号））	三七
奥村財産監理課長説明	三七
長野広美さん質疑	三八
下川福祉事務所長	三八
議案第二六号 西之表市監査委員の選任について	三八
八板市長説明	三九
議案第二七号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	四一
八板市長説明	四一
議案第二八号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	四三
八板市長説明	四三
一、休憩	四五
一、再開	四五
一、議案審議	四五
議案第二九号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	四五
森企画課長説明	四五
議案第三〇号 西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	四六

下川福祉事務所長説明	四六
橋口美幸さん質疑	四七
下川福祉事務所長	四七
議案第三一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する	四七
条例の制定について	四七
下川福祉事務所長説明	四七
議案第三二号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定	四八
について	四八
下川福祉事務所長説明	四八
議案第三三号 令和三年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	四九
奥村財産監理課長説明	四九
議案第三四号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)	五一
長野健康保険課長説明	五一
議案第三五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	五二
下川高齢者支援課長説明	五二
議案第三六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	五三
長野健康保険課長説明	五三
議案第三七号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	五三
高橋水道課長説明	五三
一、請願・陳情の委員会付託	五四
一、日程報告	五五
一、散 会	五五

第二号 六月九日(水)

一、開 議	六二
一、一般質問	六一
濱島明人君	六一
森企画課長	六三
八板市長	六三
一、休 憩	七一
一、再 開	七一
一、一般質問	七二
杉 為昭君	七二
八板市長	七三
一、休 憩	八三
一、再 開	八三
一、発言の申出	八三
八板市長	八三
一、一般質問	八三
鮫島市憲君	八三
山崎学校教育課長	八四
上妻建設課長	八六
岩下農林水産課長	八八
一、休 憩	八九
一、再 開	八九
一、一般質問	八九

第三号 六月十日(木)

竹下秀樹君 八九

吉田教委総務課長 八九

山崎学校教育課長 九一

高石経済観光課長 九二

岩下農林水産課長 九五

八板市長 九五

森企画課長 九五

一、日程報告 一〇〇

一、散会 一〇〇

第三号 六月十日(木)

一、開議 一〇五

一、一般質問 一〇五

橋口好文君 一〇五

岩下農林水産課長 一〇六

八板市長 一〇九

高石経済観光課長 一一〇

一、休憩 一一三

一、再開 一一三

一、一般質問 一一三

遠藤建次郎君 一一三

岩下農林水産課長 一一四

上妻建設課長 一一七

八板市長	一八一
一、休 憩	一二四
一、再 開	一二四
一、一般質問	一二四
宇野裕未さん	一二四
森企画課長	一二六
高石経済観光課長	一二九
松下総務課長	一三二
上妻建設課長	一三四
岩下農林水産課長	一三五
一、休 憩	一三六
一、再 開	一三六
一、一般質問	一三六
渡辺道大君	一三六
上妻建設課長	一三六
八板市長	一三九
森企画課長	一四〇
一、日程報告	一四四
一、散 会	一四四
第四号 六月十一日(金)	
一、開 議	一四九
一、一般質問	一四九

橋口美幸さん	一四九
高石経済観光課長	一五〇
八板市長	一五〇
長野健康保険課長	一五一
下川福祉事務所長	一五四
上妻建設課長	一六〇
一、休憩	一六一
一、再開	一六一
一、一般質問	一六一
田添辰郎君	一六一
八板市長	一六四
一、休憩	一七四
一、再開	一七四
一、一般質問	一七四
長野広美さん	一七四
八板市長	一七五
山崎学校教育課長	一七七
下川福祉事務所長	一七九
大平教育長	一八〇
岩下農林水産課長	一八一
松下総務課長	一八四
一、日程報告	一八五
一、散会	一八五

第五号 六月十八日(金)

一、開 議	一九〇
一、会期の決定	一九〇
一、提出議案の上程	一九〇
一、提案理由説明	一九〇
八板市長	一九〇
一、議案審議	一九〇
請願第五号 試験飛行後の意識調査を求める請願書の取り下げについて	一九一
議案第三八号 防災備蓄倉庫売買契約について	一九一
松下総務課長説明	一九一
一、日程報告	一九二
一、散 会	一九二

第六号 六月二十三日(水)

一、開 議	一九七
一、日程追加	一九八
一、緊急質問	一九八
杉 為昭君	一九八
八板市長	一九九
森企画課長	一九九
一、議案審議	二〇三
議案第二九号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	二〇三

竹下総務文教委員長報告	二〇三
議案第三〇号 西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	二〇四
渡辺産業厚生委員長報告	二〇四
橋口美幸さん反対討論	二〇五
議案第三一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	二〇六
渡辺産業厚生委員長報告	二〇六
橋口美幸さん反対討論	二〇七
議案第三二号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	二〇八
渡辺産業厚生委員長報告	二〇八
一、休憩	二〇九
一、再開	二〇九
一、議案審議	二〇九
議案第三三号 令和三年度西之表市一般会計補正予算(第四号)	二〇九
議案第三四号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)	二〇九
議案第三五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号)	二〇九
議案第三六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号)	二〇九
議案第三七号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号)	二〇九
長野予算特別委員長報告	二〇九
請願第三号 国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する事を求める請願書	二一四
濱島馬毛島対策特別委員長報告	二一四
宇野裕未さん反対討論	二一五

竹下秀樹君賛成討論	二二六
渡辺道大君反対討論	二二六
田添辰郎君賛成討論	二二六
請願第四号 中西地域の道路における側溝設置についての請願書	二二八
渡辺産業厚生委員長報告	二二八
陳情第一号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇二二年度政府 予算に係る意見書採択の陳情について	二一九
竹下総務文教委員長報告	二一九
一、休 憩	二二〇
一、再 開	二二〇
一、議案追加上程・議案審議	二二〇
議案第三九号 西之表市教育委員会委員の任命について	二二一
八板市長説明	二二一
議案第四〇号 馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書	二二三
濱島馬毛島対策特別委員長説明	二二三
橋口好文君反対討論	二二四
下川和博君賛成討論	二二五
鯨島市憲君反対討論	二二五
遠藤建次郎君賛成討論	二二六
長野広美さん反対討論	二二六
田添辰郎君賛成討論	二二七
橋口美幸さん反対討論	二二九
一、休 憩	二三〇

一、再 開	1130
一、議案審議	1130
議案第四一号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	1130
竹下総務文教委員長説明	1131
議案第四二号 馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書	1132
濱島馬毛島対策特別委員長説明	1132
橋口美幸さん反対討論	1133
竹下秀樹君賛成討論	1134
田添辰郎君賛成討論	1135
宇野裕未さん反対討論	1136
渡辺道大君反対討論	1137
長野広美さん反対討論	1138
一、休 憩	1141
一、再 開	1141
一、議案審議	1141
議案第四三号 馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する意見書	1141
鮫島市憲議員説明	1141
橋口美幸さん賛成討論	1142
田添辰郎君反対討論	1143
宇野裕未さん賛成討論	1146
長野広美さん賛成討論	1147
一、議員派遣の件	1148
一、閉会中の継続審査	1149

令和三年第二回西之表市議会定例会

一、会期日程

月	日	曜	種別	内容
六・八	火	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（質疑・委員会付託）、請願・陳情の委員会付託	
九	水	本会議	一般質問	
十	木	本会議	一般質問	
十一	金	本会議	一般質問	
十二	土	休会		
十三	日	休会		
十四	月	委員会	付託案件審査 総務文教委員会	
十五	火	委員会	付託案件審査 産業厚生委員会	
十六	水	委員会	付託案件審査 予算特別委員会	

二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七
水	火	月	日	土	金	木
本 会 議	休 会	委 員 会	休 会	休 会	委 員 会	本 会 議
<p>緊急質問、議案審議（各常任委員会及び予算特別委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（各常任委員会及び馬毛島対策特別委員会委員長報告、質疑・討論・表決）、議案五件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、閉会中の継続審査、閉会</p>		<p>各特別委員会、議会運営委員会、全員協議会</p>		<p>各常任委員会</p>		<p>会期の決定、議案一件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）</p>

一、付議事件

番号	事件名	審議方法	結果
報告第 二号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市税条例等の一部を改正する条例）	即決	六月八日承認
報告第 三号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即決	六月八日承認
報告第 四号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市国民健康保険条例の一部を改正する条例）	即決	六月八日承認
報告第 五号	専決処分の承認を求めるとについて（西之表市介護保険条例の一部を改正する条例）	即決	六月八日承認
報告第 六号	専決処分の承認を求めるとについて（令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十三号））	即決	六月八日承認
報告第 七号	専決処分の承認を求めるとについて（令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））	即決	六月八日承認
報告第 八号	専決処分の承認を求めるとについて（令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第三号））	即決	六月八日承認
報告第 九号	専決処分の承認を求めるとについて（令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号））	即決	六月八日承認
報告第 一〇号	専決処分の承認を求めるとについて（令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号））	即決	六月八日承認
報告第 一一号	令和二年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について		六月八日報告
報告第 一二号	令和二年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について		六月八日報告

報告第	一三号	専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第一号））	即	決	六月八日	日承	認
報告第	一四号	専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第二号））	即	決	六月八日	日承	認
報告第	一五号	専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第三号））	即	決	六月八日	日承	認
議案第	二六号	西之表市監査委員の選任について	即	決	六月八日	日同	意
議案第	二七号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即	決	六月八日	日同	意
議案第	二八号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	即	決	六月八日	日同	意
議案第	二九号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	委員会付託		六月二十三日	原案可決	
議案第	三〇号	西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託		六月二十三日	原案可決	
議案第	三一号	西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託		六月二十三日	原案可決	
議案第	三二号	西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託		六月二十三日	原案可決	
議案第	三三号	令和三年度西之表市一般会計補正予算（第四号）	委員会付託		六月二十三日	原案可決	
議案第	三四号	令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託		六月二十三日	原案可決	
議案第	三五号	令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託		六月二十三日	原案可決	
議案第	三六号	令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）	委員会付託		六月二十三日	原案可決	
議案第	三七号	令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）	委員会付託		六月二十三日	原案可決	

一、付議事件（追加分）

番号	事件名	審議方法	結果
議案第 三八号	防災備蓄倉庫売買契約について	即決	六月十八日原案可決
議案第 三九号	西之表市教育委員会委員の任命について	即決	六月二十三日同意
議案第 四〇号	馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書	即決	六月二十三日原案可決
議案第 四一号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	即決	六月二十三日原案可決
議案第 四二号	馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書	即決	六月二十三日原案可決
議案第 四三号	馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する意見書	即決	六月二十三日否決

一、請願書・陳情書(新規分)

番号	事件名	提出者	結果
請願第 三号	国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する事を求める請願書	西之表市栄町二番地 西之表市商工会 会長 福井清信	六月二十三日採 択
請願第 四号	中西地域の道路における側溝設置についての請願書	西之表市西之表六五〇六番地 中目一郎 他十二名	六月二十三日採 択
陳情第 一号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇二二年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	西之表市古田一二二五番地 鹿児島県教職員組合 地区支部 西之表地区協議会 議長 柳 光洋	六月二十三日採 択

本会議第一号（六月八日）

本会議第一号（六月八日）（火）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年六月八日午前十時開会

△開 会

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和三年第二回西之表市議会定例会を開会いたします。

初めに、四月の人事異動による新任課長を御紹介いたします。

経済観光課長、高石心平君。

○経済観光課長（高石心平君） よろしくお願ひします。

○議長（川村孝則君） 学校教育課長、山崎省一君。

○学校教育課長（山崎省一君） よろしくお願ひします。

○議長（川村孝則君） 以上でございます。よろしくお願ひいたします。

△開 議

○議長（川村孝則君） これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十四名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第一号のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 提出議案の一括上程

日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明

日程第五 報告第二号 専決処分の承認を求めることについて
（西之表市税条例等の一部を改正する条例）

日程第六 報告第三号 専決処分の承認を求めることについて
（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第七 報告第四号 専決処分の承認を求めることについて
（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第八 報告第五号 専決処分の承認を求めることについて
（西之表市介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第九 報告第六号 専決処分の承認を求めることについて
（令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十三号））

日程第十 報告第七号 専決処分の承認を求めることについて
（令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））

日程第十一 報告第八号 専決処分の承認を求めることについて
（令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第三号））

日程第十二 報告第九号 専決処分の承認を求めることについて
（令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第

五号)

- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 日程第一三 | 報告第一〇号 専決処分の承認を求めることについて
(令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第五号)) | 日程第二四 | 議案第三一〇号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第一四 | 報告第一一号 令和二年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について | 日程第二五 | 議案第三二〇号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第一五 | 報告第一二号 令和二年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について | 日程第二六 | 議案第三三〇号 令和三年度西之表市一般会計補正予算(第四号) |
| 日程第一六 | 報告第一三号 専決処分の承認を求めることについて
(令和三年度西之表市一般会計補正予算(第一号)) | 日程第二七 | 議案第三四〇号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第一号) |
| 日程第一七 | 報告第一四号 専決処分の承認を求めることについて
(令和三年度西之表市一般会計補正予算(第二号)) | 日程第二八 | 議案第三五〇号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第一号) |
| 日程第一八 | 報告第一五号 専決処分の承認を求めることについて
(令和三年度西之表市一般会計補正予算(第三号)) | 日程第二九 | 議案第三六〇号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第一号) |
| 日程第一九 | 議案第二六号 西之表市監査委員の選任について | 日程第三〇 | 議案第三七〇号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算(第一号) |
| 日程第二〇 | 議案第二七号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 日程第三一 | 請願・陳情の委員会付託 |
| 日程第二一 | 議案第二八号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | | |
| 日程第二二 | 議案第二九号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | | |
| 日程第二三 | 議案第三〇号 西之表市家庭的保育事業等の設備及び | | |

△会議録署名議員の指名

○議長(川村孝則君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指

名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、五番議員宇野裕未さん、六番議員杉為昭君を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る六月三日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から六月二十三日までの十六日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。これに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から六月二十三日までの十六日間とし、配付してある日程表のとおり決定をいたしました。

△提出議案の一括上程

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

報告第二号から報告第一五号及び議案第二六号から議案第三七号までを一括して上程いたします。

△市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、ここに令和三年第二回西之表市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席くださりまして、誠にありがとうございます。

まずは、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るうという未曾有の事態が一年以上続いております。こうした状況の中で、日々、医療や暮らしを支える全ての方々々に敬意を表しますとともに、感染予防の対策や自粛生活に取り組む市民の皆様、事業者の皆様方の御理解と御協力を深く感謝を申し上げます。

十都道府県では緊急事態宣言が続く中、全国的にワクチン接種が加速化しております。本市におきましても、医療従事者への接種がほぼ終了し、六月十四日からは、六十五歳以上の高齢者への接種が始まり、七月末までには二回目の接種を終えられるよう進めているところであります。また、六十四歳以下の方々への接種についても迅速に対応できる体制を進めております。

市民の皆様には、引き続き、手洗い、マスクの着用、身体的距離の確保等感染症予防に努めていただきたいと思います。

次に馬毛島についてです。

来る六月二十一日で、馬毛島が米軍空母艦載機離発着訓練の候補地とされてから十年を迎えようとしています。令和元年十一月末の国と地権者による土地売買合意以降、施設設置に向けた動きが徐々に活発化してきております。五月十六日と二十五日に、航空自衛隊戦闘機によるデモフライトが実施されました。音の感覚には個人差があり、風向きや天候等で伝わり方も違うことから評価は難しいと考えます。引き続き、住民の皆様様の様々な意見をお聞きしながら慎重に対応してまいります。

環境影響評価につきましては、防衛省から方法書が寄せられた国民の意見概要が公表され、本市にも送付されたところです。今後、県知事に対しまして市長意見を述べるべく準備を進めています。馬毛島は米軍訓練の恒久的施設としての利用を目的とし、自衛隊施設として整備される計画となっております。将来にわたり環境が保全されるような確な意見を申し述べたいと考えています。

続きまして、産業の分野、農林水産業の状況について報告をいたします。

農業分野の令和二年度農業生産概況につきまして、概算値ではありませんが粗生産額が五十一億五千八百万円となり、昨年度と比較し、およそ八億四千七百万円の減となっております。

減収の大きな要因につきましては、さつまいも基腐病の被害拡大、さとうきびの台風被害、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴

う需要減による取引価格低迷など、農畜作物全般で厳しい状況が続いたことによりです。

主要品目の生産概況につきましては、基幹作物であるさとうきびが生産量三万一千六百五十四トン、平均反収五トン四百四十キロ、生産額六億六千五百五十万円となり、対前年度比一千八百六十三万五千円の減収となりました。

青果用さつまいもについては、さつまいも基腐病の被害により前年度と比較し生産量がおよそ五〇%減少したことから、生産額四億九千万円となり、およそ四億四千万円の減収となりました。

さつまいも基腐病対策につきましては、昨年度から県熊毛支庁を中心に、市や農協等の関係機関と連携したプロジェクトチームが結成され、圃場の巡回、農家への情報提供等に取り組んでいます。また、本市独自の対策として、四月からさつまいも重要病害虫防除支援員を配置し、体制を強化しております。また、三月十日にさつまいもへの農薬登録がなされた、アミスター20フロアブルの購入助成を実施するなど、早期発見・適期防除に向けた対策を講じてまいります。

園芸品目については、コロナ禍での保存性の高い作物であるバレイショが家庭内需要増により高値で取引されたことと併せ、生産量の増加があったことから、およそ六億円となる見込みで、前年度比三億三千五百万円の増となる予定であります。

畜産は二十二億七千万円で、一億四千九百万円の減収となりま

した。

肉用牛については、コロナ禍での外食産業需要の低下による国産牛肉の消費低迷の影響等により七千三百万円の減となり、酪農は生乳生産量の減により七千四百万円の減となりました。

鳥獣による農業被害額については、農業者アンケートによると三千九百二十万円となっており、前年度よりおよそ七%の減少に転じております。引き続き、被害防止に向け、捕獲活動への支援、ネット・金網柵による防護対策に努めてまいります。

林業については、離島活性化交付金を活用し、林産品の島外出荷に係る海上輸送費の支援を実施しました。木材チップが三千九百八十五BDトン、原木が一千八百四十六立米、製材が百立米の実績となりました。

水産業の状況ですが、種子島漁協における令和二年度の水揚げ総額の速報値は、前年度を一億五千三百万円下回る、およそ六億二千八百万円となりました。本市の水揚げにおいても、およそ七千九百万円減の三億一千五百万円の実績となっております。

要因としては、令和元年度豊漁だったキビナゴ刺し網漁が、例年がない不漁となりました。これは九州圏内においても同様の不漁であり、正確な原因はつかめておりませんが、黒潮の潮流の変化等様々な自然環境の変化が要因ではないかと言われています。また、三月二十五日から五月二十三日まで計画されたモジャコ漁につきましては、潮流の影響等により、熊毛海域にあまり藻が見られず、

操業期間を延長したものの、漁獲数量は計画の半分を下回る水準となつております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が減少し、魚価も低迷していることから、漁業者の生活の安定を図り水産物の安定供給と地域活性化を図るための支援に取り組んでまいります。

次に、観光・商工業の取組についてです。

まちづくりについては、第六次長期振興計画に基づき、歴史と国際豊かな港町の再生を図り、中心市街地（商店街）の活性化を目指すための「港町再生」に、引き続き取り組みます。

西之表港の港湾整備につきましては、国の直轄事業として、「西之表港洲之崎地区、複合一貫輸送ターミナル整備事業」が採択されました。変更された港湾計画に沿って、耐震強化岸壁と埠頭用地、臨港道路等を整備するもので、洲之崎地区のうち、およそ四割が整備されます。事業期間は本年度から令和八年度の予定で、来年度後半を見込んでいる工事着手に向けて、港湾利用者ら地元と関係機関との調整を担うなど円滑に事業が進められるよう取り組んでまいります。

平成三十年度に策定した「港町再生基本構想」、令和二年度に実施した国道五十八号線の一方通行の社会実験での意見等を参考に、港町としての魅力を生かしながら、引き続き市民の方々とともに西之表港と中心市街地が一体となったまちづくり、歴史や文化などの資源を活用した魅力づくりに取り組みます。

あわせて、コロナ収束後を見据えた、オンラインによる誘客等にも取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症拡大により、売上げが減少した事業者等に対して、西之表市事業継続対策支援金を商工会を窓口として開始いたしております。

ふるさと納税については、令和二年度の実績が一億八千三百万円となり、過去最高であった前年度より三千万円近くの増となりました。本年度に入りましても昨年度の実績を上回るペースで推移してきております。今後、新たなふるさと納税サイトへの登録による利用者の取込み、併せて特産品振興の観点も踏まえ、返礼品取扱事業者の加入を促進することで、商工業者の支援に繋げてまいりたいと考えております。

それでは、本日提案いたしました議案について御説明いたします。本定例会に提案いたしました議案は、西之表市税条例等の一部を改正する条例など条例の一部を改正する専決処分報告四件、令和三年度西之表市一般会計補正予算専決処分報告五件、令和二年度西之表市一般会計及び水道事業会計繰越明許費計算書の報告二件、令和三年度西之表市一般会計補正予算専決処分報告三件、西之表市監査委員の選任など人事議案が三件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定議案が一件、西之表市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定など条例議案が三件、令和三年度西之表市一般会計補正予算など予算議案五件の合計二十六件であります。

主な議案について御説明いたします。

議案第二六号から議案第二八号は、それぞれ人事案件で、法令の規定により議会の同意を得ようとするもの、議案第二九号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定議案、議案第三〇号から議案第三二号は、法令の一部改正による条例の一部を改正しようとするもの、議案第三三号から議案第三七号は、令和三年度西之表市一般会計及び特別会計等の補正予算であります。

一般会計補正予算の主なものは、「新型コロナウイルス感染症拡大対策新規事業」として、商工振興費に六千七百八十七万一千円、水産振興費に八百万円、産業創出費に百八十五万円、新型コロナウイルスワクチン接種が令和二年度予定より遅れているため、その経費を予防接種費に二千五百四十二万八千円、県営事業当初内示額の決定により農地費に一千八十万一千円、鳥獣侵入防止柵延長により農業振興費に九百六十五万六千円それぞれ追加、その他、各費目に四月一日付け人事異動に伴う人件費を計上しております。

この結果、歳入歳出予算の総額に一億二千六百七十七万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百八億二千四百四十二万九千円とするものであります。

なお、契約関係等で後日、議案の追加を予定しておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上の議案につきまして、議員各位による御審議をいただきますようお願い申し上げます、私の市政に対する所信表明並びに提案

理由の説明といたします。

ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（川村孝則君） これより議案審議を行います。

△報告第二号 専決処分の承認を求めるとして（西之表市税条例等の一部を改正する条例）

○議長（川村孝則君） 初めに、日程第五、報告第二号、専決処分の承認を求めるとして（西之表市税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 柳田さゆりさん〕

○税務課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

議案書の一ページをお開きください。

報告第二号、本案は、専決処分の承認を求めるとしてであります。

西之表市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和三年三月三十一日専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとして

あります。

今回の改正は、令和三年度税制改正において、現行の土地に係る固定資産税等の負担調整措置を継続すること。その上で、令和三年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることや、軽自動車の環境性能割の税率区分の見直し等、地方税法等の一部を改正する法律が令和三年三月三十一日に公布され、同年四月一日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものです。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表一ページをお開きください。

第一条による改正は、西之表市税条例の一部を改正するものであります。

まず、第二十四条第二項、第三十六条の三の三、第一項及び三ページの附則第五条第一項は、扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しにより、改正するものです。

一ページをお戻りください。

第三十六条の三の二第四項、二ページの第三十六条の三の三第四項及び第五十三条の九第三項、第四項は、申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止に併せて改正するものです。

四ページを御覧ください。

附則第六条は、セルフメイเคーション税制の延長に併せて改正するものです。

四ページから五ページの附則第十条の二は、課税標準の特例により、固定資産税が軽減される、いわゆる、わがまち特例について定めたものですが、法の改正に合わせて規定の整備を行うものです。

六ページを御覧ください。

附則第十条の四は、平成二十八年熊本地震に係る固定資産税の特例を、引き続き二年間延長することを定めるものです。

附則第十条の五は、平成三十年七月豪雨に係る令和三年度及び令和四年度分の固定資産税の特例を定めるものです。

七ページ下段、附則第十一条は、土地に対して課する固定資産税の特例、八ページ、附則第十二条は、宅地等に対して課する固定資産税の特例、十ページの附則第十三条は、農地に対して課する固定資産税の特例を定めていますが、土地の負担調整措置について、令和三年度から令和五年度までの三年間、現行の負担調整措置の仕組みを継続すること。その上で、新型コロナウイルス感染症により、社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したこと踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和三年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることを定めるものです。

附則第十五条は、特別土地保有税の課税の特例を定めていますが、法の改正に伴い、令和五年度まで延長するものですが、特別土地保有税は、平成十五年度から課税の停止措置が取られているところであり、

一一ページ、附則第十五条の二は、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減期限を、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により、適用期限を九か月延長することを定めるものです。

附則第十六条は軽自動車の種別割において講じている、燃費性能等に優れた軽自動車を取得した年度の翌年分の税率の軽減する特別措置について、対象区分の重点化及び基準の切替えを行い、適用期限を二年延長することを定めるものです。

一四ページ、附則第二十二条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例を、令和八年度まで五年間延長することを定めるものです。

附則第二十六条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別税額控除について、適用期限を令和十七年度分まで延長することを定めるものです。

一五ページをお開きください。

第二条による改正は、西之表市税条例の一部を改正するものであります。令和二年改正条例を法の改正に合わせて改正するものです。

次に、今回の改正条例の附則について御説明いたします。

議案書の八ページ中段、附則のところを御覧ください。

附則第一条に施行期日を、第二条に市民税に関する経過措置を、第三条に固定資産税に関する経過措置を、第四条に軽自動車に関する経過措置を定めております。

参考までに、今回の改正により、令和三年度に限り、令和二年度の税額に据え置かれた土地は百二十三筆、固定資産税で四十一万二

千円ほどとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第三号 専決処分の承認を求めることについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第六、報告第三号、専決処分の承認を求めることについて（西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 柳田さゆりさん」

○税務課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

議案書の一一ページをお開きください。新旧対照表は一七ページになります。

報告第三号、本案は、専決処分の承認を求めることについてであります。

西之表市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和三年三月三十一日専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承

認を求めるものであります。

議案書一三ページをお開きください。

今回の条例改正は、令和三年度税制改正に伴い、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことを受けて、本市都市計画税条例に所要の改正を加えたものであります。

附則第二項から附則第五項までは、法の改正に合わせて改正するものです。

附則第七項から附則第十二項につきましては、宅地等に対して課する都市計画税の特例、農地に対して課する都市計画税の特例を定めていますが、土地の負担調整措置について、令和三年度から令和五年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続し、その上で、固定資産税と同様、令和三年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずることを定めるものです。

附則第十四条は、法の改正に合わせて改正するものです。

附則として、第一条に施行期日を令和三年四月一日と定め、第二条に経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第四号 専決処分の承認を求めるとについて（西之表

市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第七、報告第四号、専決処分の承認を求めるとについて（西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔税務課長 柳田さゆりさん〕

○税務課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

議案書の一五ページをお開きください。新旧対照表は二〇ページとなります。

報告第四号、本案は、専決処分の承認を求めるとについてであります。

西之表市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和三年三月三十一日専決処分としましたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるとであります。

議案書一七ページをお開きください。

今回の条例改正は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に対応し、新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入が昨年度からさらに減少した世帯等について、国民健康保険税の減免を令和三年度まで延長すること等、条例の一部の改正を行っ

たものです。

附則第十五項は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免について定めたもので、減免対象となる期間を、令和元年度分及び令和二年度分から、令和二年度分及び令和三年度分に改めるものです。

また、同項第一号、第二号の表記の修正は、国の財政支援の交付額の算定の基礎となる減免基準の要件が改正されたことにより、改正するものです。

附則として、第一条で施行期日を令和三年四月一日と定め、第二条で経過措置を定めております。

以上で説明終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第五号 専決処分の承認を求めることについて（西之表

市介護保険条例の一部を改正する条例）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第八、報告第五号、専決処分の承認を求めることについて（西之表市介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「税務課長 柳田さゆりさん」

○税務課長（柳田さゆりさん） 御説明いたします。

議案書の一八ページをお開きください。新旧対照表は二一ページからとなります。

報告第五号、本案は、専決処分の承認を求めることについてであります。

西之表市介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和三年三月三十一日専決処分としたので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案書二〇ページをお開きください。

今回の条例改正は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に対応し、新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、昨年度からさらに減少した被保険者について、介護保険料の減免を令和三年度まで延長すること等、条例の一部の改正を行ったものです。

附則第七条は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免について定めたもので、減免対象となる期間を、令和元年度分及び令和二年度分から、令和二年度分及び令和三年度分に改めるものです。

また、同項第二項の字句の追加は、国の財政支援の交付額の算定の基礎となる減免基準の要件が改正されたことにより、改正するも

のです。

附則として、第一条で施行期日を令和三年四月一日と定め、第二条で経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、

反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十時五十分より再開をいたします。

午前十時三十七分休憩

午前十時五十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△報告第六号 専決処分の承認を求めるとについて（令和二

年度西之表市一般会計補正予算（第十三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第九、報告第六号、専決処分の

承認を求めるとについて（令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十三号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。議案書の二一ページをお開きください。

令和二年度西之表市一般会計補正予算（第十三号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和三年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

別添の専決処分書を御覧ください。

めくっていただきまして、条文からです。第一条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一億八千七百八十万二千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百三十一億三千四百二十万五千円と定めたものであります。

七ページをお開きください。

第二表、繰越明許費補正は変更五件です。八款土木費、二項道路橋梁費、事業名、道路メンテナンス事業は一千二百六十万円を一千七百三十六万六千円に、その下、社会資本整備総合交付金事業の西町上之原線は三千五百九千円を三千七百十三万四千円に、その下、社会資本整備総合交付金事業の現和下之町石堂線は三千五百七十二万七千円を三千六百十三万三千円に、その下、社会資本整備総合交付金事業の城上之原線は四千万四千円を四千六十一万二千円に、五項港湾費、事業名の港湾改修（離島・統合補助）事業は一千七百六十三万四千円を一千八百八十六万五千円に、それぞれ変更するものであります。

八ページをお開きください。

第三表、地方債補正は追加一件と変更五件であります。それぞれ事業費の確定に伴うもので、補正後の限度額を総額二百四十三万二千円増額し、七億八千六百四十四万六千円とするものです。

続きまして、歳入歳出の主なものについて、歳出から御説明いたします。

目の補正がおおむね一千万円以上のものや特徴的なものを中心に御説明させていただきます。

三〇ページをお開きください。

最下段になります。二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費は七千九百三十三万六千円の増額です。主な要因は、三一ページをお開きください。二十四節積立金、説明欄の一番上、財政調整基金七千二百五十万五千円の増額で、翌年度に繰り越す一般財源を除いた余剰金をこちらに積み立てたことによるものでございます。

同じく、三一ページの最下段になります。

二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費は三千五百四十一万九千円の減額です。主な要因としましては、三二ページの中段辺り、十八節負担金補助及び交付金、説明欄の負担金、有人国境離島航路・航空路運賃低廉化事業費二千三百九十五万四千円の減額で、新型コロナウイルス感染症の影響を含む、利用者の減少があったことによるものでございます。

三四ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、二十三目地域振興費は一千四百九十三万三千円減額しております。主な要因としましては、集落体制推進事業や、地域おこし協力隊パートナー事業ほか四事業の事業費確定に伴い、三節の職員手当等、十節の需用費、十一節の役務費、十八節の負担金補助及び交付金が、それぞれ減額になっていることによるものでございます。

続いて、四〇ページをお開きください。

一番下になります。三款民生費、一項社会福祉費、八目障害者福祉費は三千七百八十四万六千円減額しております。主な要因は、四一ページをお開きください。中段になります。十九節扶助費の三千四百三十八万八千円の減額で、こちらは、三月末の様々な福祉サービスの実績額確定によるものでございます。

四二ページを御覧ください。

下段になります。三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費は一千三百六十四万八千円減額しております。主な要因は、四三ページをお開きください。十九節扶助費、説明欄の児童手当七百九十六万円、特定教育・保育施設等給食費補足百四十一万七千円の減額で、対象児童の減少によるものでございます。

次に、四四ページを御覧ください。

中段になります。三款民生費、二項児童福祉費、六目子ども医療費は一千四十八万八千円減額しております。主な要因は、十九節扶助費、説明欄の子ども医療費助成金一千七万六千円の減額で、児童

数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響と思われる受診数の減少によるものでございます。

続いて、下段になります。三款民生費、三項生活保護費、二目扶助費は八千五百二十八万七千円減額しております。主な要因は、十九節扶助費で、当初の見込みより、それぞれ対象者が減じたことによるものでございます。

続いて、四五ページをお開きください。

中段になります。三款民生費、四項災害救助費、一目災害救助費は一千百万円減額しております。十九節扶助費の災害弔慰金や災害障害見舞金及び二十節貸付金の災害援護資金について、該当する災害が発生しなかったことによる皆減でございます。

次に、四六ページを御覧ください。

四款衛生費、一項保健衛生費、三目予防接種費は二千八百六万六千円減額しております。主な要因は、十二節委託料二千九百四十七千円の減額で、こちらは、ワクチン接種緊急促進事業において、当初三月末に予定していた六十五歳以上の高齢者接種が、翌年度に変更になったことによるものでございます。

四九ページをお開きください。

下段になります。六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費は、三千六百二十二万六千円減額しております。主な要因は、十八節負担金補助及び交付金、説明欄の補助金、さとうきび作地力増進対策をはじめとする補助金の合計三千五百八十七万七千円の減額で、

それぞれ事業費が確定したことによるものがございます。

五三ページをお開きください。

最下段になります。七款商工費、一項商工費、二目商工振興費は二千八百九十七万二千円減額しております。主な要因は、五四ページの十八節負担金補助及び交付金、説明欄の上から三行目、皆とまち再生補助金に応募がなかったことによる四百九十六万円の皆減、それから一番下の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のキャッシュレス推進市民支援事業一千四百九十九万三千円の減額で、こちらは、十二月と三月に二回実施した給付費の確定によるものがございます。

次に、五五ページをお開きください。

七款商工費、一項商工費、四目観光費は、一千二十七万一千円減額しております。主な要因は、十八節負担金補助及び交付金、説明欄の負担金、種子島観光協会七百二十三万一千円の減額で、こちらは、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画していた事業やPRイベント等が実施できなかったことによるものとなっております。

続いて、歳入について御説明いたします。

一三ページをお開きください。

最下段になります。六款地方消費税交付金、一項地方消費税交付金、一目地方消費税交付金は二千三百八十一万二千円の増額となっております。こちらは、交付決定が三月であったことと、交付額につ

いても当初の想定を上回ったことが主な要因となっております。

一七ページをお開きください。

中段の十三款国庫支出金、一項国庫負担金、それから、二二ページの中段にかけまして、十四款県支出金、三項委託金までについては、支出で御説明をいたしました各事業の事業費等の確定によるものとなっております。

次に、二三ページをお開きください。

最下段になります。十六款寄附金、一項寄附金、一目寄附金、一千六百五十七万六千円の増額は、説明欄の西之表市ふるさと応援寄附金が主なものとなっております。

続きまして、二四ページを御覧ください。

二段目になります。十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は一億三千五百九十九千円の減額となっております。

説明欄を御覧ください。

公共施設建設基金は、必要な予算が専決の余剰金で充当できることが見込まれたため基金繰入を取りやめ、皆減しております。その下、ふるさと応援寄附基金は、充当事業の実績による減額となっております。

二六ページをお開きください。

中段ほどになります。二十款市債は、合計で二百四十三万二千円を増額、総発行額を七億八千六百四十四万六千円とするもので、各節の説明欄に記載の各事業費の確定に伴うものであります。

以上、目の補正が一千万円以上のものを中心に御説明いたしました。令和二年度の最終専決予算ですので、総体的に事業費の執行残の調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） 実質的には年度末ということでありますので、事業の内容を少し総括する意味で、説明を、追加説明をお願いしたいと思います。

特に気になっている部分で、歳出の四三ページにあります民生費の中で、児童手当の減額、そして、それからまた、ひとり親福祉費の児童扶養手当、母子家庭等自立支援給付金、また、児童措置費の中にある扶助費で、教育・保育給付費は、失礼しました、保育給付費は増額なんです、この児童扶養手当、この二つありますが、減額している、説明では対象児童の減少ということでしたが、そもそもが年度当初に当然見込みを立てて予算というのは立てられております。でしたので、実質的に何が、いわゆる当初見込みと異なっていたのか、説明をお願いいたします。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明いたします。

まず、四三ページの児童手当にあるものです。

先ほど説明があったとおり、当初見込みよりも児童数が少なく、

支給実績が伸びなかったということでございます。

こちらで出生をした数と、もともといらっしやる数と出生をした数に加えて、こちら、市のほうから支給するものと、また、事業所において、公務員等は事業所のほうから支給をいたしますので、こちらの予算には計上されないこととなりますが、転入、転出の影響等も踏まえ、最終的にこちらが見込んだ数よりも対象人数が少なかったということが主な要因かと思われまます。

また、児童扶養手当については、ひとり親等が対象になるわけですが、その対象人数がやはりこちらの見込みよりも少なかったと。転入転出も含めて、こちらが見込んだ数よりも少なくなったことが、最終的な要因というふうに考えております。

○一番（長野広美さん） 分かりました。また、人数等は別途教えていただければと思います。

引き続き、四四ページの子ども医療費についてです。これも一千万円強、予算よりも減額されております。実施状況等について、もう少し御説明をお願いいたします。

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明いたします。

子ども医療費助成金についても、やはり児童数の減少が一つあると思います。また、支給の件数や金額が伸びなかったこともあるんですが、これは先ほど説明にもありましたとおり、コロナ禍の影響が考えられるかと思えます。これには二点あると思ひまして、コロナ禍により医療の受診を控えたというところが一点と、あと、コロ

ナ禍でマスクや手指消毒等が徹底されたことで、従来起こりやすい感染症等が少なく、医療の受診の機会が減ったというようなことが主な要因というふうに考えております。

○議長（川村孝則君） ほかに。まだ。

○一番（長野広美さん） すいません、もう二点ございます、申し訳ありません。

五四ページのキャッシュレス、これはですね、商工費です。キャッシュレス推進市民支援事業については、御説明では二回実施ということでしたが、残高が非常に大きいので、総体的に達成率ですとか、この残高の理由をもう少し説明していただきたいのが一点あります。まず、そちらのほうの回答をお願いします。

○議長（川村孝則君） 長野議員、三回まででしていただきたいんですが。

○一番（長野広美さん） 同じ質問で三回ですけど、同じ質問ではありませんので、よろしくお願いします。

○議長（川村孝則君） 今のは。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） キャッシュレス推進市民支援事業につきましては、当初、二千五百万円を見込んで事業を実施していただきました。実績で一千四百九十九万三千円の減となっておりますけれども、第一弾で二百二十五店舗の実施、第二弾で二百八十六店舗の実施というふうになっております。

これにつきましては、大幅な減額となっているようなんですけども、当初の購入予定した分よりも実際に実績が少なかったというふうに考えておりまして、広報等には努めておったんですけども、実績がこのようになっておりまして、また、次回以降の広報等については、周知をしっかりとしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（川村孝則君） ほかがございますか。

〔三番 橋口美幸さん〕

○三番（橋口美幸さん） 四四ページの生活保護費のことをお伺いしたいと思います。

減額が八千五百二十八万七千円、八千六百九十六万八千円になりますね、総合で。で、この件数が今、コロナ禍の中で、全国的には生活保護の申請が多くなっているという状況の中で、本市でこのような減額措置という状況があったということなので、本市では相談もなかったということなのか。そして、できれば教えてほしいのは、相談件数と実績の差異があったかかなかったかということをお答えいただけます。

○福祉事務所長（下川法男君） お答えいたします。

相談件数はちよつと手元に資料を持っておりませんので、後で回答をしたいと思えますけれども、大きく減額になった要因として一番考えられるのは、廃止件数によって、対象の人数、世帯数が少なくなったということが考えられるかと思えます。

令和二年度において、生活保護が開始された件数が十三件でございます。一方、令和二年度中に廃止になった件数が二十六件ございます。これについては、亡くなられた場合や収入等が増になったことで辞退をされたケース、また、要否判定の結果、自立になったケース、様々ございますけれども、対象世帯、対象人数が減ったことによる扶助費の減というのが大きな要因であるというふうを考えております。

なお、コロナ禍による相談の急激な増というところは、今のところ本市においては見られてはいないところですけれども、相談に來られた方々の生活の逼迫度やその他の活用する施策がないかどうかというのを十分お話を伺いながら、お困りになっている方々に対して早急な対応ができるように、相談については丁寧に取り扱をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（川村孝則君） ほかございますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第七号 専決処分の承認を求めることについて（令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、報告第七号、専決処分の承認を求めることについて（令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書二二ページをお開きください。

本案は、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第五号）を、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和三年三月三十一日に専決処分したことについて、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めます。

別冊の専決処分書、条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ三千百十九万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億六千三百万八千円としたものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

八ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百万四千円の減額、及び同款、二項徴税費四十万八千円の減額は、人件費、物件費等の実績確定により減額するものです。

九ページを御覧ください。

二款保険給付費、一項療養諸費四百七十七万七千円の減額、及び同

款、二項高額療養費十五万七千円の減額は、保険給付の決算見込みに基づくものでございます。

一〇ページをお開きください。

同款、四項出産育児諸費、一目出産育児一時金二百七十四万四千円の減額は、出産数の実績に基づき減額するものでございます。

同款、六項、一目傷病手当金百十六万九千円の減額は、新型コロナウイルス感染症に対応する傷病手当金について申請者がいなかったため減額するものです。

一二ページをお開きください。

五款、二項特定健康診査等事業費六百五十万八千円の減額は、事業の実績確定に基づく減額補正です。

七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、次ページの六目保険給付費等交付金償還金百四十九万八千円の追加は、令和元年度普通交付金の確定通知に基づき、県から給付されるものでございます。

次に、歳入について御説明します。

五ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税一千八万二千円の減額は、決算の見込みによるものでございます。

六ページをお開きください。

四款県支出金、一項県補助金、一目保険給付費等交付金、一節普通交付金五百一万一千円の追加は、交付決定通知に基づき補正するものです。同日、二節特別交付金一千五百七十四万九千円の追加は、

交付決定通知に基づく補正で、説明欄、県繰入金二号分一千五百四十一万九千円の追加がその主なものでございます。

六款繰入金、二項基金繰入金四千万円の減額は、基金からの繰入れ実績に基づき減額をするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「三番 橋口美幸さん」

○三番（橋口美幸さん） 一二ページの保健事業費、特定健康診査等事業費の六百五十万八千円の残ですが、この七節の報償費のところで記念品がマイナス五十万二千円ということで、これも余っております。そういう意味では、特定健診の目標に沿った実績が到達できなかったという理解の仕方でもよろしいでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） 令和二年度の特定健診の事業につきまして、一般会計でやっているがんの検診等も含めてなんですけど、コロナウイルスの影響により、時期的なものも大きく変動しましたし、受診者についてもその影響により、例年より落ち込んだところでございます。

次年度以降については、時期のほうは通常どおりのところに戻すことができました。コロナ禍であっても、自分の健康のために健診というのは必要なものだということの周知を含めて、受診者の増加に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村孝則君） ほかにございますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第八号 専決処分承認を求めることについて（令和二

年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予

算（第三号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、報告第八号、専決処分の承認を求めることについて（令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第三号））を議題といたします。議案説明を求めます。

〔市民生活課長 川畑利昭君〕

○市民生活課長（川畑利昭君） 御説明いたします。

議案書二三ページをお開きください。

本案は、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第三号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和三年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

別冊の交通災害共済事業特別会計専決処分書、条文を御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ六

十三万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百六十五万二千円とするものです。

補正の主なものについて、歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款、一項、一目事業費を百七万八千円減額し、七十三万一千円としています。内訳として、一節報酬及び八節旅費、費用弁償は、西之表市交通災害共済審査会に係るもので、審査会が開催されませんでしたので、全額を減額しております。十八節負担金補助及び交付金は、共済見舞金を当初見込みから実績に合わせ、八十九万円減額しております。

二款、一項、一目基金積立金については、歳入における財産収入が四千円の減額となったため、歳出財源内訳のうち、特定財源から一般財源に組み替え、執行残から六十八万八千円を増額し、七十万円を基金に積んでおります。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項、一目共済会費収入六十二万六千円の減額は、加入実績により減額しております。

二款、一項、一目、一節基金利子は基金繰替運用分四千円を減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） すみません、これは年度結果として見たときに、全体で共済会費収入約百六十万円、それに対して、実質的には基金の積立てが七十万円、事業費として七十万円なんです、実際に、それでは見舞金を支払われた方たちというのは、人数とか金額とか分かれれば教えてください。

○市民生活課長（川畑利昭君） 御説明いたします。

十八節の負担金補助及び交付金は共済見舞金なんです、この実績としましては、見舞金の請求者というか、支払者が四名いらっしゃいます、基本額一万五千円で、約六万円。延べ入院額の一千百円の日数で計算すると五十日で五万五千円。で、延べ通院が八百円でありまして、それが三十一日で二万四千八百円、計の十三万九千八百円となっております。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第九号 専決処分の承認を求めることについて（令和二

年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五

号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、報告第九号、専決処分

の承認を求めることについて（令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

議案書二四ページをお開きください。

本案は、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第五号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和三年三月三十一日に専決処分したもので、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

別冊の専決処分書、条文を御覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ四千八百七万二千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億二千二百二十二万円としたものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

一〇ページをお開きください。

一〇ページから一一ページの上段にかけて、二款保険給付費、一項介護サービス等諸費全体で五千六百三十三万二千円を減額していただきます。いずれも要介護認定者に係る介護サービス給付費等の決算見込みに基づくものでございますが、額の大きなものとしては、一〇ページの一番上、一目居宅介護サービス給付費の二千八百四十四万八千円の減額で、要因としましては、当初見込みより利用者が

減少したことによるものでございます。

続いて、一一ページの中段を御覧ください。

同款、二項介護予防サービス等諸費全体で百九十一万九千円を減額していますが、こちらにも、要介護認定者に係る介護予防サービス給付費等の決算見込みに基づくものでございます。

続いて、一三ページから一六ページの中段までは三款地域支援事業費の補正になりますが、款全体で千八百七万七千円を減額しております。全て決算見込みに基づく補正になりますが、額の大きなものとしては、一三ページ上段の同款、一項介護予防・生活支援サービス事業費の一目サービス事業費のうち、十二節委託料三百五十九万九千円の減額と、その三つ下になります、十八節負担金補助及び交付金三百五十二千円の減額で、通所型並びに訪問型の介護予防事業の利用者が見込みより減少したことによるものでございます。

続いて、一六ページの上から三段目になります。

四款、一項基金積立金につきましては、最終的に二千八百八十四万一千円を積み立て、令和二年度末の基金残高が九千八百八万九千円になる見込みでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款、一項介護保険料三百四十九万一千円の増額は、決算見込みによるものでございます。

その二つ下、三款国庫支出金から七ページにかけての五款県支出

金までの補正は、歳出の保険給付費等の決算見込みによる交付決定に基づくものでございます。

七ページ最下段の七款繰入金、一項一般会計繰入金二百七万円の減額は、職員給与等の決算見込みによるものでございます。

続いて、八ページを御覧ください。

八ページ上段の同款、二項基金繰入金の補正につきましては、基金からの繰入れが不要となったため全額減額しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第一〇号 専決処分の承認を求めることについて（令和

二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会

計補正予算（第五号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一三、報告第一〇号、専決処分の承認を求めることについて（令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

「健康保険課長 長野 望君」

議案書二五ページをお開きください。

本案は、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第五号）を、地方自治法第七十九条第一項の規定により、令和三年三月三十一日に専決処分したことについて、同条第三項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めるものです。

別冊、専決処分書、条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ二百八万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億四千五百八十一万四千円としたものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

七ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費二十八万八千円の減額及び同款、二項徴収費十萬八千円の減額は、人件費、物件費の実績確定に基づき、減額補正するものです。

三款保健事業費、一項健康保持増進事業費、一目健康診査費百二十五万七千円の減額は、十二節委託料の減額が主なもので、健康診査の実績によるものです。

八ページをお開きください。

四款諸支出金、一項償還金及び還付加算金十三万三千円の減額は、過年度分の保険料の還付金及び還付加算金の実績に基づく減額補正です。

同款、二項繰出金二十六万五千円の減額は、令和元年度繰入金の

精算及び令和二年度人間ドック等施設利用の実績に基づくものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料、一目特別徴収保険料二百四十五万六千円の減額及び同項、二目普通徴収保険料二百四十七万五千円の追加は、決算見込みによるものでございます。

三款繰入金、一項一般会計繰入金二百五万一千円の減額は、歳出の決算見込みによる事務費繰入金の減額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午前十一時三十五分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△報告第一一〇号 令和二年度西之表市一般会計繰越明許費繰越
計算書の報告について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、報告第一一〇号、令和二年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

議案書の二六ページをお開きください。

本案は、令和二年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第二百十三条に規定する翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、同法施行令第百四十六条第二項の規定により議会に報告をするものであります。

議案書の二七ページをお開きください。

令和二年度西之表市一般会計繰越明許費繰越計算書で御説明いたします。

今回の繰越明許は、十二件、二十事業でございます。三月議会並びに専決処分において繰越明許費として補正された事業でございます。金額は事業ごとの総事業費を示しており、総額で六億九千五百五十八万六千円、そのうち翌年度繰越額の合計四億七千三百六十六万八千円を繰り越すものでございます。

それでは、繰越しを行う事業ごとに主な要因について御説明いたします。

表中の上から一番目、戸籍管理事務六百四十二万四千円は、マイナンバー制度によるシステム改修を予定しておりましたが、ソフトウェア開発の遅れと新型コロナウイルスの影響による現地適用作業工程の見直し等により、年度内の事業完了が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の二番目、地籍調査事業二千四百万円は、国の第三次補正による予算配分として三月に予算化されたため年度内の事業完了が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の三番目、ワクチン接種緊急促進事業三百八十一万円は、三月下旬に医療従事者を対象とした集団接種を実施した際、雨天により駐車スペースがぬかるんだことから、今後の集団接種に備え砂利を敷くなどの対策を講ずるため、係る経費を繰り越すものでございます。

次に、表中の四番目、保健センター空調機器改修工事業二千五百十六万二千円は、三月に予算化されたため年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の五番目、新しい生活様式で商店街で買い物しよう意識啓発事業九百七十七万七千円は、旧榕城分団跡地整備について、港町再生基本計画との整合性や地域との意見聴取等に時間を要したため年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の六番目、道路橋梁維持補修・環境整備事業四百八十八万円は、地権者との交渉に不測の日数を要したため年度内の完成が

困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の七番目、道路メンテナンス事業一千七百三十六万六千円は、当初計画より損傷が進んでいる箇所が発見され、橋梁補修工法の再検討に不測の日数を要したため年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の八番目、社会資本整備総合交付金事業の安城平松線五千四百二十二万七千円は、隣接している国有林の協議に不測の日数を要したため年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の九番目、社会資本整備総合交付金事業の西町上之原線三千七百十三万四千円並びに、表中の十番目、現和下之町石堂線三千六百十三万三千円、その下の城上之原線四千六十一万二千円は、用地買収予定箇所の地権者相続人との協議に不測の日数を要したため年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の十二番目、港湾改修（離島・統合補助）事業千八百八十六万五千円は、台風十四号により被災を受け、災害復旧後に施工を行う必要が生じたため年度内の完成が困難となり、繰り越すものでございます。

次に、表中の十三番目、県単急傾斜地崩壊対策事業一千五百万円は、減額内示での工事では崩壊対策が完成しないことが想定されることから、翌年度の予算と合わせて実施することが最良であると判断したため、繰り越すものでございます。

次に、表中の十四番目、災害避難所感染症対策事業三千七百五十二万一千円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として、三月に予算化されたため年度内の完成が困難となり、繰り越すものがございます。

次に、表中の十五番目、コロナ感染対策に伴う給食センター空調設備設置事業七千三百三十六万九千円は、九月に予算化され実施設計は本年度完了いたしました。が、工事実施が夏休みでなければ対応できないため、繰り越すものがございます。

次に、表中の十六番目、学校教育活動継続支援事業（感染症対策）（小学校・教委総務）四百二十万二千円並びに、表中の十七番目、（小学校・学校教育）四百四十万円、その下の表中の十八番目、（中学校・教委総務）四十万二千円、その下の表中の十九番目、（中学校・学校教育）八十万円は、感染症対策等の学校教育活動継続支援として、国の第三次補正による予算配分として三月に予算化されましたが、期間が短く年度内の完了が困難なため、繰り越すものがございます。次に、表中の二十番目、現年発生公共土木補助災害復旧事業六千五百六万四千円は、台風十四号により発生した災害復旧事業で、災害査定が十二月であったことから年度内の完成が困難なため、繰り越すものがございます。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 報告は終わりました。

報告第一一号は、地方自治法施行令第四百四十六条第二項の規定に

より報告されるものでありますので、質疑を省略いたします。

△報告第一二号 令和二年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、報告第一二号、令和二年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

議案書二九ページをお開きください。

報告第一二号、令和二年度西之表市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第二十六条第一項に規定する、翌年度に繰り越して使用すると決定した経費について、同条第三項の規定によりその内容を議会に報告するものがございます。

三〇ページをお開きください。

今回の繰越しは、一款資本的支出、一項建設改良費の四件であります。

それでは、内容について事業ごとに御説明いたします。

一段目、阿曾浄水場一号取水ポンプ取替更新八百三万円は、取替機器が受注生産であり、納期に時間を要するため、繰り越すものがございます。

二段目、総合流域防災（河川）工事（湊川工区）に伴う配水管布設替工事二百三十五万四千円は、県河川工事の工期が延長されたため、繰り越すものでございます。

三段目、人にやさしい道づくり工事（東町工区）に伴う配水管布設替工事二百六十四万円は、県道改良工事の工期が延長されたため、繰り越すものでございます。

四段目、県道伊関国上西之表港線配水管布設替工事（二工区）七百二十万五千円は、県道改良工事の工期が延長されたため、繰り越すものでございます。

説明は以上です。

○議長（川村孝則君） 報告は終わりました。

報告第一二号は、地方自治法施行令第四百六十六条第二項の規定により報告されるものでありますので、質疑を省略いたします。

△報告第一三号 専決処分の承認を求めるところについて（令和

三年度西之表市一般会計補正予算（第一号））

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一六、報告第一三号、専決処分の承認を求めるところについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第一号））を議題といたします。

報告を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

議案書の三一ページをお開きください。

令和三年度西之表市一般会計補正予算（第一号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和三年四月九日に専決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものであります。

別添の専決処分書を御覧ください。

めくっていただきまして、条文をお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千五百四十八万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ六百六億七千四百八十八万八千円と定めたものであります。

続きまして、歳入歳出の主なものについて歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

三款民生費、二項児童福祉費、二目ひとり親福祉費に一千五百四十九万円増額しております。こちらは、新型コロナウイルス感染症による影響が長引く中で、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、ひとり親世帯の低所得の子育て世帯に対して、児童一人当たり五万円の特別給付金を支給しようとするものでございます。

続いて、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、一目民生費国庫補助金は千五百四十八万八千円の増額となっております。こちらは、歳出で御

説明いたしました事業に対応してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） これは専決でしたので、実施状況を説明
お願いします。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 御説明いたします。

専決処分していただいた予算についての執行状況ですけども、ま
ず、制度については、対象者として、児童扶養手当の支給を受けて
いる方、それと、公的年金等の支給により、児童扶養手当の支給を
受けていない方、家計が急変し、収入が児童手当等を受給している
方と同じ数字になっている方が対象になっております。

児童手当を受給されている方に対して、申請をしてもらわずに、
こちらから口座のほうに振り込むという概念を積極支給というふう
に国が呼んでいるようですね、この積極支給によって支給し
ているのが、四月三十日時点で百四十三世帯、二百三十三人に対
して支給が完了しております。

あとの方に関しては、申請をしていただいた後に決定をして交付
するという流れになっておりますので、現在、申請のほうを受け付
けているという状況でございます。

以上で終わります。

○議長（川村孝則君） ほか、質疑ございますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議あ
りませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決
いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、

反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第一四号 専決処分の承認を求めることについて（令和

三年度西之表市一般会計補正予算（第二号））

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一七、報告第一四号、専決処分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正予算（第二号））を議題といたします。
議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

議案書三二ページをお開きください。

令和三年度西之表市一般会計補正予算（第二号）について、地方自治法第七十九条第一項の規定により令和三年四月二十三日に専決処分したもので、同条の第三項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

別添の専決処分書を御覧ください。

めくっていただきまして、条文です。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ千百九十二万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

百六億八千二百四十一万一千円と定めたものであります。

続いて、歳入歳出の主なものについて歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三日農業振興費に千百九十二万三千円増額しております。こちらは、四月の初旬に一部の育苗圃場において、さつまいも基腐病が確認されたことから、緊急的な防除対策を講じていただくため、さつまいも基腐病に対し、予防・治療効果が高いとされる薬剤、アミスター20フロアブル購入費の一部を助成しようとするものであります。

続いて、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は千百九十二万三千円の増額となっております。こちらは、歳出で御説明いたしました事業に対応するもので、財政調整基金から繰入れをしております。以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、

反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△報告第一五号 専決処分の承認を求めることについて（令和
三年度西之表市一般会計補正予算（第三号））

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一八、報告第一五号、専決処

分の承認を求めることについて（令和三年度西之表市一般会計補正
予算（第三号））を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

議案書三三ページをお開きください。

令和三年度西之表市一般会計補正予算（第三号）について、地方
自治法第七十九条第一項の規定により令和三年五月二十五日に専
決処分したもので、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を
求めるものであります。

別添の専決処分書を御覧ください。

めくっていただきまして、条文です。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ千二
百八十四万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百
六億九千五百二十五万一千円と定めたものであります。

続いて、歳入歳出の主なものについて歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費に千二百八十
四万一千円増額しております。こちらは、新型コロナウイルス感染
症による影響が長引く中で、その実情を踏まえた生活の支援を行う
ため、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対して、児童一人

当たり五万円の特別給付金を支給しようとするものです。

続いて、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

十四款国庫支出金、二項国庫補助金、一目民生費国庫補助金は一千二百八十四万円の増額となっています。こちらは、歳出で御説明いたしました事業に対応しております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「一番 長野広美さん」

○一番（長野広美さん） ひとり親世帯以外ということですので、世帯数を教えてください。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 対象の人数ですけれども、二百五十人の子どもさんを対象として予定をしております。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ございますか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

△議案第二六号 西之表市監査委員の選任について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一九、議案第二六号、西之表市監査委員の選任についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書の三四ページをお開きください。

議案第二六号、西之表市監査委員の選任についてであります。

地方自治法第九十六条第一項の規定により、監査委員を選任したいところから、議会の同意を求めるものであります。

住所、西之表市西之表七四七二番地一。廣瀬正和。履歴に関しましては、次のページを御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 長野 広美 議員
- 二番 鮫島 市憲 議員
- 三番 橋口 美幸 議員
- 四番 渡辺 道大 議員
- 五番 宇野 裕未 議員
- 六番 杉 為昭 議員
- 八番 河本 幸男 議員
- 九番 濱島 明人 議員
- 一〇番 下川 和博 議員
- 一一番 遠藤 建次郎 議員
- 一二番 竹下 秀樹 議員
- 一三番 田添 辰郎 議員
- 一四番 橋口 好文 議員

○議長（川村孝則君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第二六号、西之表市監査委員の選任については、これに同意することに決しました。

△議案第二七号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二〇、議案第二七号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書二六ページをお開きください。

議案第二七号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員法第六条第三項の規定により、人権擁護委員を推薦したいところから、議会の意見を求めるものであります。

住所、西之表市西之表九五八二番地三。小山田八重子。履歴に關しましては、次のページを御覧いただきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は、會議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意

されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び

賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定によ

り否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお

願いたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

一番 長野 広美 議員

二番 鮫島 市憲 議員

三番 橋口 美幸 議員

四番 渡辺 道大 議員

五番 宇野 裕未 議員

六番 杉 為 昭 議員

八番 河本 幸男 議員

九番 濱島 明人 議員

一〇番 下川 和博 議員

一番 遠藤 建次郎 議員

二番 竹下 秀樹 議員

三番 田添 辰郎 議員

一四番 橋口 好文 議員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたしま

す。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、

鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第二十七号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

△議案第二十八号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

ることについて

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二一、議案第二十八号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書三九ページをお開きください。

議案第二十八号、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

人権擁護委員法第六条第三項の規定により、人権擁護委員を推薦したいところから、議会の意見を求めるものであります。

住所、西之表市国上四一九五番地。小倉敏子。履歴に関しましては、次のページを御覧いただきたいと思いますと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

再度お諮りいたします。

本案は会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。
投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意されない方は反対と記載の上、順次、投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定により否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会議務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一 番 長 野 広 美 議 員
- 二 番 鮫 島 市 憲 議 員
- 三 番 橋 口 美 幸 議 員
- 四 番 渡 辺 道 大 議 員

- 五 番 宇 野 裕 未 議 員
- 六 番 杉 為 昭 議 員
- 八 番 河 本 幸 男 議 員
- 九 番 濱 島 明 人 議 員
- 一〇番 下 川 和 博 議 員
- 一 一 番 遠 藤 建 次 郎 議 員
- 一 二 番 竹 下 秀 樹 議 員
- 一 三 番 田 添 辰 郎 議 員
- 一 四 番 橋 口 好 文 議 員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、鮫島市憲君を指名いたします。

よって、両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。
投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対ゼロ票

であります。

よって、議案第二八号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十四時より再開をいたします。

午後一時四十五分休憩

午後二時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第二九号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定

について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二二、議案第二九号、辺地に

係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） 御説明いたします。

議案書四一ページをお開きください。

議案第二九号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてであります。

平成二十八年年度策定の西之表辺地に係る総合整備計画が令和二年度で終了したことに伴い、更新が必要となることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新たに令和三年度から令和七年度までの計画を策定の上、公共的施設の整備を推進しようとするもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第三条第一項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

別冊、総合整備計画書を御覧ください。

一ページです。

まず、計画書の右上、辺地の人口及び面積については、本年三月末現在を基準としてございます。

一、辺地の概況でございますが、（一）辺地を構成する町又は字の名称は市内全域を対象としております。地域の中心の位置は東町六番地となります。辺地度数数百点以上の地域が対象となりますが、本市は百四十一地点であります。

二の公共的施設の整備を必要とする事情ですが、まだ整備しなければならぬ施設として、道路・橋梁、農道・林道、学校給食施設、へき地集会室、その他の集会施設、母子保健センター、消防施設、

農林漁業経営近代化施設、観光・レクリエーション施設を掲載して
ございます。

三ページになります。

三の公共的施設の整備計画についてであります。

令和三年度から五年間の対象事業の全体事業費二十五億六千五百
五万三千円。うち、一般財源が十五億四千二百四十七万九千円です
が、そのうち、十二億七千五百万円を辺地対策事業債として予定し
てございます。

なお、本計画書上程に当たりましては、あらかじめ県知事と協議
をすることが定められておりますが、これにつきましては、五月十
日付けで異議のない旨回答を得ておりますことを御報告いたします。
御承知のとおり、本計画書は、起債額の八〇％が後年度交付税措
置される大変有利な辺地債を借り入れるための根拠となる計画書に
なるものでございます。

御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第三〇号 西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二三、議案第三〇号、西之表
市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 議案第三〇号、西之表市家庭的保
育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例の制定について、御説明をいたします。

議案書の四二ページ。参考に、新旧対照表は二二ページを御覧く
ださい。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を
改正する省令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようと
するものです。

省令の主な改正の内容は、国家戦略特別区域に関する連携施設の
規定に係るものですが、本市は同区域に認定されていないため、用
語整理の改正のみとなります。

それでは、具体的に条文に基づいて御説明をいたします。

第六条は、「保育所等との連携」を規定しております。

第一項本文中、「。第三号において」を「。以下この条において」
に改め、同項第三号中、「以下この号」の次に、「及び第四条第一号」
を加える改正を行っております。

さらに、同条第五項中「次」を「次に」、「行う者」を「行う施設」に改めております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。なお、当該条例の適用を受ける施設は本市にはございませんが、国の基準との整合性を図りつつ、かつ、今後の幼児教育・保育環境の変化に対応し、多様な形態を確保するため改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔三番 橋口美幸さん〕

○三番（橋口美幸さん） ちょっとお聞きしたいと思います。

今後、今現在、本市にはないという施設のことですが、今後できるとしたら、例えばどういう施設を想定すればいいのかを教えてください。

○福祉事務所長（下川法男君） 家庭的保育事業等ですので、まさに小規模の、御家庭とかですね、その他の施設等でお子さんを預かる施設等が想定されます。

今市内保育所、認定こども園、それから幼稚園と整備をさせていただいておりますが、今後、子どもさんがますます少なくなっていくとも想定がされます。また、各地域においてその地域で、もう少し狭い地域で、子どもさんをお預かりをするという施設を準備をされるということも想定がされます。その際に、こういう施設の形態

というのは、活用がされやすいものというふうに想定されますので、国の基準に合わせて本市でも条例の整備を行っているところでございます。

○議長（川村孝則君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二四、議案第三一号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔福祉事務所長 下川法男君〕

○福祉事務所長（下川法男君） 議案第三一号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

議案書の四三ページ。参考に、新旧対照表は、二三ページを御覧ください。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令が施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

府令の主な改正の内容については、議案第三〇号と同様で、国家戦略特別区域に関する連携施設の規定に係るものですが、本市は同区域に認定されていないため、用語の整理のみを行った改正となっております。

それでは、具体的に条文に基づいて御説明をいたします。

第四十二条は、「特定教育・保育施設等との連携」を規定しております。

第四項第一号中、「児童福祉法第二十四条第三項」の次に、「(同法第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える改正を行っております。さらに、同条第五項中「次」を「次」に、「行う者」を「行う施設」に改めております。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

なお、当該条例の適用を受ける施設は、先ほどと同様、本市にはございませんが、国の基準との整合性を図りつつ、かつ、今後の幼児教育・保育環境の変化に対応し、多様な形態を確保するため、改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三二号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二五、議案第三二号、西之表

市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 議案第三二号、西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

議案書の四四ページ、参考に新旧対照表は二四ページを御覧ください。

本案は、令和二年三月議会において、省令の改正に伴い、経過措置の期間内に研修を修了する予定の方を放課後児童支援員とみなすことができる規定の経過措置期間について、令和三年三月三十一日までに延長する改正を行いました。その期間を延長しようとする

ものでございます。

それでは、具体的に条文に基づいて御説明をいたします。

附則第二条は、職員の経過措置について規定をしております。

経過措置の期間内に研修を修了する予定の方を放課後児童支援員とみなすことができる規定ですが、この経過措置期間を令和五年三月三十一日までに延長するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用するものと規定をしております。

現在、本市に当該規定に該当する支援員はおりませんが、市内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたことに加え、緊急事態宣言が延長されるなど、コロナ禍の影響が長期化をしていることから、不測の事態に際して、保育士、社会福祉士、または、教育職員免許等の資格を有する方の協力を受け、業務の継続に対応しようとするため、条例を改正しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は産業厚生委員会に付託いたします。

△議案第三三三号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第四号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二六、議案第三三三号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「財産監理課長 奥村裕昭君」

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第三三三号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第四号）であります。

別冊、予算書の条文を御覧ください。また、参考でお配りしております、財政係が作成いたしました詳細説明書についても、御覧いただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億二千六百七十七万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八億二千四百四十二万九千円とするものであります。

四ページをお開きください。

第二表、債務負担行為補正は追加一件であります。

令和二年度に種子屋久農業協同組合が農業者に貸付けた、さつまいも基腐病対策支援資金に係る利子助成金で、期間は令和四年度から令和八年度まで、限度額は二百五十二万円であります。

五ページを御覧ください。

第三表、地方債補正の追加は一件で、起債の目的については、災害復旧債、限度額は五十万円と定めるものであります。

六ページをお開きください。

第三表、地方債補正の変更は三件であります。

上から辺地対策事業は、社会資本整備総合交付金の交付額内示や県営事業の県負担金の変更などにより増額をする一方、地域振興推進事業不採択による事業費減額や、西之表市農業振興公社支援事業の申請内容変更などによる減額の差引きで、限度額を五十万円減額し、二億一千九百九十万円とするものです。

次に、過疎対策事業は、港湾改修（離島・統合補助）事業、社会資本整備総合交付金の交付額内示により二百万円増額し、限度額を二億二千二百四十万円としております。

次に、公営住宅建設事業は、起債申請の内容変更により六百八十万円減額し、二千七百三十万円とするものです。

それでは、今回の歳入歳出予算の歳出について、金額の大きいもの、特徴的なものについて、御説明いたします。

一三ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十九目あっぱらんど管理費は一千万円減額となっております。こちらは、地域振興推進事業の事業不採択に伴い、減額するものでございます。

一七ページをお開きください。

四款衛生費、一項保健衛生費、三目予防接種費は二千五百四十二万八千円増額となっております。こちらは、新型コロナウイルスワクチン接種において、当初三月末に予定していた六十五歳以上の高齢者接種が翌年度に変更されたことにより、係る経費を令和二年度

から組替えし、増額するものでございます。

一八ページをお開きください。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費は一千二百八十三万七千円増額となっております。主な要因としましては、十八節負担金補助及び交付金、説明欄の補助金で、侵入防止柵延長に伴い増額する鳥獣被害防止総合対策整備九百六十五万六千円と、一九ページをお開きください。上段になります。さつまいも基腐病対策として、経営改善を目指す農家の負担軽減を図る、さつまいも基腐病対策支援資金利子助成事業補助金百三十二万七千円などとなっております。

続きまして、下段になります。六款農林水産業費、一項農業費、十目農地費は一千八十万一千円増額しております。こちらは、県営事業の内示額確定によるものでございます。

二〇ページを御覧ください。

最下段になります。七款商工費、一項商工費、二目商工振興費は六千七百八十七万一千円増額です。主な要因としましては、二一ページをお開きください。十八節負担金補助及び交付金、説明欄に記載する補助金と給付費で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、地域経済活動が停滞していることから実施した、市内店舗等で利用可能なプレミアム率三〇%の地域経済活性化プレミアム付商品券発行事業五千万円と、キャッシュレスを推進するとともに、地域外からの消費の確保につなげるため実施したキャッシュレス推進市民

支援事業一千百万円などとなっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

九ページをお開きください。

下から四段目になります。十四款国庫支出金、二項国庫補助金、二目衛生費国庫補助金は二千二百二十六万六千円増額しています。こちらは歳出で説明しましたが、新型コロナウイルスワクチン接種が当初の予定より遅れたことから、係る経費を令和二年度から組替えし、増額するものです。

一段飛ばしまして、十四款国庫支出金、二項国庫補助金、五目総務費国庫補助金は六千五百五十四万六千円増額しています。主要要因といたしましては、一節総務費補助金、説明欄の三行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金六千四百六十万円で、こちらも歳出で説明しました、新型コロナウイルス感染症対策に関連する事業に対応してございます。

一〇ページをお開きください。

十五款県支出金、二項県補助金、四目農林水産業費県補助金は一千三百六十四万三千円増額しています。主要要因としましては、説明欄、歳出でも説明いたしました鳥獣被害防止総合対策整備交付金九百六十五万五千円と、農業水路等長寿命化・防災減災事業四百万円で、いずれも推進交付金の認定によるものとなっております。

最後に中段より下になります。十八款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金は二千七百七十五万九千円増額しています。こちらは、

今回の補正予算の財源調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三四号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二七、議案第三四号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）です。

予算書、条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百二十六万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千二百六十二万二千円とするものです。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費三百二十四万一千円の追加は、人事異動に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金三百二十四万七千円の追加は、歳出の人件費補正に伴い、繰入金を補正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二八、議案第三五号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）であります。

予算書、条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ百八十七万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億六千二百九万三千円とするものでございます。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百六十六万一千円の減額は、職員の人事異動に伴う人件費の減によるものです。

続いて、六ページ下段の三款地域支援事業費、一項介護予防・生活支援サービス事業費、並びに、七ページ上段の同款、二項、一般介護予防事業費の補正は、会計年度任用職員の任用者決定に伴うものでございます。

その下の同款、三項包括的支援事業・任意事業費の補正は、会計年度任用職員の任用者決定に伴う人件費の減額と、一目地域包括支援センター運営事業費の十七節備品購入費でパソコンの更新費用を、また、十八節負担金補助及び交付金で、介護保険制度改正に伴うシステム改修費用をそれぞれ増額したことによるものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款国庫支出金から七款の繰入金までの補正は、歳出予算の補正に伴い、補正後の事業費にそれぞれの負担割合を乗じて、地域支援事業交付金等の再算定を行ったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二九、議案第三六号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）です。

予算書、条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五十五万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億四千七百四十四万六千円とするものです。

補正につきまして、歳出から御説明いたします。

予算書六ページをお開きください。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費五十五万四千円の減額は人事異動に伴う人件費の補正です。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰入金、一項一般会計繰入金、一目事務費繰入金五十五万四千円の減額は、歳出の人件費補正に伴い、繰入金を補正するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△議案第三七号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算

（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三〇、議案第三七号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）について御説明いたします。

予算書一ページをお開きください。

第二条は、収益的収入及び支出の補正です。

収入の第一款事業収益を十万三千円減額して四億七千八百六十八千円に、支出の第一款事業費を十六万四千円減額して四億六千五百六十三万一千円に改めるものです。

内容につきましては、一四ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の第一款事業収益、二項営業外収益、二目他会計補助金十三万三千円の減は、一般会計補助金で、基礎年金に係る公的負担に要する経費、児童手当に要する経費を計上しています。三目長期前受金戻入三万円の増は、令和二年度決算確定によるものです。

一五ページをお開きください。

支出の第一款事業費、一項営業費用十六万四千円の減は、一目原水及び浄水費から五目総係費の人事異動に伴う人件費等の減と、六目減価償却費の令和二年度決算確定による百八十九万円の増、及び当初予算で財源調整のために減額していた一目原水及び浄水費と、二目配水及び給水費の十九節修繕費をそれぞれ三百万円増額したことによるものです。

一ページにお戻りください。

第三条は資本的収入及び支出の補正です。

収入の第一款資本的収入を百五十万円増額して四千五十万八千円に、支出の第一款資本的支出を二千五百万円増額して三億四千三百三十八万一千円とするもので、不足額につきましては、本文二行目末尾からの、「不足する額三億二百八十七万三千円は、過年度分損益勘定留保資金二億八千六百八十六万八千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千六百万五千円で補填するものとす

内容につきましては、一七ページをお開きください。

資本的収入及び支出の執行計画書です。

収入の第一款資本的収入、二項負担金、一目工事負担金百五十万円の増額は、甲女川の県営河川工事に伴う配水管移設補償費です。

支出の第一款資本的支出、一項建設改良費、一目施設改良費二千五百万円の増は、市道国上西之表線配水管布設替工事と、市道甲女川線配水管布設替工事費を計上しています。

二ページにお戻りください。

第四条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を七百三十四万七千円減額して九千六十二万三千円に改めるものです。

第五条は、他会計からの補助金で、一般会計補助金十三万三千円を減額して九百四十六万五千円に改めるものです。

説明は以上です。

○議長（川村孝則君） 説明は終わりました。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三一、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において、六月二日午前中までに受理した請願・陳情書は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

付託委員会欄のとおり、各常任委員会、特別委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日九日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後二時三十分散会

本会議第二号（六月九日）

本会議第二号（六月九日）（水）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年六月九日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第一 一般質問

九番 濱島 明人 議員

六番 杉 為昭 議員

二番 鮫島 市憲 議員

一二番 竹下 秀樹 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われますよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、濱島明人君の発言を許可いたします。

〔九番 濱島明人君登壇〕

○九番（濱島明人君） おはようございます。濱島明人です。

三月の一般質問において留学生の話を見せていただきました。二人の留学生が旅立って、最近、手紙とメールが来ました。一人は、別の場所でまた留学をしています。以前、濱島家でお世話になったことが勉強となり、今の留学もスムーズにいつてるといふ手紙が来ました。また親御さんからは、そこは寮ですので、寮の先生からしっかりと話を聞いたということ、私もうれしく思います。もう一人は、うちでいたときは英語の勉強をしてたんですけど、英検に合格したというメールが来ました。うちにいたときは、二回、英語検定三級を受けたんですけど、二回とも落ちました。もうやめるといふような話をしてたんですけども、最近メールで、英語検定三級通つたと。私は通つたことよりも頑張ってたんだなということが本当にうれしく、本当里親冥利に尽きるなど、こういうことだなと思いました。

今いる留学生二人はとてもやんちゃで、学校でもけんかばかりしていました。二か月たつてやっと落ち着き、ちよつとずつ私たちの言うことも聞くようになってきました。多分この子たちも、来年今頃は私にいい報告をするんじゃないかなということを期待を込めて、一年間一緒に生活をしていきたいなと思います。

それでは、本題に移ります。

先月の十六日と二十五日に航空自衛隊によるデモフライトが行われたのは御存じのことと思います。多くの市民、また中種子町・南種子町の方々も見守り、戦闘機の音がどれぐらいするか耳を傾けていたとのことです。塩田知事も両日種子島に入り、視察されたとのことです。

昨年十一月一日、古田中央公民館で防衛省による馬毛島基地の説明会が行われました。それ以来、馬毛島基地に関わるいろいろな資料を読み、調べ、多くの市民の声を聞いてきました。例えば、日米共同使用の基地がある岩国市発行の基地と岩国という冊子を読みました。また、気象庁のホームページにある過去のデータで、FC LPが行われるであろう予定の五月と八月の西之表の風のデータ十年分も調べました。最近では、九州防衛局のホームページで公開されている環境アセスメント方法書についての意見書五百四十五通、全て目を通させていただきました。

私なりに意見書の中でよく使われると思われる単語をピックアップし、環境という言葉を外し、パソコンの検索機能で調べてみました。一番多く使われてたのが騒音百六十九個、八十六の意見書で取り上げられてました。次に米軍百五十八個、FC LP八十六個、漁業の漁という漢字ですけど八十四個、マゲシカ六十九個と続いておりました。騒音の単語が一番多く使われてたということで、デモフライトを多くの方が関心を持って見守っていたことは納得しました。

私自身も一番関心があり、懸念していたのが戦闘機の騒音でありました。

皆さん御存じのように、音は風によって左右されます。馬毛島は西之表市の西のほうに位置しております。一番影響を受けるのが西風です。デモフライトを行った二十五日の夕方がまさに西風で、毎秒約六メートルでした。十六日、二十五日、計四回行ったデモフライトの速報値でも一番高い数値だったのが、二十五日の夕方のフライトでした。西之表の十年間の風の日数、三十二日、約一〇%、一か月平均三日ほどでした。八月の西風の日数は、十年間で三十八日、約一二%、一か月平均三、四日ほどでした。八月は台風の影響もあり、五月より日数が多くなっているのではないかと思われまます。

今回、二日間、四回のデモフライトにおいて場所を変えて体感し、音の速報値を確認し、十年間の風のデータも調べました。また、一番重要である市民の賛否両論の声や感想を直接聞きました。あれくらの音であれば交付金をもらったほうが市のためになる。全く大した音ではなかった。夜中だともう少し音がするのではないかと。さらに、最近では、南種子町が自衛隊関連施設誘致との報道後、西之表市も基地賛成を示し、関連施設誘致を進めてほしいとの声が市民からありました。

私自身よく考えました。その結果、基地建設に中立の立場をずっと示していましたが、ここで、濱島明人は基地建設賛成を表明します。今まで基地建設中立の考えを示した私を支持してくださった

方々には大変申し訳なく思います。誠に申し訳ございませんでした。今回のデモフライトで、騒音に対する問題、懸念していたこと全て解決したとは思いません。賛成を表明しましたが、市民の声、要望を国や防衛省にしっかりと伝えてまいります。

六月の「市政の窓」で西之表市の財政事情を公表してありました。市の借金である地方債残高も約九十八億円あり、財政力指数も〇・二七と非常に厳しい財政状況となっております。また、さつまいもの基腐病による甚大な被害、さらにコロナ収束が見通せない状況を考えた結果、基地を受け入れ、各種交付金を原資に市の財政を立て直すことが最善最速の策だと思います。

現在の西之表市の非常に厳しい財政状況を一刻も早く改善し、市民の暮らしが少しでもよくなり、家計が少しでも楽になるよう、全力で取り組んでまいります。中立から賛成に考えを変えてよかったと評価していただけますよう、四年間一生懸命頑張ってまいりますと思います。

それでは、質問です。

馬毛島対策係と防衛省訪問についてです。

馬毛島対策係の具体的仕事内容について教えてください。

以下に関しては質問者席から質問させていただきます。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

馬毛島に係る業務につきましては、昨年度まで企画課の政策推進

係で対応してまいりました。馬毛島に関わる動きが活発化していることや、馬毛島問題が市民の大きな関心事であることから、本年四月に馬毛島対策係が新設され、馬毛島に係る業務を進めてるところです。

その業務内容につきましては、馬毛島問題に対する正確な情報収集及び提供や、馬毛島活用に関する業務、国や県などの関係機関との調整や対応などが挙げられます。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） 今、正確な情報ということがありました。市長が新設されたと思いますので、馬毛島対策係は基地建設反対の立場で仕事を進めていくんでしょうか。そこをちよつと問いたいですけれども。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

馬毛島対策係の仕事は、この馬毛島の施設設置問題を中心としてですね、馬毛島の活用について正確な情報を収集するというために設置しているところでありまして、賛成とか反対とか、どちらかに偏ってということではございません。

○九番（濱島明人君） それでは、二番目に移りたいと思います。

馬毛島対策係は馬毛島だよりを発行していますが、全戸配布ではなく、なぜ班回覧にしたのか。また、馬毛島だより第二号と第三号の一部の内容ですが、歴史文化活用係発行の市史編さんだよりに掲載

せるべき内容だと思えます。馬毛島だよりの目的、市民に何を伝えたいのかを教えてください。

ちよつと書類を提示させてください。すいません、二号に関して遺跡の紹介ですとか、三号にも椎ノ木遺跡があります。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

馬毛島だよりにつきましては、市民に馬毛島に関する情報を提供するため、不定期であります。馬毛島対策係のほうで発行いたしております。本年四月から発行いたしました。現在、三号まで発行しております。また、明日付けになりますけれども、四号を発行する予定でございます。

議員御案内の馬毛島だよりの配布の方法でございますが、三号までは班回覧で対応してございましたが、四号につきましては、市民が関心を寄せておりますデモフライトの情報でございます。全戸配布で対応するところでございます。班回覧か全戸配布かにつきましては、情報の内容によって判断しておりますけれども、住民から全戸配布にしてほしいとの意見もある一方で、発行そのものをする必要はないとの意見も寄せられているところがございます。インターネット環境が整っていない世帯もございまして、住民に馬毛島に関する情報を提供する一つの手段として、今後も必要に応じ、馬毛島だよりを発行していく計画でございます。

また、議員御案内の二号と三号の一部内容を市史編さんだよりに掲載すべきことですが、馬毛島問題につきまして、今後、様々

な判断をしていく上で、馬毛島の歴史や自然、文化を知ることが大変重要なこととの判断の下、掲載をしているところでございます。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） 先ほど馬毛島対策係が発行していることとで、市長は中立に仕事を進めていくことだったと思えます。けど、これを載せるっていうことは、基地を造るなということも言っているんじゃないかということと、あと市長も新聞記者でしたので、ちよつと聞きたいんですけども、経済部が政治部の記事を載せたりすることあるんでしょうか。これは多分、まさに歴史活用係が載せるものを馬毛島対策係が載せるとしかちよつと言いがたないのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 先ほどもお答えしましたけれども、馬毛島は、私も西之表市民、種子島島民にとって大変大事な場所でございます。その活用について考えなければならないということでありまして、そこにある史跡、遺跡は重要な要素で、資源でございますので、そのことについて市民に広く知っていただくと。そういう趣旨でございます。ですから、議員がおっしゃるような、偏っているということにはならないと思えます。

○九番（濱島明人君） 再度確認したいんですけども、今後このような遺跡の紹介、遺跡があるというのはいいんですけど、具体的な遺跡の紹介とかは、馬毛島だよりは載せないということでしょうか。それとも、やっぱり市史編さんだよりに載せて、

馬毛島だよりも載せるといふことになるんでしうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

市史編さんだよりにつきましては、一度馬毛島のことを掲載したことがございます。これは、市史編さんを行う上で必要な現地調査を行いましたので、その結果について掲載をしたものでございます。自然につきましては、こういう活動を行いましたということを紹介させていただきます。

市史編さんにつきましては、古代から近世まで幅広く取り扱っているものでございまして、その中で、馬毛島の調査を実際行ったことについてお知らせしたものでございまして、ちょっと考え方が違うといえますか、馬毛島につきましては、今市長が答弁したように、これからの活用、基地建設も含めてです、含めて考えていく上で、どうしても過去の歴史的なことであったりとか、現状の自然、歴史、文化的なこと、そういったことも当然知った上で判断がなされるべきだという判断の下、我々行政サイドとして必要なものだと提供しているものでございます。御理解をいただきたいと思いません。

○九番（濱島明人君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

五月十六日と二十五日、航空自衛隊によるデモフライトが行われ、先ほども言ったんですけれども、両日、馬毛島対策係はどのような活動をしていたのか、騒音測定等は行ったのか、それを聞きたいと思いません。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防衛省が五月十六日と二十五日に実施いたしましたデモフライト時の本市の対応でございます。市内二十二か所で簡易な騒音の確認作業を行ったところでございます。馬毛島対策係では、それらの調査作業やマスク等への対外的な対応を行ったところでございます。騒音測定につきましては、防衛省が六か所、本市におきましては、防衛省の六か所に加えて、市内全域での調査を目的に、別途十か所を選定し、合計二十二か所の地点で確認作業を行っております。

以上でございます。

○九番（濱島明人君） それでは、防衛省が出した速報値があるんですけれども、市としては、そのデータをそのまま受け入れるということではよろしいんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

本市におきましては、専用の機材を用いたわけではございません。あくまでも騒音の確認作業という位置付けで行っておりますので、本市の部分につきましては、あくまでも参考というところで取扱いをさせていただきます。

以上です。

○九番（濱島明人君） それでは、次の質問に移ります。

馬毛島対策係は、四月十二日、市長と防衛省を訪問していますが、事前に大臣や副大臣との面会の約束を取っていたのか。また、政務

官と面会していますが、時間はどれぐらいだったのかということですね。あと、岸防衛大臣の動静をちよつと確認したところ、四月十二日はデービッド米インド太平洋軍司令官叙勲式参加とありました。副大臣に関しては、ちよつと動静はつかめておりませんが、確認は取れて行ったのかどうかというのを聞きたいと思います。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

御質問の大臣や副大臣の面会につきましては、所管課におきまして、事前に大臣との面会をお願いをしたところでございます。結果として、相手方の都合もございまして、政務官対応となったところでございます。政務官とは約十分の面会でございます。

○九番（濱島明人君） すいません、もう一度確認させてください。じゃあ、大臣とは会う約束は取ってなかったということでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

これまでもですけども、防衛省に面会を申し入れる形として、まず大臣のお願いをいたします。議員がおっしゃっている叙勲伝達式の参加とか、多分後日公表されると思うんですけども、事前はこちらからお願いをして、防衛省のほうで御尽力いただいて、政務三役いずれかの方にお会いできるといふうな、そういう調整のやり方でございます。こちらは大臣をまず求めるんですけども、最終的には、防衛省のほうで調整した結果、誰々になりますよというところで話が来ます。

今回、ちなみにですね、政務官に決定がされたのが四月の九日、金曜日の八時、夜の二十時です、に判明をしたという、そういう流れになってございます。で、翌十二日曜日に面会をしたという、そういう流れとなっております。

○九番（濱島明人君） 市長は市のトップとして、今後、大臣と直接会って話をするんですか。それともしたくないのですか。どちらでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 当然、私は西之表市の首長でありますし、防衛省のトップは防衛大臣でありますので、常に文書も防衛大臣宛てにしておりますし、お会いするときは大臣の対応をお願いしているところであります。

○九番（濱島明人君） 多分大臣は、私が思うところによると、市長の今の考えということであれば、多分会わないんじゃないかなという考えがあります。市長も一度、よくおっしゃってる立ち止まるといふことで、一応賛成反対関係なくということを一回言った上で、会ってみてはどうかと思うんですけど、そういう考えはないんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 御意見は承っておきます。

○九番（濱島明人君） それでは、五番目の質問に移ります。

面会で、馬毛島体験活動や現地調査への協力を要請したとのことですが、どのような回答だったのか。また、今まで馬毛島体験活動に参加した児童や生徒の感想文や市史編さんだより等は手渡したの

かを伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

四月十二日、防衛省に訪問いたしましたときには、馬毛島体験活動や市史編さんに係る現地調査の要請を行っております。回答は地方協力局長からありまして、馬毛島への立入りについては、国有地であり、原則認められないとしつつも、公益に資するような国有地の適切な管理ということで両立できることを条件に、これまでも、例外として、馬毛島体験活動や市史編さんに係る現地調査、それから不動産鑑定などを防衛省として協力をしてきたということを示されたところであります。

○九番（濱島明人君） じゃ、具体的にいつならいいですよとか、そういう日にちとかはまだ回答は得られてないということでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今、それについての事務調整、日程調整等を行っているところであります。

それから、先ほどお尋ねの体験活動に参加した児童生徒の感想文や市史編さんだよりを手渡すことがあったかということですが、それはいたしませんでした。

○九番（濱島明人君） 要請するのであれば、こういうのを渡してお願したほうが聞き入れてもらえる可能性は高いんじゃないかなと私素的には考えるんですけども、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 御意見として承っておきます。そのときは、

そこまでは必要ないというふうな判断でございました。

○九番（濱島明人君） せっかく馬毛島対策係という専門の部署を設けてるわけですから、東京まで何うってことは、かなりなお金、時間もかかりますので、この辺はしっかりと馬毛島対策係のほうでも、もう準備しておくのが当然じゃないかなと私はちよつと思えます。

それでは、六番の質問に移りたいと思います。

平成二十九年に馬毛島活用検討チームが発足していますが、馬毛島対策係は検討チームと連携をしているのか。また、馬毛島活用検討チームは、今どのような活動を行っているのかを聞きたいと思えます。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員御案内の平成二十九年の馬毛島活用検討チームについてでございますが、これは市長が一期目の就任の際に、市の若手職員を中心に組織し、馬毛島活用策を検討させたものでございます。このチームによりまして、平成二十九年十二月に、馬毛島活用に係る報告書がまとめられたところでございます。その後、昨年度、課長や係長で組織をいたします馬毛島活用推進検討会を設置し、計画の具現化に向け協議を進めてきてございまして、馬毛島対策係が事務局機能を担っているところでございます。

以上です。

○九番（濱島明人君） その最初つくられたチームのメンバーは、

いまだにまだ活動をしているということでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

どちらかといいますと、若手の職員で大きな方向性を示していただきました。そこを具現化するために、課長、係長クラスで組織をする推進のための検討会を設置いたしたところでございます。解散をしてはございませんけれども、検討の重心がちよっと移ってきたという、そういう状況でございます。

○九番（濱島明人君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

馬毛島活用事業の進捗状況についてです。

馬毛島への上陸許可を得なければ、馬毛島活用事業は進められないと思います。現在、昨日までいいんですけれども、上陸許可は得られてるんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

現時点では、防衛省や地権者のほうと調整中であり、引き続き調整作業を行ってる最中でございます。

○九番（濱島明人君） 例えば、馬毛島対策係が市内にある九州防衛局種子島連絡所とかに行ってお願いますとか、そういう何か具体的なお願い、ただ調整するという話ではなくて、お願いしないとこうも許可を出してくれないということになると思うんですけれども、具体的な何か策というか、あるんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

馬毛島対策係のほうではですね、四月の二日に、早速もう計画を

持って連絡所に訪れております。なおかつ、もう何といいますかね、会うたびに、もうしょっちゅう事務連絡調整を行っておりますので、お願いをしているところでございます。具体的な日程等を示しながら、向こうの返事等もいただきながらの日程調整であったりとか行っているところでございます。なかなかうまくいかない要因といえますのが、連絡所を通じて行っておる関係で、連絡所のほうも本省のほうに確認をしたりとか、そういう状況というのがありますので、その辺でちよっと時間的な部分もかかっているのかなというところを考えております。連絡調整のほうは密にやっているものだと捉えてございます。

○九番（濱島明人君） 市長としては、ほかに何かそういう、例えば、地元選出の国会議員のパイプを使つてとか、そういうことで許可を得たりとかはしてるんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

こちらから希望している調査等についてはですね、お願いを、文書を持っていったりですね、再三しているわけです。そういう中で、断られてるわけではなくて、向こうも、例えば、今度のデモフライトのことですとかいろいろなものがあったり、そういうのを話しながら、日程がつかないというような返答のように受け取っておりますので、続けていけば許可をいただけるものだというふうには感じておりますので、何かその圧力をかけるようなですね、そういうことではなく、今あるパイプでやっていくことで十分足り

ると、そういうふうと考えております。

○九番（濱島明人君） 分かりました。

それでは、次に移りたいと思います。

馬毛島活用事業に三百九十一万円の予算が計上されたので、簡易施設や移動車両の購入は行ったんでしょうか。多分三月質問したときは、まだこの予算が可決されていないので、まだだという答えをいただいたんですけど、どうでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

馬毛島での調査に必要な施設等として予算計上してございますので、許可を得た上で購入する予定でございます。

○九番（濱島明人君） 上陸許可を得た上でということ、それと間に合うんでしょうか、その設置とか。どうでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） えーとですね、議員がおっしゃってるのがちよつとあれなんですけども、目的といたしましては、現地調査を朝であつたりとか夜の状況であつたりとか、そういったところで活用したいというところで予算要求をさせていただいたところで、そういうところも含めて防衛省のほうで許可が得られたら、当然それなりの日数であつたりとか、そういったものを確保できると捉えてございますので、そういう形で調整をしているということになります。

○九番（濱島明人君） 簡易施設を設置するということですので、何日間かはかかるんじゃないかなと思うんですけども、それを含

めて、じゃあ、防衛省等に対してはお願いをしているということでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） そのとおりでございます。

○九番（濱島明人君） 数日前に、馬毛島に残る市有地を強制収用するんじゃないかという報道がなされましたが、その報道があつたとしても、簡易宿泊施設は設置する予定なんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） 報道は確認をしておりますけれども、ちよつと中身の正確性といえますか、市に関することも書いてございましたけれども、そこは否定するわけではございませんけれども、何かちよつと書かれていることが実際と異なっていると感じたところでございますので、そことの関連というのは一切ございません。市としては、議会に認めていただきました予算の執行に努めてまいりたいと考えております。

○九番（濱島明人君） 報道なので確実性がない。逆に言うと、正確な情報かもしれませぬし、設置した後、もしその土地を強制収用された場合、設置した建物等も奪われるんじゃないかと思えます。そのときに、市の予算で造ったものが奪われても、それもいいんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） 誠に申し訳ございません。現段階で、そういった仮定の御質問にちよつと答えられない状況です。

○九番（濱島明人君） それでは、次の質問に移りたいと思います。馬毛島体験活動や現地調査を行う予定日は決めているのか。あと

何回事編さん等の現地調査を行う予定なのか教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

おおよその予定日を提示しながら防衛省側と調整をしてございます。回数につきましては、調査の進捗、あるいは規模等にもよりまですので、何回実施するということは、なかなか申し上げにくいところでございます。

○九番（濱島明人君） 体験活動は、もちろん夏休みに行く予定でやると思っていますけれども、二年前の「市政の窓」には、もう六月の「市政の窓」に募集広告ありました。去年はちよつとなかったんですけれども、もう今応募しとかないと、多分集まらないと思うんですけれども、もし夏休みできない場合は、これはどこかの時期にする予定ではあるんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

先日も、市役所の内部で関係課集まって協議をしたところでございます。その中で、夏休みにこだわらず、行ける日というのを模索するというのも一つの考え方じゃないかというところで、その中でも、取りあえず夏休みに実施できるように、防衛省としっかり調整をしていきたいと思います。

○九番（濱島明人君） あと、さっきの市史編さん等の現地調査に関して回数を聞いたんですけど、これもやっぱり市の予算を使って行うわけですから、もちろん専門家の方たちとも話して、あと何回の間に調べてほしいということを書いていかないと、ずっと何回も

何回もとなるというのはあり得ないと思います。ですから、これ、ちよつと具体的な回数、あと何日必要だというのを決めていただかないと、これはもう市民も納得しないんじゃないかと思っております。その辺はよろしく願います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先ほどの馬毛島活用検討チームが、平成二十九年十二月作成、さつき課長からお話がありましたように、報告書がありました。検討チームが示す活用案では、このような記述がありました。メンバーから、当初、種子島本島、西之表市の効果的な振興計画ですら立案が難しいのに、馬毛島の計画となると途方もないとか、また、馬毛島に使う予算があれば、種子島本島、西之表市に予算をかけるべきではないとか、市民から理解は得ることができるとかという記述がありました。四年前の検討チーム、本当によく考えてらっしゃったんだなとも思いました。

また、コロナワクチン接種が六月十四日から始まります。電話予約で混乱しないようにということで、また電話回線がパンクしないということで、行政連絡員、地域長と言われる方々がボランティアで六十五歳以上のお宅を回って、予約確認のサポート、強制ではなくてサポートですね、行くのか行かないのかという、を行っていただきます。動いていただいているんですけど、本当にありがたいことだと思います。できればその方たちへの手当やガソリン代だけでもという思いがあります。もし今年度予算執行できないとき、馬毛島活用事業

の三百九十一万円の予算を取り下げ、コロナ対策ワクチン接種に従事しての方々に回すこと、これ考えていただけられないでしょうか。お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の活用に関する事業予算につきましては、本年度の執行実施に向けて尽力をしている最中であります。コロナ対策事業については別の問題だと考えております。

○九番（濱島明人君） 一応市長も御存じですか。その行政連絡員がコロナワクチン接種のサポート業務を行ってるといのは御存じでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 集落支援員、地域おこし協力隊員ともですね、集落支援員は特に集落のことである程度の尽力されております。その中には、今回のコロナについても含まれているのではないかと 생각합니다。直接の具体的ななどという作業というところまでは、まだ承知しておりません。

○九番（濱島明人君） 一応そういう集落支援員ではなくて、行政連絡員の方ですから、その方々が動いていらつしやるということ、九十六名ほどいると思います。全員じゃないと思うんですけども、その方々も動いています。

少し時間があるので話させてください。

先ほど私は基地賛成を表明しました。選挙のときの考えと変えてしまったことで、支持者を裏切ったこと、また市民の信頼を失いま

した。しかし、デモフライト後の、また南種子町の動向見たときに、西之表市は本当に取り残されてしまうのではないかと、多くの声を聞きました。中立という自分の考え、立場に固執せず、市民の声を聞き入れることも、議員としてやっぱり大切かなと思います。

市長、いま一度市民の声をよく聞いてください。信頼を失った私が言うのもなんですが、失った信頼は後の頑張りを取り戻せると私は信じてます。四年間一生懸命頑張ったと思うんです。とても難しいことだと思えます。しかし、市長が間違った政策、ここでは基地反対の立場をずっと取り続けていたら、信頼どころじゃないんです。市民の貴重なものが失われていくんです。また、西之表の衰退の一途をたどっていきます。西之表市の明るい未来のために、基地賛成の御英断を何とぞ、市長、よろしくお願いします。九月の議会です。市長にありがとうございますと言えるように、楽しみに待っています。

以上で質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で濱島明人君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時頃より再開いたします。

午前十時四十三分休憩

午前十一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、杉為昭君の発言を許可いたします。

〔六番 杉 為昭君登壇〕

○六番（杉 為昭君） 皆様、こんにちは。手指消毒をしつかりする、自民党鹿児島県連公認の杉為昭でございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでおられる医療従事者、関係者全ての皆様に敬意と感謝を申し上げます。また、飲食店をはじめ、観光、タクシー、商工業等、御苦勞を強いられておられる全ての皆様に御心痛を深く重んじております。

私は、市民の声を幅広く拾い上げ、安心・安全で普通の暮らしにいち早く戻れるよう、行政に強く働きかけ、新型コロナウイルス感染症対策について、市民の要望にいち早く、そして敏速に応えられるよう取り組んでまいります。

さて、先ほど一般質問の冒頭の挨拶の中で、同僚、同期の濱島議員が、馬毛島の自衛隊基地施設整備に向けて、市民及び西之表市の行く末を重んじ、中立という立場から一転、賛成の立場へと方向性を示していただきました。支援していただいた皆様へ頭を深々と下げて丁寧な説明をした潔い姿に、誠実さと市民の声の代弁者としての議員の気質と決断力に感銘を受けたところでございます。

市長におかれましては、市民の生活と暮らしを考え英断を下した濱島議員の姿を、市民の代表としてどのように受け止めたことでは

よう。我々賛成を表明している議員は、濱島議員とともに手を携え、共に市民の豊かで明るい未来のために頑張つてまいりたいと思えます。

市長、振り上げた拳を下ろすということは、非常に勇気の要る行動であると思います。しかし、日本における安全保障、西之表市民の生命、生活、豊かな暮らしのためにも、風向きに逆らわず、追い風に乗っていく方向転換も非常に大切なことでございます。

このコロナ禍の中で、観光、宿泊、飲食店、タクシー、商店街等々、また気候変動の影響、自然環境の変化に伴うさつまいもの基腐病、さとうきびの生育不良、園芸作物の不作、市場取引の低迷、そして、漁業においてはキビナゴの不漁、直近では、ブリの稚魚であるモジヤコ漁が大変な打撃を受け、例年の四割と漁に出れば出るだけの赤字となり、乗子子、いわゆる従業員の給料もままならぬ状況になっております。

市長、市民は厳しい生活を強いられております。市長は市民の代表であることは言うまでもございません。市長の判断で苦しむのは、もちろん市民です。市民一人一人に寄り添い、市民一人一人の声を傾け、市民一人一人にぜひ問うてください。市民一人一人の大切な提言は西之表の大切な宝になるということを、いま一度立ち止まって考えていただきたいと思えます。

それでは、時間もございませんので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初の質問は、馬毛島への自衛隊基地整備に伴い、市民、島の要望の声に応えた形で休日、平日行われ、二日、昼、夕方合わせて四度行っていたデモフライトについてでございます。

これは、防衛省が行った住民説明会などで、住民の音へ対する不安視の意見が多く、デモフライト実施要望が多かったため、その声に応える形で行われました。このデモフライト実施について、市長の見解、防衛省に対しての考え方といえますか、お気持ち、そして、市民への市長の考え方をまずお伺いをいたします。

後の質問につきましては、質問者席より通告書に従い質問をさせていただきます。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

今回のデモフライトは、防衛省としまして、住民の要望に応えるために実施したと認識をしております。

実施内容につきましては、航空自衛隊のF15戦闘機による旋回飛行で、馬毛島上空では出力を上げて飛行したとことであります。住民にとりましては、機種は違いますが、戦闘機の飛行を見たことのない人にとっては、実際の戦闘機を目視できた点ではよかったですのではないかと考えております。

音に関していえば、聞こえ方は個人差があると思います。そもそも機体が異なり、離着陸しておりませんので、FCLPを想像するには不十分ではないかと感じたところであります。

このデモフライトの実施に当たっては、防衛省も大変苦慮されたと思います。一方で、防衛省には、まずは事前に本市に使用機種や時期、回数、時間帯など相談の上、実施していただきかったと思っておりますのであります。

以上です。

○議長（川村孝則君） 八板市長、その市民、防衛省に対する考えというのは。

○市長（八板俊輔君） 失礼しました。

このデモフライトに対しまして、市民の皆様には様々な感想があったかと思えます。その御意見を今後も伺いながらですね、今後の市の対応にも十分反映してまいりたいと思います。

○六番（杉 為昭君） 市長、防衛省に対して、お気持ちは何かありますか。

○市長（八板俊輔君） 先ほども申し上げましたけれども、市民の要望にいろんな意見がありますけれども、その市民に応えるために、いろいろ苦慮されたと思います。その努力は多としたいと思います。ただ、私が考えるところには届かない部分もあったと、そういう思いを持っております。これから、防衛省とはこれからもというか、引き続きやり取りをしておりますので、その中で、またいい関係をつくっていききたいと思っております。

○六番（杉 為昭君） 市長、ただいまの答弁の中で強調されたのが、住民のために行っていたのだと認識をしているということ

間違いないですか。

○市長（八板俊輔君） そのとおりであります。

○六番（杉 為昭君） 市民の要望に応えていただいた市長の発言とすればですよ、防衛省に対して、要望に応えていただいたことに、まず、ありがたいという言葉がまず先に出てこなければならぬのではないかと思えます。要望が市民の中からたくさんありました。賛成反対を問わず、防衛省に対して、デモフライトをして音を聞かせてくれという声が、企画課の説明会の中でも、企画課の職員が全て速記をしておりました。たくさんの方があります。それに応えて、防衛省はデモフライトを実施したわけでございます。これについて、やはり市長として、市民の代表として、防衛省に対してありがたいというお気持ちはないのでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 先ほど申し上げたとおりです。

○六番（杉 為昭君） ないということ認識をしておきます。それが現実でございましょう。でしたら、戦闘機は水で飛ぶわけでもないし、パイロットが奉仕で操縦をしたわけでもございませぬ。もちろん国の税金を使ってデモフライトをさせていただいたわけですから、防衛省に対してお礼の言葉が言えないのであれば、国民に対して何かお言葉はございませんか。

○市長（八板俊輔君） 何か誤解をされているようで、私は防衛省の今回の飛行については評価をしております。そういう意味では感謝をしております。ただ、私どもが要望する、考えてるところに遠

いと。その点については、今後やり取りをしなければいけない。そういう考えを申し上げたところですよ。

○六番（杉 為昭君） 少なからずとも、国は市民の一人一人の声に応えた形で行っております。その認識をいま一度、市長、考えていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

しょうがありませんので、次の質問に参ります。

質問件名一、馬毛島への自衛隊基地整備に伴い、住民の声に応えた形で行われた防衛省のデモフライトについての二番目、デモフライト実施後に行われたマスコミのコメントの中でということでございますけれども、資料をお願いします。

令和三年五月二十六日発行、南日本新聞の中に、一、鹿児島県の塩田知事は、住民の判断材料になったと強調し、さらに、住民も平日、休日を問わず比較できたと思うと意義も語り、今できる範囲でやってもらったと理解を示しました。それに対して、私たち市民の代表である市長は、先ほども申し上げましたけれども、実態とは違うと指摘し、受け止めが異なったという考えでございませぬ。この県知事との認識の違いについて、市長はどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○市長（八板俊輔君） 例示されておる記事のことでありますが、今の私の記憶ですと、知事の発言と似たような内容のこともしゃべっております。つまり、先ほど杉議員にお答えしたように、市民の要望に応えて、このデモフライトがなされていると。そのことにつ

いては一定の評価をしているということは申し上げているわけで、記事ではその部分が欠落しております。だから、非常に相反することを言っているわけではなくて、地元の西之表市長の立場で、もう少し要望があったと。そのことを申し上げたところであります。記事には編集のいろんな方針がございますので、この記事が悪いというふうにも私は思っておりません。ただ、議員がおっしゃったようなことでは必ずしもないと私は思っております。

○六番（杉 為昭君） たいまの発言をよくよく考えてみますと、あらゆる報道、新聞、マスコミ、取材、その中で、今までも、今でもそうかもしれませんけど、市長のカラーですよ。この馬毛島基地問題については同意できないというカラーが強いからこそ、マスコミは市長のその部分だけを取り上げる。そういう認識じゃございませんか。

○市長（八板俊輔君） 報道機関は、それぞれの取材したものをそれぞれの判断で報道されているものと私は考えております。

○六番（杉 為昭君） 私が思うには、県知事と市長との発言は、この違いというのは、やはり馬毛島基地問題を抱える西之表、鹿児島県として、国との関係性の認識の違いではないかというふうに、ただいまの答弁を聞きながら思ったんですけども、いかがでしょうか。
○市長（八板俊輔君） 議員のお考えについては、私かとやかく言うことではないと思います。

○六番（杉 為昭君） このデモフライトの認識についても、やは

りマスコミは、もう市長は何を言っても同意できない、自然、環境、文化ばかりを申しているということで、この方向性を市長のカラーとして受け止めてるところもございますので、どうかこの辺を、それならば市長の、いや、書かれてない部分もたくさんあるというのであれば、そこもぜひ強調していただいて、マスコミの方をお願いをして市長の考えを載せていただくということもあり得るのかなと思いますけれども、ぜひそこら辺も含めてよろしくお願いを申し上げます。

続いて、四、市長は実際の音を聞いたことがあると述べられておりますが、いつ、どこで、どのような地点（離発着地点より、馬毛島と西之表の距離、十二キロ離れた場所）で聞いたことがあるのか、お答えください。

○議長（川村孝則君） 杉議員、三番目の質問は。

○六番（杉 為昭君） あ、すみません。

○議長（川村孝則君） 省略されてるようですけど。

○六番（杉 為昭君） ああ、ごめんなさい。すみません。三番目でした。

五月二十五日、二度目のデモフライトを終えて、市長は、戦闘機の発する音は騒音のレベルだけでは測れないものがあると話しておりますけれども、騒音を測るレベル、騒音レベル以外に何かがあるというのか。また、騒音以外の音ですね、を防衛省に対してどのような市民、島民に対して示せと考えているのかお伺いしたいと思います。

す。お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

私が騒音のレベルという表現をいたしましたのは、音の量的な物差し、大きさというような物差しを意識してのことです。騒音のレベル以外というのはですね、音の量、つまり大きさなどではなく、質、例えば、嫌な音とか不快な音とか、そういう質の問題を申し上げて発言したところであります。戦闘機の出す騒音でも金属音もありますし、聞こえ方や感じ方が違うということを示したものであります。測定値云々だけでなく、市民がもつと質的なものも実感できるようなやり方が検討できたのではないかと、そういうことを申し上げたところであります。

○六番（杉 為昭君） それでは、もう騒音以外の音、この認識は、市長がおっしゃる意識といえますか、それはもう市民任せの、市民の一人一人の判断でのレベルという考えでよろしいでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げましたように、騒音に対する評価は、量的な問題と質的な問題もあるということでありです。同じ大きさの音でも、慣れた音とかですね、それから、いろんな不快な音がありますよ。金属、金くぎで引いた音、そういうものも考慮しなくちゃいけないと、そういうことであります。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。市民がものすごく音に関して敏感に、また関心を持っておられます。それで、私個人としても、あまり音に関してはお話を、本音を言えば、したくあり

ません。というのも、私の支持者にも聴覚障害者、耳の遠い方、難聴の方がおられるわけで、音が聞こえるだけでもありがたいじゃないかという声も聞かれます。その中で、やはりこの騒音、音、一人一人の個々の聞く範囲、レベルというのは、あまり協議はしたくないわけでございますけれども、そこら辺も踏まえて、また市長、御配慮もまたよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、前後左右しましたけれども、④市長は実際の音を聞いたことがあると述べられたことがありますが、いつ、どこで、どのような地点（離発着地点より十二キロ離れた場所）で聞いたことがあるのか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

これも五月二十五日のデモフライト後の報道への対応のことを指しておられると思います。私は過去に沖縄で聞いておりますが、詳細な日時等は記憶しておりません。また、十二キロという距離の問題だけではなく、運用時の飛行範囲や経路、そういったものを最大限に反映させた上でのデモフライトが望ましいと考えております。これについては、今後、防衛省にも検討してもらえないかという期待もしているところであります。

○六番（杉 為昭君） ただいま市長がおっしゃいましたが、沖縄で聞いたことがあるとおっしゃいました。それはF15ですか、それともFA18、どの戦闘機でしょう。

○市長（八板俊輔君） 例えば、嘉手納基地にはF16戦闘機が配

備されております。それから輸送機もあります。偵察機もあります。そして、艦載機が、空母が沖繩近辺に来たときは、艦載機の飛来もありません。そういうものを聞いたことがあると。そういう意味であります。

○六番（杉 為昭君） 今市民の中で議論されているのは、機種の問題、それから距離の問題でございます。一番関心があるのが馬毛島と西之表市の十二キロの距離、この距離での音はいかがなものか。その中にまた付随する風向きはいかがなものか。そこを正確な聞いた音、それを声に出していただかなければならないんじゃないかなという気もします。先ほど市長も自分の口から、この言葉については報道で流されたというふうにおっしゃいましたけれども、十二キロ離れた地点でF15の戦闘機の音を確実に聞いて、高度、それから飛行ルート、そのルートもほぼ同一するという条件で、この新聞、マスコミに対して発言するのが妥当かなと思いますけれども、この報道によって、実際聞いたことがあるという発言で、市民は大変な誤解を受ける方もいらっしゃると思いますけれども、このことについてはどうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 私は、私の答えられる範囲内で、体験の範囲内で答えられる形で表現したところであります。

○六番（杉 為昭君） 私は私としてじゃなくて、市長は市長なんですよ。市民の代表の市長です。その市長がマスコミに対して口外をするということは、市長としての人格、これをやはり重んじて、

市長としての立場で発言する。これが市長じゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 西之表市長である八板俊輔として発言をしております。

○六番（杉 為昭君） だから、市長、市長として発言。いや、笑うとこじゃないですよ、市長。僕は真面目に答えてるんですから、市民の代表として、笑うとこじゃないですよ。

市民の代表の市長として正確な情報発信をする。それを市民は正確な情報を受ける。これは市民のあらゆる権利じゃないですか。そして、確かな情報を伝えるのは市長の義務じゃないですか。いかがですか。

○市長（八板俊輔君） 何度も申し上げておりますように、私は市長として行動をしております。

○六番（杉 為昭君） もう何度言っても変わらないということで、市長、そこら辺も市民の代表である市長ということで、私も少々がっかりしますけれども、ぜひどうかもうちよつと市長としての自覚を持って、私も市議としての自覚を持って、ちゃんとまともな、正確な情報発信をします。市長も正確な情報を発信していただきますよう、よろしくお願いします。

続きまして、質問件名二、防衛省訪問についてでございます。質問させていただけます。

先ほど同僚議員もお話をしましたけれども、本年四月十二日、市

長は企画課三名を同行させ防衛省を訪問しているが、東京においては新型コロナウイルス感染症が拡大する中、東京に行かれておりません。防衛大臣にも副大臣にも面会できないと分かっていたはずなのに、強行して行った理由はどこにあるんですか。なぜですか。状況を考えると、リモートではいけなかったんですか。いかがでしょう。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先ほどの質問でも回答いたしました。四月十二日に防衛省に訪問をいたしました。その際には、大西宏幸防衛大臣政務官と面会をいたしました。議員御質問の大臣や副大臣の面会については、所管課において大臣の面会をお願いしておりましたが、相手方の都合もあり、政務官対応となったところでもあります。昨年十一月に大臣と面会して以来の訪問であり、大臣からもキャッチボールの必要性を言われておりましたし、私自身もそのように考えていたことが背景にございます。

防衛省訪問のタイミングについての御指摘につきましては、本市のコロナ禍における出張時の対応としましては、緊急事態宣言地域への公務出張を原則として認めておりません。四月十二日の時点では、緊急事態宣言も発令しておりませんでした。本市のコロナ禍の出張に係る取扱いに沿って対応したものであり、その後の感染状況を見ますと、あのタイミングで訪問してよかったと考えております。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。緊急事態宣言は出てなかったと申しますが、同日、四月十二日、東京都は感染

拡大予防対策として蔓延防止等重点措置が出されました。そして、国からは、都内への不要不急の移動は自粛してくださいという要請もかかっております。この認識はなかったですか。通告書に書いてありますよ。

○市長（八板俊輔君） そういう状況を勘案しながら訪問したということであります。

○六番（杉 為昭君） 市長、市長はですね、市のホームページの中で、コロナ感染対策のホームページの中で、市長のメッセージとして、新型コロナウイルスへの感染は誰にでも起こる可能性があります。いつでもで感染するかわかりません。無症状のまま周囲の方へ感染を拡大する可能性もあります。そのような意識を持って感染防止対策を行ってくださいと。市長のメッセージ、自分の直筆だと思えますよ。自分の口で書かれてると思います。こういうことも書かれておきながら、感染するリスクを背負いながらも行く必要があったのかということをお伺いしたい。

○市長（八板俊輔君） 先ほど来申し上げておりますように、ぎりぎりの条件下で訪問できるタイミングを計り、実行したということであります。

上京の際には、感染対策について十分やっておりますし、それ以外の訪問も、ホテルにほぼ缶詰め状態のところ、感染については非常に注意を払って行動したところであります。

○六番（杉 為昭君） 万全な対策を取ったということでございます。

すけれども、羽田空港には、第一、第二発着所近くに簡易式の検査をするところがございますけれども、検査を受けたんですか、帰ってくるるとき。それは受けなかったですか。はいとかいいえで、それだけで結構です。PCR検査ですよ。PCR検査所が羽田に二か所あるんですよ。それも御存じないですか。

○市長（八板俊輔君） PCR検査については受けておりません。

○六番（杉 為昭君） 市長、せっかく島内、ここは島ですからね。西之表にコロナを持つてくるという可能性も少しでもあるという認識を持つて、慎重な行動をよろしく願います。危険にさらされるのは市民ですから、そこら辺の認識もよろしく願います。

もう言いいたことがたくさんあって、ちょっとあれですので、ちょっと割愛もしていきます。申し訳ございません。

簡単でございます。簡単でいいです。職員三名を同行させたのには何か意味があるのか。そして、職員皆が発言したのか。そこら辺をもう簡単にお願います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

訪問に際しては、四月に発足しました、新設しました係、馬毛島対策係の担当係長と係員、それと課長を同行いたしました。それから、職員の発言する場ではありませんので、発言をしております。

○六番（杉 為昭君） 職員は発言してないって、観光に行ったんですかっていう話ですよ。何も発言をしない職員を連れていく必要があったのか、三名もということですよ。もし三名を連れていく

ような必要性があれば、私だったらですね、いろんなパイプを使って、今大変な農林水産業のことに關して農林水産省、それから、コロナで、本来ならばですね、もう四月から六十五歳以上のワクチンはこの自治体も始まっているんですよ。西之表だけがまだ始まっていないんです。六月中旬、これに至ったいきさつも私は聞いております。これに至ったいきさつはなぜかということも考えた上でですよ、

厚生労働省に出向いて、何か対策はないか、島としての何か取るべき措置はないか、応援要請をできないかということもして、足並みをそろえて、ほかの自治体と一緒に、四月、五月、この半ばぐらいから六十五歳のワクチンを打ったほうがよかったですんじゃないかなという思いもしますけれども、言いつ放しつて前回の質問で言われませんでした、このことに関してどうでしょう、市長。

○市長（八板俊輔君） ほかの関連の質問もございしますが、このときには、防衛省だけでなく、県選出の国会議員ですとか、そのほかのところ、関係先を訪問しております。その連絡ですとか、私一人では到底そのスケジュールをこなせる状況にはありません。それぞれの職員が、それぞれの任務を持ちながら、この訪問を実践できたと思っております。この三人がいて、スムーズな訪問ができたとは考えております。

○六番（杉 為昭君） そしたら、この質問の最後です。そしたら、その成果が何か得られたんですか。訪問した成果は何か得られたんですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この訪問の主たる目的は三つございました。一つは、私が新しい任期に入って新年度であるということ、その御挨拶。それから、本年度の事業に対する協力の依頼。それから、先ほど申し上げたように、新しい組織の発足についての報告。そういったものを含めて、今後のスムーズな関係を保っていきたいということがあったので、そのための訪問でございました。

○六番（杉 為昭君） 行かれてから二か月たちました。土産は持ってこられたんですか、だから。何か成果があったのかというお話を質問させていただきます。何か成果が今出てるんですか。その要望に行った、要望に行ったではもう。

○市長（八板俊輔君） 先ほど申し上げた初期の目的は達したと考えております。

○六番（杉 為昭君） はい、分かりました。これもまた後々機会があるときに、市長と一緒にお話をさせていただきたいと思えます。急ぎます。三、ここ一番重要なところでございます。島内への自衛隊関連施設誘致について、項目の中の一、新聞報道で知られているとおり。はい、お願いします、ここ。あ、これじゃないですね。これです。誘致合戦激化か、一市二町の違い鮮明ということ、中種子町の田淵川町長は、米軍も含め、国防に関わる人との交流は教育にも役立つ。施設をどこに整備するかは国が決めることだが、受け入れる情勢は万全にしたいと述べております。また、南種子町長

につきましては、はい、ここです。小園町長は、町にも協議会から誘致推進の要望があった一方、反対意見は届いておらず、施設誘致が住民の意向と判断をした。その中で、基地整備が進む前提での要望であるということも明記しております。これは前後左右しますけれども、二町長は、五月、地元選出の森山先生を訪問し、森山先生は、日米間の約束は守らないといけない。同盟強化のため基地は必要。二町は共同訓練にも協力している。期待に応えられるよう努力したいと述べております。

このことについて、市長、西之表は一貫として、自然や文化など基地整備で失うもののほうが大きいと、一貫してこれだけ述べているんですけども、このことに関して、西之表市長として、このことについてどう受け止めるのか、お答えをお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

南種子町、中種子町それぞれの議会での判断でありまして、私が特段申し上げることはございません。

○六番（杉 為昭君） いやだから、西之表市としての考え方は、中種子町・南種子町の考え方を聞いてどう思うのかということ、中種子町・南種子町についてどうおっしゃってくれと、そういう質問じゃございません。中種子町・南種子町に対して、西之表市としてはどう思ってるか、市長としてどう思っているかということの質問でございます。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げたとおりであります。

○六番（杉 為昭君） もう時間がもったいございません、もっと話が前に進みませんので、もう次に行きます。

ここに来て、馬毛島の自衛隊基地施設整備に向けて、国は確実に着々と進めている認識でございます。市民とともに汗をかきながらと申しますが、市長は、市民はもう既に血のにじむ汗をかいておるわけです。その現実を分かっておられると思います。汗を流すどころか、市民はもう涙を流しております。

昨日、市長が所信表明でも話されたとおり、農業、畜産、漁業、大幅な減収です。飲食店、観光、宿泊も大変な危機的な状況です。市長、市長は西之表市の現状を分かっていますか。貯金を取り崩し、貯金のない方は借入れをし、借入れのできない方は廃業をしないとイケない状態です。廃業をして出稼ぎに行けと言うのですか、市長。そこら辺も踏まえて、市長の考えというか、西之表の明るい未来のために、どうか前向きに考え方を直していただきたいという気持ちでございます。

本来ならば、この質問に対して深く追及したかったですけども、これもまた後々していきたいと思えます。

最後の質問です。

防衛省の交付金に頼らない発言についての、市長は、三月に行われた令和三年第一回定例会の施政方針並びに五月十七日発行の西日本新聞の中で、市長は、ここですね。ごめんなさい、もう一回お願いします。基地経済に頼ることで島の大事な資源が失われる。防衛

省の交付金に頼らない方法を考えていると答えております。その考え方を具体的に数値化まで含めてお示しして、不安がってる市民を安心させていただきたい。よろしくお願いします。

○市長（八板俊輔君） 御質問ありがとうございます。交付金に頼らない方法についてのお尋ねでございます。

私は、平成二十九年三月に市長に就任いたしましたして、第六次長期振興計画を策定いたしました。その際、八年後の市の将来像を、人・自然・文化―島の宝が育つまちと設定しております。御質問に関連しますので、この意味するところについてお話をしたいと思います。

私は長く島外で生活してまいりました。十年ほど前、島に帰りましたが、ここにずっと暮らし続けている人と島を離れていた人、あるいは初めて島を訪れた人との間では、島の見方が異なってる面があるというふうに感じております。

四季折々に自然がもたらす豊かな恵み、人情の温かさや人と人とのつながり、先人たちから受け継いできた貴重な歴史、文化など、私たちが暮らすこの島には、人の心を潤し満たしてくれるたくさんのお宝があります。ともすれば、暮らし続けることによって忘れがちになってはいないでしょうか。島に育てられた私たちが、さらに島の宝を大きく育てる。そうした思い、願いを、私は交付金に頼らない方法としての経済対策について、将来像に込めたところでありま

例えば、人口は五十年先を種子島、西之表市は歩んでおります。

一九六〇年に人口はピークを迎えましたけれども、日本全体では二〇一〇年がピークでした。東京都も二〇二五年をピークに減少に転じると言われております。つまり、人口減少が進んでいることよって、課題も一歩進んでいるということでございます。

○六番（杉 為昭君） 市長、時間も気にしてください。もう一問あるんですよ。僕も集約して話をしますから、市長も。

○市長（八板俊輔君） はい、急ぎます。

そういうことで、一時的に島を離れてもですね、もう一つ、高校生が卒業すると一時的に離れますけれども、それが三十代になって復帰しております。そういうこともございます。

そういう中で、人口が減り、後継者がいない、担い手がないということを市民が大変悩んでおります。そうしたことを解決するために、例えば、合計特殊出生率が高いこの地域、子育てに適したこの地域の宝を育てる必要がある。そういうことで、統計上、先ほど言われましたけれども、第三次産業が統計上はおよそ六割、一次産業が三割、二次産業が一割となっております。こういう中で、稼ぐ産業が少ないということがあります。この中で、高い生産性を生かして、どのように稼いでいくかを考えていく必要があると思います。

○六番（杉 為昭君） 市長、もういいんじゃないですか。もう一分ですよ。

○市長（八板俊輔君） 大分はしよってるんですけど、これでもね。

今、西之表港の整備が始まろうとしております。この西之表港、種子島の玄関口をどう生かすか。そういうことも含めてですね、市民の広くからの意見を求めながら、将来像を実現していきたい。そういうふうと考えているところでございます。

財源のところでありませけれども、離島という立地はハンデだけではなく、逆に、魅力として、資源として活用できないかと考えております。その活用の道筋を示していかなければなりません。大学とか企業など、アドバイスをもらえるつながりも随分とできております。国の補助や支援の仕組みもたくさん見受けられます。むしろ手つかずの部分が多いがゆえに、可能性は無限大だと考えております。

○議長（川村孝則君） 市長。

○市長（八板俊輔君） そういうことで、しっかりとやってまいりたいと思えます。

「「終わり、終わり。終わり、市長」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 終わりです。

○六番（杉 為昭君） 市長、一般質問じゃないじゃないですか、これは。これはちょっとおかしいですよ。僕は質問項目はまだ残ってるじゃない。市長分かってますがね。何で時間を見て調整しないんですか。あと一つ残ってるんですよ。一番大事なところですよ。最後の締めを僕も言いたいですよ。何で、事務局原稿ばかり見て、何で。

○議長（川村孝則君） 杉議員、以上で一応一般質問は終了いたします。

一応暫時休憩をいたしますので。

しばらく休憩をいたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○議長（川村孝則君） ここで、市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

○市長（八板俊輔君） 先ほどの一般質問の中で、私の発言が大変不適切でありました。議会運営に多大な支障を与え、御迷惑をおかけいたしました。杉議員はじめ議員の皆様方に心からおわびを申し上げます。どうも申し訳ありませんでした。

○議長（川村孝則君） 私からもお願いをいたします。

当局の答弁につきましては、簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御協力を改めてお願い申し上げます。

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、一般質問を続行いたします。

次は、鮫島市憲君の発言を許可いたします。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） 皆さん、こんにちは。月日の流れは早く、選挙改選後六か月を迎えました。市民の温かい御支援を賜り、三期目の議会活動ができることを心から感謝申し上げます。浅学非才で微力ですが、選挙公約として掲げた、幼児からお年寄りまで住んでよかったと幸せを実感できる活力のある産業、人、まちづくりを旗印に、四年間懸命に取り組んでまいります。議員各位はもとより、市民の皆様の指導と御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

あわせて、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力賜っております医療機関はじめ、行政と区長会、自治会長等との接種までの配慮等に力を注いでいることに対しても、心から感謝を申し上げますと思います。

それでは、通告書に基づいて一般質問を行います。

まず、留学制度の現状と課題についてであります。

五月三十日の南日本新聞でも大きく取り上げて紹介されたように、近年の種子島への留学制度の状況が報道されました。全国的にも児童生徒の減少傾向への対策に行政は苦慮している中で、本市でも令和元年から親子での家族留学への取組も始まり、大変ありがたいことでもあります。紹介では、コロナウイルス感染症対策の影響も後押ししてるとの報道でした。そこで、少人数の学校運営の充実を

図るための留学制度の果たすものは大きく、今後も積極的な推進を図る上において、現状を踏まえた今後の課題について説明を求めます。

まず、PTA会員や校区役員等々の話では、留学制度はありがたいが、受け入れてもらえる里親の確保に苦慮してとのことですが、今後の推進等についての御意見をお聞きします。

以下の質問は質問者席から行います。

「学校教育課長 山崎省一君」

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

里親確保についてのお尋ねですが、本年度は二十四人の留学生在小中学校に在籍しています。そのうち里親留学では、六家庭に十一人の子どもたちがお世話になっております。里親の確保については、議員御指摘のとおり、苦慮している現状がありますが、その原因は、日常生活の世話をすることに負担感があつたり、他人の子どもを預かることに必要以上に責任を感じたりするなど様々考えられます。

そこで、里親に関心のある家庭には、推進連絡協議会に参加していただき、里親経験者の話を聞く場を設けたり、校区の会合の中でも、実行委員会から里親確保に向けた説明を行っていただくなど、様々な形で理解が深まるよう努めているところです。

そうした結果、里親を引き受けてくださる家庭も少しずつ増えてきておりますが、まだまだ十分とは言えない状況であります。今後とも実行委員会と連携しながら、一人でも多くの方に里親を引き受

けていただけるように努力してまいります。
以上です。

○二番（鮫島市憲君） 非常に教育委員会としても後押しをして、小規模学校の子どもたちのやはり心といえますかね、それも満足感を目指してのように最近は思うわけでございます。といいますのは、次の二番目に移っていくわけでございます。

子どもたちが非常に迎える留学生も、いとも早くから、もうそういうふうに参加してみたいというふうな雰囲気になって、すごく春先早々から仲よく語り合いをしてる様子もよく目に見かけます。こういったことでも、校内での。

○議長（川村孝則君） 鮫島議員、ちよつと声が低いようですので、マスク外してもいいですよ。

○二番（鮫島市憲君） 校内での留学生と生徒たちの交わり方など、支障なく接することができているものなのか、また課題があればお示しをください。

私ども、学校内での様子がよくうかがうことはできません。そういった点から、これから先の地域の方々への参考となります。学校の課題等があれば、お示しいただきたいと思えます。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

留学制度における学校の対応についてのお尋ねですが、子どもたちが遠く親元を離れ、里親の下から学校に通うことについては、留学生本人、里親、実親ともに様々な困難が予測されます。それらを

緩和、解決する上で、当然ながら学校は大きな役割を担っています。各学校では、管理職や学級担任を中心に、全教職員が協力して知恵を出し合い、里親との連携を密にして、困り事の解消を図ったり、留学生が持つ不安を少しでも解消したりできるように努めています。また、実親に対しても、連携を密にして、ホームページで留学生の様子をブログに掲載したり、学校だよりを送付したりするとともに、学級担任が緊密に連絡を取り合っているところです。このような取組もあって、留学生もよく学校に溶け込んでおります。

市教育委員会としましても、学校が課題とするところを共有しながら、その解決に向けて支援するとともに、留学生が本市においてよりよく生活できるように努めてまいります。

○二番（鮫島市憲君） 最近では、家族ごとのUターン、親子、家族留学ですね、を希望する方々が増えてきているようにお聞きします。このことよって、当然住宅確保等の問題点が出てこようと思えます。こういったものに対しての対応について説明を求めますが、この四月に、私の地元で相談を受けたことがあります。今度一年生に入る子どもを持つおじいちゃん、おばあちゃんが、息子が戻って来たいと。しかし、家がなかと。親の住んでる家は狭いと。子どもたちの諸道具が多過ぎてということから、何か市の住宅でも入ることとできないか。ましてや、近くに教員住宅の空き家になったところがありました。そういったところは、やはり主管課に聞きますと、もうちょっと危険で入れないという答えでしたが、入れない建

物をどうしてそのまましとくかと。壊せばいいんじゃないか。それとも、手を入れて、再度人が住むようにして利用していくという考え方を私は欲しいと思いますという、こうした実情を踏まえてですね、そのようなことをお願いしました。

ところが、十二月補正でございました。それで、四月一日の入学には間に合いませんでしたが、現在、その空き住宅だった教員住宅、やはり財産移管をして市営住宅になったわけでございますが、そのことよって住むことができ、毎朝明るい返事で登校しております。この家族には、六歳の入学する男の子、四歳、二歳と三人の子どもを連れてのUターン家族でございます。お嫁さんは当然内地の方で、関東の方でございますが、もうすっかり地域の奥さん方とも慣れて、非常に和やかにしてよかったねと、このようなことを感じるわけでございます。

やはり地域にとつてみれば、若者がそこに住むということ、そうすることは活気が生まれてきます。そして、息子が戻ってきて所帯を持つとか、そして家族ごと帰ってきてとなりますと、その家には将来が見えてきます。そのようなことから、やはりこのおじいちゃんやおばあちゃんも、本当全く今までは違って、すごく張りを持っております。こういった制度もあるんだなあ、こういった効果もあるんだなあ、ことを思いながら、また一方では、非常に後継者不足とか高齢化が進んでという、大字には特にそういった悩みを抱えている中で、こういったところまで影響するのかと感心したとこ

でございます。この制度に対して、改めてありがたいなという考
え方を持つとでございます。

離島における少子化対策、こういったとは、やはりこのような多
くの小規模校を抱える、特に本市もそうなんです。学校のみなら
ず、地域の活性化にも大きく貢献しております。この制度が、社会
の多様化に伴って、それぞれニーズに対応した制度へと発展するこ
とを願っております。

今回のこの問題につきましては、理事者当局にありましては、教
育委員会が先ほど御回答いただいたわけですが、それには地域支援
課なり、建設課なり、それ相当の各関係課が連絡を取り合った、横
の連携をもって実現したことであります。今後とも、受皿は自分の
意思、役割はこの分野だけだということではなく、長期振興計画等
にもうたわれたように、長期にわたる西之表市の在り方というもの
をあえて認識して取り組んでいくならば、まだまだすばらしいこの
留学制度が充実していくんじゃないかなろうかと期待するところでありま
す。ありがとうございます。

次の質問に入ります。

市道、農道等の効率的な維持管理についてであります。

○議長（川村孝則君） 鮫島議員、住宅確保の件はよろしいですか。
三番目の。

○二番（鮫島市憲君） ああ、失礼しました。三番目の住宅確保の
問題点、課題等への対応について、お答えお願いいたします。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

親子留学の住宅確保の問題点、課題についてのお尋ねです。

親子留学については、令和元年度から受入れを始めておりますが、
その推移を見ると、令和元年度は一家族二人、令和二年度は四家族
八人、令和三年度は七家族十三人となっております。七家族のうち
六家族が教員住宅に、一家族が民間住宅に居住しています。親子留
学においては、住宅の確保は最も大きな課題であり、空き家になっ
ている教員住宅の利用に加えて、民間住宅の確保がどうしても必要
となります。民間住宅の活用に当たっては、物件の掘り起こし、契
約条件、住環境の整備等課題もあることから、それらを解決しなが
ら、引き続き民間住宅の確保に努めてまいります。

○二番（鮫島市憲君） ありがとうございます。大変失礼いたしま
した。

次に、市道、農道等の問題についてお伺いします。

市道、農道等の効率的な維持管理についてであります。大字地域
での市道及び農道等は、改良工事後、永年がたち、車道、歩道、中
央線の白線が薄くなって、車の運行等に不安を感じているとの声が
多くあります。特に歩道敷の取付けのない通学路等、雨天時や冬場
の下校時には気を配って運転してるとのことです。早急な点
検と保全についての対応を求めます。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

市道の区画線、中央線や外側線につきましては、年三回の定期点検で調査を行っております。また、通学路の合同点検や、個別に要望を受けた際にも、現場を確認した上で、危険性、緊急性から優先順位をつけ、順次整備を行っているところでございます。

本年度から重点取組といたしまして、安全施設整備に係る予算を増額しまして、年次的に整備を行ってまいります。本年度は、昨年度整備した路線の継続分に加えまして、田之脇石堂線、国上の中目御崎線、国上西之表線等の整備を予定しております。また、特に危険箇所につきましては、部分的にでも整備を行うこととしております。

農道につきましては、県営の農地整備事業、住吉地区の舗装補修工事に合わせて施工する予定としております。農道の区画線整備につきましても、調査を行いまして、安全な通行の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○二番（鮫島市憲君） 特に大字等についてですね、現在の、今ずっと市内を回ってみましても、農道も当然のことですが、やはり改良をした後、当然白線を引きます。その際は中央線なり、歩道の部分、車道の部分、歩行帯がないとこですね、その辺りはつきりするわけで、その後、全然手をつけてないのが現実であります。特にこの学校周辺になってますと、車と人、混雑してきます。そして、時間帯もせわしくなってきた、非常に危機感を感じる時があります。

す。そういうことからして、やはり今後も、こういう改良後の、そして、その白線がどうなってるのか、やはり道路維持の方々の御意見も聞きながらですね、そういったことに対する対応、こういったものをぜひ図っていただきたいと、このように思うわけでございます。

現在、大字においては、梅雨前の、梅雨の前後になりますが、自治会ごとに各地域総参加によって、終日かけての市道や農道等も含めた奉仕作業を恒例の活動として取り組んでおります。幸いにして、農林水産課が所管であります多面的機能支交付金事業を導入して、昇降機をリースして高枝落として作業等、地域の環境保全対策の一環としても、共通意識を持つて対応しているわけでございます。こういったことについては、本当この事業のありがたさをしみじみ感じながら、農地を持つ人、でない人含めて一斉に対応してる姿に、地域の発展性を見ることが出来ます。どうか、この白線といえども大事な大事な交通事故防止の面からも大事でございます。早急な点検、それに合った補修等、お願いしたいと思います。

次に、質問の三に移ります。

耕地の未整備地区についてであります。中長期的な展望に立ったとき、土地改良事業の導入についてであります。本市の耕地面積は三千百九十七ヘクタールあります。このうち、圃場整備、土地改良事業ですね、を必要とする耕地面積は、全体の八二％の二千六百二十ヘクタールであります。圃場整備が

完了しての整備済みの面積は、全体で三八・六%、千二百三十三平方メートルですね。必要とする未整備耕地の面積、これは全体の五二・九%の千三百八十七ヘクタールとなります。そういったこと等について担当課から以前に聞いたことございますが、近年は、この未整備地区の耕作不作地が年々増えていることを感じます。耕作放棄地や遊休農地の解消に努力されているものの、中長期を展望した耕地整備事業、すなわち土改良事業等、振興策を強力に進めるべきと考えますが、見解を求めます。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

土地改良事業におきまして、これまで西之表の東部、西部地域で、圃場面積十ヘクタール以上の大規模な区画整理事業を実施してまいりました。現在は、これまで整備が済んでいなかった地域において、圃場面積五ヘクタール未満の区画整理を中山間地域総合整備事業により整備する計画があり、予算次第でございますけれども、令和四年度より約三ヘクタールの区画整理に着手する予定であります。今後も、計画されている区画整理の基盤整備の早期実施に向け、努めてまいります。

あわせて、県や中間管理機構、農業委員会や土地改良区といった関係機関と連携を図りながら、耕作放棄地や遊休農地の要因である後継者不足、担い手不足といった課題の解決に継続して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○二番（鮫島市憲君）

ありがとうございます。西之表市では、西京ダムを建設して以降、県営畑地総合整備事業というのが進められ、多くの団地が圃場整備をなしてきたわけでございます。その間、こ二十五、六年か二十年近く、小規模の助成事業、整備事業は幾分かやっってはきたものの、やはりそれから先、やはり大きな、大規模な工事はなされていないようにございます。

しかし、先ほど、必要とする面積は五二%もあるがということになりますよね。やはり内地から見ますと、種子島の、そして、こと西之表の大地には、やはり山ではなく丘みたいな、やはり高低の緩やかな大地がたくさん多うございます。こういうことから、この土地改良事業を、やはりこの関係する、やはり技連会等でも土地部会ですね、こういったところにも連絡を密にしながら、これから先の長い目で見えた農地の基盤は、やはり農産物の生産に欠くことのできる体制の基盤であります。こういったことを積極的に進めていただきたいと思えます。

もう今後のこの土地改良基盤の推進、これは所有者、耕作者の高齢化というのはやむを得ません。それによって遊休農地や耕作放棄地の抑制が必要であるわけでございますが、種子島の農業は後退があつてはならないと思えます。非常に農業を取り巻く環境は厳しい条件下にあります。その土地の果たす役割は、島を支える大きな財産でもあります。未整備地区の推進策について前向きに検討してい

ただくよう要望いたします。

非常に質問事項を挙げた中で、全て明確な回答をいただきましたので、私の質問は以上で終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で鮫島市憲君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時四十分頃より再開をいたします。

午後一時二十五分休憩

午後一時四十分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

「一二番 竹下秀樹君登壇」

○一二番（竹下秀樹君） 本日最後の一般質問となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

さて、「市政の窓」六月号でも紹介されていましたが、この四月一日より種子島産婦人科医院に鳥巢弘道先生が御着任され、待望の常勤医二人体制になりました。鳥巢先生には議会からも歓迎と感謝の意を申し上げますとともに、これまで常勤医二人体制に向け御尽力をいただきました関係各位に対しまして敬意を表したいと思いません。

それでは、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

まず、大きくくりで、学校における教材・備品等予算の充実に ついてであります。

一 番目、本県においては、五月七日に感染拡大警戒基準がステージ三に引き上げられ、今現在も感染拡大警戒が発令中です。そういう中、各学校においては、昨年来、文部科学省が策定しました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルに沿い、感染症対策が継続してなされているものと承知しています。

昨日、繰越明許費繰越計算書で、国の三次補正を受け措置された学校教育活動支援事業での感染症対策予算につきましては御報告いただきましたので、それは各学校のニーズに対応した十分な予算だと受け止めていいのか、簡潔にお答えいただければと思います。よろしくお願います。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置について、昨年度からの経緯を少し御説明をさせていただきますと思います。

今議員のほうからも御説明がございましたが、昨年五月には、新型コロナウイルス感染防止をいち早く行う必要があることを踏まえ、各学校にて必要とされるものを至急調査し、購入する備品や消耗品等を整理した上で、緊急措置として予備費を流用して配備をしたところでございます。

その後、九月補正にて、国の補助事業、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業に係る補助金を速やかに各学校に配当し、執行をいたしました。

さらに、本年三月補正にて、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に係る補助金を、今議会において繰越明許として御報告をしたとおり、今年三年度に繰り越して各学校に配当をしておりますので、各学校それぞれ執行計画を立てていることと思います。

実需に即した予算措置がなされているかとの御質問でございますが、予備費で対応したものについては、学校現場から要望のあった例えば、非接触型体温計や自動消毒ディスプレイペンサーなどの物品配備を迅速に対応するためによるものであり、実需に応じた緊急的予算措置であったと理解をしております。

その後の補助事業により配当された予算につきましても、支出費目は限られているものの、児童生徒への新型コロナウイルス感染症対策の予算であり、各学校長の裁量で執行可能な予算として措置をしておりますので、各学校にて実需に即した活用がなされているものと考えております。

以上でございます。

○一二番（竹下秀樹君） 説明よく分かりました。ありがとうございます。

学校においては、本当に教職員の働き方改革が求められてる中、校内の保健管理体制の構築や新しい生活様式の実践・指導など、先

生方の御負担も増していることかと思えます。引き続き、教育委員会には、学校長の裁量でそれぞれの実情に応じ柔軟に使える感染症対策関連予算の充実をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問です。

熱中症対策として各学校に空調設備が整備され、児童生徒の学習環境は格段に向上したところでございますけれども、現在、感染症対策として、教室の定期的な換気も求められています。これから夏場に向け、室温管理と換気の両立が求められてきます。教育委員会の会議録を見ますと、今年度、学校への支援事業の一環として、CO₂モニターの導入についての言及もありましたが、どのような効果が期待できるのか、説明をお願いいたします。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症対策におきましては、定期的な換気が必要となります。学校での空調設備運用に關しましては、教育委員会が策定いたしました空調設備運用指針の中で、文部科学省が示している学校における新型コロナウイルス感染症に係る衛生管理マニュアルに基づき、換気を行うように指示をしているところでございます。

CO₂モニターについてでございますが、導入の決定においては、各学校長の裁量によるものでございます。その効果につきましては、衛生管理マニュアルに記された換気方法の一つであります一定時間ごとに換気する方法などにおいては、このCO₂モニターを利用す

ることで、厚生労働省が推奨しています換気のタイミング、いわゆる二酸化炭素濃度一千ppm以下で濃度四〇%以上を保つ上では、具体的にそのタイミングを計ることができるといふ点で有効であるというふうに考えております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

確かにおっしゃるようにCO₂モニター等がありますと、先ほど御紹介いただきました管理マニュアルで定める一定の換気の基準とされるものが可視化されますので、効率的な空調利用との両立が図れるかと思えます。また、コロナウイルス感染症終息後も、インフルエンザ等の感染症対策としても継続して使えるものでもございませぬ。価格的にも高額ではなく、学校長の裁量で購入できる範疇だと思えますので、ぜひ学校におきましても導入されることを期待しております。

次の質問です。

文部科学省では、学習指導要領改訂や学校における働き方改革の推進等を踏まえ、各教育委員会、各学校の教材整備の参考資料となる教材整備指針を令和元年に改訂しました。そして、安定的かつ計画的な教材整備を推進するため、令和二年度から十か年の新たな義務教育諸学校における教材整備計画が始まったところでございます。

本市におきましても、これまでも前整備計画等も活用しながら、教材整備には力を入れてきたものと認識していますが、今回の教材

整備指針では、新たに主体的・対話的で深い学びを支援・触発する教材や、学校における働き方改革に対応する教育環境改善に資する備品等も例示されているところでございます。本市は、この事業の活用による教材整備についてどのような方針をお持ちなのか、説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 山崎省一君〕

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

義務教育諸学校における教材整備計画の活用についてのお尋ねですが、新しい学習指導要領の実施に伴って、文部科学省は従来の義務教育諸学校における整備計画を更新して、令和十一年度まで延長しております。市教育委員会では、これまでテレビ会議システムや一人一台のタブレット端末の導入、新学習指導要領により新しく始まったプログラミング教育に関する教材等、学習環境の整備に努めてまいりました。今後、情報技術の進歩に伴って、様々な教材が開発されることが予測されます。市教育委員会としては、議員御指摘の財政措置も念頭に置きながら、これからも子どもたちのよりよい学習環境づくりに努めてまいります。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

全国どの地域で教育を受けても一定の水準の教育を受けられるように当該指針があり、それを担保するのが当該整備計画での国の財政措置と理解しております。児童生徒の確かな学力の育成を図るた

め、引き続き市長とも教育政策の方向性を共有しながら、教材整備の充実に向け、計画的に進めていただきたいと思います。

それでは、次に、大きいくりで喫緊の経済対策についてお伺いをいたします。

一 番目、まず、現在の市中経済の状況についてどのように把握しているのかと、直近の事業継続対策支援金の申請件数について、簡潔に説明をお願いいたします。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

まず、本市の経済状況については、市商工会や市内金融機関、市内事業者への聞き取り等により、新型コロナウイルス感染症対策による制度資金等を活用し、一旦の資金繰りは落ち着いているものの、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、飲食店や宿泊業を含む観光関連事業者は、非常に厳しい状況が続いていると認識しております。

本市としましても、昨年の国の持続化給付金、また市の事業持続化支援金等の支援策を利用しても、新型コロナウイルス感染症の影響が大きい、イコール収入が減少し、事業の継続に困っている事業者を支援するため、事業全般に幅広く使える事業継続対策支援金を支給しております。五月十日より市商工会で申請受付を開始し、六月三日現在で二十六件の申請を受け付けております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） 状況よく分かりました。ありがとうございます。市中経済の本当に厳しい状況というのを共有してるかと思えます。

そこで、次の質問ですけれども、当該支援金を事業者が申請するに当たつての要件は四つあり、その中の一つに、令和二年の収入が令和元年の収入に比して二〇%以上減少していることとなっております。事業者においては、決算ベースで売上げは減少し、実態として経営状況は逼迫していても、令和二年度にコロナ対応緊急経済支援による各種給付金を受給したことにより、収入比では経理上要件を満たさないケースもあるやに聞いています。もちろん、この事業の申請は、この五月の十日から始まったばかりで、法人事業者が三月決算や五月決算を終えた今後、申請件数が伸びてくる可能性もありますが、今現在、決算が確定している個人事業主からの申請が少ないのは、そのような事情も背景にあるのではないかと思われま

す。申請件数の動向も踏まえた上で、早い段階で事業者が置かれてる現状に寄り添う要件緩和も必要になるかと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおり、今年度実施しております、この事業継続対策支援金につきましては、前年度との収入の比較で、減少幅の二〇%以上の事業者を対象としております。これに該当しない事業者が出ているということで、その要件の緩和と言われているわけ

ですけれども、これに関しては、当課としましては、二〇%以上の事業者がそれだけ少なくなっているということに関しては、事業収入の比較について、その前年の収入プラス支援金等の給付金も含めての計算となっておりますが、その給付金によって一定の減少の幅が補填されているというふうにも考えております。法人等については、今の御質問の中でもありましたように、決算期の関係によりまして今後の申請も見込まれますが、昨年の国や県、市の支援策によつて、今後の申請が少ないことも想定されます。

一方で、緊急事態宣言延長等の影響が出ていることを考慮しまして、切れ目ない経済対策を実施するため、本議会において、今後の消費喚起策として、プレミアム付商品券発行やキャッシュレスポイント還元等の事業を提案しております。今後の消費喚起策でも影響が緩和されにくい宿泊業者への支援についても現在検討しております。引き続き状況を注視しながら、今年の経営状況に対する支援も行うのか、またそういったことも含めて迅速に対応していきたいというふうにも考えております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

事業者においては、各機関からの緊急融資の返済が始まるころもあります。今御案内ありましたように、市商工会等とも連携しながら現状把握に努めていただき、この事業継続対策支援金の目的に沿う柔軟な対応をお願いしたいと思います。

次の質問です。

今、一部御案内もありましたけれども、南種子町もコロナ禍での域内経済振興に腐心しており、その一つとして、現在、観光産業緊急支援事業を開始しています。スキームとしましては、登録された町内の宿泊事業者が自ら夕食つき割引プランを作成して集客し、それに基づき、宿泊した人数に対して、その割引費用を町が支援するものです。支援金は一人一泊五千円ですが、夕食には地元食材を使用することを条件としています。

今後、ワクチン接種の普及に伴い、国や県もGOT・トラベル等の再開を図ると思えますが、そこに至るまでの間、本市においても類いの宿泊業支援の施策を求める声も事業者から上がっております。先ほど若干御案内ありましたけれども、改めて所管課の御見解をお願いいたします。

○経済観光課長（高石心平君） 宿泊業等の観光関連事業者への支援についてお答えをいたします。

先ほどの質問に対する答えでも申し上げましたけれども、事業継続対策支援金については、昨年売上げが減少し、事業の継続に困っている事業者への支援策としておりまして、宿泊業をはじめとする観光関連事業者も、要件を満たすことで申請は可能となっております。ところでございます。

一方で、今後実施を予定しているプレミアム付商品券発行等の消費喚起策については、来島者等を対象とする宿泊業事業者には恩恵

を受けにくいということも懸念はしております。そのため、宿泊業への支援についても、御提案いただきました事業も参考としながら、現在検討を進めているところでございます。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

本日に今後の国の観光施策の動向も注視していただきながら、宿泊事業者の置かれてる現状を踏まえ、本市独自の緊急支援に資する政策を改めて講じていただけますようお願いを申し上げます。

次の質問です。

昨年度、西之表市中小企業・小規模企業振興条例が策定され、市の責務として、中小事業者等の受注の増大に努めなければならないと明記されました。本市はこれまでも、そのように取り組んでいただいていることは承知していますが、今現在、条例制定以前と比較して、条項に沿った配慮がより進んでいるのか、説明をお願いいたします。

○経済観光課長（高石心平君） 条例への対応についてお答えいたします。

昨年六月に公布いたしました西之表市中小企業・小規模企業振興条例第五条の市の責務として、第五項に、市は、工事の発注、物品及び役務の調達等を行うに当たって、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保し、中小事業者等の受注機会の増大に努めなければならないとしております。本条項につ

きましては、これまでも十分に配慮して取り組んできているところでございます。

今後、新型コロナウイルス感染症によって多大な影響を受けている市内中小事業者のためにも、関係課及び関係機関等と連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

言うまでもなく、域内経済においては、財政移転がG R Pの半分以上を占めており、自治体が地域の所得循環構造の中で果たす役割は非常に大きいものですので、まち・ひと・しごと創生総合戦略でいうところの地域経営の視点からも、一層の対応をお願いしたいと思います。

このくくりでの最後の質問です。

本市の長期振興計画でも、仕事分野における農業の振興の中で、農業農村整備を基本事業として掲げています。しかるに、熊毛支庁管内における農業農村整備事業について、本市の令和三年度の事業費は、中種子町・南種子町に比しても少なく、人口規模を勘案すると、その差は顕著と言えるかと思えます。本市が事業の負担金を抛出すれば取り組める事業も県は確保しているとも聞きますが、なぜ本市の基幹産業である農業の生産性向上につながる農業農村整備事業を積極的に活用しないのか、簡潔な説明をお願いいたします。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

初めに、それぞれの自治体では耕地面積の差もあり、また、財政計画の相違や整備計画の進捗状況といった様々な状況の下で農業の基盤整備を行っていることを御理解いただきたいと思います。

さらに、本市は、区画整理や農道整備といった基盤整理のほか、経年劣化による西京ダムのかんがい用水施設などの老朽化対策事業も同時に行っているかなければならない現状もあります。

これを踏まえ、本市としましては、長期振興計画において農業振興は重点施策の一つとして位置付けておりますので、年次ごとに計画を立て、事業を進めております。その一つとしまして、令和四年度からは、現和地区、具体的には、安納下郷と現和武部を結ぶ延長約六・二キロの基幹農道整備を計画しており、現在、事業採択に向けた準備を進めているところであります。

今後も、より一層の農業振興につながる基盤整備の実現に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。今後の事業計画についても一部御説明をいただきました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、農業振興は基本目標の一丁目一番地に置かれています。その生産性を高める当該事業の積極的活用につきまして、市長からも一言お願いしたいと思います。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、本市の産業にとりまして、一次産業、特に農業は重要であります。その振興のために、あらゆる方策を尽くして頑張っていきたいと思えます。

ただいまの農業農村基盤整備につきましても、先ほど令和三年度のことをおっしゃいましたけれども、年次によってですね、やはり計画的に進めております中で、少し少なく見えることもありますけれども、ならしていけますと、先ほど申し上げたように、大きな事業も予定されております。計画されている事業が速やかに進行するように、今後とも努めてまいりたいと思えます。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。ぜひ積極的な事業活用については、改めてお願いを申し上げます。

次に、大きくくりでの本市の持続可能な未来に向けての経済対策、経済政策についてであります。

まず、直近の市民の年齢構成及び高齢化率の説明を簡潔にお願いいたします。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

直近の令和三年五月末現在の住民基本台帳上の状況について御説明いたします。

五月末現在の人口は一万四千八百四十一人となっております。内

訳を申しますと、○歳から十四歳までのいわゆる年少人口につきましては千八百二十六人、率にしまして二・三〇%、十五歳から六十四歳までのいわゆる生産年齢人口につきましては七千三百二十七人、率にしまして四九・三七%、六十五歳以上の人口につきましては五千六百八十八人ということで、いわゆる高齢化率につきましては三八・三三%となっております。

以上です。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

ただいま説明がありました年齢構成等を踏まえますと、本市は既に年金、医療、福祉など各種社会保障が資金流入の大きい部分を占める経済構造になっていると思われます。つまり、本市は地場産業ではなく、年金経済、医療・福祉経済によって支えられているのが実態とも言えます。しかし、それは近い将来、臨界点を迎え、一定の段階で急激な人口減少とともに経済縮小が加速化するものと危惧されてるところです。

それゆえ本市にとつては、いかに稼ぐ力を構築していくかが問われていることかと思ひまして、この質問をさせていただいたところで、午前中の同僚議員の質問の中で、一定市長からのお答えをいただいたものと理解をしております。具体的なお話ではありませんでしたけれども、今の段階で市長のお考えは述べられているものと理解しましたので、この質問に対する御回答は結構です。

次の質問に移らせていただきます。

最後に、大きなくりで、馬毛島関連に係る市長発言について伺いをいたします。

市長の一期目の議会答弁におかれましては、市民にはそれぞれ賛成の方も反対の方もいると。そういう中、市民に対して正確な情報を伝えるのが市の基本姿勢だと。これは一貫して発言されていたものと認識しています。

しかし、今回の選挙前後から、馬毛島の施設は日米地位協定第二条四項bで規定する自衛隊が管理する米軍一時使用施設だと防衛省からは説明されているにもかかわらず、米軍基地と発言するなど、事実関係について正確でない表現が報道等でもなされてきました。また、本市が国内法に守られない環境下になる可能性の言及に当たっては、占領下という表現を使うなど、むしろ市民の不安を不必要に増長させているものと受け止めています。

市民の生命・財産を守るのが市長の責務であるのと同様、国民の生命・財産を守るべく国防があるわけですが、地方自治体と国の役割について市長はどのように捉えられているのか、また、これまでの御自身の発言についてどのように認識されているのか、御見解をお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員の御質問は、これまでの私の発言についてのお尋ねであると思ひます。日米地位協定の条文についての発言の背景を少し申し上げますと、昨年八月七日に防衛副大臣が来訪し、馬毛島における

施設整備について説明がありました。さらに、その中で、防衛省の青木地方協力局長の説明で、基本的には日米地位協定第二条第四項bに当たると思われるが、今後、日米地位協定のどの条文に当たる施設にしていくのか、具体的な調整をアメリカと行っていく旨の説明があったところでもあります。こうしたこれまでの防衛省とのやり取りの中で、米軍施設と自衛隊施設が必ずセットであるということを確認していたところから、その根拠を明らかにする上で、非常に重要な問題であると認識しているところでもあります。

また、国防についての考え方ということでもありますけれども、私は、さきにもお答えしましたとおり、極めて重要な問題であるという認識を持っております。そうした中で、馬毛島問題が、ここで暮らす住民にとって、憲法や法律で守られる状況下において議論すべきであります。この馬毛島の施設の根拠となる日米安全保障条約と、それに基づく日米地位協定の存在について、敗戦国日本が独立国の地位を得るために講和条約を結んだときに、この旧日米安全保障条約や日米行政協定により、占領軍、米軍でありますけれども、その特権が占領時そのままに残されていると。日米行政協定は、一九六〇年の安全保障条約改定時に日米地位協定と名を変えましたけれども、米軍の特権はそのまま、つまり占領下と変わっていないという、そういう表現で用いているところがあります。御理解をいただきたいと思えます。

また、私が米軍基地と発言している旨の御指摘がありました。

私はこれまで馬毛島の施設につきましては、米軍と自衛隊の共用施設と認識しております。このことから、私は米軍が専用を使用するという意味での米軍基地というような言葉をなるべく使わないように気をつけて発言しております。その点誤解のないように申し添えておきたいと思えます。

以上です。

〇一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

排他的基地管理権を持つ米軍基地と、米軍が一時的に使用するにすぎない自衛隊管理下の施設では、運用は大きく異なるのは市長も御存じのとおりです。施設整備が計画された経緯をもって、施設分類上、事実と違うことを言われるのは、なかなか市長としていかなものかと思えますので、ぜひ御発言には留意していただければというふうに思うところではあります。

また、航空法ですけれども、その第一条にも定義されていますが、あくまでも民間航空機事業者の航行の安全と事業の秩序確立を目的として、国際民間条約に準拠し、制定されているものです。軍用機においては、その目的、運用形態が異なるわけですから、特例法をもって航空法の適用除外をすることは、日本に限ったことではありません。実際イギリスの航空規則やドイツの航空法においても、そこに駐留する多国籍軍を含む軍の適用除外を規定しています。さらに、米軍は日本の空を自由に低空飛行してはるわけでもなく、平成十一年の日米合同委員会での合意に基づき、一定のルールをもって運

用されていると承知しております。もちろん改善すべき点が多々あることは承知していますけれども、少なくとも航空法の特例法をもって、日本は占領下にあるというような、に近い表現は当たらないものと考えます。

いずれにしても、ここで申し上げたいのは、あくまでも、午前中もありませんけれども、市長には正確な発言を、事実に基づいた発言をお願いしたいということですので、御理解をいただきたいと思えます。

さて、自治体は国の専管事項とされてる国防事務にどこまで発言できるのかという議論は、これまでも繰り返されてきたものと承知しています。例えば、元沖縄県知事の大田氏も、米軍基地の管理運営に対し、地元自治体の関与等を求め、政府に対して要望を繰り返していました。しかし、それらの提案は、決して国の安全保障政策全体に言及するものではなく、県民生活を阻害する個別的な事案に対する改善要求だったと理解しています。現在の全国知事会から国に出されている要望も同様に、国の安全保障政策全般は肯定した上で、個々の運用の改善に係る要望をされてるものと認識してるところです。それが地方自治体と国の専管事項との関係と役割の上で、一つの在り方と私は考えるところですけれども、これについての御回答は、私の考えでありますので、求めないところでございます。

では、次の質問に入ります。

これが最後の質問になります。市長は、今回の選挙において、施設整備はメリットよりもデメリットのほうが大きい。ゆえに、同意しない旨の判断をしたことを示しました。しかし、その判断の基準となるメリットについては、市民がそれぞれの判断をするに当たったの材料を市長からはあまり示されてなく、負の側面のみを強調している感があります。再編交付金等の活用をもって基地経済への依存ということではなく、広く住民福祉の向上にもつながる施策にも使えることも市民には知ってもらった上で、それぞれの判断を求める必要があるかと思いますが、市長はメリットをどのような範囲で規定しているのか、改めて説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の施設によるメリット、デメリットというお尋ねでございます。

これまでの防衛省の説明によりますと、メリットとしては、例えば、隊員の居住による様々な効果のことが挙げられております。それからまた再編交付金、それから民生安定助成事業など、各交付金について例示しているところであります。

しかしながら、この交付金関係につきましては、いわゆる補償的受益であります。これをメリットとするのであれば、デメリットを正確に把握しなければならぬという面がございます。ところが、この輪郭がこれまでの防衛省の説明では非常にぼかされているというふうな受け止めているところであります。こうしたところで、こ

の現段階では、メリット、デメリットが明確に示されていない状況にあると考えているところであります。

こうしたことが判断できるように、もう少し詳しい正確な説明を防衛省に求めているところであり、これからもそれを続けていきたくて考えているところであります。

○一二番（竹下秀樹君） 本市も公共施設等総合管理計画を策定しています。そこでの課題は、目の前に迫る巨額の財政需要にどう対処するかであります。公共施設の保有量最適化を図るのは当然としても、インフラ施設はそう簡単には整理できません。市民の利便性、住民サービスの低下をどう最小限化していくのかは、それは財源をどう確保していくのかと一対です。

再編交付金受入れ等団体は、確かに国防に協力する中で一定の負担も受け入れています。一方、老朽化したインフラの整備や、今回請願にもあつた側溝整備等への迅速な対応、あるいは給食の完全無償化など、さらなる子育て世代支援や住民の福祉の向上につながる事業に取り組んでいます。

今市長のほうから、防衛省側からは、恐らくその金額のことを言われているかと思いますが、あまりメリットについての事例が示されていないというお話でありますけれども、この交付金受入れ団体の事業を見れば、一定どういうふうに使われているのか、あるいは、どういう事業で住民福祉の向上につながっているかということ把握できるのかと思います。

時間の関係上、これ以上例示はしませんけれども、交付金の活用による住民福祉の向上に資する事業は、実際たくさんあることは広く市民の皆様には知っていただき、御判断をいただきたいというふうに思うところです。

市長の寄稿文が掲載されました岩波書店のオピニオン誌「世界」は、安全保障条約改正時に批判的言論を展開したわけでありませんが、その当時の編集長を務められた吉野源三郎氏は、後年、批判的言論は、それだけでは政治的な力にならず、それが政治的な目的を貫徹するためには、政治的な力に転化しなければならぬと語っています。中種子町・南種子町の首長の昨今の動向、中央政界との関係、あるいは日米安全保障体制に対する国民の支持率など、今市長が置かれてる政治的環境を俯瞰しますと、果たして市長の政治的判断が現実的にその目的を貫徹する政治的な力に転化できるのか、失礼ながら疑問に思うところがあります。

市長は、さきの寄稿文で御自身を闘牛士とまで言っていました。今回の選挙で、改めて闘牛士として布は持たせてもらいましたが、果たして武器は持たれているのか。私としては、ぜひ現実を見据えた本市の未来をつくる判断をしていただくことを求めたいと思います。もし御見解があればお伺いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

私、西之表市長としての私の武器とは何かということであろうかと思いますが、長期振興計画のことを申し上げました。この西之表

市、種子島には、まだ利用されていない、しっかり利用されていない資源がまだあると思います。そうした地域の資源を最大限に活用して産業の振興につなぎ、そして歳入の向上を図る。それがまず第一であろうと思います。それが持続可能な社会を築くことになるのだと思います。歳出構造の最適化に努めながら、まず自らの知恵でまちをつくり上げていく作業を、市の職員、そして市民の方々とともに力を合わせて進めていきたい。そのことがこの西之表市の武器になると、そう信じております。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

市長が寄稿文で御自身をなぞらえた闘牛士というのは、あくまでも国家に対する御自身というふうな受け止め方の表現だというふうに理解しております。そういう意味で、繰り返しになりますけれども、市長の政治的な目標を貫徹するのに、政治の力に転化し得るのかという意味での質問でありましたけれども、ここはちょっとかみ合わないことかと思しますので、以上をもちまして私の。

ありますか。

○市長（八板俊輔君） 政治的な力にそれを変えていくことができるかということですが、私の先ほど申し上げた考えから政策を実現し、それに基づく市民の支持を得ていくと。それが、この西之表市の私を支える政治的な力になり得ると考えております。それをまた県会議員、あるいは国会議員に伝えながら、国民の世論を味方につつつ、私の考える目標を達成していきたいと、そういうふう

に考えております。

○一二番（竹下秀樹君） ありがとうございます。以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（川村孝則君） 以上で竹下秀樹君の質問は終了いたしました。

竹下議員、自席のほうにお戻りください。

ただいまの竹下秀樹君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日十日は午前十時から本会議を開きます。日程は、市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後二時二十一分散会

本会議第三号（六月十日）

本会議第三号（六月十日）（木）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年六月十日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

一四番 橋口 好文 議員

一一番 遠藤建次郎 議員

五番 宇野 裕未 議員

四番 渡辺 道大 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われますよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 皆さん、おはようございます。

昨年から続いている新型コロナウイルス感染症はまだ収束に至っておらず、人々は苦難の毎日を送っております。ワクチン接種によって感染が収束していくことをただただ願うものでございます。

さて、本市の基幹産業の農業は、一昨日、八板市長の所信表明演説にございましたが、令和二年度農業生産額で昨年度比約八億四千七百万円の減少となっております。

特に、青果用のさつまいも、安納いものさつまいも基腐病の被害により、安納いもは、前年度と比べ四億四千万円の減収という大変な事態になっております。この減少によって、雇用も大きな影響を与えております。

また、じゃがいもについては、一月から四月出荷について農協扱いでございますが、四月出荷については、北海道と長崎県の不作により、鹿児島県ただ一県の販売になったそうでございます。その結果、販売平均単価がキロ当たり二百二円だったそうです。反収は、平均反収二トン三百四十キログラムという報告を受けております。こういう相場は過去にまず経験したことがないそうでございます。このことは、昨夜、JA組合長に電話をして組合長さんとお話をいたしました。組合長さん言うには、現和校区のある農家さんには

このバレイショ代金五千万円を振り込んだそうです。

農業は、いいときもあれば、悪いときもあります。いい作物もあれば、悪い作物もあります。

また、畜産においては、子牛価格が、令和三年種子島家畜市場、先月十八・十九日に子牛競り市が行われたわけでございますが、平均七十一万二千三百二十二円で、前年度比十四万四千六百六円高となっております、本年度に入って安定的な相場が続いております。家畜市場で競り市に参加して農家さんにとっては、とつても明るい材料となっております。

それでは、一般質問に入ります。

農業振興で、本年度の安納いも栽培面積は何ヘクタールでしょうか、また昨年度との比較で幾ら減少しているでしょうか、お答えを求めます。

以下の質問は質問者席よりいたします。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えします。

令和三年産の安納いもの栽培面積につきましては、青果用が二百五十六ヘクタール、加工用が三十八ヘクタールの合計二百九十四ヘクタールを見込んでおります。昨年度が三百七十三ヘクタールでございましたので、昨年度と比較しますと、約七十九ヘクタールの減となる見込みでございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 七十九ヘクタールの減という報告がございましたが、この七十九ヘクタール減った分は、転作でさとうきび等にも結構面積が流れていると思いますが、さとうきびの面積は幾らですか、その安納いもの転作の。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、マスクを外してもいいですよ。

○一四番（橋口好文君） はい。

○農林水産課長（岩下栄一君） これにつきましては、先月、国の基金事業の受付のほうをさせていただいたときに、予定ということであつた数字でございますけれども、これによりますと、さとうきびにつきましては、転作の予定面積が約七十九ヘクタールほどとなっております。

ただ、これにつきましては、また七月にですね、実際の圃場の確認をいたしますので、今、全体的な安納いもの減少の面積とほぼ同じような形になっておりますけれども、その辺りについてはまた精査したいというふうに思っております。

以上です。

○一四番（橋口好文君） よく分かりました。

次の質問に入ります。（二）です。安納いもの作付がほぼ終了しつつあるが、現時点での生育状況はどうか、基腐病は発生していないかという質問でございますが、二、三日前でしたか、最近、防災無線でも、安納いもが発生しているという広報が流れておりました。

私、一昨日、議会が終わってから、夕方、安納地区にバイクで走

りましてですね、安納地区の安納いも栽培圃場を何か所も見てまいりました。それでですね、やっぱり出てくるんですよ。ここに写真撮ってきましたので。こういう写真、今年見たくなかったんですけど。

これはですね、これは葉っぱが黄色くなってるんですけど、見たらですね、畑が黄ばんでるんですよ、畑が。この黄色いのはですね、生理現象で、基腐病じゃないそうです。私、畑から農政普及課の技術員に電話したら、これは、今年の五月は平年の五月とは違うと、朝晩の気温が低くて、降水量が多くて、そういう影響で葉っぱが黄色くなってるんだと、だからこれは、温度が上がってくれば、回復してくるということでした。現に、私の家の近くの畑でもこういう状態だったんですけど、もうすっかりこの黄色の葉っぱはなくなってますね、青々としたさつまいものつるが伸びております。これは心配ないんですが、問題はこれです。これ、基腐病です。これも基腐病です。

市の技連会とか、熊毛支庁も、営農販売課もですけど、行政もですけど、今年は去年みたいな被害が広がらないように、農薬の散布とかそういうのを徹底するよう指導されておりますが、またこの、こういう株は、発病した株は引き抜いて圃場から持ち出して捨ててくださいという指導がされております。

ですけどね、この畑なんかもですね、もう百メートル近くあるんですよ、畝の長さが。で、こういうさつまいものつるがもう伸びてですね、この中を、被害に遭ったつるを引いて圃場に持ち出すとい

うのは、農家にとつては大変な労働なんです。今、栽培農家は、ほとんどがもう七十歳以上の農家多いわけですから、もうこのね、畑をただ歩くだけでも、足上がってなくてつるに引っかかって倒れると、そういうふうな農家の状態です。

ですから、安納校区の、私、先輩とちょっと会ったんですけど、この後ですね。やっぱり農薬散布で何とかこの拡散を防いでいかんといかんと、だから農薬メーカーには、薬剤メーカーにはぜひ特効薬を開発してほしいと、そういう声が聞かれました。

今現在、アミスター20フロアブル、それからあれも、石灰もありますけど、アミスターも、私、都市農業開発センター職員に聞いたらですね、この効果は、アミスター20フロアブルの効果は六割だと思います。完全には効かないそうです。

ですから、もちろん農薬メーカーも立ち会って、農業開発総合センターで農薬メーカーが中心になってやった試験だと思っておりますけど、その試験と、実際農家で作って、もう何ヘクターも作ってやる場合とでは、その薬の効果には、その六割も効かないんじゃないかと、そういうことも考えるべきだという農家さんの声も上がっております。

ですから、ぜひ、本市は、何か二名のこの安納いも対策の職員を採用することに、していますが、これ、全校区、圃場をもう現在見て回ってるんですか。

○議長（川村孝則君） 橋口議員、まず、この質問の、通告の質問

は、これははしくなくていいんですかね。今ほどのこの二番目のやつは。○一四番（橋口好文君） すみません、生育状況を聞きたいと思えます。よろしく願います。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

現時点での生育状況ということですが、安納いもの作付、まず状況でございますが、六月一日現在で約六割強程度となっております。

今年、三月から四月にかけて朝晩の低温が続いたことにより苗の生育が遅れたことと、平年より梅雨が早まったことから、植付け作業が昨年度より若干遅れている状況でございます。

こういった中で、生育状況でございますが、議員おっしゃるように、日照不足によりまして、下葉が黄色くなる黄化現象というのが今一部で見られるもの、おおむね全体的には良好であるというところで報告を受けております。

一方で、おっしゃるように、基腐病の疑いの株というのが六月一日現在で確定したところもございまして、現在、技連会とかそういったのを通じて、県や農協、市の職員で巡回圃場、本日も、市内一円、巡回しております。

そういった中で、支援員がどのぐらい全体的に回っているかというところでございますが、二名の防除支援員のほうは、毎日、市内全域のほうを一応回ることになっておりまして、延べの圃場数でいいますと、大体百八十圃場ぐらいは今のところ回っておりますので、随時、

そういった状況を見ながら、また発見とか何か疑いがある場合は、直接農家さんとの連絡を取り合いながらですね、その対処法についてもいろいろお話をさせていただきながら、対策を今取っているところでございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 畑の状態を見て回って、その異常が認められるようなときは、農家さんとコミュニケーションを交わしてやっているとということで理解してよろしいですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

次の質問に入ります。三番、さとうきび作についてでございます。私、前回も、生産者交付金引上げ要求について市長にも質問させていただきましたが、生産者交付金は、現在、一トン当たり一万六千八百六十円だと思えます。それで、対前年度比が百三十円上がっているということで、三か年で四百四十円の増ということになっております。

私、過去四年間、毎年、この交付金引上げについては市長にお願いして、農家の声は、一トン当たり一万円引き上げてもらわんと、生活は、さとうきびでは生活ができないんだということで、東京に行ったときはそう伝えてくださいということでも何回もお願いしたわけでございますが、第一回定例会終了してから企画課より説明をいただきました。国会議員事務所を訪れた際には、森山、野村両代議士の事務所ですけども、訪れた際には交付金の引上げを要求して

るといふ説明をいただきました、企画課より。

それは分かるんです。でもね、一万円引き上げていただきたいと、農家はそう言ってるんですから、八板市長、言ったんですか。一万円引き上げていただきたいということ、農家はそう言ってるんだということ、森山代議士とか野村代議士にそういうことを言ったんですか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

御質問のさとうきびの交付金価格の引上げについてであります、今年度早々の四月に東京に参りました折に、議員おっしゃいますように、国会議員の事務所を訪問させていただきました。

その要望の中で、さとうきびの農家の苦境について説明し、大幅な金額の要望があるということを申し上げました。例えば、農家の中には、トン当たり一万円だとか、もっと大幅な金額を求める農家の声が本当に切実ですよということをも申し上げて回ったところであります。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 受け取り方にとって、大幅な、大幅にと

いうのにもですね、受け取り方によって差があるわけですよ。

ですから、農家は、中種子町の生産農家も言ってるんです。私に言ったんですから。一万円は、最低でも一万円は上げてもらわんと、生活はできないんだと。これぐらいの単価では、交付金単価では、

もうさとうきび作る若い人はおらんと。現にそうですから。いませんによ、さとうきび作る若い後継者は。

だから、八板市長、言ってくださいよ、一万円は上げてくださいと。ねえ、できるでしょう。農家の声ですから。私が言ってるのは、農家の声です。ですから、市長は私のこの意見を真摯に受け入れて、代議士に一万円は上げてほしいんだと、そうでないと生活ができないんだと、さとうきびでは。

今年のさとうきびの、令和二年・三年度産のさとうきびの平均反収は五トン四百でした。これにですね、交付金と原料価格二万一千六百八十四円ですから、これを掛けたらですね、十一万七千九百円なんです。それで、熊毛支庁の試算で、県の試算では、二年きび、三年きびで何か三五%ぐらいだったですかね、手取りが。そうしたらですね、四、五万円しか残らないんですよ。六トン取っても、もう五万円そこそこです。一町歩作って五十万円ですよ。生活できません、五十万円では。二町歩作って、たった百万円ですよ。

それでね、行政は、JAもですけど、面積の維持拡大を勧めますが、前回も私述べましたが、生活できない作物で、作ってもあまり残りが無い作物で、何でその維持拡大をしると勧めるのかと私は不思議でなりません。だったらですね、自分たち、作ったら、作ってみたらいいんじゃないかと、私はそう考えます。あまりにも農家をですね、ばかにしたようなことじゃないかと。もう少しはですね、農家のことを本当に考えるのであれば、やっぱり交付金を農家の

言う、生活ができるような交付金単価にしてほしいんですよ。

前の県の農政部長、何という方だったですかね、あれ。地元の県会議員の質問にですね、意欲を持って取り組める交付金単価の引上げ要求をされると農政部長が答弁されております。でもね、意欲を持って取り組める交付金単価を求めている、言われましたが、金額を言わないんですよ、農政部長も。これでは話になりません。

やっぱりそういうことを考えたとき、私は農家のために、どうしてもこの農家の希望する一万円というのは、八板市長には言っていてほしいです。それでですね、駄目なら駄目でいいですよ。まず、言っていてほしいんですよ。どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） まさに議員のおっしゃるとおり、農家の、さとうきびは基幹作物である中で、大変苦勞されておられます。そういう中で、その単価の引上げについての切実な要望、一万円、二万円上げんと、どうにもならんというような声があるんだということとは、これからも引き続きですね、訴えてまいりたいと思います。

○一四番（橋口好文君） 確認します。今、一万円引き上げること言っていますか。今言いましたか。聞いてなかったですけど。

○市長（八板俊輔君） 今申し上げたとおりです。

○一四番（橋口好文君） あのですね、今、二、三日前の日本農業新聞の記事を見ますとですね、農家を使う肥料価格が大幅な値上げになるそうです。本市も、来月から値上げになるそうです。それがですね、輸入尿素は、輸入されてる尿素は、一俵当たり、一俵当た

りうちゅうか、二四%値上げだそうです。二四%。それで、その他の化成肥料も相当な値上げがもうされる見込みになってるそうです。まだ経済連からJA種子屋久にその詳しい詳細についての連絡は入っていないんですけど、間違いなく七月から大幅な値上げになるそうです。肥料、農家を使う生産資材がそう値上がりになってきたら、交付金も大幅に引き上げてもらわんと、やっていけないでしょう。私はそう考えます。

ぜひですね、八板市長、せっかく行くんですから、農家の言う一万円、一トン当たり一万円を上げてくださいと、これは農家の声ですと、種子島の農家の声ですと、さとうきび農家の声ですということとをしっかりと伝えてきていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。ふるさと納税についてでございますが、返礼品の安納いものは、昨年、さつまいも基腐病で収量が激減しましたが、返礼品の量の確保は安定的にできたか、また本年度の見通しはどうでしょうか、お願いします。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

本市のふるさと納税の募集受付に際し、毎年の受入額の最も多い返礼品が安納いもの生芋となっております。

令和二年度は、長雨、台風、基腐病の影響で収穫量が激減したため、返礼品としての量の確保が厳しい年でありました。例年ですと、

十月頃から翌年の二月、三月頃まで返礼品としての発送が可能ならぬ、十分な量が確保され、発送終了時期まで安納いもでの寄附募集受付を行っていましたが、令和二年度は、返礼品として十分な量の確保が困難であったため、発送の最盛期を迎える十一月中旬には、安納いもでの寄附募集受付を停止したところです。

先ほど、農薬の有効性については議員のほうからいろいろありましたけれども、令和三年度につきましては、基腐病に有効とされる農薬が承認され、出荷までの基腐病対策の徹底により、昨年度以上の量の確保を既存の返礼品事業者にもお願いをしているところですので。

また、関係機関と連携して新規の事業者募集の取組も行っており、寄附額に影響のある人気返礼品の安納いもの十分な量の確保に向けて引き続き取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○一四番（橋口好文君） 最初の質問でも、安納いもの基腐病のことも触れましたが、今年は何とか基腐病がそう蔓延することなく、生産量が安定することを私も願うものでございます。

また、なお、この返礼品、このふるさと納税につきまして、私、いつ、先週でしたか、JA営農販売課に足を運びましたが、そこです、課長さんがですね、課長さんと言ったらいいかどうか分かりませんが、西之表市の経済観光課の職員は、このふるさと納税で、返礼品についても本当に昨年はよく努力され頑張っていたと、

本当にもう感謝してるという、私、お褒めの言葉をいただきました。そういうところでですね、そういう職員に対してお褒めの言葉をいただくこと、私ね、本当にうれしくてですね、今日、皆さんに紹介することにしたんですけれど。

JAの担当者もですね、今後とも、本年、令和三年度についても、昨年以上、経済観光課の職員の方々には頑張っていたら商品を開発していただきたいという旨のお願いも私受けましたので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

次、質問に入ります。最後の質問になります。馬毛島問題についてでございます。

馬毛島問題、先月十六日、二十五日、F15戦闘機によるデモ飛行が行われましたが、市長の見解を求めるということでございます。

昨年ですね、十二月、種子島家畜市場の子牛競り市に私も行ったんですが、その牛のつなぎ場でですね、住吉校区の畜産農家の方がですね、馬毛島に軍事基地は、国のやることだから、どうせできるだろうが、FCILP、夜間飛行されたら、牛はともかく人間もゆっくり寝ていられないのではないかと、とても心配だと、そういう心配の声が私に畜産農家から寄せられました。住吉校区と馬毛島は目と鼻の先だと、そのジェット機の爆音が、夜中、しないはずはないじゃないかと、そういう切実な心配を私は受けました。

軍事基地化に、軍事基地建設に賛成する方々は、こういう心配し

てる住民に対して、騒音問題に納得のいく説明が私は必要ではないかと、私はそう考えます。

私の近くに、やっぱり牛を飼ってる農家があります。その農家さんがですね、衛生自治会が毎年行う蚊とハエの予防があるでしょう、集落全体を予防する。大字はそういうのがあるんで。まあ、市街地もありますけど。それですね、その牛舎にミストを持っていってですね、エンジン付のミストで農薬散布したらずね、ミストの音で寝てる牛がもうびっくりしてですね、騒ぎ出して立ち上がるんだそうです。そしたら、もう一頭立ち上がったら、全部の牛が立ち上がってしまうんだそうです。ですから、ミストの音で牛たちはもう驚いて立ち上がるそうです。

そのことを考えたらずね、ミストのエンジンは何ccかですよ。ジェット戦闘機のF18のエンジンは何千ccか私知りませんが、それはやっぱり影響が出るんじゃないでしょうか。私はそう考えます。

それで、そのデモ飛行についてでございますが、音量も測定して、四十何デシベルとか五十、六十とか速報値も出しましたが、これはですね、速報値は、出るのはいいんですが、飛行高度を明示してないと、防衛省は。やっぱりその数値を示すためには、その飛行高度も明示していただかないことにはちよつと理解はできないんじゃないかと。私は理解できません。やっぱりデータというのは、いろんな条件を提示してですね、その中でこれだけの数値が出ましたという

ことが大事であると、私はそう考えます。

ですから、防衛省は、往々にして都合の悪いことは公表しない、隠す、そういう傾向があるんじゃないかと、私はそう考えますが、八板市長、どうでしょうか。今度のデモ飛行について、先日も同僚議員からも質問がなされておりましたが、見解を求めたいと思います。

○市長（八板俊輔君） デモフライトの件でお答えをいたします。

今回のデモフライトは、馬毛島の施設について賛成の方、反対の方、双方の住民の要望に防衛省が応える形で実施されたと考えております。

実施された内容につきましては、航空自衛隊のF15戦闘機による旋回飛行で、馬毛島上空では出力を上げたというふうに聞いております。議員おっしゃるようなその高度については、私どものところには情報はございませんでした。

この防衛省の今回の実施に当たりましては、大変、住民の要望にどう応えるかということでも苦慮されたこととは思います。そういう意味では、住民にとりまして、戦闘機を実際見たことがないというような人にとっては、飛行を目視できたという意味では意義があったということを感じております。

ただ、音に関しましては、聞こえ方は非常に個人差がありますし、離着陸もしていないというようなことで、実際のFCLPを想像するに当たっての条件としては、実施状況としては不十分だったので

はないかと感じているところでございます。

以上です。

○一四番（橋口好文君） どうもありがとうございます。

私も、今回のデモフライトについては、FCLPは夜間飛行、夜間訓練ですから、なぜ夜間飛ばさなかったのかと、そういう疑問も持っております。また、低空で飛ぶということもできたんじゃないかと、私はそういうことも考えております。

今後とも注視していきたいと考えております。

以上で、私、質問を終わらせていただきます。

○議長（川村孝則君） 以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十時四十五頃より再開をいたします。

午前十時三十一分休憩

午前十時四十五分開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、遠藤建次郎君の発言を許可いたします。

「一一番 遠藤建次郎君登壇」

○一一番（遠藤建次郎君） こんにちは。

一般質問に入ります前に、一月に行われました市議会議員選挙に

おきましては、非常にたくさんの方々の皆様が御支持をいただき、心よりお礼を申し上げます。今後四年間、市民の皆様の声を市政にお届け、反映できますように、一生懸命勉強させていただきます、努力してまいります。今後とも、御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

さて、現在、西之表市は、昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大とさつまいも基腐病による被害がかつて経験したことのない危機の中で、著しい人口減少や少子高齢化の進行で厳しい財政状況に直面しております。国をはじめとした様々な助成金事業などで一時的にしのいでいる状況でございます。

そのような中、今月より六十五歳以上のワクチン接種が始まり、計画的、スピーディーに接種対象者全員にワクチンが行き届き、皆様方が安心して暮らせる日が一日でも早く来る日を心より願うばかりでございます。また、医療従事者の方々におかれましては、心より感謝を申し上げます。

一方、さつまいも基腐病においては、新しく認証を受けたアミスター20フロアブルで、予防など新しい取組が始まりました。農林水産課内においても、防除支援員が配置され、圃場巡回指導を行っております。

そこで、質問をさせていただきます。まず初めに、さつまいも基腐病についてでございます。

現時点での圃場における発生状況をお答えください。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

基腐病疑いの株が確認された圃場につきましては、技連会での巡回、市の防除支援員による報告に基づき、六月四日現在で九筆となっております。

なお、発生が確認された圃場につきましては、生産者と連絡を取り、対応していただくことで被害を最小限に抑えている状況でございます。

今年度は昨年度に比べまして生産農家の意識も高く、圃場において疑わしい株の抜取りや殺菌剤であるアミスター20フロアブルでの防除、排水対策などに取り組まれているところが見受けられますので、状況等を注視しながら引き続き対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

今年は例年より早い梅雨入りで、長雨の影響があり、昨年より早く病気の発生が見受けられます。五月の説明会の中で、黄色の棒を設置することでしたが、設置されていない圃場も見かけますので、引き続き巡回のほどよろしく願います。適期防除と拡大防止の観点からも、周知の徹底をよろしく願います。

次に、基金事業確認作業が終了いたしました。令和二年と令和三年の作付面積の増減をお答えください。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

国の基金事業の集計作業がまだ完了しておりませんので、見込みでの数値として御報告させていただきます。

令和三年度産のさつまいもの全品目の作付見込み面積につきましては五百八十六ヘクタールで、令和二年度産と比較しまして九十八ヘクタールの減となっております。

内訳としましては、青果用が二百五十六ヘクタールで七十一ヘクタールの減、でん粉用が二百四十三ヘクタールで十ヘクタールの減、その他が八十七ヘクタールで十七ヘクタールの減でございます。

面積が減った主な理由としましては、昨年度において基腐病の被害に遭った圃場への作付を回避し、他作物への転換及び廃作を選択したことによるかと思えます。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 先ほどの同僚議員の質問の中で、安納

いもにおいては七十九ヘクタール減で、その分、さとうきびが七十九ヘクタール増えているということで、作付形態にもありますが、国の基金事業は一万円から三万円の基金でございます。しかしながら、安納いもの所得から考えますと、大変な収入減でございます。

そこで、次の質問でございます。三番の生分解性マルチの助成についての質問でございますが、現在、きびとでん粉用甘しよにおいては助成がありますが、今後、青果用、加工用においても助成の検討はなされるか、方向性をお答えください。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えをいたします。

生分解性マルチの補助につきましては、議員おっしゃるよう、でん粉用のさつまいもにおきまして、耐病性が高い品種であるコナイシンの普及を国が推進していることから、国の基金事業を活用して、現在、農協が生分解性マルチの助成事業を実施しているところでございます。

一方で、安納いもにつきましては、でん粉用と比較しますと、耐病性に弱いことが明確なことから、土壌消毒が必要となり、生分解性マルチの使用が不向きであるということから、現段階では事業化の予定はございません。

今後、土壌消毒剤と併用可能な生分解性マルチの開発や、生分解性マルチに影響のない土壌消毒剤の開発等の進捗を見ながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一 一番（遠藤建次郎君） 先ほど述べたように、生産者にとっては、所得を上げるためには、安納いもを含む青果用さつまいもは絶対に必要な品目でございます。

市長の所信表明の中にもございましたが、生産量が五〇%減、生産額四億九千万円となり、四億四千万円もの減収となりました。

仕方なくきびへの転換した生産者もおりますが、昨年は平均反収が五トン四百四十キログラム、生産者の実質手取りは、振込は五万円程度でございますが、そこから資材もろもろを引きますと、ほぼ

ゼロ円に近い状況でございます。

また、環境問題や廃プラ手数料の値上げで生産者は非常に困っておりますので、今後とも検討のほどをよろしくお願いいたします。

次に、育苗ハウスにおいては、現在、三分の一以内、二十万円上限の助成が昨年までありましたが、資材メーカーに問い合わせたところ、昨年来のコロナの影響と原材料の高騰により、ハウス資材の割当てが減少なので、六メートル間口、五十メートル長さのハウス一棟分だと、三年前が七十万円程度、現在が九十万円から百万円程度まで値上がりしておりますので、そこで、助成率を現在の三分の一から二分の一以内、上限を五十万円上限へと見直しはできないかとの質問でございます。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

本市における育苗ハウス設置に係る補助事業につきましては、安納いものブランド化の推進及び農家経営の安定並びに規模拡大に寄与することを目的に平成二十六年より実施しており、議員おっしゃるように、事業創設当時から、補助率の三分の一以内の上限二十万円で、本年度においても同様となっております。

現段階におきましては、補助内容の見直しは考えておりませんが、事業の効果等も検証しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○一 一番（遠藤建次郎君） 基腐病対策といたしましては、土壌の

消毒や苗の消毒は必須でございます。しかしながら、早期植付け、早期掘り取りが被害が最も少ないというデータも出てございます。ですが、育苗ハウスがなかったり、手狭であるため、早期植付け、早期掘り取りがなされていない現状がございます。ぜひとも補助率を上げていただき、一人でも多くの生産者が健全な苗を育苗、植付けできますよう御検討のほどをよろしくお願いいたします。

次に、シカ対策についての質問でございます。

過去三年間の頭数の推移、被害件数、被害面積及び予測される被害額はどの程度かお答えください。

○農林水産課長（岩下栄一君） シカ対策の状況についてお答えいたします。それぞれでお答えさせていただきます。

初めに、頭数でございますけれども、有害期間での捕獲頭数についてお答えいたします。平成三十年度が二千五百九頭、令和元年度が二千五百一頭、令和二年度が二千九百六十四頭となっております。次に、被害件数につきましては、市役所に直接連絡があった件数でお答えさせていただきます。平成三十年度が二十六件、令和元年度が三十四件、令和二年度が十八件となっております。

次に、被害面積につきましては、農業者への実態調査集計結果を基に県に報告した数値でお答えさせていただきます。平成三十年度が二十三・〇四ヘクタール、令和元年度が二十五・五四ヘクタール、令和二年度が二十二・六一ヘクタールとなっております。

最後に、推計される被害額につきましては、農業者への実態調査

集計結果から、農業生産実績における反収単価等を基に県に報告した数値でお答えいたします。平成三十年度が二千八百九十八万四千円、令和元年度が三千七十八万八千円、令和二年度が二千三百九十五万六千円となっております。

報告させていただいたように、捕獲頭数については、ここ三年間で一番捕獲頭数が多くなっております。被害の件数、面積、予想される被害額につきましては、ここ三年で一番少ない数字となっております。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 多少の増減が見られるものの、かなりの被害額が見受けられます。様々な要因もございしますが、一番の効果が見られるのは、やはりネットであったり金網などによる被害を防ぐ方法だと思われれます。

そこで、次の質問でございます。鹿ネット・パイプ支柱の助成についてでございます。現在の助成事業についてお答えください。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えいたします。

鹿ネットの助成につきましては、購入価格の三分の一以内の助成を実施しております。

支柱の助成については、現在、実施しておりません。

以上です。

○一番（遠藤建次郎君） 支柱においては、三、四年前までは、県の事業もありまして補助もありましたが。しかしながら、一反歩

当たり、様々な形状の田畑もありますが、平均でネットが百六十メートル、支柱が八十本程度必要となります。資材代としましては、三分の一助成でネット代が約一万七千円、支柱パイプ代として三万八千三百二十円かかります。生産者の負担が大きいです。今後、支柱パイプについての助成を検討する考えがあるかお答えください。

○農林水産課長（岩下栄一君） 支柱への補助の件でございますけれども、議員おっしゃるように、平成二十八年から三十年度まで、県の事業を活用いたしまして実施した経緯がございますが、この支柱につきましては多くの財源を要することから、現在のところ、新たな助成というところは考えておりません。

一方で、鳥獣被害対策につきましては、ネット助成のほか、複数の農家による国庫事業での金網柵の設置というのを推進してございます。

併せまして、鳥獣被害対策実施隊、鳥獣被害防止活動お助け隊等を配置し、現在、巡回による被害調査や相談等の対応を行っており、効果的な捕獲活動につなげております。

今後も、被害低減に向けたところの対策については強化してまいりますと考えております。

以上です。

○一一番（遠藤建次郎君） 先ほど述べたように、一反歩当たり、支柱パイプは三万八千円程度でございますが、これが一町歩分になりますと、三十八万円と大変な金額になります。

そのため、生産者の中には、山に入り、竹を切り、支柱パイプの代わりとしている生産者もおります。しかしながら、竹は一年しかもちませんので、毎年毎年竹を切り、重労働がかかります。

また、国が進める遊休農地解消の面から申ししても、借地代の上にシカ対策費用で、生産者はかなりの負担となります。

被害減少のためにも、遊休農地解消の観点からも、ぜひとも支柱パイプにおいても助成の検討をよろしくお願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。令和三年に、社会資本整備総合交付金事業についてでございます。

令和三年度、現和下之町石堂線において四千万円程度の予算が計上されておりますが、本年度の計画と現時点での進捗状況についてお答えください。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

現和下之町石堂線の全体計画は、西俣集落から川氏方面への延長九百メートルで、幅員は七メートルです。西俣集落の起点部から湊川を横断し、現道の対岸を通り、再度、湊川を横断して現道へ接続する線形としております。

令和元年度から事業に着手しまして、本年度は用地取得と補償を重点的に行いまして、契約締結後に一部でも工事の発注ができればと考えております。

で、現在の進捗状況でございますけれども、全体事業の進捗率、事

業費ベースで申し上げますと一〇%ほどです。令和元年度に測量設計業務を完了し、令和二年度に用地補償調査が完了しました。用地補償調査が完了した地権者に対しまして、現在、個別に土地買収費と補償費等について説明し、条件提示を行っているところです。

予算内で契約をしていきますので、現段階で提示をしているのは、用地取得全体の四割強となっております。今後、七割程度まで提示を行う予定としております。

承諾をいただいた方から順次契約を締結し、その後、工事発注をする予定ではございますけれども、県外地権者との協議等により時間を要する可能性もございます。早期発注に向けて引き続き取り組みをまいりたいと考えております。

以上です。

○一一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

現在使用している生活道路の状況でございますが、このように、路肩の崖崩れであったり、ガードレールが腐食して沈み込んで、ガードレールの用をなしていないところや、また木々が倒れてきて、地元の方々がちよつと道の横のほうによけたりして、そういう状態で使用しているところがございます。写真のように、多くの危険箇所がございます。

市の土木係のほうで、年二回程度、維持作業が行われておりますが、そのほかにも、集落内で、予算も少ない中で、草木の伐採であったり保守作業を二回程度行い、維持を行っている現状もございま

す。

また、スクールバスやどんがタクシーなどの公共交通機関やバイクでの通学など、生活道路となっておりますが、法面からの石の崩落など危険が多く存在しているところがございます。

また、市が御提示いただいた木の伐採の件やら用地買収の件やらで、自治会内でも早急に臨時総会を開き対応することですので、一日でも早い着工と完成をお願いいたします。

次に、三つ目のくくり、馬毛島についてでございます。

初めに、デモフライトについてです。市長が感じた市民の関心度はどうであったか、また市長が感じた音の状況をお答えください。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） デモフライトに関するお尋ねでございます。

今回の五月に二回あったデモフライトに関しては、非常に市民の関心も高く、あちこちに市民が直接出て確かめようというふうな光景がたくさんあったというふうに思っております。非常に関心が高かったと思っております。

また、それについての私の感じ方というお尋ねですが、フライト、デモ飛行の目的は、タッチ・アンド・ゴーの騒音について体験するということが主目的で、先ほどから申し上げておりますように、賛成の方、反対の方、双方の市民の要望に応える形で、防衛省が非常に方法については苦慮されたということは想像しているところでありますが、ただ、実際には、馬毛島の周囲を旋回飛行する

と、で、その時々はその出力を上げて離着陸に近い形でということではありますけれども、実際のタッチ・アンド・ゴーとはやはりかけ離れているように感じました。

それから、高度のこともあります。

それから、時間帯のこともあります。夜間ということで防衛省は掲げておりましたけれども、あの設定の時間というのが七時ちよつと過ぎぐらいですね。東京では日没にかかるんですけど、種子島だとまだ日没前の状況で、それを夜間というふうに防衛省が表記してありましたので、こちらではちよつと表記を変えたりそういうふうにしたことがあります。夜間ということをするのであれば、もつと違うやり方があるのだろうかなど。

それから、もつと、特に反対の方々の心配としては、所定の、自衛隊のパイロットは非常に優秀で、きちんと回るわけですけども、そうじゃなくて、その前後で外れて来る場合があるんじゃないかと、そういう心配があるので、例えば、一回、ちよつと市街地の上空を飛んだらどうかというような提案もございましたけれども、そういうところからすると、方法としては不十分なところもあつたんじゃないかなと、そういうふう感じたところがございます。

○一番（遠藤建次郎君） ありがとうございます。

私も、一回目は庁舎の外で、二回目は場所を変えて、昼間は緑地公園で、夕方は美浜の先のほうの、先の海岸で音の確認をいたしました。市長は、一回目はどちらで確認をされましたか。

○市長（八板俊輔君） 一回目、昼のほうは市役所の庁舎で聞いておりました。

○一番（遠藤建次郎君） 私もほぼ同じところですから、人の感覚はそれぞれでありましょうが、五月十六日の一回目が六十八デシベル以下、五月二十五日、二回目が中種子町の浜津脇で一か所、七十六デシベルを超えた程度でした。

懸念されておりました家畜農家でも、西海岸、十件ほどの生産者に確認を、調査をしたところ、音もほぼ聞こえず、牛もふだんと何ら変わった様子は見られなかったとのことでした。

また、参考までに申しますと、皆様も御存じのように、畜産が盛んな鹿屋市にも自衛隊基地がございますが、基地から二キロメートルしか離れていないところで畜産を、牛を飼っている生産者の方からの話を伺ったところ、牛が暴れたりした事例はないとのことでした。

実際、私の感覚も、気にするほどの音のレベルには感じられず、高速船の出入港の音や波であつたり風の音であつたりしたほうが感じられました。また、機影についても、十キロメートル以上離れておりますので、探すほうが大変だったという実感でした。

次に、六月四日付けの新聞報道でもありましたが、中種子町に続き南種子町も、自衛隊基地計画をめぐり関連施設誘致の方針を固めました。今後の市の対応について市長に伺いたいです。

○議長（川村孝則君） 遠藤議員、今の質問はどの項目になるんで

すかね。三ですか。

○ 一 一 番（遠藤建次郎君） 三の二。

○ 市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

中種子町と南種子町が誘致、両町の中で誘致の動きがあるということについて、西之表市は、市長はどういうふうにかえるかというお尋ねということでしょうか。

○ 一 一 番（遠藤建次郎君） はい。

○ 市長（八板俊輔君） この自衛隊の誘致ということにつきましては、例えば、防災などの観点から、自衛隊の誘致が種子島全島の問題として及ぶ場合には、一市二町で協議するということもあり得るかもしれません。

ただ、現在の状況は、馬毛島に米軍の訓練を実施するための自衛隊施設を設置すると。これは、行政区は西之表市でございますので、西之表市の行政区画の中の問題でありますから、地元といえれば西之表市、その周辺に中種子町、南種子町があると。そういう中で、一緒にということではですね、今のところ考えておりません。

といいますのは、防災とかそういうことではなくて、FCLPと自衛隊施設がセットであるということがはっきりしておりまして、そのことについて三市町で協議するというようなことは、今のところ私も考えておりませんし、ほかからもそういう話は来ておりません。

○ 一 一 番（遠藤建次郎君） しかしながらですね、市長、市民の多

くの方から、経済効果への乗り遅れや心配する声が上がっておりますが、また今後、市の商工会、農政連等、多くの請願書が出されると聞いておりますが、その声に対しては市長はどう対応されますか。

○ 市長（八板俊輔君） 隣の町のことでもありますけれども、両方の議会、そして首長とも、この馬毛島の基地の設置そのものへの賛否は表明していないというふうに捉えております。非常に微妙な言い方かもしれませんが、そういうことで、私としては、施設の決定がなされていない状況にまだあるわけですが、決定するためにはいろいろ防衛省は我々と説明会を開いたりしているところでありまして、その中で、今出てきているのは、もし馬毛島に設置するのであれば、種子島に施設を誘致したいというようなことでお隣では動いておられるのかなと、そういうふうには捉えているところでもあります。

○ 一 一 番（遠藤建次郎君） しかしですね、市長、防衛省は、二〇二一年度事業で、官舎用地選定のほか漁業補償調査など、七億円を計上しております。また、この夏、八月にも用地選定がなされるという話もあります。

このような状況から、基地整備は着々と進んでいると思われませんが、しかしながら、市長は一貫して、メディアとかいろんな対応の中で発言も多々ありますが、その中で、デモフライト後の、もっとほかによい方法があるのではないかと答えておりますが、市長が考えるもっとよい方法とは何かお答えください。

れば、金属音だと答え、私は金属音を含んでの騒音だと考えますが、市長が言うには、レベルが測れないものらしいですから、先日述べられた人の感じる不快感、さすがにこれは測定器では測れませんので、どうしようもないかと思われまます。

しかしながら、市長、何らかの事業などを行う場合、これまで行われてきた実績であったり、資材や機材を使いデータ収集・分析、それを基に様々な事業が行われると思うが、その点についてはどう思われますか。

○議長（川村孝則君） 遠藤議員、もう一度お願いします。

○一番（遠藤建次郎君） 訓練についてですけど、今までの状況とか、何の作業を行う場合にも、過去の実績であったり、資機材とか、データを収集、分析してするためには、やっぱりデモフライトが必要でございます。それに理解もされないというのが私は理解できないのですが、それでもやっぱりデモフライトの結果というのは、やっぱりこう理解できないものですか、市長。

○市長（八板俊輔君） デモフライトの目的というのは、先ほど来申し上げているように、タッチ・アンド・ゴーの音がどういふものであることを、実態に近づけて、市民に知ってもらおうということがあろうかと思えます。

参考までに、ちよつと今思い出したことで、昨年の住民説明会の中で、防衛省の課長がですね、硫黄島での音のことが質問で出たときに、こういうことを、硫黄島の音の絶対値があるかというような

ことを言われてました。

絶対値というのは、私もよく分かんないですが、硫黄島でやったときのタッチ・アンド・ゴーのその音がどういふふうに広がるのかと、そういうような意味合いがあるのではないかと思つて、つまり、そういうものを、近いものをですね、西之表市近辺の馬毛島でやる場合に、何か方法があるんじゃないか。その辺は、今遠藤議員がおつしやるように、防衛省はデータを持つてはるはずなんですよ。それを駆使して、市民が求めるような音を体験してもらおう。

何もあそこの、今おつしやるようにですね、馬毛島では、あそこは滑走路ありませんから、できないの。できないところをやつたようにしてますけども。あそこは危ないんですよ。滑走路なくて、崖が切り立ってますから、本来、できないところなんです。

それを分かつてやるというのは、馬毛島の周りを旋回すると、ただそれだけなんです。それも十分な価値があるとは思いますが、音の聞こえ方という意味では、かなり実態とは、不十分なものではないかと。そういうことを防衛省の方々は分かっているはずなので、我々の意見を申し上げてですね、よりよい方法がないかと、そういうことを言っていきたいと、そういう意味であります。

○一番（遠藤建次郎君） はい、分かりました。現実から目を背け、測れないものを引き合いに出すなどとして、市長としては、発言を私は理解できませんけど。

最後に、前回の質問の中で、交付金による自己決定の低下であつ

たり、住民から意欲を失うなどと答えておりますが、具体的な事例や根拠を示されておらず、多数の基地周辺自治体の方々の誹謗中傷をすることになりかねない発言ではないかと考えますが、実際にそのような地域社会構造がつけられた実例があるか説明をお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 御質問は、三のイの関連というようなことでよろしいですか。

○一番（遠藤建次郎君） はい、いいです。はい。

○市長（八板俊輔君） その中で、受け入れた後に実態が違うという実例があったかとお尋ねということではよろしいですか。

○一番（遠藤建次郎君） はい。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

基地被害、基地設置、基地に伴う交付金について、自己決定の力を損なうというようなことを私が申し上げました。これは、将来的に生じる軍事的被害、環境被害について、様々な言説によってやむやにされ、過小化されてきた事例があるということでもあります。

例えば国内の関東にある基地でとか、あるいは岩国あたりでも同じようなことがありますけれども、例えばですね、基地被害への補償的受益を当てにするように、基地財源に依存する方向に世論が誘導されるような傾向を私は危惧しておるわけでありまして。

例えば、将来的に基地を。

○一番（遠藤建次郎君） 市長、簡潔に、実際にあることを述べ

てくださいよ。

○市長（八板俊輔君） ごめんなさい。将来的にですね、基地を拡大しない、受け入れなければ交付金は支給しないとされたら、どうなるかということがあります。

そういう事例がですね、現在のどことは今具体的には申し上げられませんけれども、基地のあるところで、基地の強化について提案をして、それで、その過程で被害はこの程度だと言って、そうではない事例というのは幾つもある、後から考えて幾つもあったということは、今手元にはございませんが、必要であれば、そういう事例をまた機会を改めて提示したいと思っております。

○一番（遠藤建次郎君） ということは、全然実例もなく、市長が一人で思い込んだ、走った言葉と理解させていただきまます。時間もありませんので。

多くの自治体においては、国防に理解を示し、それに協力することで地域の活性化との両立を図る趣旨で交付金を受け取っていると理解しております。

得た交付金を利用してさらに地域を発展させる覚悟を西之表市民が強く持ち、具体的な施策を強く進めることにより解決できる問題ではないかと私は思います。

これまでも人口減少には歯止めがかからず、交付金などを受ける財源を示すことが市長の責務ではないか、しかしながら西之表市

に財政的な余裕はなく、施設整備による交付金などを活用することが地域の存続発展のためには必要ではないかと私は思います。

また、一期目の市長の夢であった馬毛島活用についても、馬毛島でのキャンプ場建設と観光地化、残念ながらただの夢物語と終わり、先日の一般質問の答えでは、今度は島の宝を掘り起こしと述べられました。

しかしながら、これまで、豊富な漁場での漁業、肥沃な土地での農業、特産品である安納いも等、たくさんの宝の恩恵を受けてまいりましたが、現状を申し上げますと、一次産業の衰退、商工観光業においては壊滅的な状況で苦しんでおります。

市長の今回の夢、宝探しを後回しにして、まず、経済の活性化が第一ではないでしょうか。交付金による給食費の無償化であったり、介護福祉への支援、商工観光業への支援、農業をはじめとする一次産業、建設業への発注の増加など、様々な分野への支援による経済活性化が、西之表市を持続的かつ活気あるまちに復活させることが大事だと私は思います。

市長、苦渋の決断ではございませうが、賛成、いや、容認の一言を述べていただきたく、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（川村孝則君） 以上で遠藤建次郎君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開

をいたします。

午前十一時二十九分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、宇野裕未さんの発言を許可いたします。

〔五番 宇野裕未さん登壇〕

○五番（宇野裕未さん） 皆さん、こんにちは。ちよつと午後のもしかすると大変眠くなる時間帯かもしれませんが、どうぞお付き合いいただきたいと思っております。

三月の議会壇上にて一般質問をさせていただいてから早くも三か月がたとうとしております。

四月から新年度がスタートし、人の移動が活発になったことから、新型コロナウイルス感染症による影響は大きくなるばかりで、長引く様々な影響に、最前線で働いていらっしゃる医療従事者の方々のみならず、関係各所の皆様に改めて敬意を表すとともに、細心の注意を払いながら介護福祉、保育、教育に携わっている皆様にも厚くお礼を申し上げます。

定例会も、予防対策ということで、今回、質問時間が四十五分に短縮されておりますので、今回は質問席から始めさせていただきます。

去る五月十五日と二十五日には防衛省によるデモフライトが実施されたことにより、多くの市民の関心の高まりを感じております。

私自身、このデモフライトに関しましては、これまでの同僚議員からの質問もありましたとおり、その実施に使われました戦闘機の違い、そして訓練とはまた違った内容であることなどを考慮いたしました。市民の関心に対して、防衛省による、応えていただいたというところについては、ひとまずの成果だったのではないかと理解しております。

ただしですね、やはり私自身もなるべく日常生活の中でこの音を体感してみようと思ひまして、特に夕方、自宅にて、なるべく意識をしないようにと過ごしておりました。そうしたところですね、三歳の息子が、昼間遊び疲れて、夕方ちよつとぐずり出してしまい、一緒に添い寝をして、少し寝かしつけをするという場面になりました。窓は開けておりました。

そこにですね、やはりただ旋回しているだけだったはずのこのF15の音がですね、響いてまいりました。逆に、私としては、今回のこのデモフライトの音量というのは、そんなに、やはり訓練とは違うということもありまして、大きくはないんじゃないかと予測しておりましたので、意外に響いてきたことには大変驚いたところでございます。幸い息子が途中で起きるといことはありませんでしたが、やはりこういった、意外に大きく感じたという声を私自身は受け止めております。その声が届いております。

そういったところに対しまして、まず、今後、もしこの訓練がこの馬毛島で行われた場合に、防音対策というものはどういふふうに設定されているのか、そこに疑問を持ったところでございます。

質問書にありますとおり、この今話題になっておりますFCLPが現在実施されているのは硫黄島でございますが、その厚木基地では、もしも天候不良などで硫黄島でできなかった場合、厚木、岩国等で実施をするという、そういった内容のものが出ております。

それに対してですね、もともとこの厚木基地を抱えます自治体、神奈川県ホームページから、この神奈川県が地元の首長並びに選出されている国会議員等で構成された厚木基地騒音対策協議会がですね、平成二十九年に提出した要請書というのを紹介したいと思ひます。

この要請書の中にですね、先ほどの地図が入っております。この地図、見ていただきますと、赤丸の部分が実際の苦情件数でございます。騒音苦情。県のほうに寄せられている苦情ということですが、また、別途、防衛省のほうには防衛省のほうに苦情が寄せられているということで、これはこの協議会宛て、県宛て、自治体宛ての苦情の件数というふうに伺っております。

そして、この青いラインが分かりますでしょうか。細長く厚木基地周辺を囲っておりますこの青いラインがですね、実は、防音対策を施していただけるといふ、この防衛省が設定している区域になります。

で、実際、今、環境アセスメントで、この区域をどういうところに設定するかという部分をですね、調査しているという中でこのデモフライトだったわけですが、この防衛省が設定しております青ラインですね、青い枠内から外側、広範囲にわたって騒音の苦情がこの平成二十九年の段階でも来ているという状況がございます。

一方で、こちらがですね、先ほどの馬毛島に予定されております基地建設の説明会にて配布されております防衛省からの資料でございます。もう一度お願いします。もう一度。

ちよつと見えづらいかもしれませんが、この馬毛島の周囲にですね、先ほどの縦長らしきこの枠が、それぞれの滑走路、飛行予想の航路に向けて、今、当てはめられております。厚木飛行場の場合と、そして岩国飛行場の場合と形状が異なるのは、岩国飛行場の場合、ちよつと周辺の工場ですとかそういった環境によりコースが大分複雑になるということで、広範囲のこの騒音に対する設定がなされているという説明でした。はい、ありがとうございます。

この二つをですね、先ほどの騒音の実情、そして防衛省が今考えておりますこの図を見る限りにおいては、種子島は、この防衛省が考えている騒音の発生するエリアには入っていない。となると、もしも意外に大きな音だった、じゃあ、この家を防音してほしいといったときにですね、防音対策をしてもらえない、そういうエリアになるということになります。

そういったことに対して、私としましては大変危機感を持ってお

りますので、現在、市当局といたしましては、こちらのこういった現時点での実情を踏まえて、この厚木基地周辺の騒音対策について独自で調査を行っているのかどうか問いたいと思っております。この説明書に沿いまして、最初の独自調査についてどのように考えているのか教えてください。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

議員お尋ねの厚木基地における周辺自治体の騒音に係る独自調査についてでございますが、人口密集地に位置しております厚木基地につきましては、昔から騒音による被害がすさまじく、県を含む基地周辺の自治体が連携し、航空機騒音の解消に向け、要請活動などの取組を行っているようでございます。

例えば、騒音測定につきましては、大和市では昭和三十年代から行っているようでございまして、市独自で航空機騒音の状況を把握し、国や関係機関へ航空機騒音の低減の要請活動を実施する際の資料としているようでございます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

そういった調査結果を基にですね、今後、この西之表市においてどのような予測がなされるとお考えでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

厚木基地の調査結果を馬毛島に当てはめた場合の予測についてで

ございますが、厚木基地周辺と同様の騒音被害の範囲がそのまま馬毛島に当てはめることは難しいと考えてございます。ただし、全く参考にはならないとは言えないと判断をしているところでございまして、詳細な検討をしてないということもございまして、今後、参考とすべき事案として、また係のほうで調査検討に励んでいきたいと考えているところでございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

実際ですね、この想定した枠と、そして外れてるエリア、ましてや、この人口密集地において、様々な障害物がある中でこれだけ広範囲の騒音が発生しているという事実はですね、やはりこの馬毛島と種子島の位置関係、そして障害物が何もない、そういった関係を考えますと、大変憂慮されるべき状況だと考えております。

またですね、この有識者の調査によりますと、近年、予算の確保等により、騒音対策があまり進んでいないという現状もあると聞いております。

これからですね、例えば、今現在、コロナも発生しております、予想外の国としての支出も出てきております。そういった状況の中で、例えば、ほかの基地、全国まとめですね、この基地騒音対策というのは一括して予算計上されるということですが、その中で、どれほどのものをこの種子島での騒音対策に充てていただけるのか、そしてまた、このそもそも枠内に入っていないければ、その対策はなされないということですので、それでも実情、その被害が出た場合

にはどういった対応をしていたただけるのか、そういったところに対しては市としてどのように検討しておりますでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

これも、課としまして詳細な検討してございません。今後の調査検討事項として取り組んでまいりたいと思います。御質問の、進んでいないという事実確認もできていない状況でございまして、答弁のほうはちよつと差し控えたいと存じます。

○五番（宇野裕未さん） 承知しました。

ぜひ今後ですね、大変、賛成、反対含めて市民の関心の高い問題でありますので、ぜひこの各自自治体ですね、現状等、調査していただきたいと思っております。

そして、今回ですね、関連しまして、この防音対策というときに優先される施設があるというふうにも聞いております。それが病院ですとか学校、福祉・保健施設、そういったところが優先されると思いますが、実際ですね、今回のデモフライト後、この西之表市においてこういった各施設に対してはどういう影響だったのか、もしくはその感想等、市として調査のほうはいかがだったでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

五月の十六日、それから二十五日に実施をいたしました、実施されましたデモフライト時の本市の対応の中で、市内二十二か所で騒音の確認の作業のほうを行いました。その場所というのが、学校それから高齢者施設周辺などを中心に調査をしたところでございます。

どの地点も音のほうの確認はしたところでございますけれども、現在のところ、学校や病院、あるいは福祉施設、保育施設等からデモフライトに係る苦情等の意見等も寄せられていない、そういった状況でございます。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

引き続きですね、今回のこのデモフライトでは測れない、実際のFCLP訓練を想定した上でのですね、それぞれの関係各所への調査、そしてこういった既存の基地周辺の実情といったところを調査し、市民にもその今の現状というのを知らしめていただきたいと思っております。

特に、この厚木基地周辺におけるこの要請書を見ておきますと、昭和六十三年から三十三年間、毎年ですね、この要請を続けてきているということでございます。神奈川県知事はじめ、そしてこの周辺、関係する市長、そして市議会議長、そういった面々の連名です、これまでずっとこの騒音に対して悩んできていると。その解決が図られていない、その重要性というところを私たち西之表市民もですね、意識をしてみたほうがいいと考えております。

ぜひ今後も引き続き調査等よろしくお願ひしたいと思います。続きまして、二番目の環境アセスメントに対する知事意見が方法書の後という発表がありました、そのことに対して市としての対応をお伺いします。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。環境アセスメント

に対する本市の対応ということでお答えさせていただきます。

五月六日付けで、鹿児島県のほうから本アセスメントの方法書に係る意見書の提出を求められてございます。実は、本日、県へ送付をすることとしてございます。

以上でございます。

○五番（宇野裕未さん） その内容については、どこかで公開されているのでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

原則公表ということで考えてございますけれども、関係各所等との調整が必要な部分が残っておりますので、そこを終え次第、調整結果になるかと思えますけれども、今のところ、公表する方向で進めてございます。

○五番（宇野裕未さん） 公表の方法について教えてください。

○企画課長（森 真樹君） その具体的な手段は考えてございませんけれども、通常で言いますと、ホームページであったり、報道機関へのお知らせであったり、そういった手法というのが考えられるのかなと思っております。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

引き続きですね、こういった一つ一つの影響調査等に関しても、私たち市民、大変関心を寄せておりますので、そういった調査、そして県知事、各防衛省への意見等、ぜひ市民にも公開をしながらお知らせいただきたいと思いますと思っております。

では、続きまして、次の事項に移らせていただきます。新型コロナウイルス感染症による経済的影響に対する取組についてです。

最初の一番の西之表市事業継続対策支援金事業に関しましては、同僚議員からも質問がありまして、現在の申請状況について把握いたしましたので、こちらは割愛いたします。

ただ、関連しましてですね、現状、その報告された結果、もともと予算を計上されたときにはですね、市内の三割の事業所並びに個人事業者を対象に予算計上されているかと思えます。その数が二百六十四事業所というふうにお伺いしております。

回答では、今のところ二十五の申請しかないということで、まだ申請状況を注視する段階だということでしたが、それでもですね、今、刻一刻とこの市内の事業所、大変困っております。本当に今、もう何度、ここを踏ん張れば、ここを乗り越えればという思いでこの一年間過ごしてきたかと思えますと、やはり少しでも、この事業所に対して、こういった使える支援金があればですね、充当しているっていただきたいという思いでございます。

例えば、この後、一か月、二か月の間に同じような申請状況であれば、申請の内容をですね、再検討していく、今、現状、二〇%という数字が示されておりますが、じゃあ、一八%だったかどうかという、際どいところではあるとは思いますが、そういう制度設計の見直しについての検討はちょっとお伺いしたいと思います。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

まず、先ほど議員のほうから、現在の申請件数ということで二十五件ということでありましたけれども、二十六件、六月三日現在で二十六件という数字になっております。

事業継続対策支援金の見直しについてお答えいたします。

昨年影響を受けた事業者を支援するために今年度実施をしております事業持続化支援金ですが、昨年の国や県、市の支援策によって影響が抑制されているということもあり、制度の見直しではなく、緊急事態宣言延長等の影響も考慮しまして、現状に即応するため、関係団体の意見や市内の経済状況を見ながら、今年の経営状況に対する支援を検討しているところでございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 今年の経営状況に対する対策というのは、具体的にお願いします。

○経済観光課長（高石心平君） ただいま行っています事業について、令和二年の収入と令和元年の収入、前年の比較となっておりますけれども、これを今後実施する際には、本年の収入と昨年、もしくはその前の年の収入との比較でやろうと、やってはどうかという検討に入っているところでございます。

○五番（宇野裕未さん） その実施に対してのタイムスケジュールというのは、今、考えてありますか。

○経済観光課長（高石心平君） 具体的なスケジュールについては、まだそこまで入っておりません。財源の問題もございますし、今年度実施しております事業継続のこの支援金の進捗状況も見ながら、どの程度予算が残るのか、そういったところも見極めながら実施したいというふうに思っております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 実際ですね、種子島の大多数の事業所がですね、やはりほかのエリアに比べますと、全体的に売上げ自体が小さい中で、皆さん何とか踏ん張っていると認識しております。

その中ですね、例えば一五%でも、大変苦しい、本当にぎりぎりの状況でできているところも多いと聞きますので、もちろん今年度の売上げに対して対応していただくという見直しもありませんか、一五%から二〇%の方たちを救済できる、そういった見直しはできないでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） そういった点も、実際にそういう事業者さん方からのお声も来ているところもございますので、そういったものと、また要件緩和した際には、当然、対象者がまた増えていくということで予想されますので、どのくらいの影響が、その何%の方まで拾い上げたときにどれくらい対象者が広がるのかということ、予算の残りがどれくらいになるのかという兼ね合いもございまして、そこも踏まえましてですね、今後、どのような事業

が一番いいのかというところを検討して進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

では、関連しまして、この予防接種が、現在、六十五歳以上の高齢者優先ということで始まっております。七月中には、高齢者の分に関しては本市でも完了する予定というふうに伺っておりますが、その後の事業の再開に対してどのような方針を持っていますでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

緊急事態宣言延長等の影響が出ている考慮し、切れ目ない経済対策を実施するため、本議会におきまして、今後の消費喚起策として、プレミアム付商品券発行やキャッシュレスポイント還元等の事業を提案しております。引き続き状況を注視し、関係機関とも連携の上、継続的な対策に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） このキャッシュレス事業に関連して、該当する業者の方への支払いというのは、幾らぐらい予定しているのでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） すみません、少々お待ちください。キャッシュレス事業につきましては、発行総額を二千四百万円程度というふうに計算をしております。

また、時期を変えまして、プレミアム付商品券等の事業もやろうというところで計画しております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

実際ですね、三月にですね、実施されましたキャッシュレスの取組、そしてプレミアム取組ともに効果もあつたかと思えます。

ただ、一つ気になりましたのが、やはり使える人が限られているというところにはやはりちよつと懸念が残っております、そういった、例えばプレミアム付商品券もですね、ある程度まとまった現金がある方でないと思えないというところもありますので、そういったところを少し考慮していただけたらなと思っております。

そして、二番、同じく関連してなんですけれども、高齢者の予防接種が七月中に完了するとして、この夏ですね、やはりこれまでこの一年間、このゴールデンウィークを越えれば次の夏休みでとか、じゃあ、この後のシルバーウィークでつて、もう何度か期待をしては落胆していることを、観光業界の携わる事業者はですね、何度も繰り返してまいりました。そのような状況の中ですね、やはり今回のこの夏もですね、また変異株の拡大等も言われておりますので、ウィズコロナと考えた状況で、この観光業の再開について伺いたいと思います。

三月の議会でもですね、この離島というメリットを生かした水際対策について検討を要望いたしました。この来島される方への検

査依頼など含めまして、この水際対策、この夏にかけてどのようなふうにお考えかお聞かせください。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

令和三年第一回定例会でもお答えいたしましたけれども、水際対策につきまして、鹿児島本港の南埠頭や鹿児島空港におけるサーモグラフィーによる検温チェックを県において引き続き取り組んでおります。

また、来島される方へは、個人の責任において感染防止対策をお願いし来島していただくよう引き続き呼びかけをしておりますと考えております。

なお、本年八月二十二日に計画しております種子島鉄砲まつりにおいては、島外からの来賓や団体など、本年度は招待しないことを決定しておりますけれども、当初は、PCR検査をそれぞれ、個人の負担になりますけれども、それぞれ受けていただき、陰性であることを確認した上で来島していただくことと予定しておりました。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） 大変判断の難しいところだとは思いますが、やはりですね、このウィズコロナの中で、どうやって経済活動も回しつつ、そして感染の予防をしていくかというところは大変苦慮されることと思います。

引き続き、個人の責任とは言いましても、やはり具体的にですね、もう一步、検査を少し拡充できるですとか、もしくは、今ですね、

抗原検査等も低予算でできるところもありますので、そういったところを例えば呼びかけるなど、なるべくですね、でき得る限りの対策を講じていただけたらと考えております。

このことに対して、一市二町での連携についてはいかがでしょうか。

○経済観光課長（高石心平君） お答えいたします。

現在の一市二町の連携についてですが、まず、イベント等の開催について、ちよつと御質問とお答えされるかもしれないんですけれども、中種子町、南種子町とは、担当課レベルではあります、それぞれのよいらくいき祭りやロケット祭りの方針等については確認するなど、一市二町ではイベントの在り方等については連携をしております。

また、本年度実施する他の観光事業の連携はもとより、今後の展開についても、随時連絡を取り合いながら取組を進めているところですよ。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

引き続きですね、一市二町での連携を取りながら、この水際対策も含めまして、対策のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、コロナ禍における地域防災推進についてお伺いいたします。

今年もですね、温暖化の影響により梅雨入りも早まり、数日前に

今年の台風の予報進路というものが発表され、特にですね、去年も、十月に来ました台風十号、大変強力でした。そういった十月の台風の予報進路を見ますと、この種子島、ほとんどのコースが直撃しております。そういったところから、大変、この夏から秋にかけての自然災害に対して警戒を強める必要があると考えております。

コロナ禍で、前回の議会でも質問しました市民体育館が使用できなかった場合の代替案に対して、市としては、地域防災支援員を配置し対応を検討していくという回答をいただきましたが、その後の進捗状況についてお願いします。

「総務課長 松下成悟君」

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

まず、市民体育館の代替案についてでございますが、市として、指定避難所を二十三か所、指定緊急避難所を十五か所指定をしております。

指定避難所といいますが、大規模な災害が発生した場合、指定緊急避難所というのが、主に台風など、短期的な避難所という部分でございます。

昨年の台風十号では、当初、指定緊急避難所を十五か所開設しておりましたが、高波等が発生するという事で、追加をして十か所の指定避難所を開設しております。

このように、高潮や津波災害に配慮して指定避難所を増設した場合、指定避難所には最大で二千九百五十人の避難者を収容すること

ができます。市の災害想定では、最大避難者数は約千四百人です。で、新型コロナウイルス感染症対策のため収容人数を半減しても、対応は可能なものと考えています。

次に、地域防災支援員の配置や防災対策の現状についてをお答えいたします。

地域防災支援員については、本年度四月一日に市総務課に着任をいたしました。役割としては、自主防災組織の支援、消防団等の連携、災害時の要配慮者支援などがあります。現在、自主防災組織の支援のため、自主防災組織連絡協議会や区長会などにて、今後の取組の説明など協議を進めております。

また、校区防災会には、本年度八月末までには防災備蓄倉庫や備蓄品を配備する計画もありますので、ハード面も含めて、校区の避難体制の強化のための支援を行い、公民館などの自主避難所の開設や友人・知人宅への分散避難の周知等により、災害対策避難行動への多様化を進めていきたいと考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。

関連して二番と三番をですね、ちよつと時間の都合がありまして、教えていただけますでしょうか。

○議長（川村孝則君） 一括ということでもいいですか。

○五番（宇野裕未さん） 一括して、はい、お答えをお願いします。

○総務課長（松下成悟君） まず、二番ですが、庁内においての関

係機関との連携状況についてをお答えいたします。

ここは、公助の部分において、消防署や消防団なども含めて、市の情報連絡体制や災害警戒本部、災害対策本部など災害時のレベルに合わせた災害体制が市の防災計画に定められておりまして、その計画に沿って対策を取っております。

それとですね、また、本年五月二十日に改正された災害対策基本法によって、要配慮者の個別計画の作成の努力の義務がなされるようになりました。この法律によって、計画策定の優先度が高いものから、地域の実情を踏まえながら個別計画の作成に取り組むことについては、関係各課とこの部分についても連携が必要になりますので、この部分も庁内での協議を進めてまいりたいと思っております。

また、これらの取組の市民への周知、啓発活動については、今年三月に市内全域に配布いたしました防災マップにおいて、自助、公助、共助の役割を記載しております。

また、今後とも、「市政の窓」や広報紙、ホームページにおいて防災情報などを取り上げて、市民に周知をすることを考えております。

また、こちらから、行政から一方的な方法ではなく、各校区からの要望も盛り込みながら対策を進めていきたいと思っております。

次に、(三)ですが、具体的な共助、自助に向けてのアドバイス
の現状についてお答えいたします。

先ほどもお話をいたしました。五月二十日に災害対策基本法が

改正をされました。そのことよって、個別計画の中に、要配慮者の個人情報や自主防災組織や消防団に提供するなど、それぞれの要配慮者からの情報提供の同意を得ることが必要になります。この体制づくりについても、庁内各関係課等との連携により進めていくことにしております。

また、この同意が多く進み、作業が進みましたら、津波や土砂災害の危険区域の自力で避難できない要支援者の配慮を進め、個別避難計画の策定に進めていきたいと考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） ありがとうございます。今ですね、新しい体制の下に積極的に取り組んでいただいているということですので、ぜひこの夏に向けてですね、要支援者への確認等、また強化していただきたいと思えます。

そして、最後になります。画面をお願いします。最後の質問がですね、このアメリカ発ウッドショックの島内産業への影響についてになります。今、ちよつとこの新聞記事を紹介させていただいておりますが、このアメリカ発ウッドショックの影響によって、現在、この鹿児島県内の産地でも様々な影響が出ているところと報道されております。ありがとうございます。

この国産、その影響からですね、ちよつと時間がないので、この内容については詳しく説明ができませんが、国産木材へ需要が高まっている中ですね、市内の事業所への影響について伺いたいと思

ます。

まず、島内事業所への影響状況を市として現在どのように把握していますでしょうか。

「建設課長 上妻敏男君」

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

建築業界からは、一部に資材の調達に時間を要する兆候が見られると聞いておりますが、今のところ、切迫した状況とまでは言えないと思われまます。木材供給量の減少は、建築資材の単価上昇や工期間の延長にもつながりますので、市場の動向を注視している状況でございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん） そういった状況に対して、現在、県との連携等はどうに取り組んでいますでしょうか。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

今のところ、緊急の課題として対策の検討は行っておりません。公共事業につきましては、県が市場調査をした上で公共単価を設定しております。木材関係の資材単価は、昨年と比較しましてやや上昇しておりますけれども、資材調達が困難な場合の工期延長や物価スライドによる契約額の変更については、個別の工事ごとに対応していくこととしておりまして、これについては、公共事業につきましては、影響がある場合には県と同じ対応を取っていくこととなります。また、民間事業に影響がある場合の対策につきましては、

市場経済の動向を見守っているといった状況でございます。

以上です。

○五番（宇野裕未さん）　こちらですね、緊急の課題ではないと今認識されているということですので、確かに差し迫ってすぐぐにということではないにせよ、対策を取るのに大変時間がかかる内容の分野だと考えておりますので、今後ですね、この時間がかかっていくかもしれないことに対しての対応をぜひ求めていきたいということと、そしてこの最後の質問の島内でのこの製材生産というところを強化していくためにですね、次世代の育成、そのようなことに対する対策はいかがでしょうか。

「農林水産課長 岩下栄一君」

○農林水産課長（岩下栄一君）　お答えいたします。

次世代の育成につきましては、県の研修制度の活用、市におきましても、林業機械等の資格取得に係る講師料助成を本年度から開始し、担い手が定着していくように取り組んでまいりたいと考えております。

併せまして、国産材の需要の増加を林業振興につなげられるよう、引き続き出荷支援についても取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○五番（宇野裕未さん）　ありがとうございます。

種子島はですね、幸い木材資源があると考えております。この資

源を生かした内需の循環を促す機会と捉えていただき、こういった危機に強い体制をつくっていくことが今後の様々な予想外の状況に対応できていく、そしてこの内需を循環させていく、内需経済圏を確立させていくことが市長がおっしゃっておられます持続可能な経済圏の確立にもつながると考えております。

今後ですね、こういった様々な影響、世界規模で起こる様々な事象に対してこの島内の経済に影響を与えてくること、大変多くなってくると思います。そういったことを踏まえても、ぜひですね、かねてから市長がおっしゃっておりますこの島の宝を生かした経済をつくっていく、進めていく、そのことをですね、私自身もぜひ応援していきたいと思っておりますし、またこの島の宝をですね、スピーディーに島内循環させていく仕組みをつくる、そのことがコロナ後ですね、外貨を稼いでいくまた武器になると、それを具体的に示していく必要があると感じております。

長期振興計画の策定にですね、時間もかかることは存じておりますが、これまで四年間の取組を裏づけるべくですね、まずは市長からも、こういった島の宝をどう生かして具体的にそれを産業に結びつけていくのかというところをですね、ぜひ示していただきたい。そして、そのことがですね、多くの市民にとって将来に希望を持っている、そういう島の宝を自負できる要素になると考えておりますので、大変な時期だとは思いますが、具体的な提案をですね、私からも求めて、今回の質問を終わりにさせていただきたいと思っております。あり

がとうございます。

○議長（川村孝則君） 以上で宇野裕未さんの質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十四時頃より再開をいたします。

午後一時四十三分休憩

午後二時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

〔四番 渡辺道大君登壇〕

○四番（渡辺道大君） 本日最後の質問者となります。

最初に、質問の順序の変更をお願いいたします。一番目に、市営住宅・団地の修繕、改修、管理について、次に、馬毛島問題といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

平成三十年三月に策定されました長寿命化計画ですが、公営住宅の耐用年数を経過した住宅、外壁や屋上の劣化が顕著な住宅、あるいは高齢化対応仕様の未整備などで課題を抱えている公営住宅が多くあるとしております。

また、公営住宅等長寿命化計画の事業手法において点検を実施し、その結果、緊急度を設けて、劣化、損傷の状況に応じた改善・修繕

事業の計画に役立てるとしており、緊急度の低い八年から十年以内、中の七年以内、一番高いとされる三年以内の三つに分けております。点検項目として一から五までありますが、特に二の建築物の外部、三の屋上及び屋根は、二〇一八年度時点では、ほとんどの建物で緊急度が低いと言えます。緊急度が低いと示されております。

市内全体の市営住宅・団地は、公営住宅等長寿命化計画の事業手法の点検結果と見た目、いわゆる現状と比べたとき、それでも市営住宅・団地の修繕、改修はこの事業手法に沿って実施をしていくのかお答えをいただきたいと思っております。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

西之表市公営住宅等長寿命化計画は、平成三十年三月に策定しております。

この計画は、公営住宅等の安全で快適な住まいを長期にわたって確保するため、予防保全的な維持管理の観点から修繕や改修などなどの計画を定め、長期的に効率的な維持管理を図ることにより、ライフサイクルコストの縮減を目指すことを目的としております。

現在、この計画に沿って桜が丘団地の改修整備を進めているところでございます。

今後、この計画に沿って市営住宅の修繕、改修等を行っていく予定としております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 桜が丘団地が今進んでいるところなんですけれども、古園団地の一号棟、二号棟はですね、建設年度が平成十一年で、経過年数も十九年と、ほかの市営住宅・団地に比べて築年数の経過がそんなにないといないと、比較的新しい団地というふうになっていますので、修繕・改修予定を八年から十年以内と、緊急度が低いものとなっております。

ただ、御存じのとおり、花里浜の海岸線沿いに建っており、塩害による建物の腐食が進んでいます。同じ条件で建っております古園県営団地は、現在、建物全体の改修工事が進んでおりますけれども、この古園市営団地の外壁、手すり、落下防止柵ですかね、そういったものの現状をどのように本市としては捉えているかお答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

古園団地につきましても、経年劣化や塩害等により、外壁や手すりの劣化が見られますことから、定期的に点検は行っております。これまで、剝離やひび割れ等で落下のある外壁の部分補修や危険と判断した手すりの修繕を行ってきたところでございます。

今後、さらに劣化が進行してまいりますので、定期点検や入居者からの情報を得まして、危険箇所については速やかに対応をしていく必要があると考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 一号棟、二号棟なんですけれど、実際、私

もですね、現場を確認したところなんですけれども、やはり塩害によつてこの腐食が進んでいまして、その手すり、落下防止柵ですかね、それが非常にぐらぐらして危険と感じましたし、少しの力とか重さがかかると、その落下防止柵、手すりが落下するのではないかと感じたところがあります。

子どもや高齢者にとってはですね、やはりこういった手すりとか落下防止柵というのは重要な役目を果たすものだと思いますけれども、早急に、この古園市営団地一号棟・二号棟のですね、そういったところの修繕、改修が必要と考えておりますけれども、計画についてはどのようになっているかお答えをいただきたいと思えます。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

緊急性の高い部分的な補修につきましては、その都度、対応をしていく考えでございます。

外壁や屋上防水等の改修工事につきましては、公営住宅等長寿命化計画上では、桜が丘団地の改修後に鳴女町住宅の建替事業を予定しておりますので、その後、古園団地の計画となつているところでございます。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 課長からも先ほど答弁ありましたけれども、やはりこれまで軽微な修繕とか改修等にはですね、住民からの要望とか聞き取りなどから、危険度の高いものを優先的に修繕、改修してきたということも、これまでもそうだったことは議論をしてきた

ところでもあります。

また、家賃のですね、家賃収入の十何%ですかね、そういったものを修繕費に毎年充ててきたということもあります。

県もですね、平成二十九年の三月に改定した県営住宅長寿命化計画というものを策定しており、それに沿って、適切な、県営の団地ですね、そういったものを、適切な点検や修繕、データ管理などを行っており、状況や将来的な需要の見通しを踏まえて、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を計画的に進めていくとしております。

そして、現在ですね、四年計画で古園県営団地一号棟・二号棟の外壁改修工事や手すり、落下防止柵の取替工事をしていっているとのことでもあります。

熊毛支庁の担当の方からもお聞きしたんですが、外壁改修工事については、特段、そういった強化をするというような改修工事というものを進めてはいませんが、この手すり等については、アルミからステンレス製に変えた、変えて取り付けたということで、このステンレス製はやはり耐食性に強いとされております。ただ、このステンレス製はアルミよりも金額が高いということがあり、予算の関係も出てくるというようなことも話されておりましたし、やはり市営団地は県営団地に比べて戸数も多くて、維持管理のための修繕改修については、県に比べると様々な費用がかかって大変なところもあるというふうにして話されてもおりました。

予算との関係性というのもあると思うんですけども、持続性、耐久性に優れた市営住宅・団地の管理というものをどのように考えているかお答えをいただきたいと思います。

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

既存の市営住宅を長期的かつ効率的に管理維持していくために、長寿命化計画に沿って改修を行っていく予定ですが、老朽化の進行具合によりまして計画を見直すなど、予防保全の効果が出る対応を図ってまいります。

改修工事を行うまでの期間につきましては、定期点検や入居者からの情報を基に修繕等の対応を行ってまいるとともに、今後新築する建物につきましても、塩害対策のほか、補修や維持管理が容易であることを考慮しながら設計等に当たってまいります。

管理を行っていく上では、施設の状態の変化にすぐに気づき、必要な対応をしていくことが重要だと考えております。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 市営住宅・団地、全体的にその施設を見て、当面、先ほどありましたように、鴨女町住宅の建替えというのが二〇二一年からですかね、そういったところから計画も始まっていくと思います。

やはり先ほどもありましたように、家賃収入を修繕費に充当するということでは、やはり高い費用をかけた修繕・改修工事というのはですね、アルミをステンレスに変えるとかですね、質の強化とい

うものについてはなかなか困難になってくるのではないかなと思います。

ただ、しかしですね、市有財産、共有財産をですね、持続性、耐久性として長もちさせるためにですね、一定の費用をかけた修繕と、いうのは必要じゃないかなというふうにして思うんですけども、今現在、そういったことについて市長の考えというものを求めたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 市営住宅の在り方についてお答えをいたします。

課長が先ほども申し上げましたように、改修、市営住宅の改修計画につきましましては、長寿命化計画に沿って行っているとところでありますけれども、中でも鴨女町住宅の建替えが喫緊の課題というふうを考えております。

そういう中で、財源のことですけれども、計画に、長期計画の中ではありますが、その都度、適当な財源があればですね、そういうことも考慮に入れながら、早急に全体計画を進めてまいりたいと、そういうふうを考えております。

○四番（渡辺道大君） やはり市有財産、共有財産ということですね、今後も引き続きそういったところに取り組んでいただきたいなというふうにして思います。

次の質問に入ります。馬毛島問題になります。

三月の議会で、馬毛島活用事業を含めた令和三年度本予算というものが議長決裁で採択されました。

馬毛島活用事業は、旧馬毛島小・中学校跡地を現地調査の拠点として、旧馬毛島小・中学校跡地に簡易施設と移動車両を配備して活動拠点として整備をし、市史編さんのための自然調査や文化財調査を実施するものと説明もされております。

所信表明にもありますように、中世の埋葬址が発見された馬毛島葉山王籠遺跡など地域に残る貴重な文化財については調査を実施し、その保存、保護、公開、活用に努め、さらに現在進めている文化財保存活用地域計画の策定に引き続き取り組んでいくとしております。そして、この学校跡地については、今後、活用を検討する上で重要な拠点施設、避難所、研修・宿泊所となると。今回検討している研究施設、体験活動拠点施設についてもここをベースとしたいとしております。

また、この間、夏休みなどを利用して馬毛島体験活動に取り組んでおりますけれども、そこで寄せられた感想文がありますが、少し紹介をさせていただきます。児童の感想ですね。

馬毛島のきれいな海や自然は、守るべき大切な日本の財産だと強く感じた。貴重な体験を今後どう生かせるか考えながら、自分できるところをしたい。FCLPの移転候補地として問題になっているが、馬毛島の自然や歴史を守っていくことが大切だと思った。これからの西之表を担っていく者として、馬毛島のことを後世に伝えて

いかなければならないと感じた。もう一つ。遺跡の見学で種子島とのつながりを感じ、馬毛島から見る種子島がとても特別なものに感じたなど、まだまだありますが、まさにこの馬毛島に行った者、あるいは体験をしていないと出ないような感想文だと思いますし、子どもたちがこのような感性を持っていることに大変感銘を受けたところでもあります。これも一つの財産ではないかと思えます。

そこで、まず初めにですね、昨日の一般質問においても、この事業については、連絡所などを通じて粘り強く交渉をしていくと答弁ありましたけれども、再度、この馬毛島活用事業の進捗状況について、具体的にどのように進んでいるかお答えをいただきたいと思えます。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

昨日も答弁いたしましたけれども、防衛省のほうと入島につきまして調整を行っている段階でございます。現在調整中でございます。具体的にいつ実施ができるかというところが现阶段では言えない、そういった状況でございます。

あと、体験活動も同じような状況でございます。

あと併せまして、活用の、学校跡地等の活用の部分につきまして、教育・観光面等で具体的かつ実現可能な活用策の検討を行っていくべく方向性のほうは出しておりますけれども、具体的にというところまでは、現在のところ、定まっていない、そういった状況

でございます。

○四番（渡辺道大君） 予算は、予算化がされたんですけども、なかなか調整に至っていない、進んでいないという状況になっているということですか。

防衛省がですね、学校跡地を飛行支援施設、管制塔、隊員待機施設等のエリアとして計画を明らかにしております。市長が進めるその活用計画とは相反する計画内容だと言えますし、市長が求める活用計画は今後とも維持をしながら、その実現のために行う方策として私も承知をしているところであります。

防衛省からは、その学校跡地については、買受けの申入れや基地施設への転用同意の申入れが現在までであったのかということも疑問点が出てきますけれども、買受けの申出もなくて、転用同意の申出もないままに、基地施設建設に一方的に組み込んで、事業実施のための環境アセスメント調査を一方的に強行するということは、やはり行政財産、市有財産の重大な財産権の侵害ではないかと私自身も考えております。

昨日もありましたけれども、一部報道によれば、防衛省は土地収用法の適用も視野に入れているのではないかと報じられておりますけれども、国と地権者による土地売買合意以降、その施設設置に向けた動きが徐々に活発化してきているという所信表明のその点、という点では、やはり安全保障上の重要施設周辺や国境離島の土地利用を国が調査、規制するこの重要土地利用規制法案、こういった法

もやはり解釈によっては幾らでも変えられてしまうのではないかと懸念を私はしているところですが、いずれにしても、市有地のその学校跡地に市の事業が進められるということは当然のことと考えますので、こういったことはぜひ市長にも繰り返し進めていただきたいと思います。

次に、短い滑走路の空母での離着艦技量を向上、維持するために、空母艦載機が地上の滑走路を甲板に見立てて行う、着陸直後に再加速して離陸するタッチ・アンド・ゴーを日中から未明に繰り返し米軍厚木基地で行っていた訓練ですが、深刻な騒音被害を受け、一九九一年からは硫黄島で暫定的に行っている。

地元の市民団体のデモ飛行測定調査の結果によれば、今回のデモ飛行については、その飛行経路や飛行高度、飛行速度等は実際のFCLP訓練とは程遠くて、また米軍が最も重要視する夜間飛行も行われていないという状況であります。

今回のデモ飛行によって、市民生活にどのような影響、被害が生じるかということも検証することができず、防衛省の騒音被害等を矮小化し、世論を誘導する行為にすぎぬのではないかと市民団体の中で評価もされております。

今回のこのデモ飛行はFCLP訓練の実態に合わないというふうにして私も思いますが、実際のFCLP訓練は市民にまたは住民にどのような被害があるか、あるいは影響があると思うか、市長のほうにこれはお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

御質問の市民への被害、影響につきましては、他の地区の事例も見ましても、騒音の及ぼす影響が深刻であるというふうにご考えております。

そのことを踏まえまして、馬毛島に係る環境影響評価に係る今回の方法書に対する意見書について、今、準備をしているところですが、その中でも、例えば、航空機騒音及び低周波音について、調査及び予測の手法について重点化し環境影響評価を実施するように求めるというようなことも考えているところであります。

また、具体的には、他地区の事例を見た場合に、運用の際に種子島上空を飛行するということも想定されます。そのことから、その際の測定も行うことなど、供用時に想定される最大限の飛行経路を考慮した上で、適切な地点を追加し調査するようにも求めようとしているところでございます。

以上です。

○四番（渡辺道大君） これまでも、これまでの議員の質問からもありましたように、市長もおっしゃったように、その音の感覚というのやはり個人差というものもあって、風向きや天候等でこの伝わり方というものは違うことから、夕方の音は大きかったと、東海岸に住む方もそう答える方もいらっしゃいましたし、馬毛島に上陸した方については、音もだが、真上を飛んでいるのを実際に見ると怖いと感想を寄せて、馬毛島は無人島だが、周辺で漁をする方はで

きなくなるのではないかというようなことも話されておりました。

また、その報道では、県知事は、住民の判断材料になった、住民も平日と休日と比較できたと思うというふうなコメントもあり、八板市長は、実態とは違うとし、実際の訓練の音や質を想像するには今回のデモ飛行は不足している、実施したことの意味があるが、これだけでは判断できないというふうにしております。

これについては、昨日、県知事とは同じようなニュアンスのことというのを発言しており、記事についてはちよつと欠落していた部分もあったというふうな答弁もしております。

この騒音問題についてはですね、やはり一番心配されることだと思うので、今後もそういった対応をしっかりしていただきたいなというふうにして思います。

次に入ります。防衛省が、当初、今年五月末までに三十七か所でボーリング調査を完了させるという予定でしたが、悪天候などのために作業が進まず、これまでに完了したのは十一か所にとどまっていると報道されており、調査期間を一年延長、漁業に及ぼす影響は限定的と前回調査を許可した県と、漁業環境に影響が生じる可能性を否定できないと前回の意見書には市長がそういった内容を提出しております。

このボーリング調査は、やはり県知事の権限に基づき、許可を受けてのみ実施することができると規定をされており、これは、これについては国有財産法の第十八条第六項を法的根拠とするもので、

本来の用途、目的を妨げない限度において許可できるということになっております。このため、知事は地元市長の意見や漁業者の意見等を十分にあれこれ見計らって判断しなければならないものだとしております。

また、この漁協においても、協議の結果、キビナゴ漁などに支障が出ないようにすることを条件に同意することを全会一致で決めたと、理事会で同意したと報道をされております。

決定の方法、決定の仕方については様々あると思いますけれども、鹿児島県漁業調整規則第四十六条の二については、許可を受けようとする者は、申請書に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添え、知事に提出しなければならないと示されております。

この漁業権を有する者については、まさに馬毛島周辺で漁をする、生計を立てている漁師の判断が重要視、また意見が反映されるものではないかというふうにして捉えることもできます。

市長は、このボーリング調査について、漁業振興、漁場保護の見地から容認できるのか、そういったことも含めて、県知事に対してですね、今後、この次、次の延長のことについてどういった内容で意見書を提出するのかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（川村孝則君） 三番。

○四番（渡辺道大君） 三番です。すみません。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

海上ボーリング調査についてのお尋ねでございます。

これにつきましては、防衛省が、鹿児島県海底の土地管理規則に基づき、海底の土地使用許可申請書及び海底の土地土石採取許可申請書を県知事に対して提出し許可を受ける必要があります、その申請書の提出の際に市の意見を、意見書の添付が求められております。

前回は、これについて、漁協や関係機関と連携して、対象海域において取り組んできた事業など水産振興の観点も踏まえて、総合的に検討して意見書を出しました。

その内容としては、繰り返しになりますが、海上ボーリングによる土質調査箇所が一部の漁場に集中し、多地点であることから、水産資源の保護培養の観点より、漁場環境に影響が生じる可能性を否定できないと考えると、こういうふうに出したところであり、今回は、前回の許可が五月三十一日で切れましたことから、八月十三日から来年の五月三十一日までの期間を計画しており、本市では、前回同様、漁協や漁業者からの意見を聴取して、意見、内容を検討していくこととしております。

具体的な内容ですけれども、例えば、この間にですね、スパット台船の流出事故等もございました。今後の事故対策ですとか、事故後の海底の状況の説明をしっかりと聞いた上で検討する必要もあるかと考えているところでございます。

以上です。

○四番（渡辺道大君） 前回もこの意見書については市民に公表したと思いますけれども、先ほどは環境アセスメントの公表の件でし

たので、今度はこの海上ボーリング調査の、その対する意見書ですね、こういったものを、今回、市民に公表するのかどうか、するとしたら、こういった形で公表をするのか、今段階の考えをお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） 前回と同様にとりうに考えております。なるべくオープンな形でするように考えております。

○四番（渡辺道大君） ぜひですね、市民が納得するような意見書の内容、また方法でですね、公表をお願いしたいというふうにして思っています。

最後の四番目になります。先ほどの鹿児島県の漁業調整規則の漁場の岩礁破碎等の許可において、漁業権の設定されている漁場においては、岩礁を破碎し、または土砂、砂鉄もしくは岩石等採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。で、三については、知事は、第一項の規定により、許可するときは制限又は条件を付することがあるなど、海上ボーリング調査においては、やはりこの知事の権限というものは大変大きいものがあります。また、鹿児島県の海底の土地管理規則の使用収益許可においても同様であります。

これまで、本市、周辺自治体など、この問題について話合いの機会なども設けられておりますが、その方向性として、今後、県知事に対してですね、こういった対応を今後していくのかというのをお答えいただきたいと思っております。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

県知事への対応についてというお尋ねでございますが、先日のデモフライトがありました五月十一日に、最初予定されて中止となった日がございますけれども、その日に熊毛支庁で知事と面会をいたしました。その際に、今後、馬毛島問題については、環境アセスメントやその他の事案について情報交換を密にしていこうということをお互いに確認したところでございます。

そういう状況で今後も続けていきたいと考えております。

○四番（渡辺道大君） 所信表明でも、今後、県知事に対して市長意見を述べるべく準備を進めてきているということで、やはり馬毛島は、米軍訓練の恒久施設としての利用を目的とし、自衛隊施設として整備される計画となつておると、将来にわたつてその環境が保全されるような確な意見を申し述べたいと考えていると表明をしておりますので、そういった方向で、市長は県知事に対して求めていっていただきたいなというふうにして思っていますので。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（川村孝則君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ただいまの渡辺道大君の質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

○議長（川村孝則君） 明日十一日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

午後二時三十三分散会

△日程報告

本会議第四号（六月十一日）

本会議第四号（六月十一日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年六月十一日午前十時開議

△開 議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第一 一般質問

三番 橋口 美幸 議員

一三番 田添 辰郎 議員

一番 長野 広美 議員

△一般質問

○議長（川村孝則君） それでは、日程第一、一般質問を行います。発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われますよう、議会運営に対する御協力をあらかじめお願い申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、橋口美幸さんの発言を許可いたします。

〔三番 橋口美幸さん登壇〕

○三番（橋口美幸さん） おはようございます。

今日、一般質問の最終日となっております。

今回は、コロナ感染予防の配慮から、一般質問時間七十分のところを四十五分と短縮しております。簡潔な質問に努めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

さて、質問一の新型コロナウイルス感染対策の取組について伺いたいと思います。

昨年一月から一年半にも及ぶコロナ感染拡大が止まりません。またさらに、最近では変異株の感染も心配されております。このような中で政府は五輪開催に向けて動いております。この動向も大変気になるところでございます。

本市でも、このコロナ禍の中でこそ、医療や介護に従事する関係者の皆さんをはじめ、飲食・観光業やイベント事業所、そして、そこに関連する第一次産業、そして子どもたちの教育福祉関係者など、あらゆる分野で支援が求められているのではないのでしょうか。

そういう中で四十五分の質問となりましたこと、よろしくお願ひ申し上げます。

本日の質問では、市内の事業所を支援する、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、売上げが減少し、事業の持続に困っている地域経済を支える市内の中小企業及び小規模事業者を救済するため、

事業全般に広く使える支援金を支給するとして、西之表市事業継続対策支援金事業の受付が始まっております。

この事業については、先日から同僚議員の質問で進捗状況と概要は認識いたしました。まだ期間が短いとはいえ、二十六事業所にとどまっている、こういう現状についてであります。昨日までの答弁の中では、制度設計を見直すという前向きな答弁もありました。これに期待したいと思います。

私の質問、提案をしていきたいと思えます。

厳しい状況の中で事業所が閉店や、あるいは閉鎖、これをしてしまつてからでは、この事業の目的である、地域経済を支える市内の中小企業及び小規模事業者を救済するため、事業全般に広く使える支援金、この目的が果たせるだろうかということをお慮いたします。

私は事業者と同じ目線で、事業の持続に困っている事業への支援、いち早く、これが地域支援の要だと思えます。目的に沿った制度設計の見直しはいつの時期を考えているか。見極めを早いうちにするべきだと思えますが、この見極めの時期については、質問を一回したいと思えますが、いかがでしょうか。

〔経済観光課長 高石心平君〕

○**経済観光課長（高石心平君）** 昨日も同様の御質問をいただきましたので、その中では、具体的な見直しの時期等については、現在のところ示して、検討までは至っておりません。今後、決算期の関係から、今後、申請をされる事業者もいると思えますので、そうい

った一定の状況を見ながらですね、秋ぐらいにこういった状況を取りまとめながら、他事業への振替え、もしくは別の事業等を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**三番（橋口美幸さん）** 事業所は引き続きもう二年近くコロナ禍の中で辛うじて踏みとどまっているという事業所が数多くあります。しかも、コロナ禍の前からやはり不況であえいでいた市内の事業者の実態も理事者の皆さんも御存じだと思います。そういう意味では、早期な制度設計変更をお願いしたいと思います。

今、決算時期を待つということもありません。決算時期を待ちながら、私はその決算額を基準にして、できるだけ多くの事業所が平等に救われる制度設計、このことをお願いしたいと思います。

やはりまちが、一つの商店が閉鎖したり、潰れてしまつて、そういうことになれば、地域の経済活性化に大きなダメージがあると思えます。そういう意味では、飲食・観光・小売業、それぞれ業種が違えば金額も大きく違つてきて、影響額も変わってくるのではないかと思います。全ての事業者を拾い上げるようなこの制度設計をぜひともお願いしたいと思います。市長の認識をお伺いしたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○**市長（八板俊輔君）** お答えをいたします。
コロナ対策、事業者の支援のための時期、先ほど課長から決算と

いうことで秋というようなことを申し上げましたけれども、実施の時期はそういうことになるかと思いますが、その前に、並行して、早ければ早いほどいいわけですので、可能な時期に施策は繰り出せるように、構えはしていきたいと思えます。

そういう意味で申し上げたところ、課長も申し上げたところだと思います。

○三番（橋口美幸さん） やはり踏みとどまっている事業所を支援し、地域経済を活性化する、そして一人でも多くの事業者が次につながるような前向きな気持ちですね、商売に向かっていけるような、そういう支援策、行政としては何としても必要だと思えますので、ぜひ早期の検討をお願いしたいと思えます。

続きまして、ワクチン接種計画について、どのような流れになっているのかをお伺いしたいと思います。

今回、地域ごとのワクチン接種に向けて、もう十四日からの接種に向けて始まっていると思えます。この接種を混乱なく進めるためには、やはり行政担当課の皆さんの努力、本当に頭が下がる思いです。ですので、地域の皆さんに統一した方針をどう伝えているか、このことをお伺いしたいと思います。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

今、議員から御案内あったとおり、六月十四日から接種を開始するというスケジュールで進めているところでございます。六月二日

から対象者の方に直接、接種券の送付を開始しました。六月七日からは予約の受付を開始しているところでございます。

予約の受付に際しましては、接種券を送付のときに同封した書類に予約が必要ですのでいついつ予約をしてくださいということも御案内しているところでございまして、あわせて防災無線でもそのことを各地域に放送しているところでございます。

そうした取組をしているところですが、対象者の中には、接種の意思、接種を受けたいという意思はあっても予約という行動につながらない方が一定程度いらっしゃるんじゃないかという認識を持っておりますし、そういった意見もいただいておりますので、各地域のほうにそういった対象者がいらつしやれば、打ちたいという意思がある方でそういった行動につながらないような方が予測される場合については、地域に御協力をいただきたいというお願いをしております。

具体的には、各地域のほうでそういった方を取りまとめいただいて、健康保険課のほうに提出していただければ、電話等で予約をしなくても予約対象にするというような取組としているところで、そういったサポートをお願いしたところでございます。

○三番（橋口美幸さん） 各地域によってこのワクチン接種の流れというものが一致していない状況もありますので、今回、そういうことを考慮に入れながら、今後のワクチン接種についての流れを一致した形で各地域には下ろしていただきますように、地域の校区長

さんとか集落長さんとの意思一致、今後まだ続く、これから始まり
ますので、意思一致をきちんとするように、そして、打ちたい人
は漏れがないような配慮をお願いしたいと思います。

続きまして、この計画が終了してから、まだ七月末までこれが続
くわけですけれども、計画が終了した後、六十四歳以下の接種計画
があるのかなのか、このことをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

ワクチンの接種計画についてのお尋ねですが、先ほど課長からも
答弁がございましたように、現在、六十五歳以上の地域別に予約を
続けているところであります。それが終わりました後、六十四歳、
七月末にそれを終えて、それ以降、六十四歳以下、市民全体のとこ
ろを早く、早急に進めていかねばなりません。その体制を予約等を
進めながら整えつつあるところであります。

それにつきましては、計画の詳細については担当課のほうからお
答えをしたいと思います。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

現在、六月十四日から始まる接種が終わりました後につきまして
は、当然、六十四歳以下が対象となってくるわけですけれども、その
接種については、基本的に、年齢が高い方から低い方の順に接種を
行っていくことしております。その方々について、最初の
方の、最初のグループの接種券を七月中旬ぐらいまでに行つて、以
降、年齢が下がるほうに向かって順次、送付をしながら接種をする

というようなところでしております。

六十五歳以上の方の接種がまだ来週からということ、一応そう
いった方々の接種状況とか、そういったことも勘案しながらまた考
えていかなければいけないこともあるかと思えますけれども、基本的
には年齢が高い方から低い方のほうへということと考えているとこ
ろでございます。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） 年齢の高い方から徐々に進めていくとい
う答弁でございましたけれども、私はやはり、特に子どもたち、若
い世代、高校生、中学生、そしてそこに働く福祉労働者、六十四歳
以下の現役の労働者を早くしたほうがいいのではないかと思います。
そういうソーシャルワーカーとか、子どもたちを早く接種をして
いくという考えはないのでしょうか。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

年齢が高いほうから順にという接種を行つていく計画ですので、
若い世代の方については必然的に後になるというようなことになつ
てまいります。

ソーシャルワーカー等、そういったところで働く方についてです
が、業務上、多くの方と接触する機会の多い方について、何らかの
対応の必要性は感じております。現在、国のほうから、ワクチンの
余剰が発生した場合について、接種する対象者をあらかじめ決定し
ておく等の対応が示されているところでございまして、鹿児島県か

らは、その対象者として、高齢者、基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者などの現在接種順位が上位に定められている方に加えまして、保育士、教職員などの園児や児童生徒と業務上接触する機会が多い者も県のほうから示されたところでございます。

本市といたしましては、ワクチンの余剰が発生した場合の接種対象者としてこういった方を位置付けておくことで早期に接種する機会が設けられないかというところで検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ現役世代の皆さんが多くの方と接することもありますし、子どもたちに毎日接する保育労働者、そして学校の先生たち、その人たちの接種を急いであらうがいいのではないかと私は思っておりますので、検討をお願いいたします。

続きまして、本市のPCR検査の状況について伺いたいと思います。

今、ワクチン接種も始まっております。ワクチン接種と並行して市独自の取組を進めるべきではないかと私は思っております。PCR検査は国の方向では医療が逼迫するだとか、今検査をしても明日どうなるか分からない、そういう状況があり、なかなかPCR検査は否定的な意見が出回っておりますけれども、私はやはりPCR検査をして、本市でどういう陽性者がどの程度いるのかという現状を知って、そして方針を出す、これが正しい方法じゃないかと思いま

す。

PCR検査の捉え方について、そして方向性についての市独自の取組について、アの部分も併せて御答弁をお願いいたします。

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

PCR検査につきましては、症状などから市が必要と判断して行う検査、それと、その結果、陽性が確定した方の濃厚接触者に対して行う検査などのいわゆる行政検査と言われるもののほかに、本人等の希望により自己負担で行う自費検査というものがございます。

自費検査についてですが、検査をされた方全員に対して費用の助成を行うというところは市としては考えていないところでございます。

一方で、イベント等を実施する際に対象者を絞った形で助成を行うことは過去に検討した事業もございまして、今後も考えられるかと思えます。

PCR検査につきましては、検査をする医療資源というの島内において限られているというところでもございまして、行政検査と言われるものを十分に行う体制、行うパワーというのは維持しておくべきものだと思いますので、そちらのほうが優先になるのかなというようなことでございます。

以上でございます。

○三番（橋口美幸さん） PCR検査は、例えば、先ほどから市内の飲食、そしてホテル業がコロナの影響を大いに受けているという

実態があります。そういう意味では、旅行者へのPCR検査を地元ですとか、鹿児島の高速船に乗り込む前にPCR検査を受けるとか、県との協力で人流が安心して増えるような、地域経済に結びつける対策として私はPCR検査は本当に有効だと思いますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

続きまして、二番の質問に行きます。

市民の困り事に寄り添う支援の在り方ということで、市民総合相談窓口業務の位置付けについてお伺いしたいと思います。

この市民相談総合窓口は四年目になると伺っております。設置の役割や目的はどのような位置付けだったのか、お伺いしたいと思います。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 市民総合相談窓口業務の位置付けについて、所管する係の現状を含めて御説明をいたします。

初めに、先ほど議員からも御案内がありました。市民総合相談係についてですが、平成三十年四月に市民生活課、福祉事務所の相談機能を集約し、個人や世帯が抱える複合的な困り事への対応や継続した支援の充実を図る目的で新設された係でございます。

現在の体制は、消費生活相談員一人、家庭児童相談員一人、総合案内担当一人、行政職員が保健師一人を含め三人が従事しております。また、市くらしサポートセンターとして、社会福祉協議会所属の生活困窮者自立支援を担当する主任相談員一人、就労支援相談員

二人と、高齢者支援課配属の生活支援コーディネーター四人が同席しており、合計十三人で対応に当たっております。

窓口業務については、正面玄関入り口正面でお受けをしておりますが、込み入った内容については相談室でお伺いをするようにしております。

困り事を抱えた方の中には、自らサインを出しにくい、または困り事を困り事として感じていらつしやらない、または感じられない方もいらつしやいます。そのような方に対しては、関係課や関係機関から情報をいただく場合も多く、今後も状況把握に努めてまいりますというふうに考えております。

また、共助の観点から、地域の皆様からの情報も大変重要だと考えております。地域福祉の充実を図るため、一部地域で取り組んでいた、だいてるマップ作りを通じて困り事を抱えた方への見守りの共通認識が図られておりますので、今後ともこの取組のサポートを続けさせていただきたいというふうに考えております。

相談については、待ちの姿勢だけではなく、先ほど述べた方々からの情報を積極的に収集するとともに、いただいた情報に基づいて、必要に応じて対象の方の生活環境も含めた状況把握にも努め、寄り添っていく、いわゆるアウトリーチが重要となっております。

今後も各相談員や行政職員が連携して訪問を行って、現在も各相談員や行政職員が連携して訪問を行っておりますが、今後とも継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 説明ありがとうございます。

その総合相談窓口業務の目的と役割、おっしゃっていただきましたが、やはり私も四年目、開設したときに、住民が、市民が、役所に相談に来れない人たちに対して、この窓口業務は地域に出かけていくということが大事な役割だと思っております。今もその目的は達せられるとの認識でよろしいでしょうか。答弁をお願いいたします。

○福祉事務所長（下川法男君） 先ほど申しましたとおり、情報収集とともに、その方々が生活している家庭環境の中でお話を伺う中で寄り添いをさせていただけるケースもございますので、完全に今、状況が、皆様の状況が把握できているということはもちろん難しいとは思いますが、可能な限り対応ができていくというふうに考えております。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ、この総合相談窓口業務は多岐にわたっておりますが、私は今日は特に子育て支援に特化して、やはり役所に相談に訪れる人も含め、関係機関、情報収集をしていただくということでした。アウトリーチをするということは、やっぱり専門機関が地域に出かけて行って、外に出れない、家にいるだけの人たちにどう傾聴をしていくのかということが重要な義務で、任務であると思います。

その中で、特化して家庭児童相談員の相談件数で見えますと、

平成三十年度は延べ千三百十九件です。令和元年度八百五十件、そして令和二年度は五百九十件。まだまだ五百九十件、六百件近い件数なんですけれども、平成三十年と比べると約半数近く減少しております。この減少の要因は何だと思いでしょか。

○福祉事務所長（下川法男君） 今御案内いただきました数字ですけども、家庭児童相談員による訪問に加えまして、職員を増員してきたというのも一つの要因であるかと思えます。

また、くらしサポートセンターのほうで対応しているひきこもりの方々への支援をしているケースもございますので、係として複合的な対応をしていることで訪問件数が減っているということも考えられるかというふうに考えております。

○三番（橋口美幸さん） 成果として、件数だけで見ると、中身を、質的にどうなのかということもありますけれども、やはり今、職員を増やしてもこういう件数になっているということはですね、家庭児童相談員、今はパートの配置です。そういう意味では、欠かせない子育て支援、継続的な子育て支援が必要なのではないかと思えます。

特にまた、先ほどから関係機関、学校とか地域の児童クラブ、そして児童館との連携がとも子どもたちが利用する場所で、そこに子どもたちと対応する大人の連携、とつても必要だと思います。そういう意味では、家庭児童相談員の役割、大変重要です。

今、パート雇用なんですけれども、ぜひフルタイム雇用で切れ目

のない子育て支援をしていただきたいと思いますが、切れ目のない子育て支援、そして体制、家庭児童相談員の配置について、どのように担当課は考えてでしょうか。

○福祉事務所長（下川法男君） お答えをいたします。

家庭児童相談員の就労の形態につきましては、訪問の件数や、またこれまでの就労の実態に応じて形態を決めさせていただいているところです。

現在、子ども家庭総合支援拠点や子育て世帯の包括支援センターなどの機能や組織の検討を行っているさなかでございます。この中でまた改めて家庭児童相談員の位置付けや就労の形態、またその人数等について検討をさせていただいているところでございますけれども、そのことも含めて、今後しっかりと議論を深めていきたいというふうに考えております。

○三番（橋口美幸さん） 市民の困り事に本当に丁寧に寄り添う姿勢、人員配置が何より大切なことだと思います。それも、質的な強化も大事だと思いますので、ぜひ前向きな検討をしていただきたいと思っております。

そしてまた、切れ目のない子育て支援について、乳幼児健診や福祉事務所・教育委員会の連携、そしてまた地域の子どもに関わる連携はどのようなかをお伺いしたいと思います。

○福祉事務所長（下川法男君） お答えをいたします。

切れ目のない子育て支援について、関係課との連携について御説

明をいたします。

関係課との情報共有については、業務の一環として日常的に行われておりますが、緊急度や重要度の高いものについては、個別ケース会議などを設けて関係者が会し、情報共有、支援の方向性などについて協議を行っております。

令和二年度に行われた個別ケース会議においても、御質問に挙げられている健康保険課、教育委員会をはじめ、幼児教育・保育施設、医療機関、放課後児童クラブ、障害サービスマス事業所及び民生委員、児童委員の方々などに出席をいただいております。

また、乳幼児健診においては、健診結果の情報の共有に加え、福祉事務所所属の保健師や子育て支援センターからも会場に赴き、直接、保護者やお子さんの様子を目にしながら、情報の共有・収集に努めているところでございます。

また、福祉事務所においては、定期、臨時に学校訪問を行いまして、情報の共有、収集を行っているところです。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。その（三）番に質問を移らさせていただきましたが、やはり連携をするためには、地域、組織、機関ごとの研修が非常に大事になっていくと思います。やっぱり子どもたちの成長は一人一人違いますし、どういう状況の場合、どのような対応をしていくのがいいのかというような研修会が今行われているのかどうか。例えば、施設の支援員の方から、交

流だとか、児童クラブ間の交流、そしてにこにこ広場だったり、いろんな療育支援の方からスキルアップのための研修会が必要だという声もありますが、この研修会の要望についてはどのような姿勢で取り組まれていかれるでしょうか。

○福祉事務所長（下川法男君） 幼児教育・保育施設や放課後児童クラブの研修について、御説明をいたします。

御質問の施設を対象とした研修については、県をはじめ、様々な団体において研修の機会を設けさせていただいているところです。それらの情報については、関係施設に情報共有をさせていただいております。

ただし、令和二年度におきましては、コロナ禍の影響で研修が中止になる機会が多かった印象がございます。今年度については、リモートを含む開催方法の工夫により、開催され得るものも増えると思いますので、その機会を活用してまいりたいというふうを考えております。

また、療育支援については、市子育て支援センターにおいて療育支援地域ネットワーク会議を設けており、中種子養護学校等の関係機関、サービス事業所、ファミリーサポートセンターの会員と、その内容に応じて関係者に集まっていたり研修を行う機会を設けております。

また、養護学校教諭、理学療法士、歯科衛生士、言語聴覚士、保健師等を同行して園の巡回訪問も行っており、個別の相談にも応じ

ているところです。

なお、専門家を招いて療育研修会を年一回行っておりましたが、残念ながら、昨年はコロナ禍で中止をいたしております。今後も方法を工夫をし、研修機会の確保を図ってまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。ぜひスキルアップをするような研修をこのコロナ禍の中でも工夫をしてやっていただきたいと思っております。

次に、質問三番に移ります。

国が進める馬毛島へのFCLP基地建設の矛盾について問うということでもあります。

まず、国の天然記念物オカヤドカリや固有亜種マゲシカ、葉山王籠遺跡などの文化財を市長はどう守ろうとしているのか。国は、こういうことがあると知りながらFCLPの訓練基地建設を進めております。そういう中で、国が守らなければいけない文化財もどう守ろうとしているのか、ここはやはり、私たち地元の地方議会がどういう役割を果たしているのか、これは大事なことだと思います。

今の基地建設、地元の同意なく国が強引に進めていると私は思っております。しかも、国が馬毛島を買い取った原資百六十億円は私たち国民の税金です。そしてさらに、この百六十億円は沖縄の辺野古新基地建設の予算を流用した予算です。このことに対し、まず私

たち地方議会がこういう予算の使い方はいけないと抗議をするべきではないでしょうか。

五月十六日、二十五日にデモ飛行が実施されましたけれども、このデモ飛行は実際の訓練とは程遠く、基地受入れに賛成の人でさえ、こんなものではないと感想を言っていました。

昨年八月、防衛省がコロナ禍の中、種子島に入り、馬毛島基地建設の説明がありました。この説明の中で、馬毛島で訓練する軍用機はデモ飛行に使用されたF15戦闘機だけではありません。敵のレーダーを擦り抜けて垂直離着できる攻撃型のF35Bステルス戦闘機、滑走路がない戦場でも着陸できる不整地着陸訓練C130。これは今、沖縄の伊江島でしか訓練していないということです。これも馬毛島で訓練すると説明しております。オスプレイも来るでしょう。何と十五機以上、戦闘機の訓練が計画されているにもかかわらず、あたかも本番の訓練だと思うのは大変危険なことです。一度受け入れたら元には戻りません。

さて、そのときの防衛省の説明の中で、市側が遺跡、自然、生活関連、あと、漁場と、本市が考える利活用に関して全く記載がないが、どのように考えているかと質問をいたしました。防衛省は、椎ノ木遺跡及び葉山王籠遺跡は基本的な施設配置案の外に存在しており、現時点では現状のまま、そして生活関連及び戦争遺構のうち基本的な施設配備の中に所在するものについては、原則、現在の場所から撤去すると答えてもおります。また、西之表市の考える利活用

については、防衛省、自衛隊の業務に支障のない範囲で協力を検討させていただくと、このような回答だったと文書にあります。

さて、こういう国の強引な姿勢に対して、私たちは地方自治として、首長として、地域を守る、住民の安心安全な地域を守る、そして歴史を守っていくという固い決意が必要だと思えますが、それに対して市長はどのような姿勢で臨まれるのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

馬毛島の希少生物、それから歴史的な史跡等についてのどう守るかというようなことをお尋ねだと思います。現在、市史編さん事業を市としては進めておりますが、オカヤドカリやマゲシカも含む馬毛島の動植物、自然環境について、詳細な調査を実施する必要があるため、専門家による調査体制を整え、地権者への調査協力を要請し続けているところであります。そのほか、文化的な史跡についても、同様に調査を進めているところでございます。

○三番（橋口美幸さん） これは本当に、憲法のある国で国が強引に先ほどの百六十億円も国会に諮らずに入れたこの馬毛島移設です。逆に言えば、私たちの共有財産になります。防衛省が地元の意見も無視して今のような状況になっているわけですから、やはり私たち自治体としては、そういうことは許さない、平和憲法の中でそういう予算の流用の仕方は許さない、このことをしながら、地域をどう守っていくか、住民の安心安全な暮らしを守る立場から、ぜひ

とも国には訴えていただきたいと思えます。

そしてまた、マゲシカ、レッドリストに、絶滅のおそれのある野生種のレッドリストにマゲシカが掲げられております。国際的には国際保護連合 IUCN が作成していて、国内では環境省のほか、地方公共団体や NGO などが作成していて、マゲシカがレッドリストに登録されております。このマゲシカがどのように今から暮らしていくのか、これを日本共産党の田村貴昭議員が五月二十八日、国会で追及をいたしました。

このニホンジカが、マゲシカが、二〇〇〇年調査は五百七十一頭、そしてその十一年後、二〇一一年の推定生息数は二百五十五頭から二百七十七頭になっております。鳥居政府参考人が、その減少要因は開墾に伴う森林伐採をはじめとする環境の改変だと認識していると田村議員に答弁しております。環境の改変が個体数の減少に影響を及ぼしているという国の責任は大きいと思えます。

つまり、タストン・エアポート社の森林法違反の伐採によるシカの食べ物がなくなっている、こういうことがあります。まさにシカがこの狭い馬毛島の中で、自分たちでしっかりと生息できるように、個体を、個体群が自然状態での安定的な存在ができるように、シカが自分たちでそういう努力を、そういう生活をしてきた、まさに生物多様性じゃないかということを考えております。

そういう意味では、ぜひマゲシカをどう守るかということでもですね、市長がますます、市史編さんの問題もありますけれども、

生物多様性の問題だというふうに思えます。

そのことについて、SDGs と馬毛島への FCLP 基地建設をちよっとお話ししたいと思います。SDGs とは、二〇一六年からバッジをつける人が多くなったみたい。十七ゴール、二百以上の指標で構成されているそうです。簡単に言うと、世界から貧困をなくす、続かない世界から続く世界、環境破壊をやめて生物多様性を守る、これが SDGs の大きな目的です。

そういう意味でも、この馬毛島に FCLP 基地建設、私たちが持つ地球社会、これを求めていくことに直結すると思えます。そういう国に対して、ここをさらに強く求めていってほしいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 希少生物の調査、それから市史、史跡の調査については、市としても独自に進め、また、それに対する国への協力依頼も今後とも続けてまいりたいと考えております。

○三番（橋口美幸さん） 時間がすぐ押し過ぎて、ちよっと早口ですが、岳之越にあるトーチカを保全することも国の役割ではないかと思えます。

防衛省はこの市の質問のときに、防衛省の回答はですね、岳之越を平らにするというふうに答えております。これに対して、市長がどのような態度で防衛省とタイアップしていくのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

岳之越に残存するトーチカについては、爆弾投下標的とともに、本市の戦争の記憶を後世に語り継ぐ重要な戦争遺構であると認識しております。馬毛島活用計画の中でも検討を続けてきたところであります。

また、岳之越は鳥類の渡りにとっても重要な役割を果たしている可能性が専門家によって指摘されております。岳之越及びトーチカにつきましても、他の文化財同様、詳細な調査がなされていないため、環境影響評価の方法書への意見の中でも、その調査と価値の評価を実施する要望をしているところであり、今後も国に対して意見を述べていきたいと考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） 強い姿勢で国に臨んでほしいと思います。そもそも馬毛島には私たちの税金が使われております。国に対し、地元の声に耳を傾けて、持続可能な地球のために、戦争のための訓練に税金を使うのではなく、今こそコロナ対策に、そして未来にこそ税金を使い、人間の命を守ろう、馬毛島基地建設を止めようと粘り強く言い続けたいと思います。市長もその姿勢でよろしく願います。

最後になりましたけれども、市営住宅の建設計画についてお伺いしたいと思います。時間もありませんので、すいませんが、城之浜A団地、そして城之浜B団地、中谷団地、中目、榕城一、二、市営プールの上のほうになりますけれども、下宮原、榕城幼稚園前で鴨

女町住宅建設に併せてアンケートをしたという報告がございました。このアンケート調査について、そしてまた、今後どのような日程、今年の時系列的な計画を、何を住民に対してですね、主に住民に対してどのような計画をお持ちかをお伺いしたいと思います。

「建設課長 上妻敏男君」

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

集約対象団地の皆さんにアンケートを取った結果でございますけれども、鴨女町にある団地の方々の意向としましては、約六割が移転を希望しております。鴨女町以外の集約対象者からは、二割程度が鴨女町への移転を希望しているところでございます。

今年、基本計画を策定いたしますが、基本計画の案がまとまる頃、今年度後半になるかと思いますが、その際に再度、鴨女町を含め、説明会、意見を聞く場を設けたいと思います。

また、集約対象となっている鴨女町以外の方々には、また再度アンケートを取ること、あるいは移転の希望の意思確認をしていきたいと考えております。

以上です。

○三番（橋口美幸さん） ありがとうございます。ちょっと短縮してすいません。

耐用年数が鴨女町住宅、六十年も経過している市営住宅建設です。住民の安心安全な暮らしを保障するためにもとても急がれていると思います。市長の第六次長期振興計画に照らして、人口減少と少子

化が予測されております。このような将来を加味した公営住宅建設が求められております。一年でも数か月でも早い住宅建設をと住民は求めておりますが、この声を市長はどう受け止めておられるかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

市営住宅の今後の計画についてでございますが、長寿命化計画では令和五年から九年で集約、建替事業を計画しております。財政調整を図りながら、事業開始年度の検討を行ってまいります。早急に皆様の期待に応える事業展開をしたいと考えております。

○三番（橋口美幸さん） ぜひ早急な対応をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で、橋口美幸さんの質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十一時頃より再開をいたします。

午前十時四十五分休憩

午前十一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 皆さん、お久しぶりです。

半年ぶりのこの場所への登壇となりました。一月三十一日の選挙を経てこの場に立てること、本当に深く感謝いたします。

告示日には、私を含め家族、そして知り合いが十人ほどでポスターを貼ったり、チラシの準備をしたりいたしました。翌日の月曜日からは家内と子ども二人、三人でやった選挙でありました。

後援会はつくらない主義でありますから、今回も厳しい選挙であったわけですが、この西之表市を何とかしろ、そのために動けということで市民の皆様に使っていただきました。助けていただいていた場所に立てること、今日も精いっぱい質問をさせて、市民の代弁もう代弁はいいですか、二十年間代弁を続けました。市長に訴えることよってこの西之表市政を本当の市民のためによくなる、すばらしくなる、それを実現するために今日も一生懸命質問させていただきます。

そして、市長のほうにお願いがございます。私は今年度、選挙が終わってから、年に四回、一般質問の機会がございます。そして、一回は私の責任でお休みさせていただきました。三回ということではありません。ほかの議員も、毎回やる方も四回しかないわけでありませう。昨日も、その前の日も、市長の考え方を市民のために改めてくださいというお願いがあったかと思えます。僕は年に四回しかない、二百八十分の時間しかないわけでありませう。市長はこれからお昼御飯の時間、一般質問の終わった時間に、考え方をどうする、西

之表市をどうする、馬毛島をどうする、その記者会見をするすれ
ばすぐにでもマスクミの方は集まっていただけけるわけでありませ
す。

私も議員が、市長にも、そして市民の皆様にも訴える機会とい
うのは四回にすぎません。その時間を、市長は議員の経験がござい
ませんからなかなか御理解はいただけないかもしれませんが、私は
一般質問を行うために議員にならしていただいております。だから
こそ、これまでの十八年間ですが、けがをしたときと今回、休んだ
のは二回だけかと思えます。当たり前です。そのために議員になっ
たんですから。

初日の市長のほうは、にこやかな笑顔で答弁をされておりました。
許されないという表情もされました。当事者よりも私自身が腹が立
ったようなところがございます。議員も市民の代表であります。市
長も代表であります。二元代表制の下、外部に対して、外に対して
西之表市、西之表市民を代表するのは西之表市議会ではございませ
ん。市長、唯一一人なのであります。そのようなことを考えて、考
えを改めていただければ幸いですが、それは市長はいつの場
でもできる。そのことを御理解の上、一般質問のほうに御協力をい
ただければと思っております。

では、通告書の順番を少し変えまして、一般質問に移らせていた
だきます。

補助金の使い方についてであります。補助金をスポーツ少年団の
遠征費補助などに使えないかということでもあります。

以前、五年前、三、四回連続で高校生までの医療費無料化という
のを一般質問で連続でやらせていただきました。そして、そのとき
の公約で、高校生までの医療費無料化を私は公約にいたしました。
議員が公約にしてできるわけがないんです。そんなことは分かっ
ているんですが、市民の皆さんに圧倒的な理解と支持をもらえれば、
選挙だけではなく、市長候補さんの考えが変わっていくだろう、そ
う思ったからこそ街頭活動を行い、そして議会でも一般質問を連続
してやらせていただいたわけでもあります。

その延長線上に窓口負担の無料化もあるわけではありますが、これ
は県との協議も必要であります。同僚議員のほうも一生懸命やって
いただいておりますので、継続して努力はされているかと思えます。
今回お願いしたいのは、十二月議会で行いました種子島の家補助
金であります。この件についても検討いただきたい。森林組合のほ
う、森林組合を守るためではありません。種子島西之表市の森、林
を守るためであります。一度手を入れた杉林は元には戻りません。
そのようなことを考えると、水害の巢ともなり得るものであります。
自然環境を守るためだけでもなく、やはり災害から我々を守るため
にも必要なことでもあります。

そして、今回お願いするのは、以前の市長にもお願いしたことが
あったわけですが、スポーツ少年団の遠征費の補助でありま
す。年配の方とお話ししますと、今は子どもの医療費も無料になっ
て、ほかの様々な補助も出て、ひとり親家庭の補助なんかも昔はな

かったものが出てきたりしました。そういった意味でいいねと言うおじいちゃん、おばあちゃんがいるわけでありますが、実際はどうなんでしょう。

市長のお話では十年前にこの西之表市に帰ってきたということですからあまり分からないかもしれませんが、私の時代にはソフトボールをやって、集落単位や校区単位で試合に出て、決勝戦は市営グラウンドでありました。市営グラウンドで優勝したらおしまい。ユニホームがはけなくても、グローブを人のを借りてもできたわけです。

今はスポーツ少年団ですからきちっとしたルールがございます。ユニホームは着なきやいけないし、靴もどうなければならぬ。サッカーとは違いますが、ソフトボールの場合は靴まで、スパイクまで指定されてまいります。そのようなことがあって道具をそろえるのも大変。

そして、昔とは違うのは、鹿児島に遠征をするということであり。市長も帰ってこられて、小さい頃、そしてここ十年、離島の悲哀を感じられるかもしれません。ふだんの日には鹿児島県に最も近い離島ということで離島の不便さを感じないわけでありますが、台風時、また冬場の時期、やっぱり離島なんだと思うわけであり。

子どもたちを育てる親御さんが最も困っているのが、最もではないかもしれませんが、よく聞きますのが、スポーツ少年団の遠征で

あります。小学生でありますから親御さんもついていかなければなりません。指導者の負担も大変なわけでありますが、それについていく保護者の負担も大変であります。なかなか民間の方ではその負担を担えないということで、市役所職員の方に何とか役をやつてくれということで、職員の皆さんが率先してスポーツ少年団の役員もやっているような状況であります。それは率直に言って感謝しなければならぬわけであり。

しかし、全国を見回してみますと、もうそれでいいんだというふうに諦めている市町村もあるわけでありますが、沖縄のほう、また佐渡のほう、離島の悲哀を感じるからこそ、子どもたちに、お金がない、家庭の事情でスポーツができない、そういうふびんな思いはさせない、その決意で、金額ではありませんが、遠征費用を補助しているところはいろいろございます。

私は、高校生までの医療費無料化、そして種子島の家ブランド、そういったもの、今回のスポーツ少年団の遠征費補助等、はつきり申し上げまして、馬毛島に自衛隊基地ができ、FCLP訓練が行えることで訴えてまいりました。四年前から、五年前から、高校生までの医療費無料化は西之表市では財政的にはやるべきでございませぬ。しかし、やれるとしたら馬毛島があるからであります。

そのような意味で、まあ馬毛島のほうは置いておいていいですが、今回、市長のほうはどうなのか。スポーツ少年団、少しですね、親御さんに聞き取りもしていただいて、何らかの、一部でも結構であ

ります。

昨年度、スポーツ少年団の会計決算によりますと、補助金などが六万円あったわけでありますが、そのうちコロナの影響で二万円しか支払われておりません。県大会補助であります。下西バレー、安納バドミントン。今は優勝しなくても子どもために行かせるというのが普通になってきております。その一部でも補助ができないか、検討をお願いしたいんですが、市長の見解をお伺いします。

以下の質問は質問者席より行います。よろしくお願ひします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） スポーツ少年団への補助についてでございます。

少年少女の健全な生育については非常に重要なことだと思っておりますので、様々な助成がございます。例えば、優勝して遠征するときなどは、何ですか、お祝い、激励金なども発しておりますが、そのほか、具体的なことにつきましては、それぞれ担当のほうから御案内をしたいと思います。

○一三番（田添辰郎君） いや、結構ですよ。担当は結構ですと始めからお願ひしています。市長の声を聞きたかったんです。

本当、お願いばかりで申し訳ありません。昨日もそうですが、その前も、議員がやることはお願いばかりが、提案といってもお願いが半分以上なんです、そのようなことも考えていただければと思っております。

では、続きまして、市長は全ての市民の代表かという一般質問をさせていただきます。

今回も五つで質問するんですが、市長のほうもまた同じような質問かという思いがあるかもしれません。私のほうも、今回、街頭演説でも一般質問の締切りがいつまでだからということで、聞いてほしいことがあればどんどん電話をください、教えてくださいということで訴えさせていただきました。

これまで同じような質問をしまいましたが、毎回市長に確認したいという事は同じであります。そして、市民の皆さんからは、もう少しこういうふうに聞いたら市長がちゃんとはっきりと分かりやすく答えてくれるはずだ、そういう指導も受けるわけがあります。今回は、いつもあまり準備はしないわけでありませんが、資料の準備のほうも、そして原稿のほうは書きません。箇条書のほうもふだんはやりますが、書けませんでした。全て市民の皆さんに協力をいただいて作ったものであります。要は、市長に分かるように話していただきたいということであります。

ちよつとですね、資料が多いんで、そのほうも説明しながらお話ししたいと思うんですが、流してまいります。

昨日の新聞報道で「基地賛否同数 市長とねじれか」、こういった記事がございました。南日本新聞であります。六月九日南日本新聞。これ、見えないですね。これは、これ、かなり電話いただいたんですよ。何で西之表市民の人が南種子町まで行ってこんなことを

やっつんだということ。どういう方が反対してるのかよく分かりませんし、興味ありませんのでどうでもいいんですが、市民の方もそう思われてる、また南種子町の方々も迷惑がっているという方もいらつしやるということは御理解いただければと思います。

それとですね、六月七日にはですね、「市長が売却拒否の馬毛島の市有地 政府が強制収用の臆測、地元は警戒」、こういった記事も出ております。強制収用と言ったら言葉は悪いですが、憲法上認められた権利で、認められたことでありますので、正当な補償があればできる。今の国・防衛省ではやることはあり得ないとは思いますが、法的にはできるといことは御理解いただいていると思います。

それと、六月四日の新聞では「自衛隊関連施設誘致」ということで、四日の日に電話をいただきました、南種子町に宿舍のほうも決まったのかと、そういう話でありました。

本当に市長さんは四年前に当選されたときに、市民の皆様にはちゃんと情報を公開して提供した上で判断をしていくというふうにお話しになったのに、情報提供をちゃんとされたのかなど。僕はやられてないと思いますよ。持論ですが。

そして、同じ日の記事に「誘致合戦激化か」。これ、激化かといっても、中種子町、南種子町が動いているだけで、西之表市は参加もしてないわけですからなんだろうとは思いますが、こちらの中です、中種子町議会は二〇〇七年以降、十三年以上ですね、

誘致に動いている。そして、南種子町も今回明らかにしたわけであります。

しかし、一番気をつけなければならないのは、以前から申し上げますように、馬毛島の自衛隊基地、そしてFCLP訓練は、どう言うとも、私自身の見解であります、セットであります。FCLP訓練だけでは行えません。当たり前であります、滑走路の管理云々がありますから。自衛隊基地だけであればどうか。自衛隊基地だけであれば馬毛島に置く意味はありません。言いすぎかもしれませんがそう思います。ですからセットであります。では、中種子町、南種子町のほうは自衛隊の誘致、関連施設の誘致はおっしゃいますが、米軍によるFCLP訓練の誘致を言っているか。一切言っておりません。

市民の皆さんも、中種子町も新空港も旧空港もあるんですからと思うんですが、そんなことは言わないですね。今回の新聞記事もお見せしたように、西之表市からまた反対派の皆さん十人、二十人で行かれるでしょうから、そういうことをしてもなかなかできないから。また、頭の上空で訓練するのは全く意味が違いますので。

それとですね、五月二十一日の記事では、記事、これは新聞で、中国新聞のデジタルなんです、こちらのほうを聞かせていただければと思います。「防衛省は地元の理解と協力が必要としている。普通に理解すれば、地元の了解がないとできない。国が決めたから止められないというのは幻想だ」とあります。本当なんでしょうか。

優秀な市長ですから、市長を応援する方って僕の知り合いもかなり多いんですよ。そして、「馬毛島もいざとなれば国に協力して、馬毛島は今も反対に見えるけど、立場があつていろいろ苦労しとつとや」、そう言つて馬毛島推進派の人が八板市長に入れられてます。こういう方はたくさんいらっしゃいます。その方たちが、市長の理解者も市長の考えが理解できない。反対する者も、理解しようと思つたら余計頭が混乱してですね、分からなくなるという状況なんです。

国が決めたから止められないというのは幻想だと。これは何を意味しているんでしょうか。止められる根拠は何でしょうか。これまでも三、四回にわたつて一般質問させていただきました。よろしくお願ひいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

「国が決めたから」という文言についてのお尋ねでございますけれども、これは、馬毛島の建設が決定したことではございません。四月十二日の防衛省訪問の際、馬毛島の施設案やFCLPについては候補地であり、建設が決定されているものかどうか確認したところ、決定しているなどの回答はなかったところであります。

また、「国が決めたから止められないというのは幻想だ」という表現につきましては、記事の一部分のみを切り取っておられるように思いますが、記事のそのほかの部分も紹介いたしますと、防衛省は地元の理解と協力が必要としております。つまり、地元の理解が

ないといけない。その上で、国が決めたから止められないというのは幻想だということを申し上げました。それが記事になっているということでもあります。

このことは、三宅島や大黒神島など、過去に住民の理解が得られず国が施設整備を断念した事実がございますので、それを根拠としている発言でもございます。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

予想どおりの答弁なんですけど、飛ばしたところがある。三宅島のほうはその後、様々な災害もありまして、反対運動を起こしてもらつて結果的にはよかつたのかなと思います。

しかし、条件が違うんですよ。西之表市の馬毛島の場合はもう二十数年前からの課題であります、FCLP訓練の候補地の移転というのです。ですが、きちっと本腰を入れて防衛省が動き出して、二年以上の歳月をかけて全国の島々、そして土地を見て、西之表市の馬毛島しか適地はないということ、十年前に決まったわけです。そのようなことを考えますと、三宅島やもう一つの島のような話なんですか。

市長はおっしゃいます、「地元の理解と協力が必要。普通に理解すれば地元の理解がないとできない。だから止められるんだ」という話であります。防衛省の悪口を言うわけではありませんが、市長は同意できないと言つてるのに、今、現実、国は着々と進めてい

るんじゃないですかね。

先ほども日本の国防、国を守るということ、国民の生命・財産を守ることに、オカヤドカリを守ろうとか、マゲシカを守ろうとか、遺跡を守ろうとか、それは、守るべきものは守るべきもので大切にしなければなりません。それは最大限の配慮をした上で守っていく。しかしながら、優先すべきはこの国の平和であります。国民の生命・財産をいかに守るかであります。

今回の一般質問の中でも、市長の答弁の中にも、国の国防という話が一度も発言されませんでしたので残念に思うわけですが、そのようなこと、また今現実、行われていること、地元の理解と協力が必要。理解と必要が得られていないのに前に進んでるじゃないですか。この辺はどう考えるんでしょうか。答えられないならいいですよ。

○市長（八板俊輔君） 国防について言及がなかったというふうにおっしゃいましたけれども、国防について、私は重要な政府の役割であると、そういうふう認識しております。そのことは先日の答弁でも申し上げたところであります。

一の二の答えということでしょうか。

○一三番（田添辰郎君） いや、先ほどのちよつと延長ですから。通告書にないですからしなくても結構ですよ。

ありがとうございます。これまでも何度も一般質問してますからね、ありがたいんですが、今、現実に国は着々と進んでいるわけ

です。私も進むべきだと思います。なぜなんでしょう。

我々の市町村の責務というのは、やっぱり市民とか町民に一番身近な存在でありますから、それに関わるような問題、福祉の問題、教育の問題、産業振興の問題、様々な問題に関わっていくわけであります。しかし、国防、国を守る外交というのは国の専権事項であります。国・防衛省の何をやるべきか。今、コロナとか災害派遣で自衛隊のほうも頑張っていたでいます。敬意を表すべきであります。本来は国防がその責務であります。

我々の思う気持ちと、自然を大事にしようという思い、私はお金がなければ自然は守れないと思ってますので、このままでは自然破壊しかできないと思っておりますが、そういったものを考えたときに、こういったことがあるうとも、馬毛島には自衛隊の基地でFC LP訓練を行わなければならない。それは南西諸島の防衛と南海トラフ地震に備えてであります。

次の質問に移らせていただきますが、これはですね、誰かな、これは日刊ゲンダイの記事なんです。大量にあるわけですが、やっぱりこうやってね、僕らと違って市長は自らの意見を述べる機会がいっぱいあるんですよ。本当に議員の時間を奪ってほしくないなというのが本音でありますね。

ありました。「これ以上計画を進めるなど防衛省に言っている。反対か賛成かの言い方では、反対ということであります」というふうにおっしゃってます。やっぱり反対なんですか。このようにはっ

きり、日刊ゲンダイにははっきりと反対だと言って、どちらかといえど反対だと言って、我々市民には曖昧なままなんです。同意できないで済ましていくんですか。それで市長なんです。お願いします。

○市長（八板俊輔君） 答えをいたします。

防衛省の計画に對しまして、私は先般の所見の中でも同意できないということをお申し上げます。このことは地元の当事者しか言えない言葉であると考えております。防衛省への質問や回答のやり取りを経て、馬毛島を行政区に持つ自治体、すなわち西之表市の市長として同意できないと表明したところであり、そのことを記事にも掲載しております。

これ以上計画を進めるなどという点につきましては、これまでも説明してきておりますとおり、地元理解がない中で、一度立ち止まって、地元の声に耳を傾けるべきであるということでございます。何が真意かと申しますれば、それは同意できないということであり、ます。

また、先ほどの御質問の中で着々と進めていると、国が、いうことがございましたけれども、そういう中で、繰り返しになります。地元の理解を得られていない中で、一度立ち止まって我々と、地元と話し合いをして解決策を求めるべきではないか、そういう考えで申し上げているとございます。

○一三番（田添辰郎君） 地方分権の時代と言われて久しいんです

が、私はそういうものを一切信じておりません。

話変わるんですが、ワイマル憲法というのがございました。選挙を通じてヒトラーが勝ったわけであり、すばらしい憲法でありましたが、私は日本国憲法、今の憲法は世界遺産にすべきだと思っております。すばらしい。特に九条の二項などはすばらしいものだと思います。世界遺産にして棚上げにして、きっちり自分たちで憲法を考えていかなきゃいけないというふうに思っているんですが。

今回も同じような質問をします。本当に市民が分かるんですか。地元の人間しか言えないというような話で、ここ三、四か月そうしています。もう四年ですかね。反対でも中立でも、あ、反対でも賛成でもない。「中立」という言葉も使いませんね。じゃ、どっちなんですかという話です。

僕は頭は悪いんで、何か意味があるんだろう、何か結論があるんだろうということ。市長の考えをいろいろと検討してまいりました。しかし、結果的に四年たって、またこの前の選挙は、この前の四年前の選挙にもはっきりとした意見を言ったんでしようか。あの当時の選挙でも、市長はいざとなれば自分たちの味方になるということ。推進派の皆さんがたくさん市長を応援してらんです。事実を言ったんでしようか。僕には、結果論で言いますと、選挙に勝つがためじゃないかと思うんです。僕も選挙に出る人間ですから、市長とは違うことを言うかもしれませんが、勝つために。うそはつきませんが、

言いにくいことは言わない。敵はつくっちゃいけない。当然のこと
であります。

しかし、市長としてふさわしいのか。戦後七十五年、平和を維持
しております。これから維持できるかの最も重要なものになるかも
しれません、馬毛島の自衛隊基地、FCLP訓練がです。その判断
をするときに、日々の暮らしの前に、日々の暮らしがあります。日
常の生活があります。その前提として平和がなければならぬわけ
であります。憲法九条と言って、話合いで何とかありますと言っ
て、中国共産党と話合いでできるのでしょうか。尖閣の状況は御存
じでしょうか。ウイグルの状況はどうでしょうか。香港は全世界の
人が諦めました。チベットはどうだったのでしょうか。戦争を最も
嫌う仏教人があります。その人たちは今どうなったのでしょうか。
そして、遠く考えれば、満州という国はどこに行っただけですか。
日本のかいらい国家だという話がありますが、もともとは向こうは
中国の土地ではございません。今は満州人というものもいません。
そのような、大国が進出しようという気持ちを隠さない時代にお
いて、馬毛島は重要になってくるわけであり。今、抑止力を高
めて、争いを、戦争を起ささないようにする努力をしなければ、
我々日本人は求めなくとも、争いに巻き込まれてしまう可能性が大
いにあるわけであり。その中において、市長はこのような曖昧なことを言っている
でしょうか。そして、年度内に宿舎の場所も決まるようなことは言っ

ております。市長は大変なんだと愚痴を言いながら、判断をしない、
決断をしない。これまでの四年間と同じように、またこれからの四
年間、引き延ばしておしまいでしょ。答弁ないならいいですよ。
○市長（八板俊輔君） 基地の建設に係る防衛省の動きについて、
今、宿舎がどうのこうのと言われましたけれども、国が確かにこの
基地の設置を目指して準備を進めているのは事実であります。しか
し、それには地元の同意が、協力が必要だと言っておるわけで、そ
の中で私は国の提示した施設の説明の内容について疑問を呈し、そ
れについての回答を求める中で十分なデータが出てこない。それに
対しては、賛成の市民も反対の市民も一様に少し足りないなと思っ
ていると私は感じております。そういう中で、一度立ち止まって話
をするべきではないか、こういう中で建設の計画そのものは一度止
めてしっかり地元に向き合うべきではないか、そういうことを申し
上げていくわけであり。○一三番（田添辰郎君） ありがとうございます。

市長は御存じないかもしれません。二〇一一年ですね、六月に副
大臣のほうがお見えになって説明をされました。そのときから、前
市長の時代ですが、我が西之表市は門前払いという形でありました。
このテーブルに着いたのは、交渉のテーブルに着いたわけではない
ということでした。その当時の議長さんは「外を見てくださ
い。あの反対派の皆さんが西之表市民の民意だ」と言いました。僕
は大変失礼な発言だったと思います。

そして、市長のほうは、西之表市だけの問題ではなく、熊毛全体の問題だということで、中種子町、南種子町に同意をいただいて、屋久島のほうにも同意をいただいて、反対のための協議会をつくりました。それが元でいまだに、補助金の分配の問題が大きくなり、本来なら西之表市は再優先されるべきが今のていたらくです。中種子町、南種子町で取り合いをしている。中種子町は特に十三年以上努力されていますから、ある程度の配慮は必要かとは私自身も思います。

そして、四年間、代替案を出すと言って代替案も出せない。防衛省は努力をして、今言ったように門前払いの状況で、勝手に説明会を開けば市長に敵対することになる、議会に敵対するということがなかなかできなかったのが現実であります。

そういうことを理解しているのかどうか分かりませんが、そういう現実がありながら、一方的に市民に対して代替案も示さず、あと何年たてばどうなるのということも示せず、反対反対で、防衛省に文句を言う資格があるんでしょうか。

三番に移らせていただきますね。

「日本は植民地なんです。早く米軍施設を諦めてもらわないと何も始まりません」とあります。簡潔で結構です。何かおっしゃりたいことがあればお願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

「日本は植民地なんです」という記事の文言のことでございます

けれども、これは、日米地位協定の関係を言っておるところであります。協定は終戦後に交わされたアメリカとの約束事であり、占領時代の米軍の特権を温存したまま残されており、全国知事会や全国市長会が改善を求めてもままならない状況を表現しているところであります。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） 植民地なんです。僕もですね、市長と似たような考えなんです。日本は植民地なのかもしれません。属国なのかもしれません。そういう思いがございます。

では、そういう中で、連合国が、連合国のほうから、敵でありますから、いまだに日米地位協定があり、米軍の基地があり、こんな国、ほかにはなかなかないところがあります。日本は植民地だ、属国だと考えて、じゃあどうしなければならぬんですか。

「早く米軍施設は諦めてもらわないと何も始まりません」とあります。植民地である日本をどうしようと思っただけじゃありません。共産主義体制の専制国家である中国に守っていただきたいと言っているんでしょか。四年前のチラシのほうに、市長のチラシに「沖縄にしない」とか書いてありました。沖縄にしたいんじゃないですか。

植民地でも何でもなければ、米軍施設も諦めてもらわないといけないならば、じゃあどうするのか、その辺を教えてください。思います。

○市長（八板俊輔君） 先ほどからの植民地のことでありますけれども、一例を挙げますと、例えば、嘉手納基地に旅客機が下りてまいります。それは米軍人であつたり軍属であつたりしますが、嘉手納基地に降りて、降りて。

○一三番（田添辰郎君） どうすべきを確認してます。どうすべきかです。

○市長（八板俊輔君） いや、すぐ終わります。降りて、入国審査も税関も通りません。それでゲートを過ぎれば日本国にどこでも行けるわけです。これは米軍にとって日本国は独立国と言えるでしょうか。

私が求めたいのは独立国としての日本の主権、これをきちんと米軍に対しても持たなければなりません。それと同時に、地方自治の、我々の地元の住民の生きていく権利、そういうものをしっかりと国に考えてもらいたい、そういうことであります。

○一三番（田添辰郎君） あのね、市長さん、頭いいんだろうから。植民地、植民地でいいんです。属国だと思ってる方もいっぱいいるんです。じゃ、この国どうするのか。戦争に負けたからこうなったのかもしれませんが、本当によくない状況ですよ。

本当に沖縄のほうで残念な少女の事件がありました、アメリカの米軍基地のほうは縮小する傾向になりました。嘉手納基地のほうも、嘉手納の普天間基地への移行のほうもその一環の流れであります。記憶にあるかと思えます。北部演習場を返還したというのもその流

れの一環であります。

しかし、もし米軍が出ていったら自衛隊を強化するんでしょうか。沖縄を犠牲にするというつもりではございません。場所的に、地政学的に、台湾もございます。一番中国の脅威を受けやすい地域でもあります。

そのようなことを考えれば、きつちりと国防の問題も捉えていかなければならないというふうに思うわけであります。米軍施設は諦めてもらわないといけない。馬毛島に関してでしょうが。ずぶの素人である西之表市長が意見を言うのは構いませんが、その意見には市民の代表たる市長という責任がついて回ります。米軍施設を諦めてもらわなきゃいけないとか、日本は植民地なんですとか、我々西之表市民でそう思っている方は僅かだと思っております。

では、次の質問に移らせていただきます。

二〇二〇年十二月十三日の合意文書、政策協定書ですね。市長自身が合意したのかであります。昨年の選挙のときからですね、そういう話が出ておりました。こういったものが実際に、噂としてはあったんでしょうが、こういう政策合意なるものはあったんでしょうか。お願いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員お尋ねの件は、馬毛島での基地の建設に反対する市民団体との文書のことの御質問かと思えます。

これにつきましては、この団体から、私の選挙前でありますけれ

ども、政治姿勢を問われております。特に馬毛島、特にとういか、一点、馬毛島のことでありました。これに對しまして、私は市民に公言している内容と変わらないことをお伝えしております。それを文書化したものであります。

以上です。

○一三番（田添辰郎君） 何項目かあるようですが、市民に公言していること。我々一般市民から、僕は議員ですから一般質問でも確認させていただいています。ですから、市長の考え方、そういったものは一般の市民の方よりは存じてるかと思えます。また、議員でありますからそうすべきであります。でも、市民の皆さんは、市長は何を考えているか分からないというのが本音であります。

ですから、先ほど自分でおっしゃいました、市民の皆様にご言しているということをご協定書にしたということ、その内容、何項目でどういった内容なのか教えていただければ幸いです。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

文書の内容につきましては、馬毛島の施設計画に同意できないという考えであります。これは、昨年の八月以来、八月に移設案が示されて、秋に私の考えを表明しております。そのことをずっと市民、内外に申し上げているわけですが、内容としてはその一点でございます。

○一三番（田添辰郎君） そうですね。十二月十五日のホームページのほうに署名してる記事がありまして、そして、誰だろう、会長

さんなんですよ、握手してる、固く握手をしている写真がございますね。約束されたんですよ。

幾つかの項目は協定書の中にあつたようであります。すいません。大項目で一、二、そして二の中に（一）（二）があるわけでありませぬ。

一番目が、お互いに置かれている立場を十分理解し、今後とも引き続き信頼関係を抱いていく。私と市長には全く信頼関係など皆無であります、この団体とはあるようであります。

二番、市民・団体連絡会と八板俊輔は次の事項をお互いに理解し、その実現に向けて最大限努力していく。（一）がですね、これは最も重要かと思えます、八板俊輔は防衛省によるFCLP訓練に伴う馬毛島基地施設整備計画には失うものが大きく同意できない。今後もしも条件によってこの決意を変えることはなく、当選後もこの立場を引き継いでいく。二、市民・団体連絡会は八板俊輔を西之表市長選挙の市民・団体連絡会の支持候補として決定し、当選に向けて組織的な広報活動を行う。

今、この下のほうに、この下のほうにですね、市長の署名のほうと会長さん、名前は忘れちゃったけど、の署名があるんですよ。

市長は先ほど市民に公言していることとおっしゃいました。同意できないということも公言してる。それはいいです。「同意できない」、「意味不明な言葉なんで僕は使ってほしくはないと思うんですが、「同意できない」という言葉を使われるとね、レトリックです

よ。同意できないから、同意できないが、やむを得ないから推進に反対の動きはしないということも言えます。同意できないから反対だ、賛成だ、どっちでも言えるんですね。

そして、この方たちは本当に誠意を持って多分、市長を応援されたと思います。そしてこの約束を信じていたかと思いますが、条件によっては同意できないということです。同意する段階では有効かもしれませんが、同意云々の関係なくして、同意する段階が過ぎてしまつて、新たな段階になつていく。この協定書は無意味になつていくんじゃないですか。僕も反対派の一員であればその辺をきちつと追及しなければならなかったんですが、この合意文書の中ではそういうふうになつてます。

今後条件によつてこの決意を変えることはない、同意できないということを変えることはないということは何を意味しているのか、お願いします。

○市長（八板俊輔君） この団体の皆さんをはじめ、私をさきの選挙で支持していただいた市民に、この場をお借りしまして深く感謝を申し上げます。

この文書の意味ということでございますが、私は、市民の代表たる首長は信念を曲げないこと、これが肝要かと思えます。そういうことであろうかと思えます。

○一三番（田添辰郎君） では、信念を曲げずにですね、これからも同意できない、同じ方向だとすれば、先ほど言ったように、同意

はできないけどしようがないと賛成、もう協力するという形もありますが、普通考えれば、同意できないから反対だというのが当たり前ですね。信念を変えない。じゃあ同意できない。今の考えです。同意できない段階を過ぎましたら、信念を変えずに反対ということ動いてくださるでしょうか。

市長を応援した推進派の市民の中には多くがそのように期待しております。「市長も一生懸命やつとつてるから。よか人やから。頭も優秀やつちやから」と、僕も褒め言葉をいただきます。「違つろう」と言うたらけんかになりそうなんですそこまでは言いませんが、そういう方は多いんですよ。どうなんでしょう。同意できない。その山を越えたらどうなるんでしょうか。そのときはこの団体の皆さん、あれは同意できないと言っただけで、今は条件じゃなくて、今後条件によつて、同意できないの後ろにあるんですよ。分かりますか。今後も条件によつて、条件によつて同意できないというか、変わるわけじゃないんですね。それは維持しながらも推進反対の動きはできるし、容認することはできるわけであります。

この辺はどうなんでしょう。市民の皆さんが一番関心を持つてる事項でもあります。答弁のほうお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） 答えいたします。

市民の中には、また議員の皆さんの中にも誤解があるように思います。建設が決まっているということであります。こういう誤解を除くために、私はこれから、私の主張を分かりやすく説明して、理

解を広げていきたい、そう考えております。

○一三番（田添辰郎君） ばかなんでね、分かりやすくと言うと余計分かんなくなっちゃうね。

憲法の条文を持ってきたんですよ。映りますかね。憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守なんです。九十八条にあります。これは四つ目の一般質問ですかね。日米、あ、五つ目だ。日米首脳会談を受けて馬毛島の影響をどう考えるか。九十八条の二項に日本が締結した条約。

○議長（川村孝則君） 田添議員、時間です。

○一三番（田添辰郎君） はい。

○議長（川村孝則君） 以上で、田添辰郎君の質問は終了いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） 今六月議会最後の一般質問となります。

コロナ対応で時間が短縮されておりますので、簡潔な答弁をお願いいたします。

申し訳ございませんが、質問順序を変えて、最初に馬毛島問題をお伺いいたします。

まず、さきのデモフライトについて、感想を述べたいと思います。書画カメラを使います。

私は二回目でしたが、葉山港で戦闘機が飛ぶ直下の騒音を体感し、怒りで体が震えるほどの衝撃を受けました。その爆音は全ての島民、家畜、生物の存在がなきがごとくの容赦ない戦闘機音でありました。見てのとおり、見ていただいているとおり、水平飛行は水平飛行にすぎません。タッチ・アンド・ゴーとはおよそかけ離れたフライトです。エンジン出力を増すとの説明でしたが、デモフライト機全てが出力したものではありませんでした。時間帯にしても正確性に欠けます。硫黄島を除いた国内のどこにも真夜中三時までを運用時間とする基地はありません。

この計画書にある様々な戦闘機を御覧ください。簡単に見ていただければ分かるのとおり、今現在、私たち馬毛島の基地計画では、今回飛んだF15だけではありません。今回のデモフライトと称するものが実際、島民に示されている訓練計画のどれに類似したものだと言うのでしょうか。

防衛省は島民に丁寧な説明をすると公言しています。騒音測定値だけではなく、飛行コース、高度、スピード、エンジン出力情報な

ど、全ての詳細説明を速やかに公表すべきです。また、今後も訓練計画にできる限り近いデモフライトを防衛省に要求すべきだと考えております。

国防を語る前に、まずは住民の安心安全は大丈夫か、暮らしに影響は出ないか、しつかり調査検討するのが市議会議員の責務だと私は認識しております。その意味で、次の質問を行います。

一度、これで書画カメラは終わります。

国が定める環境影響評価第一条があります。これは、あらかじめ環境の保全上極めて重要であることに鑑み、その手続等によって行われた環境影響評価の結果を、その事業に係る環境の保全について適切な配慮がなされることを確保するという目的で書かれてあります。

今回の防衛書が進めている環境アセスメントの手続については、環境保全を目的とするには大変深刻な瑕疵があると、その点をしっかりと市長として受け止めていただきたいと考えております。

今回、鹿児島県知事に市長が出されました意見書の主な内容について、御説明をお願いいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） 環境アセスメントの意見書に関するお尋ねでございます。

昨日の御質問でもお答えしましたけれども、昨日、県に意見書を送付いたしました。この内容については今後なるべく早く公表する

予定にしておりますが、まだ公表の前の段階ではございますが、お尋ねでありますので、概要について申し上げます。

概要といいますか、主なところでありませけれども、例えば、外周道路工事というのが今、入札等が終わっておりますけれども、この方法書等には触れられておりません。今回の馬毛島に係る環境影響評価の対象事業の種類としては、飛行場及びその他の施設としております。環境影響評価の対象外としている外周道路や、それから、今後具体的な内容を検討するとしている港湾施設、例えば係留施設等、揚陸施設及び仮設栈橋等が挙げられておりますけれども、これについても、本市としては、基地の、防衛省の言葉で言えば本体とたしか表現してると思いますが、それと一体的な施設整備であるというふうにご考えております。環境に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、環境影響評価の対象とするように、外周道路、それから港湾施設についても対象とするように、本市の意見書に盛り込んでいっております。

○一番（長野広美さん） 今、市長が答弁された外周道路についてですが、今現在明らかになっている部分につきましてはもう既に入札が終わっていること、その目的は国有財産の維持管理のためであること、さらに、外周道路であるんだけど、電気工事、燃料タンク、さらには栈橋なのかよく分かりませんが、「資機材海上輸送一式」とあります。またさらに「詳細図等作成業務」としてありまして、総額七十一億五千万円もの予算がこの中に示されていま

すが、これ自体を別に環境アセスの対象、今回のアセスとは別に、その工事自体のアセスを県に求めるべきだと私は思います。

また、さらにですね、このアセスの現状で、簡単に市長は答弁されましたけれども、港湾計画は、誠に残念ながらですね、非常に大きな港湾計画であるにも関わらず、その内容がまだ決められていない状態でアセスの評価法に計画されていると。これでは評価できません。実際の計画自体がまだ示されていないからです。

そもそも事業計画が肝心の飛行場及び関連施設を含めてでもですよ、未定であるとか、今後検討する事項であるとか、つまり、対象となる、アセスの対象となる事業計画そのものがこの評価方法書の中には示されていないんですね。

たくさん問題点が今回国民からの意見書として提出されており、それは公開されておりますが、その中でも非常に大事なポイントであると思いますのはこの点です。全国で初めてです。馬毛島の基地計画の中では陸海空軍共用の本格的な複合軍事施設と、そういうふうなことをこの方法書の中で言っているにもかかわらず、では調査方法については、一般的な自衛隊の算出基準を示すのみです。

ましてや、米軍による夜中三時までのFCLPの騒音といった部分はこの方法書の中の調査項目を具体的には示されていません。策定する方法すら示されていません。誠に残念ながら、このような調査結果に基づいた環境評価の及ぶ影響に対して、さらにこの方法書では、実行可能な範囲で、範囲ですよ、しかもできる限りと。一体

何のために法律に基づいてこの環境アセスをされるのでしょうか。法律違反の疑いすら感じられます。

何をすべきかは市長として、首長としてぜひ判断、責任を持って判断していただきたい。法的論争も時には必要ですし、環境アセス法というものの立てつけは、環境アセス法の所管省庁である環境省もしくは環境大臣でもあります。この問題を訴えるべきではないかと考えます。

もし市長のほうから御意見があれば、お伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

今回の馬毛島の防衛省による施設の計画につきましては、馬毛島が八百ヘクタール余りございますけれども、その九割近くの陸域を対象としております。それから、海域についても総計で二百ヘクタールを超える、合わせますと九百ヘクタールを超えるような広大な区域での計画でありますので、陸、海共に、空も含めて、大きな環境への影響が想定されるところであります。それについて環境影響を評価するのであれば、そうしたことを考慮したものが必要であると思います。

それから、議員が例示されました自衛隊の、自衛隊の使うとされている航空機のお話がありましたけれども、多数の自衛隊の訓練がなされるということに言われておりますが、確定しているもの一つもないということがあります。それを基に、その影響について評価できないというような論に防衛省が立っているように思われま

す。その辺のところもこれから国にいろいろただしていきたい、そう考えております。

○一番（長野広美さん） 追加的な御説明ありがとうございます。まさに防衛省ですね、説明が矛盾している部分を露呈しているのではないかと思いますし、いずれにしましても、今回のアセスの継続に対して、防衛省に対してはですね、これまでにない怒りを感じております。

国家機関です、防衛省は。国民に対して、また持続可能な開発目標を掲げた、このSDGsと言って努力をしている世界各国に対して、恥ずかしくない事業計画を明確にして、その上で方法書を提出していただきたい。出すのであればですよ。

このような状況です。これまでの防衛省の対応に比べましても、そもそも環境アセス法に照らしても、今回の方法書の内容については実に不正確、不誠実な方法書であります。比較にならないくらいさが露呈していると言わざるを得ません。強く抗議をさせていただきます。いと私は個人的に思っております。

次の質問に参ります。

急速に私たちの生活で普及しております、また生活に欠かせないスマートフォン、タブレット、IT機器類の使用は、メリットもありますが、同時にデメリットもたくさんあります。今回の質問で行政としての問題認識を確認し、今後の対応についてお伺いするものです。

鹿児島県は、GIGAスクール構想としてですね、一人一台端末時代といったことを掲げて、個性を伸ばすきめ細かな教育環境が整うことを目指しているとあります。本市においても、おかげさまで小・中学生に一人一台、タブレットが使用できる環境が整ったと聞いております。時代の要請に沿った取組であり、確かに一点ではですね、大変感慨深いものがあると受け止めております。

しかし、IT機器類はあくまでも道具であります。必要のない場合は時には使用制限も必要になります。そこで、小・中学校の学校教育におけるタブレット等電子機器の利活用について、利用状況、また使用上の注意等の運用についても御説明をいただければと思います。

「学校教育課長 山崎省一君」

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

タブレット等電子機器の利活用状況及び電子機器類使用による健康被害等デメリット対策についてのお尋ねですが、本市においては、一人一台のタブレット端末の導入や校内無線LANの設置については既に完了しています。個人のアカウントの確認や、タブレットの初期設定もほぼ全ての学校で終わっており、授業への活用を進めているところです。

例えば、インターネットやアプリの活用などを通して課題や目的に応じた調べ学習を行ったり、一人一人の考えをお互いにリアルタイムで共有したりするなどの活用が図られております。

議員御指摘の電子機器類使用による健康被害等については、例えば、視力低下や頭痛、睡眠不足や運動不足などが指摘されています。市教委としては、児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットを各小・中学校に配付するとともに、タブレット活用の決まりを各学校に示し、学校の実情に応じた利用規程をつくるよう指導したところです。

また、文部科学省においても、小・中学生の近視の現状と電子機器の健康面での影響等について調査すると聞いており、市教委としても、その調査結果も参考にしながら、より一層適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（長野広美さん） 御説明ありがとうございます。

加えて、児童生徒の保護者への対応についても御説明いただければと思います。

○学校教育課長（山崎省一君） お答えします。

子どもたちのスマホ、タブレットの使用に向けて、その保護者への対応についてのお尋ねですが、昨年度の調査によると、本市の小・中学生の九割以上がインターネットに接続できる自家用の電子機器を所持しているか、または家族が所持している機器を使用しているという結果が出ております。

家庭でのタブレット端末の使用に当たっては、その使用状況の把握や電子機器の持つ危険性等についても十分な保護者への意識啓発

が必要であると考えており、学校だよりや学級PTA等を通して繰り返し意識啓発に努めているところです。

タブレット端末については、今年度は自宅に持ち帰らせることなく、まずは学校でその使い方方に習熟させていく方針ですが、今後、家庭における使用が円滑に図られるよう、アンケートの実施や、家庭での使用上の約束事を設定するなど、様々な方策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

今御説明いただいたとおりですね、既にこちらは、これ、機器を使います。このようなですね、様々な実は警告を発するような内容のチラシが、これは実は内閣府で準備されているものです。そして、何よりも青少年を守るといったことで、保護者に対しての協力、認識を共にする、働きかけるといったことがですね、子どもたちの健全な発達のためには必要であると、認識は恐らくまさに御説明いただいたとおりだと思います。

残念ながらですね、東北大学の調査によると、脳の発達の影響、言語知能への悪影響、当然、自立神経や前頭葉の発達不足、小学生の暴力行為の増加、実は様々な調査研究はもう既に長く、千九百、失礼しました、二〇一六年、一七年頃からですね、小児科医ですとか、いろんなところからも警告を寄せられております。

当然、今御説明いただいたように、子どもたちの環境を積極的に

把握するためには、アンケートの定期的な実施、また保護者の理解が不可欠ですので、ぜひ相談しやすい体制を整えていただきたいと存じます。

また、教育委員会としては、このような情報の定期的な警告といえますか、情報発信といったものをですね、ぜひ各学校に対して積極的にやっていただきたいと思えます。

次に、未就学児に対しての対応についてお伺いしたいと思います。

これは私たちの周りに既に、一歳にも満たない赤ん坊ですら実はスマートフォンに反応いたします。そういったことがもう既に私たちの日常の中ですっかり組み込まれているという環境にありますので、そういった部分で御質問したいと思います。よろしくお願ひします。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 未就学児のスマートフォン、タブレット等の情報端末の上手な使用に向けての取組について、幼児教育・保育施設の所管として、一例、御説明をさせていただきますと思えます。

保育士が保護者の方に「スマホに子守をさせないで」と声をかけていることを耳にしたことがございます。忙しい保護者の方々にとって、情報端末というのは子育ての強い見方ではありませんけれども、過度な使用への保育現場への懸念の声だというふうに感じております。

また、「眠育」という言葉を耳にする機会が増えております。体質や食育と同様に、睡眠教育の重要性が大変話題となっております。質のよい睡眠は、爽やかに目覚め、朝食を取り、日中、健康的に活動するために大変重要であり、その確保のために睡眠に至るまでの行動や生活習慣、中でもテレビや情報端末の過度な使用というのは入眠の遅れに大きく影響し、議員御指摘のとおり、コミュニケーション力の低下にもつながると懸念がされております。

幼児教育・保育の現場においてもその重要性が認識されております。特に未就学の場合には、保護者の方々への働きかけが大変重要であるというふうに認識しております。今後も情報の提供や研修の機会を確保してまいりたいというふうに考えております。

また、厚生労働省でも、昨年二月にゲーム依存症対策を協議するゲーム依存症対策関係者連絡会議が開催をされ、現状や課題についての議論が始まっており、今後、具体的な取組が示されることも想定されますので、その点も踏まえてしっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○一番（長野広美さん） もう一度カメラをお願いします。もう一度カメラをお願いします。すいません。すいませんね。

これですね。これは日本小児科医会、さらには産婦人科医会の共同のチラシになっております。「スマホに子守をさせないで」。実はもう既にたくさんの方で見受けられます。ゲームを子どもたちにさせておけば、お母さんたちはお母さん同士の会話で弾みます。

改めてですね、アメリカ小児科学会の提言というのがございまして、少し御紹介させていただきたいと思えます。「乳幼児は電子メディアではなく、人と関わる遊びを通して学んでいく。IT機器はすぐに使えるようになるので、早くから使わせなくてもよい。一歳半までは電子メディアを避ける。一歳半から二歳までは質の高い内容を遊び、必ず保護者が子どもと一緒に使用する。子どもをおとなしくさせるためだけに使用しない」、そのようなことが書かれてあります。いかがでしょうか。

子どもたちは、将来、自分の体にどのような影響が及ぶか、当然予測もできません。まして機器利用、使用するべきか、いや、ここは避けるべきといった自己判断はもちろんできません。これほど急速にデジタル化、IT機器の生活で、IT機器の中で私たちが暮らす以上は、その弊害を、利用を抑えるわけではございませんが、その弊害に対してはできる限り回避するように努める努力義務というのは私たち大人、そして行政の役割ではないかというふうに考えます。

カメラは以上です。

いま一度、教育長の御意見をお借りしてこの質問を締めたいと思えますので、どのように考えか、一言御説明をお願いいたします。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） 電子機器のもたらす様々な悪影響ということでございますが、先ほど東北大学の御紹介もありましたけれど

も、私の手元にある、これは九州大学の佐藤先生の警鐘ですけれども、それにも十項目ほどの影響が述べられております。その中には、将来の人生、大人になってからの影響等、そういうものもここに書かれてあるところです。

具体的な対応としましては先ほど学校教育課長が申し上げたとおりですけども、さらにまた議員の御指摘を受けてですね、より一層力を入れてまいりたい、そのように考えております。

○一番（長野広美さん） お言葉ありがとうございます。

また改めて、未就学児の子どもたちへの対応については、ぜひ積極的にですね、これは明らかに大人が使用について自覚していかなければなりませんので、情報の提示ですとか、例えば相談体制を整えるとか、積極的にこの問題についても今後取り組んでいただきたいとお願したいと思います。

次の質問に参ります。農業経営の安定化に向けて、ぜひ保険制度を充実していただきたいというテーマでございます。

昨日ですね、前年度の農業生産高の速報値ということで紹介されました。青果用さつまいもは前年の約半分の生産高と、これは本当に愕然といたします。このような自然災害、伝染病、不測の被害に対して、農家の安定した経営を守るために私たち行政は何をすべきなんでしょうか。

今、国は収入減少を補填する保険制度を一生懸命推奨しておりますので、本市の収入減少を補填する保険制度の状況といった部分で質

問を掲げてあります。御説明をお願いいたします。

〔農林水産課長 岩下栄一君〕

○農林水産課長（岩下栄一君） 保険制度の本市の加入状況についてお答えをいたします。

農業経営の収入減少を補填する公的な保険制度につきましては、農業共済並びに収入保険制度がございます。この二種類の保険制度への本市の加入状況について、目的別での加入率を御報告いたします。

まず、農業共済につきましては、農作物共済で約八〇%、畑作物共済で約八〇%、家畜共済で約九五%となっております。一方、収入保険制度につきましては、戸数で四十一戸となっております。両方とも県の農業共済組合が窓口となっております。

以上です。

○一番（長野広美さん） その現状についていま一度確認いたします。

農作物の主なものはさとうきびが対象になっているかと思えます。また、果樹はボンカン、タンカン等であり、さつまいもについてはこの農作物の共済の対象にはなっていないというふうに認識しております。

また、収入保険の四十一戸は、もうそもそもが国の定めるこの収入保険の制度上、青色申告をしている認定農家さんがほとんど対象になりますので、西之表市では二百件強になるかと思えます。そう

いった部分で、この収入保険の加入率等を、もう少し資料があれば、詳しい説明をお願いいたします。

○農林水産課長（岩下栄一君） この収入保険の加入率でございませけれども、議員がおっしゃるように、加入の条件が青色申告に加入しているということがございます。

この青色申告につきましては、二〇二〇年の農林業センサスの数によりますと、青色申告の戸数は二百四十六となっておりますので、四十一戸を二百四十六で割りますと大体一六%ほどということになっている、二割弱というところでございます。

以上です。

○一番（長野広美さん） この収入保険制度はですね、青色申告といった部分の制約が大きく加入を下げている要因の一つといった部分もありますし、また、この保険制度は保険率、掛金の問題で、なかなか負担率が高いというふうな農家さんの認識であるというふうな説明も伺っております。

また一方で、再度確認いたしますけれども、昨年の安納いもの基腐病に対して有効な保険制度が何らかの形で適用されているといった実績はあるのでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） こちらのほうで共済組合のほうにこの四十一戸の加入者の大体の農作物の状況、作付の内容についてちょっとお伺いしたんですけれども、このうちですね、約三分の一につきましてはお茶農家さんが加入されていらっしゃるということ

でした。これ以外に、農畜品につきましては、さとうきび、それから甘しょ、それから、スナップエンドウとか、そういったところが、一つの作物じゃなくて複合的にしていらっしゃるものですから、そういう意味では、その残りの部分に青果用の甘しょを作られている方も含まれているというところの認識でおります。

○一番（長野広美さん） いま一度改めて収入保険のことを確認したいんですけども、担当課のほうではこの収入保険制度について、メリット、デメリットをどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） 収入保険制度につきましては、この農業共済制度のほうで、まず作物の品目というのが限定的であるのに対して、収入保険制度についてはそれ全体をカバーするような状況となっております。

また、農業共済制度につきましては、自然災害による収量減少というのが対象でございますけれども、収入保険制度につきましては、価格低下による収入減少というところがまた対象になってくるというところで、ただ、青色申告に加入というところの条件がございますので、これにつきましては、そういった状況の中で簡易式の青色申告というのもございますので、そういったところも含めまして、加入促進のほうにまた情報を提供していきたいというふうに思っております。

以上です。

○一番（長野広美さん） すいません、追加的な質問をいたしました。ありがとうございます。

基腐病とかですね、流行性の被害、また台風などの自然災害、農家を救済する対策というためにですね、国の農業保険法という法律があります。農業経営の安定化を図るために、農業収入の、諸現象に伴う農業経営の影響を緩和する農業保険制度を確立することを目的に制定されております。そして、これに基づいて国は収入保険及び農業共済としてですね、公的保険であるから積極的に活用してくれと言っております。ましてや保険料の一部は国が補填しているわけです。

先ほど申し上げましたけれども、基腐病等、さつまいも農家さんは苦しんでおられますが、確かに青色申告という特定の規模を対象にいたしますが、それでも、まずはですね、さつまいもが農作物の共済の個別対象になっていないわけですから、本市の農家さんに対して、今回の収入保険制度についてですね、積極的に加入を推進する、また支援策を、対応を考えるとといったことは必要なことではないかと私は考えます。

最新の統計が実は農水省のほうから出ておりまして、令和三年のこの収入保険に対する加入者数は前年に比べて一六%増えております。また、保険金、支払われた保険金、令和二年度ですが、これは新型コロナウイルスを要因とする部分に限定されているだけでも二十三億円が、全国ですけれど、支払われております。

私たち行政は稼ぐ農家を目標に、様々な補助事業を積極的に導入しています。しかし、この結果として、経営規模の拡大、また負債率が高くなる、雇用を確保するために人件費が高いなど、リスクに弱い体質になっているということも一方で言えるのではないかと思っています。

自然災害だけではございません。今後、急激な気象変化といったリスクもございます。農家所得を引き上げる要因にまさになってまいります。まずは様々な対策が必要ですが、国が進めるこの収入保険制度をぜひ積極的に利用するよう努力していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えします。

これは（二）のほうとも絡んでくるんですけども、併せてでよろしいですか。

○一番（長野広美さん） はい、そうです。はい、結構です。

○農林水産課長（岩下栄一君） お答えします。

基腐病などの病害虫被害や台風などの自然災害などを救済する制度といたしましては、先ほど述べました国の農業共済や収入保険制度でございます。一方、本市としましては、これまで市の単独事業といたしまして、昨年度は、さつまいもの被害率に応じた給付金の支給や、また、国の基金事業の活用も含めまして、作物の被害状況に応じた様々な支援をまいりました。

また、昨年度につきましては、市の単独野菜価格安定制度におき

まして、基腐病の収入補填等も行っております。

なお、今後は安定的な農業経営を担保しつつ、一次産業の担い手を確保するためにも、議員がおっしゃるような収入保険制度の加入を促進するような施策につきまして検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○一番（長野広美さん） ありがとうございます。

この収入保険のメリットの一つはですね、農作物等に限らず全ての品目が対象になったり、農作物を使った加工事業に関しても保険でカバーできるような部分がございますし、また、もう一つ魅力は、ちよつとお待ちください、言葉が、この保険制度に加入するとですね、農家さんはつなぎ融資が、無担保のつなぎ融資が自動的に利用できることとなります。

そのようなことのメリットとしまして、鹿児島県熊毛支庁も何とかこの収入保険の加入を促進するための事業ができないかというふうなことを伺っておりますので、ぜひ県とも連携して取り組んでいただきたいと思います。重ねてお願いいたします。

最後の質問になります。市のホームページの更新等についてお伺いしたいと思います。

西之表市のホームページはですね、かなり利用されていると思いますが、さらに使いやすさ、また迅速に各課で、失礼しました、迅速な更新手続をしていただきたいと思いますと考えております。現状も含めて、

対応方、説明をお願いいたします。

〔総務課長 松下成悟君〕

○総務課長（松下成悟君） お答えいたします。

まずは現状についてです。市のホームページは、平成二十八年度現在のシステムにリニューアルされています。構成についても、利用者の視点に基づいた情報の分類やデザインにより情報取得を支援するシステムとなっております。

各ページの編集作業は各所管課において行われており、公開された情報はホームページのトップページに新着情報として表示されます。その内容によっては、お知らせ欄やイベント募集欄に併せて表示されております。分野別や目的別の分類、各担当課の業務別の分類など、様々な視点から必要な情報にたどり着けるよう設計をされております。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な関連情報をホームページ上で提供してきたことから、通常は台風等の災害による情報を提供する緊急情報としての分類を活用して、新型コロナウイルス感染症に関連する情報と同様に取り合わせることでトップページの上部に配置をして、少しでも情報を探しやすくする工夫も行っております。

今後といたしましては、情報を提供する側と利用する側がお互いに使いやすいホームページになるよう、様々な意見を伺いながら、全庁的な共通認識の下、掲載する情報を十分に精査をして、引き続き

き積極的な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○一番（長野広美さん） もう一度カメラをお願いします。もう一回だけ。すみません。

これは市のホームページの一ページなのですが、いざというときの連絡先という項目です。

火事、緊急、消防、警察、種子島警察署のページなのですが、これ、どこにあるかというところでですね、いざというときの連絡の場所はですね、子育て支援の子どもの、子育て支援の中の暮らしの情報というときに、子育て便利帳というところに入っております。

カメラは大丈夫です。

このようにですね、これ、誰でも知っていい情報なんですけど、細かく中に入っていないと出てこないようなところがございます。例えばそのようなことで、使いやすい部分はいま一度ぜひ内容を確認していただきたいと思えます。特に鉄砲館ですとか、公共施設の部分がですね、子育てと教育というふうになっております。子育てと教育ですよ。その中に教育委員会が入ってます。これ、全然違います。まして公共施設はですね、例えば体育館ですとか、公園ですとか、そういったものの市民が本当に使いたいたときの情報が子育ての中に入らないと見つからないんです。そういった部分の利便性をいま一度しっかり検討していただきたい。

また、迅速性、迅速な対応といった部分ですね、今、課長から

答弁いただきましたように、最低でも年に一回、もう一度全体を見直すとか、それから、市民から意図的、意識的な部分で市のホームページについての情報収集、意見を求めるのを例えば二年に一遍するとか、そういった部分でより親しみやすい、利便性の高いホームページを目指していただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で、長野広美さんの質問は終了いたしました。長野議員、自席のほうにお戻りください。

ただいまの長野広美さんの質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日十二日から十三日までは休会です。十四日月曜日は総務文教委員会、十五日火曜日は産業厚生委員会、十六日水曜日と十七日木曜日は予算特別委員会、十八日金曜日が各委員会、二十一日月曜日が各特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、二十三日は午前十時から本会議を開きます。

日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。
お疲れさまでした。

本會議第五号（六月十八日）

本会議第五号（六月十八日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一番 遠藤 建次郎 君
二番 竹下 秀樹 君
三番 田添 辰郎 君
四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第百二十一条による出席者

市長 八板 俊輔 君
副市長 中野 哲男 君
会計管理者兼
会計課長 下川 由喜 さん
総務課長兼
選管書記長 松下 成悟 君

◎議会事務局職員出席者

局長 園田 博己 君
次長 古市 善哉 君
書記 上妻 文和 君
書記 和田 帆波 さん

令和三年六月十八日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。ただいままでの出席議員は十四名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第五号のとおりであります。

議事日程（第五号）

日程第一 会期の決定

日程第二 提出議案の上程

日程第三 提案理由の説明

日程第四 請願第五号 試験飛行後の意識調査を求める請願書の取り下げについて

日程第五 議案第三八号 防災備蓄倉庫売買契約について

△会期の決定

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る六月十六日開催の議会運営委員会の決定のとおり、配付してあります日程表のとおりとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は配付してある日程表のとおり決定いたしました。

△提出議案の上程

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、提出議案の上程であります。

議案第三八号を上程いたします。

△提案理由の説明

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、市長に提案理由の説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） おはようございます。本日提案いたします追加議案は、防災備蓄倉庫売買契約の契約案件についてであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 提案理由の説明は終わりました。

△議案審議

○議長（川村孝則君） これより議案審議を行います。

△請願第五号 試験飛行後の意識調査を求める請願書の取り下

げについて

○議長（川村孝則君） 初めに、日程第四、請願第五号、試験飛行後の意識調査を求める請願書の取り下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。請願第五号は、去る六月十四日付で、請願者から請願取下げ願いがありました。これを許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。よって、請願第五号、試験飛行後の意識調査を求める請願書の取り下げについては、許可することに決しました。

△議案第三八号 防災備蓄倉庫売買契約について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第五、議案第三八号、防災備蓄倉庫売買契約についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「総務課長 松下成悟君」

○総務課長（松下成悟君） 議案説明をいたします。議案書一ページをお開きください。

議案第三八号、防災備蓄倉庫売買契約についてであります。資機材等を備蓄する防災備蓄倉庫未設置の各校区防災会に設置するため、防災備蓄倉庫売買契約を締結するもので、地方自治法第九十六条第一項第八号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約内容につきましては、二ページをお開きください。

契約の目的は防災備蓄倉庫売買契約。契約の方法は、指名競争入札による契約。契約金額は二千百八十九万円。契約の相手方は、住所、鹿児島市松原町一二番三二号、名称、鹿児島森田ポンプ株式会社。代表取締役、尾曲昭二氏であります。

以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川村孝則君） 明日十九日から二十日までは休会です。二十一日が各特別委員会、議会運営委員会、全員協議会、二十三日は午前十時から本会議を開きます。日程は議案審議等であります。

△散 会

○議長（川村孝則君） 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前十時四分散会

本会議第六号（六月二十三日）

本会議第六号（六月二十三日）（水）

◎出席議員（十四名）

一番 長野 広美 さん
二番 鮫島 市憲 君
三番 橋口 美幸 さん
四番 渡辺 道大 君
五番 宇野 裕未 さん
六番 杉 為昭 君
七番 川村 孝則 君
八番 河本 幸男 君
九番 濱島 明人 君
一〇番 下川 和博 君
一一番 遠藤 建次郎 君
一二番 竹下 秀樹 君
一三番 田添 辰郎 君
一四番 橋口 好文 君

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市 長	八板 俊輔 君
副 市 長	中野 哲男 君
教 育 長	大平 和男 君
会計管理者兼 会計課長	下川 由喜 さん
総務課長兼 選管書記長	松 下 成悟 君
企画課長	森 真樹 君
市民生活課長	川 畑 利昭 君
財産監理課長	奥 村 裕昭 君
地域支援課長	松 元 明和 君
税 務 課 長	柳 田 さゆり さん
健康保険課長	長 野 望 君
高齢者支援課長	下 川 昭代 さん
経済観光課長	高 石 心平 君
農林水産課長	岩 下 栄一 君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	中野賢二君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	山崎省一君
学校教育課長	中里千秋君
社会教育課長	
局長	園田博己君
次長	古市善哉君
書記	上妻文和君
書記	和田帆波さん

令和三年六月二十三日午前十時開議

△開議

○議長（川村孝則君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

ただいままでの出席議員は十四名であります。

本日の日程は、配付しております議事日程第六号のとおりであります。

議事日程（第六号）

日程第五	議案第三三号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第四号）	日程第一〇	請願第三号 国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する事を求める請願書
日程第六	議案第三四号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）	日程第一	請願第四号 中西地域の道路における側溝設置についての請願書
日程第七	議案第三五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）	日程第二	陳情第一号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の二分の一還元、複式学級解消をはかるための、二〇二二年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
日程第八	議案第三六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）	日程第三	議案第三一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第九	議案第三七号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）	日程第四	議案第三二号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第一〇	請願第三号 国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する事を求める請願書		
日程第一	請願第四号 中西地域の道路における側溝設置についての請願書		
日程第二	陳情第一号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の二分の一還元、複式学級解消をはかるための、二〇二二年度政府予算に係る意見書採択の陳情について		
日程第三	議案第三一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		
日程第四	議案第三二号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について		

日程第一五 議案第四一〇号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について

日程第一六 議案第四二〇号 馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書

日程第一七 議案第四三〇号 馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する意見書

日程第一八 議員派遣の件

日程第一九 閉会中の継続審査

日程第二〇 緊急質問の件

日程第二一 緊急質問

六番 杉 為昭 議員

△日程追加

○議長（川村孝則君） ここで、日程追加についてお諮りいたします。

杉為昭君から緊急質問の通告がありました。これより直ちに日程に追加して日程第二〇として、日程の順序を変更し、杉為昭君の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、発言を許すことを議題として採決をいたします。

この採決は電子表決により行います。

本件に同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、杉為昭君の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、発言を許すことは可決されました。

よって、緊急質問を日程に追加し、日程第二一とし、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

△緊急質問

○議長（川村孝則君） ここで、緊急質問通告書を配付いたします。

それでは、日程第二一、緊急質問を行います。

杉為昭君の発言を許可いたします。

「六番 杉 為昭君登壇」

○六番（杉 為昭君） おはようございます。

令和三年第二回西之表市議会定例会最終本会議において、緊急質問として同意採決いただき、感謝をいたします。

馬毛島の自衛隊基地施設整備に関する防衛省からの西之表市への公有地の照会、伝達の未公表について、このことにつきまして、たくさんの市民の方から賛成、反対を問わずお問合せをいただき、市

民の代表である私たち議員は市民に対して確かな情報を知らせる義務があり、また市民の皆さんは知る権利があることから、本件に関し早急に対処すべく、緊急質問をさせていただきます。

通告書に従いまして質問をさせていただきます。

皆さんも新聞報道で御存じかと思いますが、六月十二日付け南日本新聞で、防衛省が隊員宿舎を選定するための公有地を照会したと報じておりますが、このことについて、市長、照会に応じたのでしょうか。公有地案を提出したのかお答えをお願いします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省による公有地の照会についてのお尋ねであります。議員御指摘のように、報道に、新聞報道にもありましたように、照会に応じて回答しております。

以上です。

○六番（杉 為昭君） できれば、その照会に応じた経緯もお話しいただければ非常にありがたいと、参考になると思えますけれども、よろしくお願いします。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

まず、三月の三十日の日に、種子島連絡所の職員のほうから市の企画課の馬毛島担当に對しまして照会がございました。照会文を持って来庁されました。

それを受けまして、四月の一日の日に、三役含め庁内で情報共有をしたところでございます。そこで、公有地の担当課のほうで、防衛省の照会に合致する土地があるのかどうか調査検討をさせていただきます。

で、四月の十六日の日に、その結果を受けましてまた庁内で協議を行い、照会に応じることを決定をし、四月の十九日の日に回答したところでございます。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。照会に応じて経緯を説明していただきました。

関連がございますので二番に移ります。次の質問は、馬毛島基地化へ賛成の方はもちろん、反対の方からも疑問の声も非常に多く聞かれた質問でございます。

市長は、馬毛島基地、仮称でございますけれども、建設について、「失うものが多く、同意できない」と反対を、姿勢を示しているのに、隊員宿舎整備用地のための公有地照会になぜ応じたのかということでございます。このことにつきまして、整合性のある回答をお願いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省からの照会の内容につきましては、種子島の島内の国有地、公有地、民有地について幅広く今後調査していくという内容でありまして、現時点では不確定な面があります。そういうことから、事

務的に対応すべきと判断したところであります。

それから、今御質問の中で、議員が私が「失うものが多く、同意できない」というふうにおっしゃいましたけれども、ふだん私は「失うものが大きく、同意できない」というふうに言っております。正確には大体そういうふうに申し上げています。念のために申し添えておきます。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。「失うものが大きく」ということでございます。多くよりもさらに大きくということと理解をいたします。

この中で、防衛省の条件は、西之表市に対して何か条件的なものが何かあったのでしょうか、そこを教えてくださいたいと思いません。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

防衛省のほうからは、公有地の照会に当たりまして、条件が付きましては、ありがとうございました。しかしながら、市が回答するに当たりましては、検討の結果、開示することでその場所の特定につながるのではないかと判断の下、公表を差し控えたところでございます。条件そのものについての公表も差し控えたところでございます。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） 市民の動揺が起こるということで、私もそこら辺は理解を示したいと思えます。

それでしたら、照会の箇所は何か所あったのでしょうか。何か所、

照会に応じたのでしょうか。箇所だけ教えてください、何か所。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

そこにつきましても、お答えのほうは差し控えていただきましたと思います。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。庁内のことということで、そこら辺の情報も私たちには何も開示しないということと認識をしたいと思います。

それでしたら、その後の防衛省からのアプローチは何かあったのでしょうか。その公有地に照会をした後のアプローチは何かあったのでしょうか。防衛省から。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

防衛省から、特段、何もございません。

以上でございます。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

次、三番目、ちょっと大事なところに行きます。市民、西之表市の財産である公有地の照会を、市民の代表である議会へ問いかけるという認識はなかったのかという質問をまず先にさせていただいて、そのことに付随する細かいことを質問させていただきます。

まず、議会へ問いかけるといふ認識はございませんでしたか。いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 議会にお話しするつもりがなかったかというところでございますが、公表の有無の判断に当たりましては、市の

情報公開条例に準じております。

具体的に申しますと、市及び国の機関における審議、検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意識決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあること、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定のものに利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあると、そういうふう判断したところでございます。

以上です。

○六番（杉 為昭君） ありがとうございます。

私の認識不足だったら申し訳ございません。ちょっと説明をお願いします。ただいま市長が読まれましたやつも私も手に入れます、西之表市情報公開条例ということで読ませていただきました。これは公開請求があった場合の公開条例とはまた違うんですか、そこだけ教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

あくまでも市の情報公開条例に準じて判断をさせていただいた事案になります。公開の請求があった、とは別でございます。考え方として判断の参考にさせていただいたということでございます。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

じゃ、不利益を及ぼすおそれがあるものとありますけれども、不利益とは、どこどこが不利益を被るということで、認識でここに当てはまるとおっしゃっているのか。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

一般的な考え方になりますけれども、その場所が特定されることにより、いわゆる登記の助長につながったりする、あるいはその土地の価値が上がったり下がったりする、そういうところを防ぐためにという表現でございます。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

私の考えというか、議会、議員の在り方というか、そのことについて、ちょっと付随しますんでお願いをします。市民、西之表市の大切な財産の照会に、議会、議員へ相談もなくして応じることは、行政と議会の関係上からも考えても、議会をちょっと軽視してるんではないかという思いもございます。なぜなら、この新聞報道の前に、中種子町、南種子町の町議に確認をいたしましたところ、この報道の前に、もう既に各町議の方は知っておりました。知らなかったのは西之表市議の皆さんだけです。この違いは何なんでしょうか、ちょっと教えてください。

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

市長の答弁にもございましたとおり、あくまでも現時点では不確実な事項でございます。事務的に処理した案件でございます。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。事務的ということで、この議会と行政、市長との信頼関係ということが非常に疑われる事案だと思います。

私たちは、市もそうですけども、皆さんの負託に応えるべく、議

会へ問いかけるということが、観点から、行政と議会は車の車輪のごとく両輪の関係になければならないと思えますけれども、その認識というか、情報を密にして、お互いの考えを伺うという意識はなかったのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議会と執行部、市長との関係は、情報を密にしていかなければならないと思っております。市政の両輪ということも申しますが、その点については、議員と認識は一致しておると思えます。

ただ、先ほどから御答弁しておりますように、あくまでも事務的な照会に対して事務的な対応をしたということでございます。こういうものは無数にございますので、それを一々全部公開することとはですね、なかなかできないので、それはこちらの事務担当者の判断で、条例等を参考、判断材料にしながらやっているということでございます。どうか御理解をいただきたいと思えます。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

時間ももうちよつとございますので、ちよつと二番目のほうへ後返っていただきたいと思えます。

市長は「失うものが大きく、同意できない」と反対を、姿勢を示しています。このことについて、反対をしているのに、基地賛成、基地化に向け、隊員宿舎の照会を受けたということでございますけれども、迷いというか、そういうことは何もございませんでしたか、市長は。

○市長（八板俊輔君） 「失うものが大きくて、同意できない」というのは、現状示され、昨年の夏以降防衛省が示している施設案、その後の説明について、不十分であつて、同意できないということをお願いしております。そのこととこの今回の件とはですね、別の問題、事務レベルの問題だと、そういうふうと考えております。

○六番（杉 為昭君） じゃあ、もう最後の質問で、このことに関してでございますけれども、基地整備が着々と進んでいくと、照会を出したと、照会に応じたということで、この照会用地が、行く行く馬毛島に基地ができたと仮定をして、この隊舎の照会した土地が利用されるという認識はどうなんでしょう、あるんでしょうか、ないんでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 先ほどから申し上げておりますように、照会は、まだ不確定なことでございますので、そのことに応じて対応していることであります。

今後、防衛省が検討した上で、またさらに何か提示してくることもあろうかと思えますが、そのときはそのときでしっかり判断をしたいと、そういうふうと考えております。

○六番（杉 為昭君） そのときはそのときでしっかり考えるということは、もうそのときは、もう既に進んでいるという認識でよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） あくまでも今は事務レベルの話ですので、いずれにしても、その状況に応じてですね、それは判断するという

ふうに申し上げているわけでございます。

○六番（杉 為昭君） 分かりました。

事務的レベルということで、私の考えからすると、非常に市民の財産、市の財産である公有地でございますので、相談は一言いただきかかったなということが正直な気持ちでございます。

そのことについて、市民の方から「市長は反対って言うとうとに、何で公有地を照会したんだろうか」という声も聞かれます。そういう観点から、問合せを受けるのは私たち、市民の代表である市議の皆さんでございますので、そういうところも十分加味していただきながら、今後の運営行政、それから議会の運営にも協力していただき、理解を深めていただく努力をしてほしくて質問をさせていただきました。そこら辺もお願いしたくて、よろしくお願いをします。以上で私の質問を終わります。

○議長（川村孝則君） 以上で緊急質問は終わります。

△議案審議

○議長（川村孝則君） それでは、これより議案審議を行います。

△議案第二九号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一、議案第二九号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） おはようございます。

それでは、本委員会が付託を受けました議案第二九号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、平成二十八年度策定の西之表市辺地に係る総合整備計画が令和二年度で終了したことに伴い、更新が必要となることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、新たに令和三年度から令和七年度までの計画を策定の上、公共的施設の整備を推進するに当たり、関係法令の規定に基づき、議会の議決を求めます。

計画の主な内容ですが、辺地債を適用する事業としまして、市道、橋梁につきましては、西町上之原線改良工事を含む八事業、農道、林道につきましては、住吉地区県営農地整備を含む四事業など、当該計画書全体では九事業区分で総計三十六事業が計画されています。その対象事業の全体事業費は五年間で二十五億六千五百五十三万円、うち一般財源が十五億四千二百四十七万九千円で、そのうち十二億七千五百万円を辺地対策事業債として予定しているとの説明を受けました。

なお、当該計画に当たっては、あらかじめ県知事と協議をすることが定められていますが、これについては異議のない旨の回答

を得ているとのことですが。

本委員会では、審査の結果、起債額の八〇%が交付税措置される大変有利な辺地債を借り入れるための根拠となる計画書であるというものを踏まえ、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いた

します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三〇号 西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に

関する基準を定める条例の一部を改正する

条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第二、議案第三〇号、西之表市

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第三〇号、西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正の内容は、国家戦略特別区域に関する連携施設の規定に係るものですが、本市では同区域に認定されていないため、用語整理の改正のみとなります。

また、当該条例の適用を受ける施設は本市にはなく、国の基準との整合性を図り、かつ今後の幼児教育・保育環境の変化に対応し、多様な形態を確保するための改正を行うものとなっております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

本委員会では、当該条例の適用を受ける施設は西之表市にはないものの、家庭的保育事業で三歳児未満を受入れをすることは、安全性の確保や保育環境の不十分さがあるとの意見もありましたが、審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） これより質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） おはようございます。

議案第三〇号、西之表市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

近年、ジェンダー平等の視点からも、女性が結婚して子どもが生まれても働き続けることを保障する環境整備はますます求められております。産後休暇、育児休暇が明けてからでも職場復帰ができる、

そしてゼロ歳から安心して預けられる保育要求が高まっています。特に、女性が働き続けるためには、ゼロ歳から長時間安心して預けられる公的な保育所増設が欠かせません。

しかし、全国では、待機児童の問題も解決していないにもかかわらず、待機児童の解決策として、二〇一五年から子ども・子育て支援制度を導入しています。教育・保育施設と家庭的保育事業に分類するシステムへと、保育そのものを公的責任から民間へと移行しています。この中で公的責任が大きく後退させられたと、育児中の保護者から声が上がりました。

提案されたこの条例は子ども・子育て支援制度に基づくもので、ゼロ歳から三歳未満児の保育を小規模保育所、家庭的保育としての事業が可能となり、待機児童解消の受皿ともなっていることが大きな社会問題ともなっております。

人として育つ大事な時期のゼロ歳児からの発達にとっては、公的な施設増設で集団での育ちを保障する広い空間や、ゼロ歳から三歳の時期にこそ、子どもの身体的、精神的な発達のために、より専門的な保育士が集団で対応する保育環境は確保されなければいけません。

これらの根拠から、そもそも家庭的保育では、三歳未満の子どもたちの保育を保障できる環境とは言えません。

その上、この条例改正の提案は、家庭的保育事業の条件を緩和し、三歳を過ぎてもゼロ歳児との混合保育を容認することです。これで

は、三歳を過ぎた子どもたちの安心・安全な遊びの空間さえも保障されないのではないのでしょうか。

子どもたちの安心・安全な保育環境の確保は、私たち大人の基本的な責任でもあります。そして、全面的な成長発達を保障する運営の責任は、民間任せではなく、行政の責任で行われるべきと指摘します。

本市で該当する施設は未設置とのことですが、子どもたちがどこに住んでいても、全ての子どもたちの安心・安全が保障される、重要な、この国の姿勢が大事ではないのでしょうか。

そういう根拠から、この条例の内容については反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三一号 西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第三、議案第三一号、西之表市

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第三一号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定

子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する府令施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、国家戦略特別区域に関する連携施設の規定に係るものですが、本市では同区域に認定されていないため、用語整理の改正のみとなります。

また、当該条例の適用を受ける施設は本市にはなく、国の基準との整合性を図り、かつ今後の幼児教育・保育環境の変化に対応し、多様な形態を確保するための改正を行うものとなっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

本委員会では、審査の結果、賛成多数で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 議案第三一号、西之表市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告に反対の立場から

意見を申し述べたいと思います。

先ほどの議案第三〇号と同趣旨で反対の討論といたしますが、加えまして、内閣府が、六月十八日、二〇二〇年、全国の保育施設などで発生した事故により五人が死亡したと発表をされております。死亡場所は、認定こども園二人、認可外保育施設二人と報告されております。このような事故を未然に防ぐことは、私たち大人の責任、そして行政の責任も大きいのではないのでしょうか。

以上、三〇号と同じ趣旨で三一号反対討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第三二号 西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第四、議案第三二号、西之表市

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

〔産業厚生委員長 渡辺道大君登壇〕

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました議案第三二号、西之表市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を報告いたします。

本案は、経過措置の期間内に研修を修了する予定の方を放課後児童支援員とみなすことができる規定の経過措置期間について、令和三年三月三十一日から令和五年三月三十一日まで延長するものであります。

また、本市に当該規定に該当する支援員はおりませんが、市内で

新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されたことやコロナ禍の影響が長期化していることから、保育士、社会福祉士又は教員職員免許等の資格を有する方の協力を受け、業務の継続に対応しようとするための改正となっております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和三年四月一日から適用するものとしております。

本委員会では、審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十一時頃より再開をいたします。

午前十時三十九分休憩

午前十一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第三三三号 令和三年度西之表市一般会計補正予算（第四号）

△議案第三四号 令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

△議案第三五号 令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）

△議案第三六号 令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）

△議案第三七号 令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）

○議長（川村孝則君） 次は、日程第五、議案第三三三号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第四号）、日程第六、議案第三四号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）、日程第七、議案第三五号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）、日程第八、議案第三六号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）、日程第九、議案第三七号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）の議案五件について、一括して議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 長野広美さん登壇」

○予算特別委員長（長野広美さん） それでは、補正予算関係、一括して御報告いたします。

最初に、議案第三三三号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第四号）についてです。

本委員会が付託を受けました議案第三三三号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第四号）について、審査の結果を報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一億二千六百七十八千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八億二千四百四十二万九千円とするものです。

それでは、当委員会審査において示された主な点及び委員から出された意見を踏まえて御報告いたします。

債務負担行為補正は一件で、令和二年度に種子屋久農業協同組合が農業者に貸し付けたさつまいも基腐病対策支援資金に係る利子助成金です。貸付件数及び総額は四十八件の九千四百五万円、金利が一・五%、利子助成額は総額で三百八十四万七千円に上るとの説明を受けました。

また、地方債補正は、災害復旧債一件の追加と変更三件となります。

歳入の主なものは、十四款国庫支出金、二項国庫補助金、五目総務費国庫補助金で、今年度から、離島の光ブロードバンド網の維持管理のため、維持管理経費の赤字三か年平均の半額補助二百三十八万五千円と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金総額六千四百六十万円が新たに追加計上されました。

これにより、農林水産課では、農業者へ対し燃油や漁具資材への一〇%補助を行う漁業操業支援緊急対策事業を、経済観光課では、プレミアム率三〇%のプレミアム付商品券発行事業、ポイント還元率二〇%、プレミアム率二〇%のキャッシュレス推進プレミアム還元事業及びコロナ対策としての在宅ワークスキルアップセミナー事業を実施する計画としています。

歳出の主なものは、二款総務費、一項総務管理費、十二目企画費では、新規事業として種子島地域公共交通活性化協議会の運営に係る負担金が計上されました。この協議会とは、新たに種子島の一市

二町と民間の委員で構成され、将来の地域課題に即した島内の公共交通の在り方を総合的に協議するために設置されたものです。

同項、十九目あつぼくらんど管理費は、県補助金が見込めないために減額し、予定していた多目的グラウンドのフェンス修繕工事については、年次的に組み替えて執行行う計画修正が説明されました。

なお、総務課からは、四月の人事異動に伴う職員の人件費に係る補正内容に加え、正規職員の休職状況等について説明を受け、現在、五人の休職者がいるが、職員間で補う調整をしてお対応しているとのことです。

四款衛生費、一項保健衛生費、三目予防接種費は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種緊急促進事業が計上されています。これは、当初令和三年三月に予定していた六十五歳以上の高齢者接種が翌年度変更されたことにより、前年度からの組替えをして計上するものです。

六款農林水産業費、一項農業費、三目農業振興費には、さつまいも基腐病残渣処理のための重機借上料が計上されています。さつまいも基腐病対策としては残渣処理が必要不可欠であり、昨年は一か所の仮設置場として埋設しましたが、今年度は必要に応じて市内三か所の仮設置場設置を拡大して対応するためとしています。

十款教育費、二項小学校費、一目学校管理費では、小学校三校のそれぞれに必要な応じた備品購入のための財源組替えが行われていますが、そのうち一校においては、準備室へのエアコン設置のため

の組替えとなっており、本来の学校配当予算ではなく、施設整備としての在り方を十分に検討すべきであったとの意見が委員から出されております。

当委員会では、補足説明などを求め、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

次、議案第三四号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）です。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三百二十六万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十一億九千二百六万二千円とするものです。

補正の主なものは、歳出で四月の人事異動に伴う職員の人件費及び税務課所管の車両借上料など、歳入はこれに対応した一般会計繰入金等によるものです。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

続きまして、議案第三五号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）です。

本案は、歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ百八十七万七千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億六千二百九十九万三千円とするものです。

補正の主なものは、歳出で四月の人事異動に伴う職員の人件費及び会計年度任用職員の配置確定によるものと、地域包括支援センター運営費でパソコン機器更新のための備品購入費、また介護保険制

度改正に伴うシステム改修負担金等を計上しています。歳入で歳出予算の補正に伴った算定をされています。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

議案第三六号です。令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）です。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ五十五万四千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億四千七百四十四万六千円とするものです。

補正の主なものは、四月の人事異動に伴う職員の人件費の補正であり、歳入歳出それぞれ減額しています。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

最後になります。議案第三七号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）です。審査結果について御報告いたします。

第二条で収益的収入及び支出で、第三条は資本的収入及び支出をそれぞれ補正しています。

資本的収入及び支出の執行計画書では、甲女川の県営河川工事に伴う配水管布設替工事や市道国上西之表線配水管布設替などを計画しています。

本委員会では、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 予算特別委員長の報告は終わりました。

予算特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されており、質疑は省略いたします。

議案第三三三号から議案第三七号の五件は、議案ごとの採決をいたします。

初めに、議案第三三三号、令和三年度西之表市一般会計補正予算（第四号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第三四号、令和三年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第三五号、令和三年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第三六号、令和三年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決

いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第三七号、令和三年度西之表市水道事業会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△請願第三号 国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する

事を求める請願書

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一〇、請願第三号、国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する事を求める請願書を議題いたします。

馬毛島対策特別委員長の報告を求めます。

〔馬毛島対策特別委員長 濱島明人君登壇〕

○馬毛島対策特別委員長（濱島明人君） 本委員会が付託を受けました請願第三号、国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する事を求める請願書について、審査の結果を報告いたします。

本請願は、西之表市商工会会長、福井清信氏から下川和博議員を紹介議員として提出されたものです。

請願の趣旨は、経済対策を通じ、広く市民の所得と福祉の向上に寄与することを使命とする商工会としては、自衛隊の施設整備推進

に当たり、馬毛島を行政区域内に持つ地元自治体に対し格段の配慮を強く求めたく、本市議会から、一、自衛隊馬毛基地（仮称）に勤務する自衛官の官舎は、馬毛島に行政区域内に持つ西之表市内に設置すること、二、地元産業振興のため、施設建設における物品等の地元調達に配慮するとともに、建設工事及び維持修繕等においては地元企業の受注機会を確保し、作業員の飲食や宿泊は可能な限り西之表市内において調達すること、三、馬毛島への通勤のための定期船は、西之表港を整備し運航することを国及び関係機関に対し要望を求めるものです。

審査の過程において、自衛隊官舎の誘致は基地建設に直結するものであるため反対という意見が出た一方、地域の中核的経済団体である商工会の要望を受け入れるべきという意見も出されました。

本委員会は、審査の結果、賛成六、反対六で可否同数となったため、西之表市議会委員会条例第十七条第一項の規定により、委員長は可決と決しましたので、賛成多数で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 馬毛島対策特別委員長の報告は終わりました。

馬毛島対策特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略をいたします。

討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔五番 宇野裕未さん登壇〕

○五番（宇野裕未さん） たいいま馬毛島対策特別委員会委員長からの報告によりました日程第一〇号、請願第三号、国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する事を求める請願書に対して、反対の立場から討論いたします。

まず初めに、私自身も商工会の一員でありますことを申し上げます。現在の商工会会員数四百五十四名、事業所ですね、団体ですとか個人事業所含めて四百五十四の会員がいる中の大変小さな飲食店を営む一会員であります。先日、商工会の年次総会が開催され、参加させていただきました。

その際に、今年度の取組といたしまして、会員数を増やしていく、もともとの商工会の原点に立ち返って、会員あつての商工会、そういった立場に改めて立つというお話と、そしてコロナ禍により大変な状況である各事業所と一致団結してこの困難に立ち向かっていくというお話がございました。

この内容と今回の請願を提出されるまでのプロセスには大変なギャップが存在していると感じております。商工会自体が、会員あつての商工会という姿勢にも反し、各会員に意見を求める機会もなく、負託を受けている理事たちと協議されたと説明を受けましたが、理事の中にも、この内容について知らなかったと申している理事もいらっしゃるようです。

こういった状況の中で、この請願書が、ほか自治体での動きに対

して、西之表市を後れを取るのではないかという危惧から出されたという理解はしております。

それでも、そもそもこの自衛隊官舎などの施設は、アメリカ軍のFCLP訓練施設整備を前提にしているものであり、その前提条件である内容に対して不安を抱き反対の声を上げている市民が約半数はいるという状況であります。このような状況の中で、安易にこの要望を上げる段階ではないと考えます。

国が土地買収を行ったことで、もう反対しても施設ができてしまうという諦めの状況から、基地のことを容認し、最大限の交渉を行うべきだと、整備に向けて着々と進められているのが現実だと主張されておりますが、まずは、基地建設は何よりも地元住民の理解が必要という前提に立っております。その最初の理解が示されていない中、この相反する状況を生み出していることに反対の声を上げるべきであり、経済的効果等の恩恵を受けられなくなることで、そういったことを危惧されるような状況を生んでいる今の政府に対して異議を申し立てることが必要であると思っております。

このコロナ禍で、しかもこの小さな離島で、必死に日々の事業を展開し継続していこうと奮闘している島民に対して、このような状況を強い、そして分断を生んでいる、その分断を助長させるおそれのあるこの請願書は時期尚早であると考え、反対いたします。

以上です。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一二番 竹下秀樹君登壇」

○一二番（竹下秀樹君） 請願第三号、国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する事を求める請願書について、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

現在、島内で官民一体となった自衛隊関連施設誘致活動が活発化していることは周知のとおりであります。西之表市商工会さんとしても、同様に官民一体となった取組を求めているのでしようが、本市の姿勢を踏まえ、せめて市議会からは商工会の意思を国に届けてもらいたいという切実な思いでこの請願を出されたものと十分に理解をするものであります。

また、説明がありました請願事項は、地域の中核的経済団体であり、域内経済の振興を使命とする商工会としては当然の要望と考えます。

本市が持続可能な社会であり続けるためには、複合的要因がもたらす現在の経済規模の縮小に歯止めをかけなければなりません。特に、小規模事業者が事業者構成の多くを占める本市においては、各種施策の実施団体としての商工会が果たす役割はこれからも大きいものと考えます。

よって、今回の商工会からの要望を重く受け止めるべきと考え、もって採択に賛成の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「四番 渡辺道大君登壇」

○四番（渡辺道大君） 請願第三号、国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する事を求める請願書に対し、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

防衛省は、馬毛島をFCLP施設建設の候補地としているだけで、具体的な中身、内容等については何も示していないのが現実であり、また何も決まっていないのも現実であります。

そして、本市においては、馬毛島利活用について様々な事業を実施、または計画も示しており、FCLP施設建設計画については、失うものが大きく、同意できないという立場を明確に示しております。

自衛隊官舎の設置等を国に対して要望するということは、すなわち馬毛島への基地建設を推進、求めるということになります。これは、これまで一貫して馬毛島へのいかなる軍事施設整備にも反対してきた西之表市議会の決議に反するものだと判断をして、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 商工会のほうから出ました国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望する事を求める請願書について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど同僚議員の方もおっしゃいましたように、新聞報道にございました。自衛隊関連施設の誘致合戦を行っている。誘致合戦であ

ります。南日本新聞の報道にありました。そのような状況にあるわけであります。

そのような状況にあっても、我々の市長は、いろいろな問合せに応じたりは事務的にはしておるわけでありますが、実際には、国、防衛省の計画、まだまだ納得できないということで、同意できないということであります。

これまでも、賛成、反対ということは明確に示さず、馬毛島ほかの活用方法があるということで、その活用方法を示してくるとおっしゃってりましたが、実現可能なその代替案というものは四年たつても示されません。今後、四年間たつても示されないとは思いますが。市長がそのような状況であります。

そして、議会のほうはどうであります。私は賛成の立場で申し上げますが、これまで十年間、十年以上ですね、二〇一一年六月の以前から議会のほうは反対しております。十年以上にわたって議会は反対の意思を示してまいりました。そして、今回も、反対の意思を持つ方も多数いらっしゃるわけであります。これも事実であります。

しかしながら、新聞報道等で誘致合戦だというふうに書かれ、本来ならば、馬毛島がある西之表市、西之表市の町に宿舍のほうもでき、そこに自衛隊員の家族の皆様が生活をされ、日常の消費もなされる、そして自衛隊員の子どもたちもこの西之表市の小中学校に通ってくれるはずだと思っていたのが、この誘致合戦に参加しない、

初めから参加しないという態度で、どうなるか成り行きを見ているだけということになってしまします。本来なら、この西之表市の小学校、中学校で見られたはずの子どもたちの笑顔、笑い声がほかの町で見られてしまう、その可能性が大きくなっているわけであります。

そのような状況の中で、商工会のほうから今回の請願書のほうを出されました。議会は議会のこれまでの対応がございましたが、もうここまで来れば、対応を考えていかなければならないのではないのでしょうか。我々議会が責任を取るということを真剣に考える時期に来ているかと思えます。商工会の思い、きつちりと酌んでいただきたい。また、この思いは市民の大多数の思いでもあると私のほうは確信しております。

以上で賛成討論いたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本件について、馬毛島対策特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

さい。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、請願第三号は採択と決しました。

△請願第四号 中西地域の道路における側溝設置についての請

願書

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一一、請願第四号、中西地域の道路における側溝設置についての請願書を議題といたします。

産業厚生委員長の報告を求めます。

「産業厚生委員長 渡辺道大君登壇」

○産業厚生委員長（渡辺道大君） 本委員会が付託を受けました請願第四号、中西地域の道路における側溝設置について、審査の結果を報告いたします。

本請願は、市内在住、中目一郎氏外十二名から橋口好文議員を紹介議員として提出されました。

請願の主な趣旨は、中西地域の市道宮原美浜線において、一部側溝のない道路となっているため、生活排水の処理に苦慮しており、

要望区間に側溝の設置を求めるものであります。

本委員会では、現地調査を行い、生活排水だけではなく、勾配も急な道路の構造上、雨水の排水等についても側溝設置の必要性を確認いたしました。

中西地域も含めて、本市内において同様の問題を抱えている道路があると思われるので、計画的に道路改修に取り組んでいただきたいとの意見も出されました。

本委員会では、審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 産業厚生委員長の報告は終わりました。質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本件について、産業厚生委員長報告のとおり決することに賛成の

方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、請願第四号は採択と決しました。

△陳情第一号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の二

分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇二二年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一二、陳情第一号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇二二年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 竹下秀樹君登壇」

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 本委員会が付託を受けました陳情第一号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の二分の一復元、複式学級解消をはかるための、二〇二二年度政府予算に係る意

見書採択の陳情について、審査の結果を御報告いたします。

本陳情は、鹿児島県教職員組合西之表地区協議会議長、柳光洋氏から提出されたものであります。

趣旨は、学校現場では、学びの保障や心のケア、そして昨年来の新型コロナウイルス感染症対策など、教職員が不断の努力を続けている。解決すべき課題が山積する中において、子どもたちの豊かな学びを実現するため、一、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学校では四十人を超える学級活動などが常態化しているため、特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数として加えること。

二、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の割合負担を二分の一に復元すること。

三、離島、山間部の多い鹿児島県において教育の機会均衡を保障するため、国の学級編制基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて適切な処置を講ずること。

以上三点の実現を求め、政府機関への意見書の提出を陳情するものです。

審査の過程で、複式学級の解消は現実的に可能なのかという意見も出されましたが、教育環境の充実を図る上での教職員定数改善等の必要性では意見が一致し、本委員会は、審査の結果、全会一致で採択すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（川村孝則君） 総務文教委員長の報告は終わりました。

質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本件について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、陳情第一号は採択と決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開をいたします。

午前十一時四十一分休憩

午後一時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案追加上程・審議

○議長（川村孝則君） 次は議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま市長から、議案第三九号、西之表市教育委員会委員の任命について、また、市議会会議規則第十四条第二項の規定により、馬毛島対策特別委員会から、議案第四〇号、馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書と、同じく総務文教委員会から、議案第四一号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてと、同じく馬毛島対策特別委員会から、議案第四二号、馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書、議案四件が提出されました。

また、市議会会議規則第十四条第一項の規定により、議案第四三号、馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する意見書が鮫島市憲君から提出されました。

この際、議案第三九号から議案第四三号の議案五件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは、直ちに議案審議を行います。

△議案第三十九号 西之表市教育委員会委員の任命について

○議長（川村孝則君） 初めに、日程第一三、議案第三十九号、西之表市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 議案説明をいたします。

議案書一ページをお開きください。

議案第三十九号、西之表市教育委員会委員の任命についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定により、委員を任命したいところから、議会の同意を求めるところであります。

住所は、西之表市西之表六五八三番地一、氏名、榎本裕美子氏。履歴にしましては二ページを御覧いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

再度お諮りいたします。

本案は、会議規則第七十三条第一項の規定により、無記名投票により採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、無記名投票により採決することに決しました。

これより投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村孝則君） ただいまの表決権を有する出席議員は十三名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検いたします。

「投票箱点検」

○議長（川村孝則君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票用紙に、同意される方は賛成、同意
されない方は反対と記載の上、順次、投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び
賛否が明らかでない投票は、会議規則第七十三条第二項の規定によ
り否とみなします。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお
願います。

「議会議務局長氏名点呼・各員投票」

- 一番 長野 広美 議員
- 二番 鮫島 市憲 議員
- 三番 橋口 美幸 議員
- 四番 渡辺 道大 議員
- 五番 宇野 裕未 議員
- 六番 杉 為昭 議員
- 八番 河本 幸男 議員
- 九番 濱島 明人 議員
- 一〇番 下川 和博 議員

○議長（川村孝則君） 投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

- 一番 遠藤 建次郎 議員
- 二番 竹下 秀樹 議員
- 三番 田添 辰郎 議員
- 一四番 橋口 好文 議員

○議長（川村孝則君） 投票漏れなしと認め、投票を終了いたしま
す。

議場の出入口を開きます。

「議場開鎖」

○議長（川村孝則君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に長野広美さん、
鮫島市憲君を指名いたします。

よって両名の立ち会いをお願いいたします。

「開票・点検」

○議長（川村孝則君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数十三票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。
そのうち

有効投票十三票

無効投票ゼロ票

有効投票中

賛成十三票

反対ゼロ票

であります。よって、議案第三九号、西之表市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

△議案第四〇号 馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用に

かかる意見書

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一四、議案第四〇号、馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔馬毛島対策特別委員長 濱島明人君登壇〕

○馬毛島対策特別委員長（濱島明人君） 議案第四〇号、馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、馬毛島対策特別委員会委員長、濱島明人。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書（案）。
現在、国においては、新型コロナウイルス感染症対策や東京オリンピック・パラリンピック等、大変重要な状況にあり、その対策等、十分配慮をいただいていることに深く感謝申し上げます。

防衛省においては、鹿児島県西之表市の馬毛島に自衛隊施設を整備する計画を進めており、既に地権者より島の大部分を取得し、環

境アセスメントや管理用道路整備工事の入札実施等、自衛隊施設の整備に向けて着々と進められているのが現実です。

このような中、種子島島内においては、官民一体となって自衛隊関連施設の誘致活動を活発に行っている自治体もあり、このままでは同関連施設が西之表市以外に整備され、基地に勤務する隊員及びその家族の居住に伴う経済効果等の恩恵を受けられなくなることを危惧するところであります。

自衛隊の施設整備推進に当たり、馬毛島を行政区域に持つ地元自治体である西之表市に対し、格段の配慮を強く求め、以下の点について要望いたします。

一、馬毛島における施設建設及び運用については、丁寧な説明の上、住民の理解を得て早急に行うこと。

二、施設の建設及び運用に当たっては、安心・安全を最優先に行うこと。

三、施設建設における物品等の調達については、地元調達に努めるとともに、整備工事、施設の維持においては、地元企業の受注機会を確保し、作業員の食料や宿泊は可能な限り西之表市内において調達すること。

四、施設建設及び運用時における作業員及び隊員の食料等の調達については、地元農水産物を可能な限り使用すること。

五、自衛隊馬毛島基地（仮称）に勤務する自衛官の官舎は、馬毛島を行政区に持つ西之表市に設置すること。

六、馬毛島への通勤のための定期船は、西之表港を整備し運用すること。

七、恒久的な施設と共存する地元自治体の負担を考慮し、再編交付金の十年間の期間終了後は、それに代わる支援措置を講じること。

八、基地機能及び運用が変更される場合は、地元に対し、早急に十分かつ正確な情報提供を行うこと。

九、基地整備後の運用に当たっては、訓練の内容や期間等、地元で正確かつ迅速に説明するとともに、訓練による事故、事件についても同様に情報提供を行うこと。また、西之表市との間に連絡窓口を設置すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。
令和三年六月二十三日。鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、防衛大臣、財務大臣、外務大臣、国土交通大臣、農林水産大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 馬毛島対策特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略をいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。
これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一四番 橋口好文君登壇」

○一四番（橋口好文君） 議案第四〇号、馬毛島における自衛隊基地の建設及び運用にかかる意見書について、委員長報告に対し反対の立場で討論をいたします。

私は、一月に執行された市議会議員選挙において、馬毛島軍事基地反対を公約に掲げ当選いたしました。この決意は、現在もいささかも変わることはありません。

この意見書でございしますが、まず大きな問題が、民主主義のプロセスを踏んでいないということが私は感じられております。そして、防衛省は、今まで地元には丁寧な説明をするということを申し上げておりましたが、いまだにその丁寧な説明がなされているとは私は感じておりません。

また、一月に行われた市長選においても、西之表市民は、騒音問題とかいろんな基地被害問題を心配し、馬毛島軍事基地反対を表明し当選した現職の八板市長を推したわけでございます。これは、西之表市民の民意でございます。この民意を私は大事にすべきだと考え、この議案には反対をいたします。

以上で反対討論を終わります。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一〇番 下川和博君登壇」

○一〇番（下川和博君） 議案第四〇号、馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書の提出について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどもありましたけれども、馬毛島は候補地であると言われておりました。意見書にもありますけれども、防衛省は既に馬毛島の大部分を取得をしていることや、また、環境アセスメントや管理用道路整備工事の入札実施等、施設整備に向けて着々と進められております。もはや後戻りはできないものと考えます。

また、隣の中種子町や南種子町でも、国に対して議会や町民から様々な施設等の誘致の要望が出されております。このまま事業が進んでまいりますと、馬毛島を行政区域に持つ西之表市だけが取り残されてしまうのではないかと大変危惧しております。

馬毛島の整備計画については、市民の間に様々な意見があることは十分承知しておりますけれども、メリットを最大限に生かして、デメリットを最小限にして、西之表市の将来のためにこの施設は必要と考えます。

西之表市だけが取り残されないためにも、国に対して意見書を提出すべきと思ひ、賛成討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） 議案第四〇号について、反対の立場で討論

いたします。

この要望書の趣旨等にはやっぱり理解は示します。人口減に伴う対策、商店街の活性化、これは十分理解できます。

しかし、今、十年考えていきますよ。そして、今の青少年の過去、この判断をするのは今、私たちであります。そのことを考えるときに、ただただこれでいいとか、そういうわけにいかない。私たちの特別委員会になっても、まだまだ論議すべき、時間をかけなきゃならない大きな大きな問題があります。

両町、二つの町に遅れてはならないという意見もあります。それに遅れてはならないわけじゃないんです。この町は私たちの町なんです。遅れる、遅れないの問題じゃないんです。いかに市民が幸せに将来にわたって行くのか、私たちに託された使命でもあるとは思わうわけでございます。

現在、特にこの項目の中の九項目です。市との間に連絡窓口を設置することとございます。国に頼る段階のものじゃないんです、まだ。私たちもまとまっていけないわけでしょう。もう少し論議すべきです。共同提案とまではいきません。しかし、そこに近づけるぐらいの熱意を持って論議すべきです。現在、この問題を出すには、私は時期尚早と考えます。

よって、反対討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一一番 遠藤建次郎君登壇」

○一番（遠藤建次郎君） 委員長報告に賛成の立場で述べさせていただきます。

一般質問でも述べさせていただきましたが、馬毛島の基地整備における状況は、中種子、南種子、両町議会ともに推進へと全会一致で大きく動き出し、多くの市民の皆様方からも、経済効果への乗り遅れを心配する声が上がっていると承知しております。

施設建設及び運用に当たっては、市民の安心安全を最優先しつつ、交付金による財源の確保、学校給食費の無償化、介護福祉への支援、商工観光業者への支援、農業をはじめとする一次産業への支援、建設業への発注増加等、様々な分野への支援による経済活性化で、西之表市を持続的かつ活気ある町に復活させることが大事だと考え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） 議案第四〇号、馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書の提出について、委員長報告に反対の討論をいたします。

そもそもこの意見書提出の経緯は、さきに西之表市商工会長から提出された馬毛島対策特別委員会に付された請願第三号、国に対し本市に自衛隊官舎の設置等を要望することを求める請願書採択に伴うものであり、そこには、馬毛島に自衛隊施設整備計画に対し、住民には賛否様々な意見があることを承知していることを明記し、そ

の上で、自衛隊馬毛島基地（仮称）に勤務する自衛隊官舎の誘致、物資の地元調達、地元企業の受注機会確保など市内調達を求め、西之表港を整備、運行することを求める内容でした。

しかし、この議案第四〇号意見書は、さきの商工会からの請願書の内容とは、一部の文言が引用されてはいるものの、請願趣旨とは異なっており、多くの疑問点を含む内容であると言わざるを得ません。

まず、同請願書には含まれていない経済効果等の恩恵がなくなることを危惧することが理由に挙げられている点についてです。そもそも防衛省は、本市行政区にある馬毛島への施設整備を計画しているのであって、これに伴うメリットと同時にデメリットもあると、提案された議員らも発言されているとおりです。

今、この後、本市にとってはデメリットだけが発生し、施設整備によって期待されている地元経済メリットがなくなる可能性がある」と本意見書は考えていることがここに書かれてあります。

まだ地元同意は出ておりません。また、具体的な施設計画の初期段階であって、迷惑度合いも市民への負担も、明確な計画が示されていないこの段階で、この意見書が真に市民の、また商工会が期待されている地元への経済効果を最大限に引き出させる意見書となるのでしょうか。大いに疑問です。

今、誘致合戦に踊らされ、馬毛島を持つ本市が全く他市と、他自治体と異なるということを自覚せず、要望するだけの意見書は、む

しる地元還元策が小さくなる危険性すら含む内容です。

また、再編交付金は最長十年であつて、現時点で十年間交付となるものも全く不明です。さらに、西之表市との連絡窓口設置を明記してありますが、防衛省のどのレベルなのか、米軍に期待しているのか明らかになっていません。これが、日米地位協定の突破口と期待しての要望だとすると、明らかに日本国内の現状から大いにかげ離れた認識であります。よつて、意見書の内容としては不明瞭としか言えません。

いずれにしても、請願者が要望した内容とはかけ離れた意見書でありまして、よつて、委員長報告に反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 議案第四〇号、馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書につきまして、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

ただいま様々な御意見を伺ったところでございます。一つ一つ反論のほうを、少しですが述べさせていただきます。

丁寧な説明をやっていない、これは市長さん、それとまた、議員の皆様でも、毎回のようには防衛省のほうは誠意ある対応を示さない、また丁寧な説明が足りないというふうにおっしゃっておりますが、私の反論はいつも同じであります。十年以上前から、国が説明をする前から反対の意思表示をし、そして、二〇一一年六月のときにも

副大臣がお見えになつて説明しようとしたが、一応は聞いておりますが、これは交渉のテーブルには着いたことにはならない、そういうところがございます。それ以来、西之表市のほうは、はたから見れば門前払いという状況でございます。そして、議会のほうも同じようなものをしております。

また、当時、信じられないことではありますが、市長のほう音頭をとりまして、各行政連絡員の方にもお願いして、また議会も一緒になつて、反対のための署名活動も行つておりました。本来なら絶対にあるべきことではございません。

そのような西之表市、市長、議会に対しましても、防衛省のほうは度々にわたり説明のほうを行いたいということをやつてきたわけでありまして。残念ながら、それは、市長からも議会からも受け止められることはございませんでした。

逆に、二〇一一年六月に説明されたことが十分に市民には説明されないまま、臆測やうわさ、事実と全くかけ離れたことを反対派の皆さんが流布をして、それを市民の方が信じるというようなことも生じました。署名の結論のほうも、七割ぐらいの方が反対ということになりましたが、それも事実とかけ離れた言説が流布されたからだと思うわけであります。

今、今回の選挙で五分五分という形になりました。私は、それでもきつちりと市民の皆様が事実が伝わっていないというふうに確信しております。

以前には、馬毛島が、一旦許してしまえば、米軍基地になつてしまふ。それはあり得ないことでありますが、バイデン大統領になりました、ますますそういった事態は遠くなったわけでありませう。また、米軍人がやってきているいろんな事件や事故を起こすんだというお話も、これは二〇一一年六月に防衛省のほうで説明されていることでありまして、馬毛島につくる宿舍で寝泊まりをし、馬毛島から出ることはあり得ないという答弁をいただいているところでもあります。それを聞いている市長も、また議長の方も、事実とかけ離れた米軍人がやってくるということに対して否定もしなかったため、それが本当のように独り歩きしてしまいました。市民に大きな誤解を与えたかと思えます。

そういった状況の中で、我々、市長や議会が、国、防衛省に対して誠意ある対応を示さない、丁寧な説明が足りない。私はこれまでも、昨年の末の説明会を見ても、説明が終わった後、四、五十分の説明が終わった後、それと同じくらいの質疑に答えて答弁している姿を見ました。

できる限り、国の防衛に関わることでございますから、機密に関わることもあるわけですが、そんなお構いなしに聞いてくる質疑も多かったわけですが、でき得る限り誠意を持って対応していたかと思えます。ですから、私は丁寧な説明を求める、どなたが言っているのかと思うわけでありませう。その辺、少し反省をいただければと思えます。

また、市長選における民意が表れたというふうにおっしゃる方もいらつしやいました。今、この議場に私も含め十四名の議員がおります。議長も含めてでございますが、その中で選挙戦、当初、選挙戦の時に中立ということで、選挙戦を戦われた方もいらつしやいます。その方を除いて十三名になるわけですが、六名の認容、賛成の議員の方、全体を合わすとその裏には、馬毛島に賛成だから応援したという方ばかりではないかもしれませんが、六名の方に四千六十の方が支持をしております。四千六十人です。

では、反対だという方、七人いらつしやるわけですが、この方を支持したのは三千九百三十六人になります。引き算をしますと百二十四人。認容、賛成すべきだという方のほうが百二十四人、市議選の結果で見れば、そういうふうに出てくるわけがあります。それが民意なんでしょうか。

私は、我々の西之表市民、きつちりと情報を与えれば、きつちりとした判断ができるかと思えます。今の国際情勢の中、厳しい状況の中であります。後ほどこのことについては詳しく討論いたしますので省略させていただきますが、そういった状況の中で、情報をきつちりと与えられていない。

今回のデモフライトにおきましても、市長のほうも、また一部の議員の皆さんでも、実際とは違うからということ、様々なことを言う方がいらつしやいます。どんなにデモフライトを同じようにやったらとしても、気象条件、三百六十五日のうち同一の条件などあり

得ないわけでありますから、これはちょっと違うということで、難癖はつけられるわけであります。反対の方は反対であるわけであります。

先ほど商工会から出てまいりました請願書のほう、反対の方が六人ということでもございました。そのような中で、防衛省のほう、きつちりと説明したくてもできない。また、民意を表すか、どれが民意なのか、これも確かなところではない。それぞれが信じる民意に従って、我々議員は動かなければならないと思います。

そして三つ目に、先ほどの商工会の請願書のほう、六名の方が請願されましたが、妙なことをお聞きしました。今回の陳情書のほうは商工会からの請願を受けてつくられたものであります。提出者のほうが商工会の福井さんから西之表市議会と変わりました。提出者が違う、また、提出先が違うわけでありますから、当然内容のほうも変わってくるのは当たり前であります。市民の代表たる西之表市議会が出すわけですから、単に個々の団体が出すものとは内容のほうは変わってくるのが当然だと私は思うわけであります。

しかしながら、先ほどの反対討論の中では、その請願と趣旨がかけ離れている、内容がかけ離れているから反対ということでありました。ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。その方は、先ほどの商工会からの請願書にも反対をされております。どちらにしても反対ではないでしょうか。

以上で私の討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 議案第四〇号、馬毛島における自衛隊施設の建設及び運用にかかる意見書の提出について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

まず、今まで反対論者が発言したことに付け加えまして、私も付け加えたいと思います。

まず、七項目についてであります。再編交付金の十年間の期間終了後というふうにあります。提出している賛成の皆さんは、再編交付金とはどういう中身なのかお分かりでしょうか。再編交付金は、米軍がFCLPを訓練する、そして、その代わりに爆音や事件や事故、その見返りとして地域にお金をあげますよという内容のものでありませんか。私たちは、地元の子どもや孫たちに、爆音や、そして交通事故、そして被害、そういうものを残していつて交付金を受け取る、こういうことではないのでしょうか。

そしてまた、地元に対し十分な正確な情報を行うということも伝えておりますが、これは先ほど賛成討論者が言ったように、今まで十分な情報を与えていないということの裏返しではないでしょうか。丁寧な説明ということは、私たちは、防衛省に説明を求めたときに、米軍がどういう時間帯で、本当に三時を守れるのかとか、空域を守れるのか、そういう質問をしたときに、分からないという防衛省からの的確な説明はありませんでした。一つ言えば、そういう

ことの丁寧な説明でございます。説明が多分できないからだと思えます。

そしてまた、取り残されていくから賛成だということも言われました。私たちは、地方自治体の子どもたちを守る、そして将来を守る議員として、責任を持ってここにいるはずだと思います。地域の将来を鑑みない自己中心的な発言ではないかと私は感じました。住民説明会の中で、ある高校生が、一旦島を出るが、十年して大人になったらこの島に帰ってきたい、そういう島であってほしいという発言がありました。この島の魅力は、豊かな自然や平和、人のつながりなど、今のままが本当に種子島はいいんだ、そういう気持ちが込められていたのではないのでしょうか。

私たちは、後に続く若い人たちが、この島を一旦出てから様々な経験をして、この島でまた豊かに暮らし、そして地域を守っていく、そういう人たちを迎えていく、この地域づくりのほうが、私たち議員としては大事な役割になっているのではないのでしょうか。

よって、私たち地方議会の議員としては、子どもや孫たちに、今のままの平和な豊かな自然、歴史や文化、そして経済的にも発展をしていくために努力をする、そういう地域を残すべきだと指摘をいたしましたして、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十四時頃より再開をいたします。

午後一時四十四分休憩

午後二時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第四一号 教職員定数の改善及び義務教育国庫負担制度

拡充に係る意見書の提出について

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一五、議案第四一号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔総務文教委員長 竹下秀樹君登壇〕

○総務文教委員長（竹下秀樹君） 西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出をします。

提出者、総務文教委員会委員長、竹下秀樹。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症対策として、昨年三月には全国で一斉臨時休業が行われました。また、四月以降も、再開する学校、休業が延長された学校、再休業に入る学校などがあり、学校現場では、学びの保障や心のケア、感染症対策など、教職員が不断の努力を続けています。

学校現場では、新学習指導要領への対応だけでなく、貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配措置で

はなく、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で、国庫負担率が二分の一から三分の一に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

一、計画的な教職員定数改善を推進すること。特別支援学級在籍の児童生徒が増加し、交流学校では四十人を超える学級活動などが常態化しているため、特別支援学級の児童生徒を交流学級の在籍数として加えること。

二、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を二分の一に復元すること。

三、離島、山間部の多い鹿児島県において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複

式学級の解消に向けて適切な処置を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。

令和三年六月二十三日。鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いをいたします。

○議長（川村孝則君） 質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で質疑を結びたいと思います。

お諮りいたします。本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第四二号 馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一六、議案第四二号、馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

「馬毛島対策特別委員長 濱島明人君登壇」

○馬毛島対策特別委員長（濱島明人君） 議案第四二号、馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、馬毛島対策委員会委員長、濱島明人。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書（案）。馬毛島への自衛隊施設整備に当たり、防衛省におかれましては、昨年来の住民説明会の開催や市民から要望が出たデモフライトの迅速な実施等、地元の理解を深めるために真摯に取り組んでいただいていることに対し感謝申し上げます。

さて、西之表市議会は、令和三年一月執行の市議会議員選挙により新たな議員構成となりました。二元代表制における住民の代表たる議会としては、新たに構成された議員による民主的手続を経て、その立場を示すことは責務であると考えます。

よって、本市議会としましては、国の安全保障政策の重要性を十分理解し、防衛省が現在の我が国を取り巻く厳しい安全保障環境を踏まえ取り組まれている馬毛島への自衛隊施設整備について、ここに賛意を表します。

今後とも、地元住民の理解を深める努力を継続していただきながら、馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早急に取り組んでいただきますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出します。
令和三年六月二十三日。鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしく願います。

○議長（川村孝則君） 馬毛島対策特別委員会は、議長を除く十三

名の議員で構成されておりますので、質疑は省略いたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 議案第四二号、馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書について、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

まず、この意見書の中身は、あまりにも住民無視の内容となっております。到底容認できるものではありません。市民に負託された地方議会議員は、まず、地方自治法第一条にうたわれているように、住民の安心安全な暮らしをどう保障するのかを第一義的に議論されなければいけません。その視点が全くありません。基地建設を強引に進め、ボーリング調査による漁業への影響も今後心配されます。漁師のなりわいをどのように考えているのでしょうか。

今回の市議会議員選挙にも触れております。選挙では、馬毛島へのFCLP訓練基地建設が最大の争点になりました。馬毛島基地建設に賛成六、反対七、どちらでもない一名との結果でした。あのデモ

フライトでは、F 15戦闘機一機だけ。しかし、実施する可能性のある戦闘機は、F 35ステルス攻撃型の戦闘機、不整地着陸訓練C 130、オスプレイも来ます。水陸両用訓練もすると説明しているではありませんか。あのデモ飛行だけで影響は少ないとする判断は、非常に危険なことではないでしょうか。実際に基地ができてしまえば、あのような水平飛行ではなく、タッチ・アンド・ゴーを深夜三時まで繰り返し返すと言ってはわかりません。私たちには、国の安全保障のためだから我慢しろと言うのでしょうか。

第一次産業、畜産業や水産業、そして観光業への影響は計り知れません。多くの軍事基地の専門家は、馬毛島は米軍にとって非常に使い勝手のいい基地になると指摘されているのです。海外メディアは、馬毛島は将来、米軍の不沈空母として利用される可能性がある」とまで報じております。実際に馬毛島で計画されているのは、F C L P訓練基地そのものではありませんか。

二〇一一年六月に、恒久的なF C L P訓練のための基地建設だと明確に説明しているにもかかわらず、この意見書案には、自衛隊の施設であって、米軍が使用するという文字は一言も触れられておりません。環境影響評価などについても、住民の代表たる議員としての意見もありません。国の安全保障政策の名の下に、全て国に従えとでも言うのでしょうか。これでは地方議員としての役割を果たしているとは言えず、住民の期待を裏切るものではないでしょうか。

一月の市長選挙では、八板市長が当選し、反対する議員七名、賛

成六名、どちらでもない一名の選挙結果となっております。市民の民意は、馬毛島基地建設反対です。この意見書提出は、ますます住民の分断を持ち込みます。分断は国によって持ち込まれております。よって、この意見書を提出すべきではないと指摘をいたし、委員長報告に反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一二番 竹下秀樹君登壇」

○一二番（竹下秀樹君） 議案第四二号、馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

まず、この意見書が民意とかけ離れているという御指摘があるというふう聞いています。市民の馬毛島施設整備の賛否は拮抗しているというのが、さきの市長選挙で示されたものと考えます。四年前の選挙結果を考えれば、その後、多くの市民が、賛成とまでは言わないまでも、容認に転じているものと思われまます。その上で、この意見書が民意とかけ離れているというのであれば、施設整備受入れに理解を示す方々を市民として見ていないということになるかと思えます。

また、米軍によるF C L P訓練から生ずる騒音問題について触れてないという御指摘もあります。今回のデモフライトは、あくまでも疑似フライトであり、市民全ての方の不安を払拭するには至らなかったことは承知していますが、体感した上で、騒音レベルと捉え

なかった方々も多数いたことは事実ですし、発表された測定値はそれを一定証明しているものと考えます。

音量ではなく音の性質にまで言及が及ぶと、これはもう主観的なものですから、音の大小に関わらず不快と捉える方もいらっしゃることでしようが、騒音については、あくまでも客観的数値が一つの判断基準になるかと思えます。今回示された測定値は、それには当たらない、そういうことが広く市民には認知しているものと考え、意見書では触れていないところであります。

今回の意見書においては、議会だけでも、自衛隊施設整備に対しまず賛意を示してほしいという、本市の今を支える多くの現役世代からの声を受け、その意を酌んだ構成となっています。全ての市民を置き去りにして、この意見書が提出されようとしているというような御指摘もあるようですが、決してそうではなく、施設整備に反対の議員がそうであるように、賛成の議員も、またそれぞれの立場で多くの市民の声を受け、今回の意見書提出に至っているということとは御理解をいただきたいと思えます。

この意見書が、決して市民の総意ではなく、一方の民意でしかないことは十分に自覚した上で、それでも、これから本市がより一層の住民生活の向上を目指す上での一つの道筋として、自衛隊施設との共存を図るべきと考え、意見書の採択に賛成の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「「三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 今回も委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきますと思います。

先ほど出ました意見書のほうと同趣旨でございますが、付け加えて、議員の構成のほうは、議長も含めましたら七対七であります。これは事実であり、変えられないものであります。次の選挙のときにしか変えられないというのは現実であります。民意はどうかということもございませぬ。民意の見方も様々でございます。

市長選と市会議員の選挙、市会議員は特に数字の数え方でも答えが全く違つてまいります。議員個々が、市民のための政治、今現在の市民のための政治を行うため、幸せのため、未来のために、それが民意なのか判断していかねばなりません。残念ながらうちの場合、以前から思うことであります。民意の前に、自らのイデオロギー、思想、信念があるのではないかと疑義を持っている次第であります。

今回ですね、どうしてもこの賛意を示す意見書を出さなければならぬ。出さなくてよろしいんでしょうか。反対する議員の皆様にも聞きたい。出さなければどうなるんでしょうか。これまで、西之表市長は賛成か反対か分かりませんが、その行動から、発言から言え、国、防衛省のほうは反対と捉えているでしょう。以前の市長のように明確に反対は言われませんが、言葉が分からなければ、行

動で見るとありません。明らかに反対であるでしょう。

議会のほうも反対でありました。今回、この意見書を出さなければ、これまでの西之表市議会の反対という意思をそのまま受け継ぐということになります。中立だという意見表明などはございません。賛成か反対かになってまいります。我々は、理解を願いたいわけではありませんが、反対派の皆さん、今なぜ出さなければならぬのか。中種子町、南種子町の影響もございまして、市民のことを考えれば今動かなければならない。これが九月議会でも十二月議会でももう遅い、手後れになる、そういう状況でございます。

だからこそ今議会で、我々西之表市議会は賛意を示し、少しでも市民の皆さんの未来を明るくするため、そしてこの賛意を示すことによつて、先ほどから騒音被害のことを言われておりますが、FC LP訓練は午前三時まで行われます。全く騒音被害が生じないというわけではございません。私は、眠れないほどの騒音被害はないと考えておりますが、騒音被害はあるわけでありまして。その騒音被害をできる限り小さくし、そして、何らかの騒音被害で耐えられない場合は補償等、様々な措置を考えていかなければなりません。

そのため、反対、反対できちつと国、防衛省と話し合うことができるのか。もし我々が考える以上に、騒音問題が過大で大きくなる場合は、きつちりと国と交渉しなければなりません。そのためにも、今、この六月議会によつて賛意を示す意見書、重要になってくるかと思ひます。

以上をもちまして、委員長報告に賛成の立場の討論といたします。よろしく願ひします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「五番 宇野裕未さん登壇」

○五番（宇野裕未さん） 委員長報告に反対の立場で討論いたします。

まず、先ほどからも同僚議員からの指摘もありますとおり、この自衛隊施設整備・運用は、米軍FC LP訓練基地が前提の整備であります。この訓練施設移転に関する問題では、さきの一般質問でも取り上げました厚木基地周辺では、昭和六十三年から対策協議会が設置され、三十年以上もその騒音問題が存在しております。

神奈川県知事はじめ、関係自治体の長、議長、そして地元選出の国会議員たちが改善要求を求めても、日米安保条約の下、その改善を図る手だてを持たず、国内での移転先を求め、過去には三宅島、瀬戸内海の大黒神島などへの移転も検討されてきております。その都度、反対の声が上がり、現在に至っているという状況であることは、皆さんも御承知のことと思ひます。

改めて、これほどの国民が犠牲になっている状況にもかかわらず、アメリカ側に改善の要求をできる関係にも今現在至っていない状況の政府が、馬毛島を国有地とすることで、地元住民の反対の声をないがしろにし、自衛隊基地としての施設整備と運用計画を進めている状況であります。なおかつ、先日実施されました実際の訓練とは

程遠い内容のデモフライトにおいて、この騒音問題について理解されたとするのは誤りではないでしょうか。

実際に運用が始まってから改善しようと思っても、過去の例を見れば明らかなおお、なかなか改善されることがないというのが今の現状であります。この間、この計画に反対を述べている市民たちは、このことに対して不安を述べているわけでして、これだけの経緯を持った状況をどのように考えているのかと、改めて問いただしたいと思っております。

この状況の中で、今回の意見書のような、謝辞を述べながら受入れますという自治体が過去にあったでしょうか。そのような不名誉な意見書を、市民の代表である議会が可決していいものかと私自身は考えております。

さきの請願書に対する反対討論でも述べましたが、住民の分断を招くような事態を国が国民の税金を使って行っている状況であります。今はコロナ対策、そして先ほどもありました、教育、福祉、貧困対策など、優先すべきことがたくさんあります。そのような中で、なぜ今、これほど不安を抱えている住民たちがいる中で、この分断を生むような進め方をしているのか、そのことに対して異議を申し立てるべきだと思っております。

最後に、三月議会でも取り上げさせていただきました馬毛島のマゲシカなど、馬毛島は何もない、まっさらな土地ではありません。貴重な動植物が生息し、かつ歴史的、文化的遺産も残る貴重な島で

あります。そのような場所を現在の計画のように開発し、軍事的目的のために運用していくことが、平和と公正を全ての人にとりたっており、SDGsの精神、そういったこれからグローバルな社会に生きる私たちが選択する行為として最善なのか、いま一度しっかりと調査や研究、議論を重ね、その上で検討されるべきであると考えております。

以上、反対討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「四番 渡辺道大君登壇」

○四番（渡辺道大君） 議案第四二二号、馬毛島への自衛隊施設整備・運用を早期に求める意見書に対し、委員長報告に反対の立場から討論を行います。

やはりこの本意見書は、自衛隊馬毛島新基地建設の最大の目的である米軍FCLPについては全く触れていないという点が問題であります。米軍が施設を使用するという市民の最も不安に思っていること、また、市民の最大の関心事になっている騒音問題を無視した内容になっていることは厳しく批判をいたします。

国の安全保障政策の重要性を理解し、賛意を示しているようですが、地元の安心安全な生活を最優先に考えるという観点からも、地方議会にふさわしくない内容の意見書となっていますので、提出す

る必要はないと考えますし、この意見書についても、これまで同様、馬毛島へのいかなる軍事施設にも一貫して反対してきた西之表市議会の決議に反するものだと判断をし、反対の討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） 議案四二号、早期の馬毛島への、改めます。議案第四二号、早期の馬毛島への自衛隊施設整備を求める意見書提出について、反対討論いたします。

幾度もこの意見書を読み返しました。西之表市議会の歴史に残る最悪の意見書となるのではないのでしょうか。その理由を申し上げます。

意見書の趣旨は、国の安全保障政策の重要性を理解し、我が国の安全保障環境を踏まえて、馬毛島への自衛隊施設整備について賛意を示し、したがって、早期に施設整備・運用を実現してほしいというものです。

現時点で明らかになっている馬毛島基地（仮称）の施設整備の内容をいま一度御紹介しましょう。米軍によるFCLP恒久施設です。現在、東京都硫黄島で実施されているわけですが、過去のケースでは、九日間で二千七百八十回、夜間だけで千二百二十回、滞在する米軍は三百人に上ります。これが、例えば岩国基地で一部実施された

平成三十年には、前年同期と比べて四倍以上の騒音苦情件数が発生しています。厚木基地、岩国基地、さらには沖縄の米軍基地において騒音訴訟が相次いでおり、被告である国が多額の賠償金を住民に支払う判決が相次いで出されている一方で、米軍の飛行を日本国は禁止することができないと最高裁判決が出ております。いまだに基地周辺の住民の皆さんが深刻な騒音被害にさらされている現状です。

さらに、三沢基地、横田基地、岩国基地、嘉手納に普天間基地など、いずれの巨大な空港施設を持つ基地でも、真夜中三時までの運用時間規定を持っている基地はございません。しかし、馬毛島では行われます。さきのデモフライトで、六機編隊で、私は馬毛島で体験しました。水平飛行にすぎず、まして米軍のF18戦闘機でもなくとも、およそ一分間隔で襲ってくる轟音は大変恐ろしい体験でした。

しかし、住民説明会でも、また四月、防衛省が発表した馬毛島における施設整備に関する質問に対する回答書にも、このような耐え難い基地負担に関する事実は説明されていません。一度受け入れると、これが未来永劫、子々孫々まで続くという事実を私たち議員は理解した上で、責任ある判断をするのが当然の責務です。

さて、馬毛島基地（仮称）の施設整備に戻しましょう。米軍の年二回のFCLPに加え、自衛隊の離発着訓練、つまりはタッチ・アンド・ゴー、模擬艦艇発着訓練、まさにFCLPです。百五十日間です。皆さんは、F35B戦闘機を御存じです。垂直着

陸するそうです。その爆音はとても想像できません。離着水訓練、水陸両用訓練、不時着・不整地着陸訓練、エアクッション操縦訓練、水陸両用訓練、救命生存訓練、ヘリコプターからの展開訓練、空挺投下訓練、PAC3、パトリオットミサイルとも呼ばれ、弾道ミサイルの追撃に特化させた地对空誘導弾ということです。これらの訓練、まだまだあります。

いずれも、現時点では日本のそれぞれ各地で拡散して訓練されているこのような訓練、これらが馬毛島に一拳に集中してくるのです。これでは、地元の基地負担が無限大に拡大していくと危惧するのは当然です。さらに最悪なのは、これらはまだ計画中であって、今後、随時変更していくと防衛省は説明しているのです。このような中途半端で分からない、今後検討を連発した説明で、地元住民が理解できずはなりません。

海への影響も計り知れません。馬毛島近海で最も優れた漁場と言われる横瀬付近を中心に、海上ボーリング調査が今現在も進んでいます。今現在は、失礼しました、この今の時点では停止しております。

例えば、環境アセスメントのことを言いました。その内容は、深刻な疑義が満載しております。例えば、この方法書の中には、散々FCLPの特殊訓練が示されているにもかかわらず、その評価基準は、通常飛行場のものに準ずるとあります。一点を見ても不備がたくさんあるようなこの方法書で、私たちはどう影響評価を今のこの

現時点でできるんでしょうか。

また、さきの馬毛島で、これからのような施設整備になるのか。ましてや運用規定など、どのようなことになるのか明らかではありません。しかし、私たち議員がもし今回のこの意見書を採択するのであれば、それらを全て責任を持って判断することになります。

今この時点で、この種子島において私たちの生活に、例えば海外からのような軍事的脅威にさらされているのでしょうか。この意見書は、早期の運用までも求めています。まさに市民を置き去りにした悲しむべき内容です。

私たち議員は、当然、これから私たちの生活にどのような影響が及ぶのか、もちろんメリットもです。それらを調査研究し、市民にしっかりと説明責任を持てる、負託に応える立場にあるのが市議員です。一般の市民とは異なります。だから、私たちは、決定権を持った一票を投じる権利を持っているからです。今のこの意見書の内容では、一言も市民のための言葉が書かれておりません。今後いかなる基地負担が起こっても、西之表市民に対して甘受せよと、そのような意見書はとても容認できません。

改めて申し上げる必要ありませんが、私たち議会は、地方自治体の意思を決定する機能を持っています。通常は、市の条例、予算、意見書など、おおよそ単年度事業に絡むこと、もしくは将来に関わる部分の条例でも、私たち議会が自ら変更を可能とする決定権を持っています。自治権を持っています。しかし、今回のこの意見書は、

これらとは本質的に異なります。本市の将来を決定する歴史的な内容です。

それぞれ、この意見書に賛同される議員各位は、今回の意見書の内容は、地方自治体が有する自治権を放棄し得ること。一度決定すると未来永劫にその基地が存続すること。このような自覚を持つてのぞんでおられるのか分かりませんが、少なくとも私たちの子々孫々まで、本日の議会の記録は残ります。果たして、そのデメリットに対し、私たち各々が、この時点で責任を負うことが可能なのでしょうか。

もう少しあります。すみません。

もう一点、今回の意見書案が過去最悪の意見書とする理由であります。

馬毛島に誘致を賛成する議員の方々からは、馬毛島基地（仮称）は、既に国が決めたことであると発言されておられます。それでは伺います。その国とは誰のことでしょうか。どの機関を指しているのでしょうか。内閣総理大臣がそのように発言したからでしょうか。自衛隊関連施設整備について、総理大臣の指示に反して、いまだに計画どおりに進んでない事例は全国たくさんあります。それでは国会でしょうか。防衛省でしょうか。確かに地元選出の国会議員の方は、あたかも国の広報マンのように、私たち地元にあります。馬毛島基地は決まったんだよと。このような発言が繰り返されておりますが、法治国家であるこの国は、日本国憲法の下、地方自治制度が組

み込まれています。

現在、地方分権改革は、国を挙げて進められております。国は、地元住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むために、地方公共団体が自主的かつ総合的に担えるようにすることを目的に取り組んでいる改革です。国防は、国の専管事項であり、その点は一点の疑問点もございません。

しかし、今進められようとしている馬毛島への軍事施設は、馬毛島全島を恒久的に使用する計画で、重要かつ深刻な地域課題です。その地域課題であるという認識を持って、私たち地方議会の議員は当然認識を持つべきです。また、今回の意見書には、市民社会への悪影響、基地負担を軽減する指摘は一言も述べられていません。たった一言も述べられていません。

残念ながら、委員会でも、地域に資するべき議論を、正々堂々意見を交わしたということもありません。この意見書の提出に至りました。地方自治権そのものを放棄、返上して、国の国防政策を賛否し称賛する。この意見書は、地方議会としての尊厳も見当たらない、誠に遺憾である内容です。

田添辰郎議員、河本幸男議員、下川和博議員、竹下秀樹議員、杉為昭議員、遠藤建次郎議員。そして濱島明人馬毛島対策特別委員会委員長、それぞれ議員の皆様は、いま一度慎重な御判断を求めて、意見書提出に反対の討論いたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。おおむね十五時より再開をいたします。

午後二時四十六分休憩

午後三時開議

○議長（川村孝則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第四三号 馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する

意見書

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一七、議案第四三号、馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する意見書を議題といたします。

鮫島市憲君に提案理由の説明を求めます。

「二番 鮫島市憲君登壇」

○二番（鮫島市憲君） 議案第四三号、馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する意見書について、西之表市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

提出者、西之表市議会議員、鮫島市憲。賛成者、同橋口好文。

読み上げて説明に代えさせていただきます。

馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する意見書（案）。

馬毛島近海は、現在でも種子島の最も優れた漁場として活用しており、また、マゲシカに代表されるように、固有の自然生態系を持つ優れた自然環境を有している。西之表市は、これまで馬毛島における利活用計画を持ち、事業実現に努めてきている。

一方、防衛省は、西之表市民にとっては身近な生活圏の一つである馬毛島を、地元の同意なしに、日米安全協議委員会において、米軍によるFCLPの恒久施設の候補とした。その前提として、地元への理解と協力が重要であるとしてきたが、いまだにその説明責任が果たされているとは言えない。市民の安心安全な暮らしを守り、ま

た、自然が豊かで心根の優しい島民性を生かし、移住者支援策や観光事業の拡大を目指す本市の取組を西之表市議会は最優先とする。

一方で、日米地位協定の問題を抱え、全国で初めて陸、海、空共用の訓練計画となり、加えて甚大な騒音被害を招くFCLPが真夜中三時まで訓練するなど、地元還元の方策等を勘案しても、社会不安を増長させる馬毛島基地計画には到底同意できない。

よって、馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和三年六月二十三日。鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣、外務大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしくお願いいたします。

○議長（川村孝則君） 馬毛島対策特別委員会は、議長を除く十三名の議員で構成されておりますので、質疑は省略をいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「三番 橋口美幸さん登壇」

○三番（橋口美幸さん） 議案第四三号、馬毛島のいかなる軍事施設整備に反対する意見書案。

賛成の立場で討論を行います。

六月二十三日、今日は沖縄では慰霊の日を迎えています。あの沖縄戦では、軍隊は住民を守らなかったと地元では語り継がれております。国は安全保障のために軍事基地建設と言いますが、米軍も日本国民は守らない。他国のFCLP訓練は、他国の戦争に攻撃するために、FCLP、深夜です、NLP訓練を行うということがはっきりしております。

皆さん、今、日本ではコロナ対策が遅れ続けている中で、先月、私たちのすぐ近くの霧島演習場で、自衛隊と米軍とフランス軍で共同訓練が行われました。離島奪還という口実でオスプレイを飛ばし、実弾まで使って他国の軍隊と一緒に軍事訓練をする。これが、私たち、平和憲法、しかも憲法九条を持つ国がやることでしょうか。

そしてまた、馬毛島へは、住民の反対がこのように、今日は一日じゅう議論されておる中で、こういう議論も無視して、米軍の空母艦載機の離発着訓練場を私たち国民の税金を使ってやる。これはアメリカの言いなりです。アメリカが千四百キロ離れている硫黄島よりも四百キロの馬毛島が近いから、アメリカにとって都合がいいから馬毛島を差し出せということにほかなりません。馬毛島には百六

十億円という私たちの税金がかかっています。私たちの税金は、軍事ではなく、コロナ対策や住民の福祉、教育にこそ使うべきではないでしょうか。これが多くの市民の声ではないでしょうか。

今、マゲシカの問題も国会で議論されました。日本共産党の田村貴昭議員が、今、馬毛島でのマゲシカ推定生息数、二〇〇〇年の五百七十一頭から、二〇一一年の二百五十五頭、あるいは二百七十七頭へと、十一年間で半減しているという鳥居政府参考人の回答が引き出されております。これは、取りも直さず、タストン・エアポーター社の森林法違反の伐採によりシカの食べるものがなくなっているからだと言っております。

国際自然保護連合、五百頭以下の個体数を絶滅危惧の基準として定めております。マゲシカはこの絶滅の危険にあります。にもかかわらず、この馬毛島を丸ごと軍事基地にしてしまう計画が進められております。施設の一部をマゲシカの生息地にする国防衛局からは話があったようですが、防衛省としても、環境影響評価の連続の中で、施設整備が馬毛島のニホンジカ等の自然環境等に対して与える影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を取るなど、適切に対応していく所存でございます。すも大西大臣政務官も答えております。国、環境省もこのように、今、馬毛島の自然破壊を気にしている証拠ではないでしょうか。

皆さん、私たち地元が本当に今、この馬毛島をどういうふうに導いていくのか、議会の大きな責任が問われております。反対する意

見書にあるように、地元還元の対策等を勘案しても、社会不安を増長させる馬毛島基地計画には到底同意できません。この意見に対して賛成の立場から討論を行います。軍事施設整備に反対します。

○議長（川村孝則君） 反対討論はありませんか。

「一三番 田添辰郎君登壇」

○一三番（田添辰郎君） 馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する意見書（案）につきまして、反対の立場から討論いたします。

今日は馬毛島に関しまして、意見書の提出、多く議論もなされているところがございます。その中で、国が分断をおおるとかそういうことをおっしゃる方がかなりいらっしゃるわけです。

アメリカ合衆国は、日本より民主主義が先に生まれたように思っている方がいっぱいいるかと思えます。そのアメリカで分断という言葉がはやっております。それを見習って、日本が分断、分断という言葉を使えば安易に使っていいのかと私は常々疑問に思うわけです。様々な問題があれば意見が分かれるのは当然であります。意見が分かれてしまえば、片一方が片一方のほうを、意見が違ってしまう分断した、その問題を持ってきた人を分断に仕向けている、そういう発想でよろしいでしょうか。

憲法十七条でも示されますように、そのような、本当に人を大切に、仲よくするという意味では、民主主義の最先進国は日本ではありませんし、一番古い民主主義国家でもあります。その自信を持って安易にですね、事の分からない分断という言葉は使うべきではな

い、そのようにまずもってお願いしたいと思います。

この意見書であります。いかなる軍事施設整備にも反対すると書いております。先ほどから軍事施設整備、軍事施設整備というのは、軍事的に様々なことをやっていきます。戦ったりいろいろするわけですが、現在では、戦後考えられているものは、そして日本が考えているものは、抑止力としての自衛力であります。自衛隊の場合、軍事力と言いませんので、自衛力になってまいります。

この自衛力、持たなくて本当によろしいのか。単に馬毛島だけを反対されているのかどうか。反対討論者のほうも説明された国会議員の所属する政党は、馬毛島だけではなく、日本のあらゆる地域の軍事施設について反対をされております。それは、日米安保条約に対して批判的な考え方を持っているわけでありますから、当然でありましょう。

しかし、そのような考え方を、我々にとって身近な馬毛島の問題に当てはめてよろしいのでしょうか。私は違うと思うわけでありませぬ。今回訳あって、子どもたちと食事をしてテレビを見て、その幸せをかみしめるたびに涙が出てくるようになりました。以前から思っておりましたが、朝おはようございますと言い、そして子どもたちを見送って、また夕方になったら共に御飯を食べ、今は大きくなりましたが、幼い頃には一緒に風呂に入る。そして、勉強を見てやり、一緒に眠る。そういった当たり前の日常の生活は、何を前提としているのでしょうか。

様々な意見が違う方がいっぱいいらっしゃると思いますが、我々の日常の生活、当たり前の生活は、平和というものを前提としております。平和に対する考え方が、かなり差があるようでございますが、私は抑止力という概念を信用しております。パワーオブバランスなのではないかというふうに思っております。

きつちりと戦争をしないため、戦争をせずに平和を維持するため、平和を維持して西之表市民の生活、日常の生活を守っていき、これから将来の生活を守っていくためには、きつちりと国が抑止力を持たなければならぬと思います。西之表市民は国民であり、県民であり、市民でありますから、国民として、県民として、市民として考えなければなりません。

我々西之表市議会では、市民という立場をついつい強調されがちなんです。やはり今の状況を考えてみますと、先ほど反対討論者がおっしゃいました。外国の軍隊とも一緒に訓練をし、離島奪還の訓練を行います。尖閣諸島を念頭に置いたものでありますが、その尖閣諸島の並びの南西諸島の北端にあるのがこの種子島、馬毛島であります。そして、目の前には国際海峡である大隅海峡があります。これまでも様々な本を読ませていただいたり、話を聞かせていただきましたが、この国を守る抑止力として最も期待される場所が、ほかでもなく馬毛島であります。馬毛島以外に代替地はないと、私も十年以上かけて本当に納得しております。

そして、そういった国防を担う、国防に貢献することによって、

我々西之表市が一方的に損害を被る、それであっていいのかということ、私はやはり市議会議員の立場で、そうではないんだらうと思います。憲法上にも、やはり正当な補償をもってする、また、不法行為の文言もございます。そういったことを考えれば、きつちりと損害なり、また不利益があるならその埋め合わせは行っていただくかなければならない。そういうふう思うわけでありまして。この軍事的施設というものが、全て反対に結びつくような議論というものは、今はおかしいのではないかと。抑止力でありまして。

そして、特に今回怖いのは、専制主義国家である共産党が独裁する中国であります。いつも言いますように、人権問題等様々な問題がございます。そのような相手に外交問題で解決する努力は、日本はこれまでも十全に行ってきたかと思えます。外交努力もこれまで以上に、これからも継続して行わなければなりません、外交のバックとして、きつちりと防衛力、抑止力として自衛力は持つていかなければなりません。地政学にも重要でありますし、また、どうしてもその自衛力を維持するためには、騒音の迷惑等、多大な迷惑が出る場合がございます。その場合、最も国民に迷惑をかける場所というのは馬毛島であります。

同僚議員の方が、厚木基地の地図を持ち出してくれました。あれは大変分かりやすい地図でありまして、ジェット戦闘機の場合は、エンジンのほうが向く向きに騒音が直線的に広がるわけでありまして、ですから縦長となっております。神奈川県厚木基地から、滑走路か

らいきますと、直径十二キロの円をかきますと、遠いところでは、東のほうに行きますと新横浜駅があります。そして海側に行きますと、見せていただいた地図と同じように、茅ヶ崎というか、ああいう湘南のほうの手前まで、海まで行きませんが、手前まで行ってまいります。ですから、その範囲で広がるわけでありまして、神奈川県厚木の場合はものすごい騒音、耐えられない騒音、これは、爆音訴訟と言われておりますが、毎回、国が負けております。そのたびに税金を使って補償をしているわけでありまして、その被害を被る方、約二十万、数年前の話でありますから今は違うかもしれませんが、二十万いるのではないかと言われております。学校もすぐそばにあります。普天間と同じような問題があります。幼稚園もすぐそばにあります。そういった状況で行われているわけでありまして。

その迷惑を我々がかぶるわけではありませんが、その迷惑と考えれば、馬毛島で行った場合、年に十日間から二十日、そして十二キロ離れている。先ほども頭の真上でジェット戦闘機が飛び回るようなことをおっしゃる方がいたわけでありまして、十二キロも離れた馬毛島で、そして、周回するコースは種子島のほうをなるべく避けようというところで動いてまいります。

そして、もう一点確認していただきたいのは、米軍がどうだ、海兵隊がどうだというふうにおっしゃる方がいらっしゃいますが、議員の中では期数を重ねた方には、一緒に神奈川県厚木基地に行った方が多いかと思えます。そのとき、市役所職員に確認いたしました。

パイロットの皆さん、整備士の皆さん、いろんな問題を起こすのではないですか、そういうふうな質問しましたら、そういうことはない、逆にボランティア活動をやってくれている、そういう面ではありがたい、そういう返答をいただいております。そのようなことを考えますと、周回コースをずれていく、そういうことが本来にあり得るのかというと、私はほぼ考えられないと思っております。

そして、以前には普天間の基地を持ち出しておっしゃる方がおりました。普天間はヘリコプターであります。ジェット戦闘機ではございませぬ。ですから、普天間の地図、騒音の地図を見ますと、ジグザグと変な形になるわけであります。今回のFCLP訓練とは、その騒音の在り方が全く違う、そのことも御理解いただければと、そう思います。

いずれにいたしましても、このいかなる軍事施設整備に反対する、これは抑止力の議論、また、市民の日常生活を守る、根本的な視点を忘れた議論であるかと思えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「五番 宇野裕未さん登壇」

○五番（宇野裕未さん） 馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する意見書案に対しまして、賛成の立場から討論いたします。

私自身、この種子島にUターンしてきたのが二〇一〇年でありまして。二〇〇九年から通って、帰ってくるまでの準備をしていたんで

すけれども、この二〇一〇年に本格的にUターンしてまいりました。

それまで、様々な国や地域を巡る、そんな仕事をしていたんですけれども、その際に、今現在も世界中で起こっております紛争地ですとか、最近までそういったことがあった場所なども訪れてまいりました。そういった地域の現状を目の当たりにしたときに、今のこの世界が抱えております軍事化という、そして、抑止力と先ほどお話がありました、抑止力の名の下に、どんどん軍拡が進んでいく、その状況に大変危惧をしております。

ある最近のシンクタンクの報告によりますと、この抑止力が、相手にとってどこまでがそれが抑止力として作用するのか、その研究が今、まだ未確定だとされております。どこまでいけば、これは抑止として認識されるのか、そのリミッターをどこで超えてしまうのか。そのような駆け引きの中で今起こっているのが、この軍拡であります。

現在の軍事費、先ほどありました、脅威論を持ってこられた中国は二百兆円と出ておりました。そういった、今この世の中で、世界中で軍拡のための予算が使われていること、そして、この馬毛島への軍事施設整備というところが、そういった産業構造の中に巻き込まれてしまうおそれがある、そうしたことに大変危惧しております。これからこの世界で向かっていくべきところは、軍拡ではなく軍縮です。そのための話し合いを様々な機関で行われております。私たち一市民ではありますが、その情報を取ることもできますし、そし

て、これからこの馬毛島という舞台でどのような結論が下されていくのかを見守りながら、次世代にどんな世界を残していくのか、社会を築けていくのか、そのような今、岐路に立っていると思っております。

私自身、この穏やかで、そして豊かな暮らしを営める種子島と、そしてこの馬毛島を囲む環境が大変貴重であると考えております。そのためにも、この意見書案にありますいかなる軍事施設整備に対しても反対するという立場で、反対討論とさせていただきます。あ、賛成討論とさせていただきます。失礼しました。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「一番 長野広美さん登壇」

○一番（長野広美さん） 議案第四三号、馬毛島へのいかなる軍事施設整備に反対する意見書提出について、提案書に賛成の立場で討論いたします。

馬毛島問答は続いておりますが、大変重要な案件でございます。特に本日の議会におきましては、この意見書の内容についてですね、議論を尽くしても尽くしきれない思いであります。賛成討論を聞いていただきたいと思えます。

市議会議員として、何よりも市民の暮らしを守りたいと考えます。例えば日米地位協定について、米軍によって一年間平均十名前後の

日本人が過去に殺されたと統計があります。低空飛行、民間空港の自由な使用、飛行ルートのような変更など、今日のこの時点でも米軍を規制できません。防衛省に訴えて改善できるのであれば、なぜ全国知事会が改定を全会一致で訴えるのでしょうか。

先ほど反対討論された議員に対しては、米軍が飛びませんと発言されていらっしやいました。是非、その発言に今後一生責任を持つていただきたいと思いますが、私は、この苦しい環境を子々孫々まで押しつけることはできないと考えます。

では、馬毛島へ基地を誘致したいと主張される理由は何でしょう。地元への経済効果、市が貧乏だからという声も聞かれます。しかし、軍事産業を支えるのは、大手ゼネコン、大企業であり、その利益のほとんどが持つていかれる構造にあります。地域交付金等で市民生活が豊かになると言われますが、具体的には防衛省からまだ説明はございません。

本市の取組は、既に重層的に子育て支援、また充実した高齢者支援体制を整えております。当然皆さん御存じだと思います。現時点で全ての小学生、市内の小学生は修学旅行援助を受けております。給食費も多くの子どもが既に免除対象となっております。全ての子どもたちは、市内の子どもたちは、高校生まで医療費はかかりません。ICT環境も整い、クーラー設備もおおよそできました。

基地がなくても、私たちの親の世代から見たら、夢のような環境が既に整っております。少しでも市民生活を楽にするから基地の早

期整備をとの意見を聞かれますが、基地のある自治体で叫ばれている耐え難いほどの基地負担と、これに見合うメリットをぜひ具体的に説明していただきたい。

今回の馬毛島への基地建設計画に関連して行われたさきのデモフライトですが、本市議会が求めた飛行ルート、飛行高度、スピード、エンジン出力など、詳細説明はいまだに回答がありません。環境アセスメントにつきましても、先ほど申し上げたとおり、その法律の目的には到底達しないくらい、ひびだらけの方法書が出されていませぬ。その内容は、計画そのものがいまだに未定であるといった内容で、どう環境影響を予測するのか、基本的情報すら満足に出せていません。

このような、現在までの説明や対応を鑑みて、防衛省や国に対し、私は、市民の皆さんの今の暮らしや社会の安定を約束できるとはともいけません。

よって、馬毛島へのいかなる軍事施設整備にも反対する意見書提出に賛成の討論といたします。

○議長（川村孝則君） ほかに反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（川村孝則君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（川村孝則君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始いたします。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（川村孝則君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

賛成少数であります。

よって、本案は否決されました。

お諮りいたします。

ただいま可決されました意見書三件については、それらの字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

△議員派遣の件

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一八、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付しております議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

△閉会中の継続審査

○議長（川村孝則君） 次は、日程第一九、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会において審査、調査中の事件につき、会議規則第百十一条の規定に基づき、継続審査、調査の申出がありました。

委員長の申出のとおり継続審査、調査に付することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（川村孝則君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

△市長挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） 令和三年第二回市議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

川村議長をはじめ、議員の皆様方には、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら議会運営に御苦勞をされましたことに対して、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。

本定例会に提出いたしました予算や条例などの議案につきまして、慎重審議を賜り、全議案可決、同意をいただきました。誠にありがとうございました。

また、開会より本日までの十六日間、議案審議や一般質問等でいただいた御指摘に、一般質問等で馬毛島問題、新型コロナ、基腐病対策など様々な御意見をいただきました。いただいた御指摘については、行政の運営の参考とし、市長の責務をしっかりと果たしてまいります。

この会期中に行われましたことを幾つか御報告いたします。

国上喜志鹿崎の沖に沈んでいる旧日本軍の特攻機九七式艦上攻撃機の搭乗員の遺骨や衣料品等を確認する調査が、六月十五日から始まっております。この調査は、政府が今年度から本格的に始める海没遺骨収集の先駆けとなります。御霊が一刻も早くふるさとに帰られんことを祈るものであります。また、機体の引揚げが、本市の歴

史のページに刻まれることにもなるうかと思います。

所信表明の中でもお話し申し上げましたけれども、全国的にワクチン接種が加速化する中、本市も六十五歳以上の高齢者へのワクチン接種が六月十四日から始まり、七月末で二回目の接種を終わるよう進めております。

また、六十四歳以下のワクチン接種については、八月から、市民体育館を集団接種会場として予定しております。日頃より市民体育館を御利用される方々には大変御不便をおかけいたしますが、御理解のほどよろしくお願いいたします。一日も早くワクチン接種を希望する全ての市民の皆様に接種できるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

議員各位、市民の皆様、そして事業者の皆様のご協力を今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、これから夏本番を迎えますが、議員各位におかれましては、くれぐれも健康に御留意いただき、市政発展のために御活動くださいますようお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

△議長閉会挨拶

○議長（川村孝則君） 閉会に当たりまして、私からも一言御挨拶を申し上げます。

六月八日開会された本定例会は、本日、無事閉会の運びとなりま

した。議員各位、理事者の皆様方に感謝を申し上げます。また、当局におかれましては、予算審査での指摘要望等については、適宜対応していただくようお願いいたします。

さて、本定例会の主な予算は、新型コロナウイルス対策に係る予算が追加補正額の大部分を占めておりました。今現在もコロナ禍でありますけれども、商工業者をはじめ、各事業者に対する支援策の交付金やワクチン接種事業、そして、さつまいも基腐病対策だつたと思ひます。

先ほど市長からございましたが、コロナワクチン接種については、現在、各校区で六十五歳以上の市民に対して計画的に一回目のワクチン接種が執り行われており、計画では、七月中には六十五歳以上の二回目の接種が終了する予定であり、その後は六十四歳以下の市民に対する接種事業が速やかに行われると伺っております。

本市で一日でも早く対象となる市民全体のワクチン接種が終了し、元の日常生活に戻ることを願ってやみません。当局におかれましては、引き続き御尽力をいただきますようお願いいたします。

最後に、これから暑い夏を迎えようとしておりますが、議員各位、理事者の皆さん、どうぞ御自愛の上、今後も市民生活、福祉の向上に御尽力いただきますようお願いいたします。

△閉 会

○議長（川村孝則君） 以上をもちまして、令和三年第二回西之表

市議会定例会を閉会いたします。
御苦勞さまでした。

午後三時三十八分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

五 番 議 員

六 番 議 員